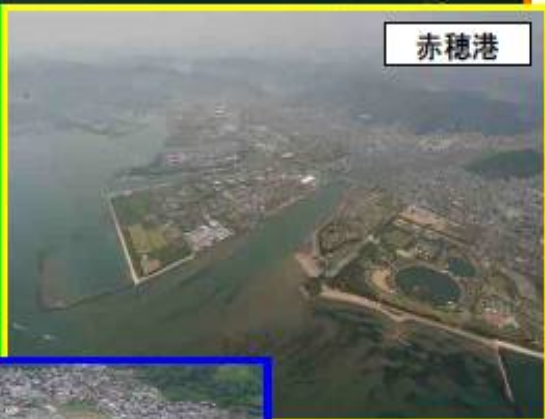
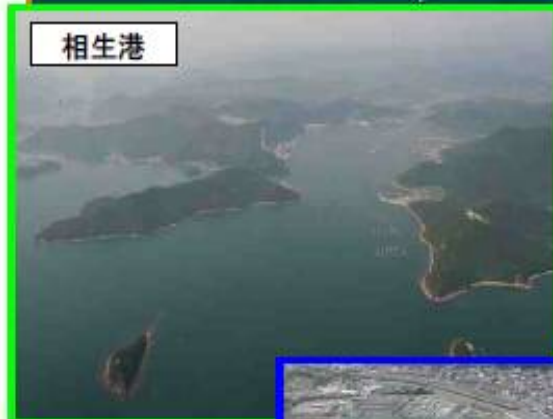


港則法等関係書類 作成・申請ガイドブック



平成25年3月
監修 姫路海上保安部
発行 海上保安協会 姫路支部

<ご使用にあたって>

- ・ ご利用のパソコンに、Adobe Reader の最新バージョンをインストールしてください。
- ・ 目次のご利用される書類のタイトル及び本文中の二重線のアンダーライン部分をクリックすると、そのページにジャンプしますので、記載要領などをご確認ください。
- ・ ご利用される書類の様式を別冊「資料集」には、ワード形式で各申請書の様式を収めています。
デスクトップへコピーした後に、必要事項を入力してご利用ください。
- ・ 本CDに収録している内容は、姫路海上保安部ホームページにも掲載していますので、最新の情報をもとに各申請書類の作成をお願いします。
【姫路海上保安部ホームページ アドレス】
http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/himeji/setsuchi_todokede/menu.html
- ・ 本CDについてのお問い合わせは
姫路海上保安部・交通課 (Tel:079-231-5065)
までお願いします。

目 次

第1章 入出港・海上工事などに関わる法令の概要

- 1 港則法 1
- 2 海上交通安全法 7
- 3 航路標識法 9
- 4 水路業務法 9
- 5 その他 10

第2章 申請・届出時の留意事項

- 1 事務取扱時間 13
- 2 審査基準及び標準処理期間 13
- 3 書類作成上の留意事項 13

第3章 港則法等関係書類の作成・申請要領

- 1 入出港届 16
- 2 入出港届・けい留施設使用届省略許可申請書 19
- 3 停泊場所指定願 23
- 4 けい留施設使用届 29
- 5 危険物荷役許可申請書 32
- 6 危険物運搬許可申請書 37
- 7 危険物荷役・運搬包括許可申請書 40
- 8 危険物専用岸壁承認願 44
- 9 港内工事・作業許可申請書 51
- 10 港内工事・作業許可申請書の作成要領 53
(完了届・海洋施設設置届・海洋施設撤去届を含む)
- 11 港内行事許可申請書 77
- 12 港内行事許可申請書の作成要領 78
(完了届を含む)
- 13 港内工事・作業・行事内容変更許可申請書の作成要領 90
- 14 私設信号使用許可申請書 92
- 15 船舶交通の制限 95
(航泊禁止区域航行許可申請書、引火性危険物積載タンカー接近・接舷許可申請書)
- 16 海上交通安全法に基づく作業・工作物設置の届出 103
- 17 海上交通安全法の除外区域における作業届 111
(水路業務法第19条第1項に基づく通報を含む)
- 18 航路標識に関する許可・届出の手続き 113
- 19 大型作業船の回航計画・プレジャーヨットなどのクルージング計画の提出 122

第4章 許可・申請などで用いる資料集

1 港則法	127
2 海上交通安全法	137
3 航路標識法	152
4 水路業務法	155
5 標準審査及び標準処理期間	160
6 港湾コード(日本)(抜粋)	171
7 岸壁コード一覧表	173
8 港則法に定める危険物	177
9 姫路港の各港区ごとに停泊すべき船舶(港則法施行規則第3条別表第1・抜粋)	192
10 <作成例> 港内工事・作業許可申請書(岸壁修復工)	194
11 <作成例> 港内作業許可申請書(ポーリング作業)	200
12 <作成例> 港内作業許可申請書(深淺測量・潜水調査)	203
13 <作成例> 港内行事許可申請書(ヨットレース)	206
14 <作成例> 警戒船管理運用要領	209

第5章 港内台風・津波対策、海難防止活動、船舶の安全運航に関する資料

姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会規約

姫路港・相生港・赤穂港台風・津波災害防止措置実施要綱

姫路港・相生港・赤穂港台風対策実施要領

姫路港・相生港・赤穂港津波対策実施要領

(平成26年3月改正版)

第1章 入出港・海上工事などに関わる法令の概要

～～どの法令に該当する行為なのか、確認しましょう！～～

◎ 概説

船舶が港に入出港し、荷役などを実施する際には、水深に応じた喫水や船舶に見合った係船能力が確保された岸壁・棧橋などにけい留するとともに、取扱う危険物に応じた安全対策をとる必要があります。

また、工事・作業・行事などを行う時には、一定の水域を必要とするため、通常の船舶の運航に影響を与え、船舶交通の安全を阻害するおそれが発生します。

姫路港内ほか海上部で船舶の運航や荷役・けい留、海上部で工事・作業・行事などを行うこととなった場合は、以下の適用される法令の概要をご確認いただき、必要な手続きをよろしく申し上げます。

1 港則法(P-16～P-102に各種申請・届出の説明、P-127～P-136に条文を記載)

(1) 概要

この法律は港内における船舶交通の安全確保と港内の整理整頓を図ることを目的としており、港内では多くの船舶が出入りし、一般的な海上交通ルールである海上衝突予防法のみでは、安全の確保ができないことから、港内の秩序を守り水路の保全・事故防止に関するルールを定めています。

港則法では

- ・ 船舶の入出港及び停泊に関すること
- ・ 航路及び航法に関すること
- ・ 危険物の荷役・運搬に関すること
- ・ 水路の保全に関すること
- ・ 灯火・信号及び私設信号に関すること
- ・ 工事作業に関すること
- ・ 船舶交通の制限に関すること

などが定められ、港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図っています。

なお港則法は、港内の海上交通取締法規でもあることから、罰則規定もありますので十分ご注意ください。

(2) 港則法による港の種類

港則法が適用される港のうち、喫水の深い船舶や外国船舶が常時入港する港を「特定港」といい、港則法事務を取扱うため「港長(こうちょう)」を配置しています。

姫路港は港則法に定める特定港になっているため、許可申請・届出の手続きを行う際には、宛先が「姫路港長」となります。

八木港・相生港・赤穂港については、港則法の適用を受ける適用港で、港長の職権は姫路海上保安部長がこれを行うこととしており、許可申請・届出の手続きを行う際には、宛先が「姫路海上保安部長」となります。

(3) 港の区域

港則法で定める港の区域を「港域(こういき)」といい、姫路港においては西区・網干区・広畑区・飾磨区・東区の「港区(こうく)」に区切り、概ね各港区の防波堤から内側のけい留施設が位置する海域を「第1区」、防波堤外側の入港船舶が錨泊する海域を「第2区」(東区は、第3区)としています。

(4) 港長への許可申請・届出が必要となる事項

- ・ 危険物の荷役、運搬(法第23条)
- ・ 私設信号の設定(法第29条)
- ・ 工事・作業(法第31条)
- ・ 行事(法第32条)
- ・ 入出港届(法第4条、規則第1条)
- ・ けい留施設の使用届(法第5条第5項、規則第4条第4項)
- ・ 修繕及びけい船の届(法第8条)

などがあります。

なお、港則法の適用港である八木港・相生港・赤穂港においては、特定港の姫路港で行っている許可申請・届出のうち、「工事・作業の許可」・「私設信号の許可」のみ手続きを行うこととしています。(第3章で具体的な許可申請、届出について説明します。)

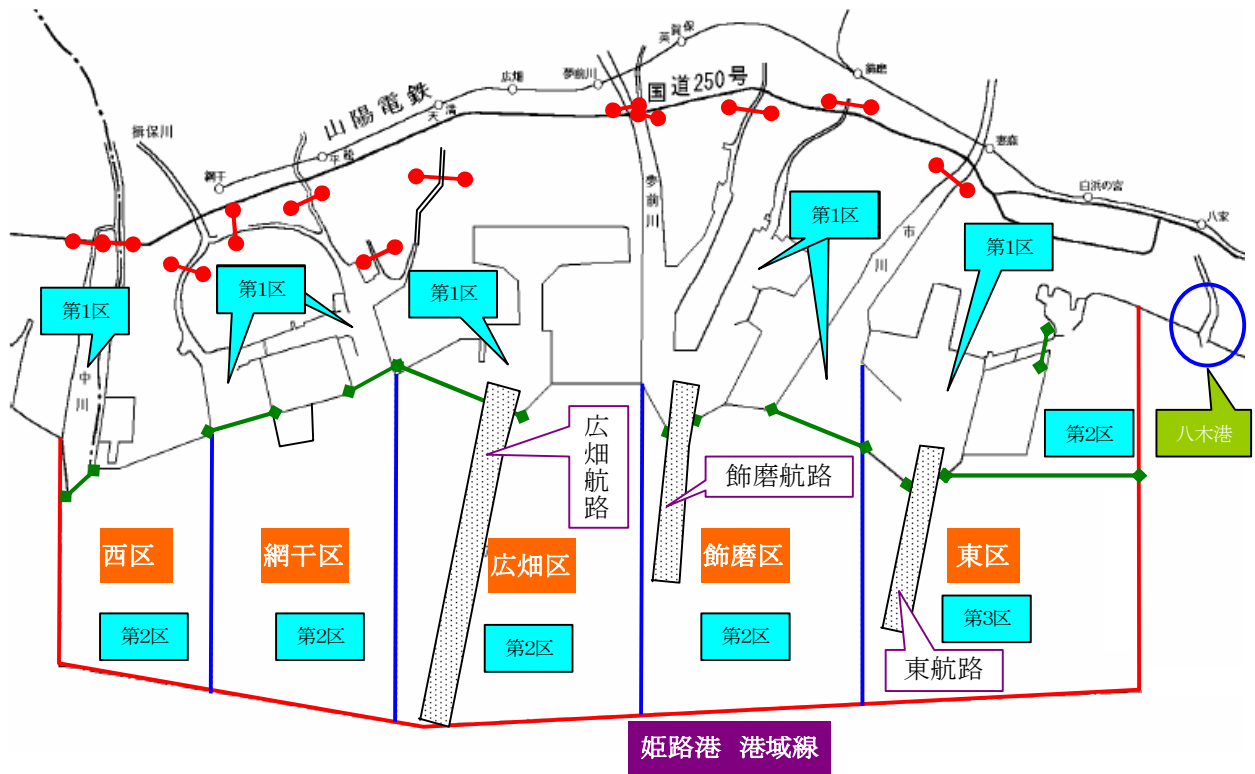
姫路港長・姫路海上保安部長あての許可申請・届出は、いずれも[姫路海上保安部交通課へ提出](#)してください。

※1 姫路港・八木港・相生港・赤穂港の略図は、[P-4](#)～6でご確認ください。

※2 港域を表していない港(海上)に流れ込む河川と海上の境界は、港湾管理区域と河川管理区域の境界となっています。

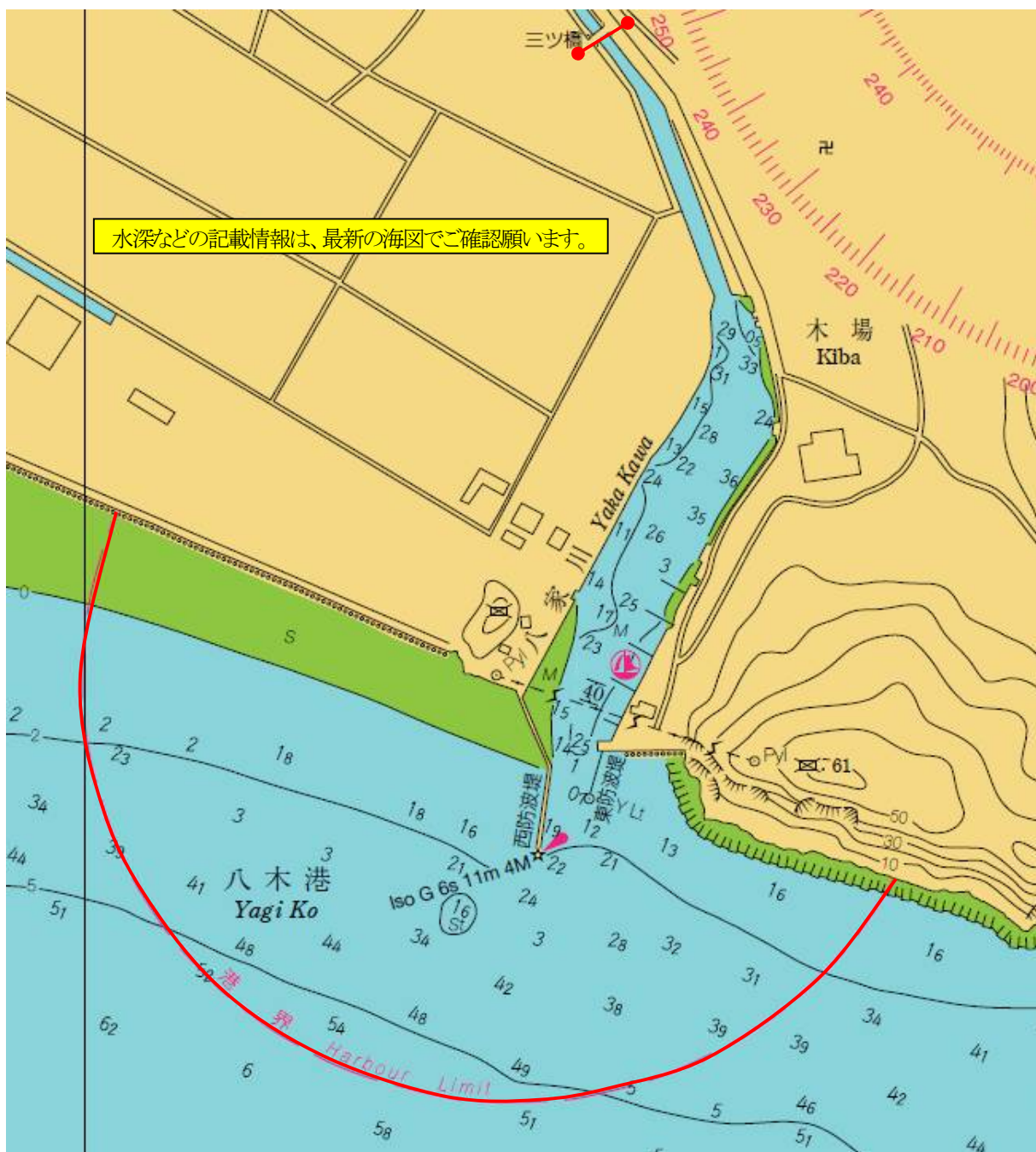
※3 八木港・相生港・赤穂港に、港区は設けていません。

※4 広畑港・飾磨港・木材港などの名称は、使用しないでください。



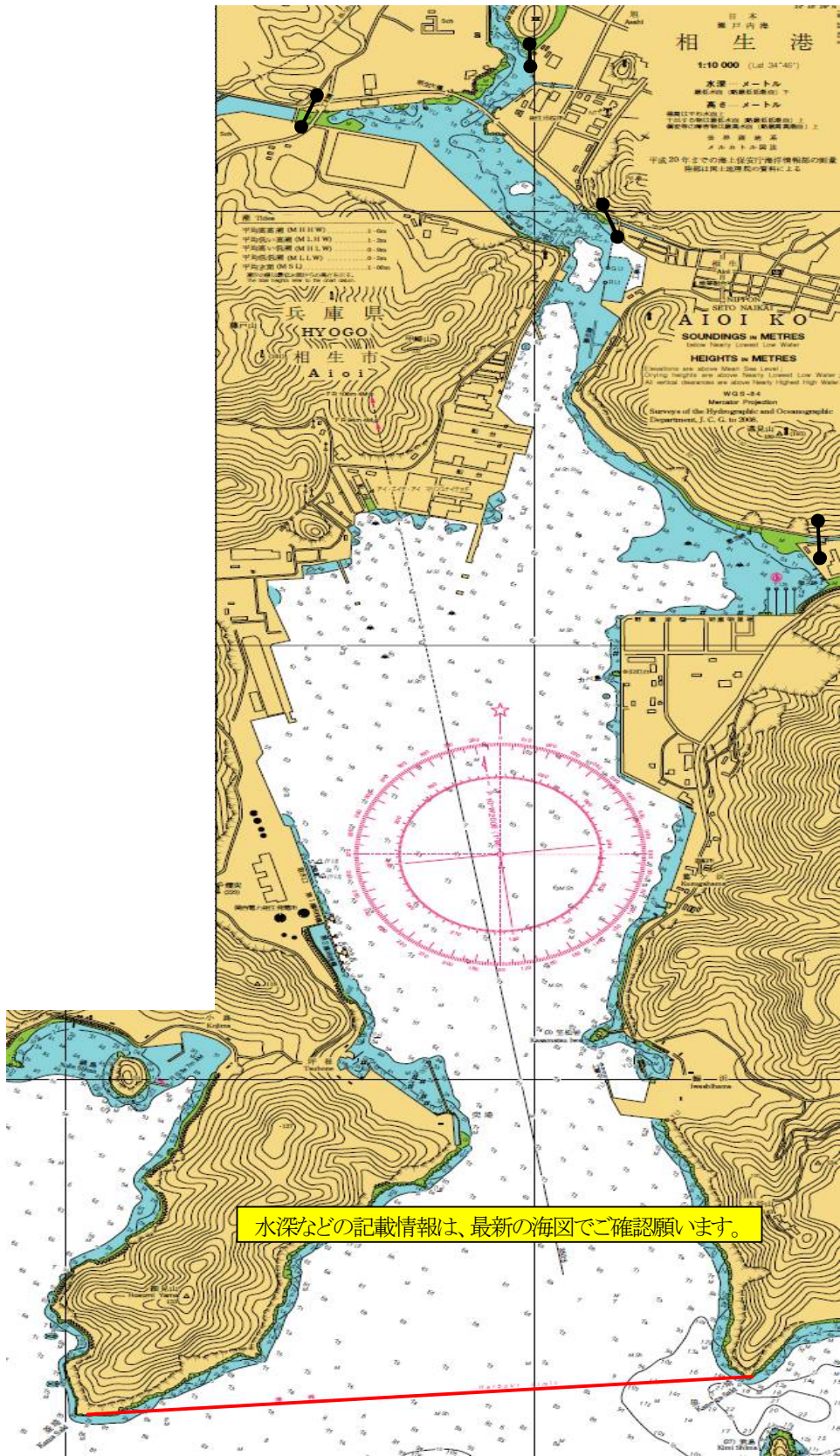
【姫路港略図】

中川口右岸突端から180度2,700メートルの地点まで引いた線、同地点から97度30分4,800メートルの地点まで引いた線、同地点から87度9,000メートルの地点まで引いた線、同地点から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに市川潮止堰、野田川向島橋、船場川最下流旧鉄道橋、水尾川西浜橋、夢前川最下流床止えん堤、汐入川水門、西汐入川水門、大津茂川大吉橋、網干川東雲橋、揖保川本町橋、中川中川橋及び元川元川橋各下流の河川水面



【八木港略図】

姫路八木港西防波堤灯台(北緯34度46分16秒、東経134度43分21秒)から352度210メートルの地点を中心とする半径500メートルの円内の海面及び三ツ橋下流の八家川水面



【相生港略図】

釜崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面



【赤穂港略図】

御埼から御前岩を経て取揚島北端まで引いた線、同地点から322度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川石ヶ崎橋、野々内湊樋門、千種川赤穂大橋及び御埼湊元祿橋各下流の河川水面

2 海上交通安全法(P-103~P-110に届出の説明、P-137~P-154に条文を記載)

(1) 概要

この法律は、船舶交通が輻輳する海域で、船舶交通について特別の交通方法を定め、危険防止の規制を行うことで、船舶交通の安全を図ることを目的としており、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海で適用され、船舶の航行方法・船舶の航行に危険を及ぼさないための措置に関する各種ルールを定めています。

具体的には

危険の防止に関すること

航路及び航路付近の周辺海域を航行する船舶の安全を確保するため、工事・作業の実施及び工作物を設置する際には、海上保安庁への許可申請・届出を定めた規定があります。

本ガイドブックにおいては、このうち、工事・作業及び工作物設置を実施する際の姫路海上保安部長への届出の手続きについて、ご説明いたします。

(2) 提出先

姫路海上保安部管内の海域においては、海上交通安全法に定める航路はないため「許可」の手続きはありませんが、海上交通安全法の適用海域で工事・作業の実施及び工作物を設置する際には、海上交通安全法に基づく「届出」を実施者から行う必要があります。

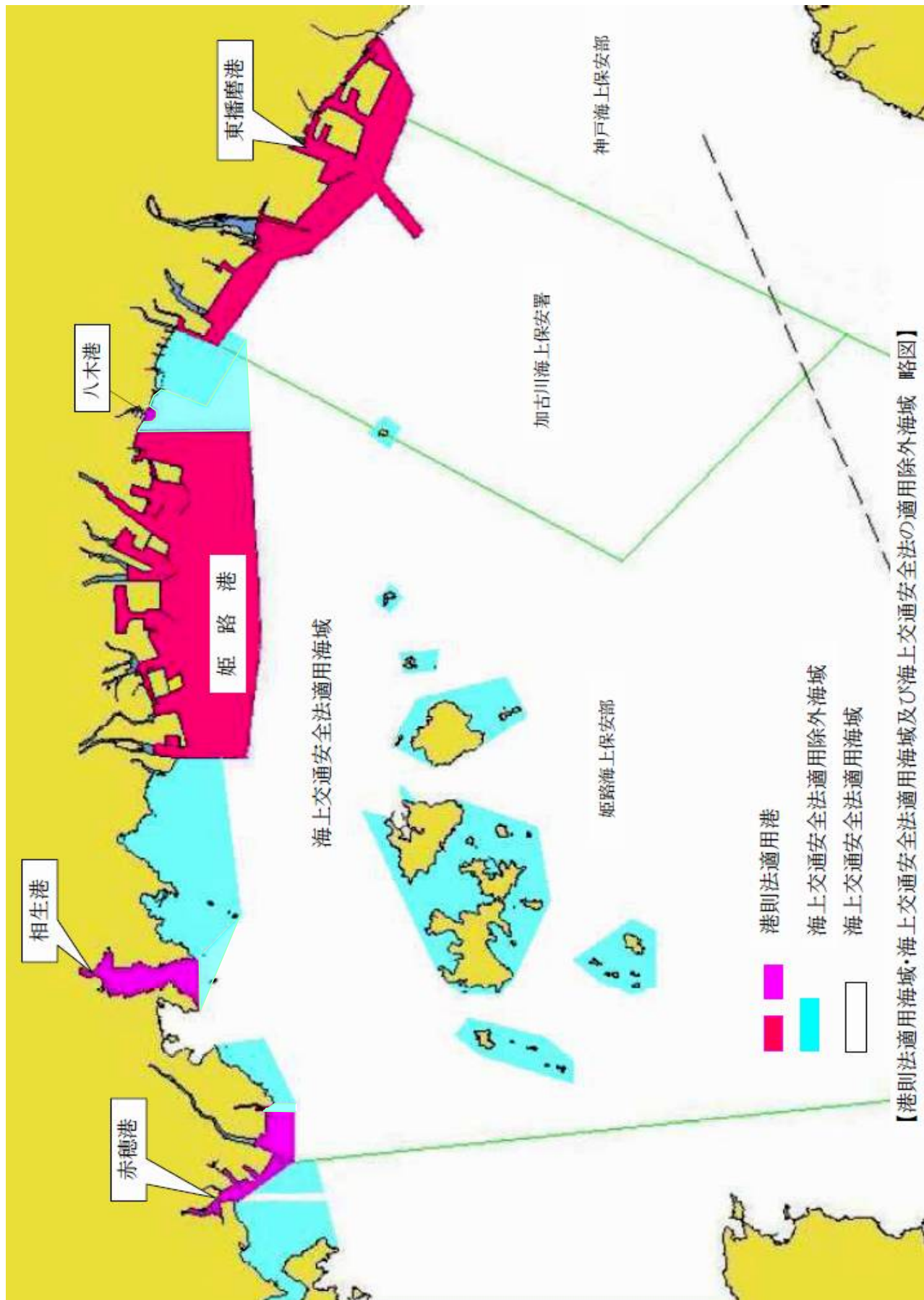
海上交通安全法に基づく届出は、工事・作業の実施及び工作物の設置を行う海域を管轄する海上保安部の長を経由することとなっているため、姫路海上保安部長へ届け出ることとなりますので、姫路海上保安部交通課へ提出してください。

(3) 適用海域

海上保安庁への届出を要しない「海上交通安全法の適用除外海域」とは、港則法で定める「港域」・港湾法で定める「港湾区域」・漁港漁場整備法で定める「漁港区域」・陸岸に沿った漁船以外は通常航行しない海域と定めており、これを図に示しますとP-8のようになりますが、付近海域の船舶交通の状況を踏まえたうえで

海上交通安全法の適用海域と適用除外海域との境界付近で実施される行為については届出の対象となる場合や海上交通安全法の適用海域と港則法で定める港域の境界付近で実施される行為については港則法の許可申請の対象となる場合がありますので、事前に実施する行為の概要・実施区域を明らかにした図面などをもとに、姫路海上保安部交通課へご相談いただくようお願いします。

なお、船舶交通の安全確保と工事・作業中の事故防止の観点から、実施される内容については「海上交通安全法の適用除外海域」であっても、姫路海上保安部長あての「作業届」(P-111 参照)として提出をお願いしておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。



3 航路標識法(P-113~P-121に申請・届出の説明、P-152~P-154に条文を記載)

(1) 概要

この法律は**航路標識を整備し、合理的かつ能率的な運営を図ることによって、船舶交通の安全を確保し、船舶の運航能率の増進を図ることを目的**としており、灯火や設置物の形・色などで港や航路などを示すため、沿岸水域を航行する船舶の指標となる灯台や灯浮標などの「**航路標識**」を対象とした**設置・管理**に関する法律です。

航路標識の設置・管理は海上保安庁が行うこととしていますが、必要により一般の方々でも行うことができ、航行船舶の安全を確保するために、光り方や光りの強さなどを定め海上保安庁への許可申請・届出を行っていただくため、本ガイドブックにおいては、その手続きについて説明します。

(2) 許可標識・簡易標識

実効光度(光の強さを言います。)**15カンデラ以上**の航路標識を「**許可標識**」といい、事前に許可を得たうえで、設置する必要があります。

実効光度**15カンデラ未満**の航路標識を「**簡易標識**」といい、工事・作業などで一時的に設置する場合を除き、**設置、既設設備の変更、運用の廃止の時に届け出る**必要があります。

「許可標識」についても設置した後において、既設設備の変更、運用の一時休止、廃止・撤去を行う際に、設置者・管理者が所要の手続きを行うことが必要となります。

(3) 提出先

灯台などを設置する際には事前に設置目的・施工区域などを明らかにした図面などをご用意いただき、姫路海上保安部交通課へ許可申請・届出の手続きをしてください。

4 水路業務法(P-155~P-159に条文を記載)

(1) 概要

この法律は、**水路測量の成果その他の海洋に関する科学基礎資料を整備し、もって海空交通の安全に寄与するとともに、国際間における水路の情報交換に資することを目的**としており、海図や潮汐表など水路図誌と呼ばれる船舶の安全な航海を計画するうえでの基礎資料の作成、潮汐や海潮流といった海上で発生する自然現象の観測といった業務の実施要領を定めています。

海図などの水路図誌は常に最新データに基づき提供することが重要で、**水深や港湾の形状変化**があった場合は、**姫路海上保安部交通課へ情報提供**をお願いしているところです。

本ガイドブックにおいては、**水路業務法第6条に定める水路測量の許可申請、水路業務法第19条に定める海上工事等に係る海上保安庁への通報**について、ご説明いたします。

なお水路業務法に関するお問い合わせは、第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係(電話:078-391-6651、内線:2515)へお願いします。

(2) 水路測量の許可

海上における深淺測量については、潮位の変化も踏まえその場所の海底から海面までの深さを正確に計測する必要があり、その成果については海図などの水路図誌に反映するほか、海図に記載されている現水深との確認に用いることから、**水路業務法第6条で水路測量を実施する際には、海上保安庁の許可を得ること**となっています。

水路測量を実施する場所・内容・使用器材などの資料とともに、**原則として実施の1ヶ月前**までに許可を得ることとなっています。

港則法に基づく許可申請・届出、海上交通安全法に基づく届出などとは別に、「第6条申請」を行うこととなりますので、余裕を持って第五管区海上保安本部海洋情報部へご相談をお願いします。

(3) 港則法に基づく許可申請・届出、海上交通安全法に基づく届出などにより、船舶の安全な航海に必要とされる資料は、海図などの水路図誌に反映されています。

しかしながら、**港則法・海上交通安全法が適用されない海域**では、海上保安部への許可申請や届出の義務はなく、ここで工事・作業が行われて新しい岸壁ができた・防波堤が撤去された、といった内容は海図などの水路図誌に反映されません。

水路業務法第19条では「港湾の修築や海岸線に重大な変化を生じる工事を行う場合は、海上保安庁へ通報」しなければならない(P-111・112 参照)、と定めています。

工事作業の着手前に余裕を持って第五管区海上保安本部海洋情報部へご相談をお願いします。

5 その他

海上保安庁が所管する法令について説明してまいりましたが、このほかにもご理解をいただきたい法令として、港湾法と河川法をご紹介します。

(1) 港湾法

港湾法は、交通の発展及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、**環境の保全に配慮し港湾の秩序ある整備と適切な運営を図るとともに、航路を開発し及び保全すること**を目的としており、**港湾管理者**として**姫路港・八木港は姫路港管理事務所**(電話:079-235-0176)、**相生港・赤穂港は光都土木事務所**(電話:0791-58-2233)において、事務が行われています。

港湾法では港湾管理者において岸壁、防波堤、航路、泊地などの施設を良好に維持管理することとされています。

船舶交通の安全確保と良好な港湾を維持することで、海上交通の健全な発展を担っていることとなります。

従って、姫路港長・姫路海上保安部長へ許可申請・届出を行うにあたっては、港の管理者でもある港湾管理者にもご説明をしていただくとともに、行為の着手にあたっては事前に所要の手続きを行っていただくようお願いいたします。

(2) 河川法

河川法は、洪水・高潮などによる災害発生を防止し、河川が適正に利用・流水の正常な機能が維持され、河川環境の整備と保全がなされるよう総合的に管理することで、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を確保し公共の福祉を増進することを目的としており、一級河川と二級河川に分けたうえで姫路河川国道事務所(電話:079-282-8211)又は地方自治体の河川管理担当部局に河川管理者を配置して、適切な維持管理がされています。

姫路港・八木港・相生港・赤穂港とも、河川の河口に広がった港であり、港内にはいくつもの河川が存在しています。

港は「港湾区域」・「港域」といった範囲で示されるのと同じく、河川にも河川法に基づく「河川区域」が設けられていますが、船舶の航行実態や河川域に設置されている岸壁などのけい留施設の配置状況から、「河川区域」と「港湾区域」が重複する「河川・港湾区域」が存在する箇所があり、このような場合は河川管理者に対してもご説明をしていただくとともに、行為の着手にあたっては事前に所要の手続きを行っていただくようお願いいたします。

- (3) 海上において、行為を行う際に適用される主な法令についてご説明をいたしましたが、海上部と陸上部で同時に行われる行為については、陸上部で適用される法令もよく理解しておく必要があります。

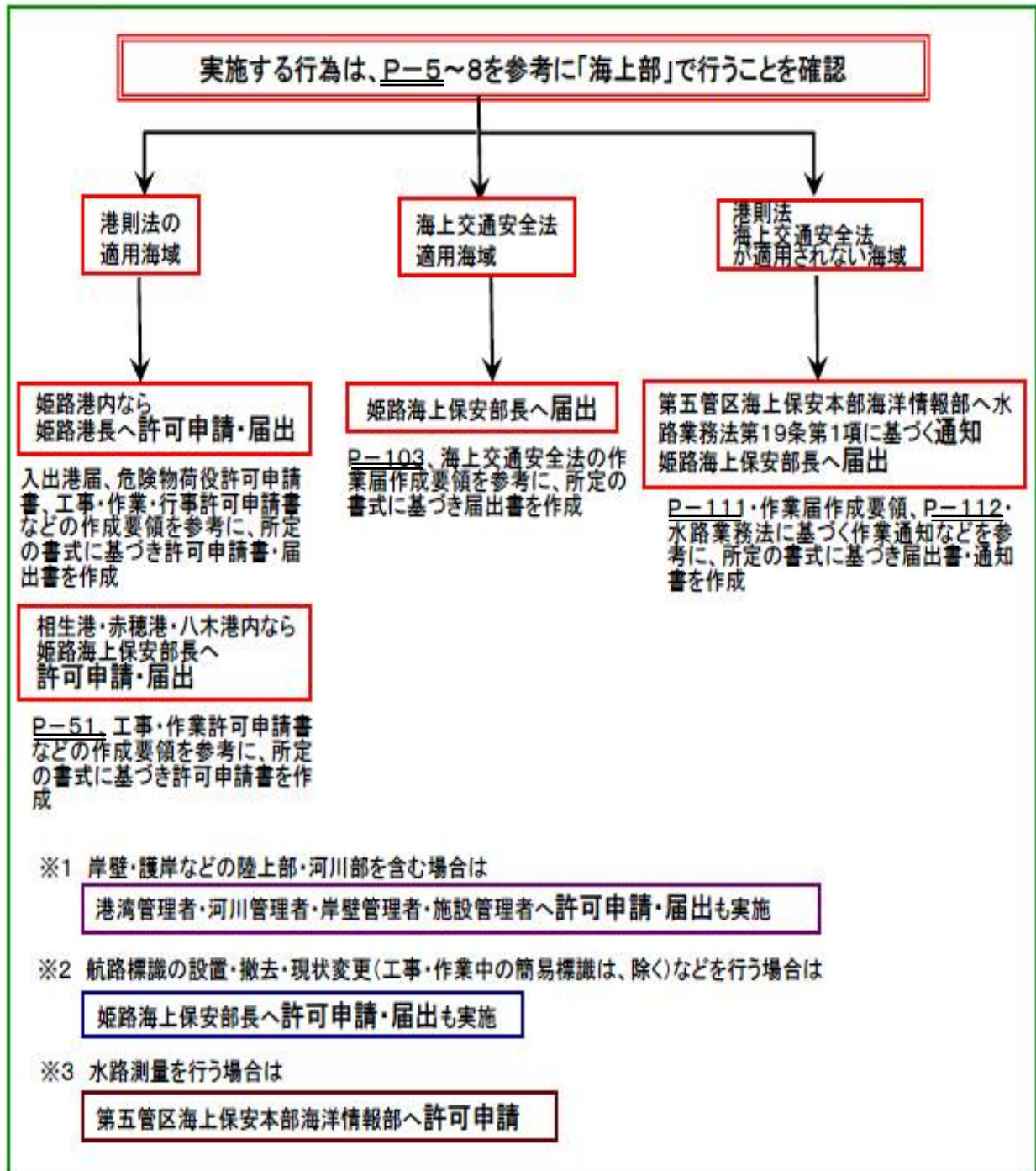
事前に、関係機関と十分な協議調整を図っていただくよう、よろしくお願いいたします。

<参考>

法令ごとの許可申請・届出フローチャート

これまでにご説明した内容をまとめてみると、下図のようになります。

許可申請・届出を行う前に再度ご確認をいただき、適切な事務所の担当者にご相談をお願いします。



ご質問などは、姫路海上保安部交通課【電話:079-231-5065】までお願いします

第2章 申請・届出時の留意事項

～～すみやかに申請・届出の準備をしましょう！～～

◎ 概説

第1章において、姫路港長・姫路海上保安部長へ許可申請・届出を行う必要のある行為【海上部における行為】であることが明らかとなった場合は、許可申請書・届などの作成を行い、実施者が申請・届出をお願いします。

本章では、許可申請・届出にあたって留意していただきたい事項の説明を行いますので、速やかに手続きを完了していただくよう、よろしくお願いいたします。

1 事務取扱時間

受付時間は、平日(月曜日～金曜日)の午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分、
閉庁日は土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)です。

ただし、人命救助や流出物の回収・航路障害物の撤去といった緊急を要する場合のみ、
時間外・閉庁日でも取扱いますので、事前に電話連絡をお願いします。

※ **Naccs(港長関係の電子申請システム)**についても、**同様**に取扱います。

担当課は

姫路海上保安部 交通課

住所 〒672-8063 姫路市飾磨区須加294-1 姫路港湾合同庁舎3階

電話 079-231-5065 FAX 079-231-5066

です。

2 審査基準及び標準処理期間

港長又は海上保安部長(以下「港長等」という。)は、行政手続法により、港則法・海上交通安全法・航路標識法の規定による各種許可・届出に対する審査基準及び標準処理期間を含めて窓口で閲覧・姫路海上保安部ホームページ(http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/himeji/setsuchi_todokede/menu.html)で公開しているとともに、P-160～P-170でもご確認できますので、許可申請を行う場合の参考としてください。

例として、工事・作業・行事許可申請の際の標準処理期間は、1ヶ月程度となっています。

3 書類作成上の留意事項

港則法・海上交通安全法・航路標識法など、姫路海上保安部交通課へ提出する許可申請・届に関する共通の留意事項についてご説明いたします。

- (1) **許可申請・届出で用いる書類は市販されていない**ため、申請者においては**姫路海上保安部ホームページ**(http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/himeji/setsuti_todokede/menu.html)からダウンロードするか、**別冊・資料集の中から所定の様式をパソコン上のデスクトップにコピーし、本ガイドブックの各許可申請・届出の記載要領を参考として作成**してください。

用紙のサイズはA4版を用い、左とじ・横書きとし、A3版用紙などを用いる場合は折り込んでください。

なお熱転写式ファックスなど、長期保存に適さない用紙は使用しないでください。

- (2) 黒色のペン又はボールペンで記載し、プリンターなどを使用する場合は、黒色インクを使用してください。

図面上で、**作業区域・施工区域・標識位置**などを表示する際には、マーカーなどを用いるなどして**わかりやすく**お願いします。

特に、すでに許可・届出をしている書類の**変更する内容を記載した許可申請書・届を提出する場合**は、変更前・変更後の項目を明記したうえで、説明文などを用いて**変更する部分をわかりやすく表示して**いただくようお願いします。

- (3) 姫路海上保安部交通課へ提出する日を「提出日」とし、和暦(平成○年○月○日)で記入してください。

届出書など、一部郵送で手続きが可能な書類については、郵送した日とします。

- (4) 提出していただく申請・届出書類の部数は

姫路港長又は姫路海上保安部長あて港則法関係書類ほか、届出書→1部

第五管区海上保安本部長あて海上交通安全法関係書類→2部

を基本としますが、提出者において保管するものなどについては、提出前にご確認をお願いします。

所定の手続き後に、許可又は受理印を押印して、1部をお返しします。

- (5) **申請者**は、**法人又は団体において代表権を有する方**であって、法人又は団体の名称・職名・氏名を記入のうえ、社印又は私印の押印若しくは署名をしてください。

作業責任者などの提出者・担当者と**必ず一致しない**場合があるため、契約書・発注証明書などで事前に確認をお願いします。

- (6) 許可又は受理前に記載内容を修正などする場合は、横線2本を引いて削除・その上部余白部分に新しい内容を記載し、削除部分に訂正印(申請者印又は提出者・担当者印で可)を押印又は署名してください。

- (7) 港長等の許可印、受理印などを押印した書類について、記載内容や申請・届出内容などを修正することは出来ません。

すでに**許可・届出している期間を超えた場合は、再申請・届出**を行っていただくことになります。

なお危険物荷役許可申請書やけい留施設使用届など、一部の申請・届出では電話通報で処理できる項目がありますので、「内容変更許可申請書」又は「変更届」の提出は必要ありません。

詳細については、各項目の記載要領の説明をご確認願います。

- (8) 許可申請・届出書類の記載欄に記入事項がない場合は、「なし」或いは斜線を引き、空白欄のないようにお願いします。

- (9) 特定の船舶が、同一場所で入出港・危険物荷役・けい留を繰り返す場合は、1ヶ月を単位

とした「包括許可申請」ができます。

この場合は、毎月20日から月末までに翌月分の許可申請を行うとともに、毎月5日までに実績を提出していただくこととなります。

「包括許可申請」を希望される際には、事前に姫路海上保安部交通課へご相談をお願いします。

- (10) 港則法で規定する船舶は、水上輸送の用に供する船舟類となっており、起重機船・台船など自ら航行する動力を有しない「無動力船」も含まれています。

このような総トン数の定めのない船舶については、積載トン数の60パーセントを総トン数とみなしておりますので、入出港届・けい留施設使用届などの提出の際には、ご注意願います。

- (11) **許可書は、当該行為の行われている現場に必ず携行し、許可の内容・許可条件・港長等の指導事項・事故防止措置などを現場関係者に周知し、遵守**してください。

また届にあっても、届出内容・安全対策などを現場関係者に周知し、励行してください。

- (12) 表紙を除き、申請・届出書類が複数枚にわたる場合は、**ページ数を記載**してください。

- (13) 海上保安庁では、申請者の利便性向上を図るため、危険物荷役許可申請・けい留施設使用届・入出港届などの手続きが事業所のパソコンからできる**電子申請として「Naccs (ナックス) システムの利用促進**を行なっています。

利用にあたっては、通信経費以外の料金は無料で、プロバイダとの回線を備えたパソコンがあれば運用できますので、導入されていない方・導入をお考えの方は

輸出入・港湾関係情報処理センター(株) 電話:0120-794525(06-6446-3812)

(平日の0830~1800において、対応) URL:<http://www.naccs.jp/> へご相談下さい。

第3章 港則法等関係書類の作成・申請要領

～～実施する行為に応じた書類を作成しましょう！～～

◎ 概説

本章においては、港則法が適用される姫路港・相生港・赤穂港・八木港などにおいて実施される行為に対して、姫路港長・姫路海上保安部長へ許可申請・届出を行っていただく個々の書類の作成をご説明いたします。

書類の作成・申請をされる方は、船長・発注者などの関係者と事前に調整・確認を行い、記載事項の漏れや誤りのないよう、記載例をご確認いただきながら正確な書類の作成、許可申請・届出の手続きを行っていただくようよろしくお願いいたします。

1 入出港届

総トン数20トン以上の船舶は、姫路港に入港したとき、出港しようとする時には**港長に「入出港届」を提出**しなければなりません。

(1) 根拠となる条文

港則法 第4条

船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

(2) 提出者

船長。ただし、船長から委任を受けた船主、代理店など若しくは一等航海士などの船舶の職員でも結構です。

(3) 使用する様式

第1号様式(別冊・資料集に、保存しています。)を使用してください。

なおこの様式は、税関・入国管理事務所及び港湾管理者へ提出するものと共通となっています。

(4) 届出が必要となる対象船舶

入出港届省略許可を受けた船舶及び次に該当する船舶を除く総ての船舶が、対象となります。

港則法施行規則 第2条

次の各号の一に該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。

- 1 総トン数20トン未満の船舶及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶
- 2 平水区域を航行区域とする船舶
- 3 旅客定期航路事業(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第4項に規定する旅客定期航路事業をいう。)に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの

- イ 一般旅客定期航路事業(海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。)に使用される船舶であつては、同法第3条第2項第2号に規定する事業計画(変更されたものにあつては変更後のもの。)のうち航路及び当該船舶の明細に関する部分を記載した書面並びに同条第3項に規定する船舶運航計画(変更されたものにあつては変更後のもの。)のうち運航日程及び運航時刻並びに運航の時季に関する部分を記載した書面
- ロ 特定旅客航路事業(海上運送法第2条第5項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。)に使用される船舶であつては、同法第19条の3第2項の規定により準用される同法第3条第2項第2号に規定する事業計画(変更されたものにあつては変更後のもの。)のうち航路及び当該船舶の明細に関する部分を記載した書面並びに同条第3項に規定する船舶運航計画(変更されたものにあつては変更後のもの。)のうち運航日程及び運航時刻並びに運航の時季に関する部分を記載した書面

(5) 提出する時期

① 入港届(入出港届を含む。)

入港後に「遅滞なく」提出していただくもので、「遅滞なく」とは可能な状態の下にあつては猶予することなく行なうことを意味し、提出することが可能な状態の下においては、直ちに届け出なければなりません。

入港した際に、出港日時があらかじめ定まっているときは、「入出港届」として提出できますが、出港時間が変更となった場合は電話でその旨を通報してください。

② 出港届

出港前の適宜の時期に提出してください。

(6) 留意事項

① 提出部数は1部ですが、控えが必要な場合は2部ご用意ください。

控えとして提出された入出港届にも、姫路港長の受理印を押印しますが、この控えは入出港日時や停泊場所などの記載されている内容を港長が証明するものではありませんのでご注意ください。

② 船名は、外国船の場合は英語で、日本船の場合は日本語で船舶国籍証書に記載されているとおりに記入してください。

③ 電算機による事務処理を行っていますので、「前寄港地・次寄港地」の欄には港の名称を「港における船舶の位置(停泊地)」欄には姫路港内の停泊・係留した場所を記入していただくようお願いいたします。

Naccs申請の場合、出港時に次の港が決定していない・港湾コードが不詳の場合は、「(国コード)ZZZ」のダミーコードの利用が可能ですが、極力出港後の寄港地を記載するようにお願いします。

(港湾コード・岸壁コードは、P-171～176でご確認ください。)

④ 本条における「入港」とは、港域線の内側に入ったときをいうのではなく荷役・人の乗下船・物資補給などの目的をもって港域内に停泊する際、岸壁・棧橋などの係留施設に完

全に係留したとき、錨泊の場合は錨が海底をかいたときをもって「入港」とします。

「出港」とは、岸壁・棧橋などの係留施設から係留索を完全に放したとき、錨泊の場合は海底に着いた錨が立ち上がったとき(起錨となったとき)をもって「出港」とします。

- ⑤ 港内の岸壁・係留施設を移動して**複数の場所で荷役**を行う場合などは、**仕出港から姫路港に最初に「入港」した日時、姫路港で最後の荷役を終え次の目的地へ向けて「出港」する日時を【3 到着日時/出発日時】に記載し、姫路港内での移動状況は【16 備考】に記載**をしておいてください。
- ⑦ 書面による場合にあっては、届出者の所属又は職名を記載し、署名してください。
- ⑧ 以下の作成例を参考として、作成をお願いします。

第1号様式		入出港届 GENERAL DECLARATION		作成例	
		到着 Arrival	出発 Departure		
1. 船舶の名称、種類及び信号符号 Name, Type and Call Sign of ship 海保丸 ケミカルタンカー JP1234		2. 到着港/出発港 Port of arrival/departure 姫路港		3. 到着日時/出発日時 Date-time of arrival/departure 9/25 9/26 2230 1700	
4. 船舶の国籍 Nationality of ship 日本	5. 船長の氏名 Name of Master 海保 太郎	6. 前寄港地/次寄港地 Port arrived from/Port of destination 阪神港(大阪)/松山			
7. 船籍港、登録年月日 [※] 及び船舶番号 Certificate of registry (Port, Date [※] , Number) 姫路港、H24. 9. 123456		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent 海保海運㈱姫路支店 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1 079-231-5065			
9. 総トン数 Gross tonnage 499トン	10. 純トン数 Net tonnage _____	8. 船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator 海保船舶㈱姫路営業所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1 079-231-5065			
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station) 飾磨区第2区・S-2錨地/飾磨化学㈱岸壁/ 網干ケミカル㈱岸壁					
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged) 名古屋—<u>阪神(大阪)</u>—<u>姫路</u>—<u>松山</u>—<u>大分</u>					
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo メタノール1,000トン(積)、トルエン500トン(揚)					
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew (incl. master) 5	15. 旅客の数 Number of passengers 0	16. 備考 Remarks 9/25 2230→9/26 0700 飾磨区第2区・S-2錨地 9/26 0800→9/26 1200 飾磨化学㈱岸壁(メタノール・積) 9/26 1230→9/26 1700 網干ケミカル㈱岸壁(トルエン・揚)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration なし		18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration なし		21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer 海保 太郎	
19. 乗組員名簿 Crew List なし		20. 旅客名簿 Passenger List なし			
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration なし		23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health なし			
当局記入欄 For official use				24. 内航船舶 <input checked="" type="checkbox"/>	
(注) 1 ※の付されている項目については、記入不要。 2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。 3 24.欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。					
Note 1 It is not necessary to fill in the item marked "※". 2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in "Name and address of ship's Operator" of the column "8".					
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。					

2 入出港届・係留施設使用届省略許可申請書

定期的に運航している船舶で、概ね毎日のように入出港する船舶は、あらかじめ港長の許可を受けていれば入出港届等をその都度提出する必要はありません。

(1) 根拠となる条文

港則法施行規則 第21条

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第1条(入出港届)及び第4条第4項(係留施設使用届)の届出をすることを要しない。

(2) 申請者

船長。ただし船長から委任を受けた船主・代理店など若しくは一等航海士などの船舶の職員でも結構です。

(3) 使用する様式

入出港届省略許可申請は第2号様式、係留施設使用届省略許可申請は第5号様式(別冊・資料集に、保存しています。)を使用してください。

(4) 許可の対象となる船舶

主に姫路港を基地とし、係留場所が確保され船舶の動静把握が容易な次に掲げるような船舶です。

- ① 同一船舶が、一定の範囲内に停泊すること
- ② 月に10回以上入港(係留)すること

(5) 提出する時期

毎月20日～末日の間で、許可を受けようとする期間の始期までに、十分余裕をもって申請してください。

(6) 留意事項

- ① 許可を申請する期間は、その月の最終日までの1か月以内に限り申請してください。
- ② 許可期間が終了した場合は、翌月の5日までに「入出港実績報告書」「係留施設使用実績報告書」を提出してください。
- ③ 許可申請の際には、申請する期間の入出港(係留)予定表を添付してください。
- ④ 「包括許可申請」を希望される際には、事前に姫路海上保安部交通課へ、対象とする船舶や運航状況などの資料をご提示いただき、ご相談をお願いします。
- ⑤ P-20の入出港届省略許可申請書・P-21の係留施設使用届省略許可申請書・P-22の入出港実績報告書の作成例を参考として、作成をお願いします。

第2号様式

入出港届省略許可申請書

作成例

平成24年9月28日

姫路港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運(株)姫路支店
兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
079-231-5065 印
支店長 海保 太郎(代理人)
船長 姫路 太郎

船舶の名称	姫路丸	予定到着日時 ／ 出発日時	10/1 0000 ～ 10/31 2400
船舶の種類	貨物船		
信号符字又は 船舶番号	JP1234 123456		
船舶の国籍	日本		
船長の氏名	姫路 太郎		
総トン数	499トン		
乗組員の数 (船長を含む。)	5	省略期間	自 10月1日
港における船舶の位置 (停泊地)	飾磨2号岸壁		至 10月31日
船舶の代理人 の氏名又は 名称及び住所	海保海運(株)姫路支店 支店長 海保 太郎(代理人) 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1 079-231-5065		
主な航行海域 (航行経路)	阪神港(大阪) - 姫路港 - 博多港		
貨物に関する 簡潔な記述	鋼材		

(第2号様式)

注意

裏面

- 1 申請者の所属、氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 3 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 4 予定到着日時／出発日時が当該欄に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 5 省略期間は、原則として1ヶ月以内の期限に限って申請すること。
- 6 申請書は、1通提出すること。

第5号様式

作成例

係留施設使用届省略許可申請書

平成24年9月28日

姫路港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運(株)姫路支店
兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
079-231-5065 印
支店長 海保 太郎(代理人)
船長 姫路 太郎

- 1 係留施設の名称又は場所
姫路港飾磨区第1区、海保海運(株)第1岸壁(BS01C)
- 2 係留施設使用届省略期間

自 10月1日
至 10月31日

- 3 係留の用に供する船舶の要目

船舶の名称	船舶の種類	総トン数	重量トン数	船舶の全長	最大喫水
姫路丸	貨物船	699トン	1,100トン	67メートル	5メートル30

(第5号様式)

裏面

注意

- 1 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 省略期間は、原則として1ヵ月以内の期限を限って申請すること。
- 3 申請書は、1通提出すること。

姫路港長 殿

平成24年10月1日

姫路港・入出港実績報告書

作成例

(許可年月日・番号 平成24年8月28日、第123号 関連)

届出者 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
姫路海運(株)飾磨支店
支店長 須加 太郎 (印)
(船長:網干 次郎)

平成24年9月分の姫路港における入出港については、下表のとおりとなりましたので報告します。

日付	船名	トン数	入港時刻	出港時刻	仕出港	仕向港
3日	第1飾磨丸	499	0800	1200	和歌山	水島
8日	第1飾磨丸	499	0700	1400	大分	清水
12日	第1飾磨丸	499	0700	1300	和歌山	今治
16日	第1飾磨丸	499	0700	2200	福山	東京
22日	第1飾磨丸	499	0800	1200	豊橋	鹿児島

- ※ 1 係留施設使用実績報告書は、表題を「係留施設使用実績報告書」として、本紙に準じて作成してください。
- ※ 2 本文は「平成〇年〇月分の姫路港〇〇岸壁における係留施設使用実績は下表のとおりでしたので、報告します。」と記入して提出ください。

3 停泊場所指定願

港長が行う停泊場所の指定には、港則法第5条第2項に基づき省令の定める特定港で一定の大きさの船舶に対して指定するものと港則法第22条に基づき危険物積載船舶に対して指定するものがあります。

姫路港は省令の定める特定港ではありませんので、姫路港長は特別の場合を除き、**危険物積載船舶に対してのみ指定**しています。

(1) 根拠となる条文

港則法第5条

- 1 特定港内に停泊する船舶は、国土交通省令の定めるところ(※1)により、各々そのトン数又は積載物の種類に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。
- 2 国土交通省令の定める船舶(※2)は、国土交通省令の定める特定港内(※3)に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設(以下「けい留施設」という。)にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所(以下「びよう地」という。)の指定を受けなければならない。
この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。
- 3 前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対してびよう地を指定することができる。

港則法第22条

危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。

但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えがないと認めて許可したときは、この限りでない。

港則法施行規則第3条

法第5条第1項の規定による特定港内の区域及びこれに停泊すべき船舶は、別表第1のとおりとする。

※1 省令の定めるところ—姫路港各港区の第2区(東区は、第3区)

※2 省令の定める船舶—総トン数500トン以上の船舶

※3 省令の定める特定港—京浜港、阪神港(神戸区・大阪区・堺泉北区)、関門港(若松区は、300トン以上)

- (2) 申請者
船長。ただし、船長から委任を受けた船主、代理店など若しくは一等航海士などの船舶の職員でも結構です。
- (3) 使用する様式
第3号様式(別冊・資料集に、保存しています。)を使用してください。
- (4) 対象となる船舶
爆発物以外の危険物を積載して、入港しようとする船舶(総トン数の規制はありません。)です。
- (5) 提出する時期
爆発物以外の危険物を積載して入港するまでに、十分余裕をもって提出してください。
- (6) 留意事項
- ① 「**危険物**」とは、**港則法に定める危険物**を言います。(P-177～P-191 参照)
 - ② 停泊許容量は次のとおりです。**危険物専用岸壁(D岸壁)においては岸壁ごとに定めており、下の停泊許容量は適用しません。**

区 分	停泊許容量				備 考
	保安港区		保安港区以外の場所		
危険物を開放された場所に積載している場合	係留施設	係船浮標 又は錨地	係留施設	係船浮標 又は錨地	当該開放された場所の危険物の付近又は同一船艙若しくは区画内で他の危険物の荷役を行うときは、荷役許容量に同じ。
危険物を積載してある船艙又は区画を開放する場合	荷役許容量の2倍	無制限	荷役許容量の2倍	荷役許容量の2倍 (C1岸壁の4倍)	
危険物を積載してある船艙又は区画を開放しない場合	荷役許容量の5倍		荷役許容量の5倍	無制限	

※ 保安港区は、港湾法第39条第1項第7号により、爆発物その他の危険物を取扱わせることを目的とする港区として、定められています。

イ 保安港区一姫路港においては指定はありません。

ロ 2種類以上の危険物を積載している場合又は開放された場所と開放しない場所に積載している場合の停泊許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの停泊許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。

【計算式】

$$a/A + b/B + c/C + \dots \leq 1$$

a. b. c・・・それぞれの危険物積載量

A. B. C・・・それぞれの危険物の停泊許容量

- ⑤ 港則法施行規則第3条別表第1により、港区ごとに停泊すべき船舶が定められており、姫路港では危険物を積載した船舶は、**各港区の第2区(東区は、第3区)に「指定錨地」**を設けていますので、**必ず指定された錨地に錨泊**してください。

錨地は、P-26及びP-192・P-193にて確認してください。

- ⑥ **危険物積載船舶以外の船舶**については、錨地の指定を行いませんので、P-26に示す「危険物積載船舶の**指定錨地**」に**停泊しないでください**。

航路の付近や余裕水深が確保できない場所、船舶の振れ回り範囲を考慮し**他の船舶の航行に支障がある場所での錨泊をしない**よう、事前に安全な位置を確認してください。

- ⑦ 指定された時刻より早く到着した場合には先船が錨泊していて、錨泊できない場合もあります、また、荷役を終え離岸・離棧後に仕向港までの時間調整、航海途中での燃料・食料などの物資補給、乗組員の交替などの目的での錨地利用はないようにしてください。

停泊期間は原則として2日間(48時間)以内としています。

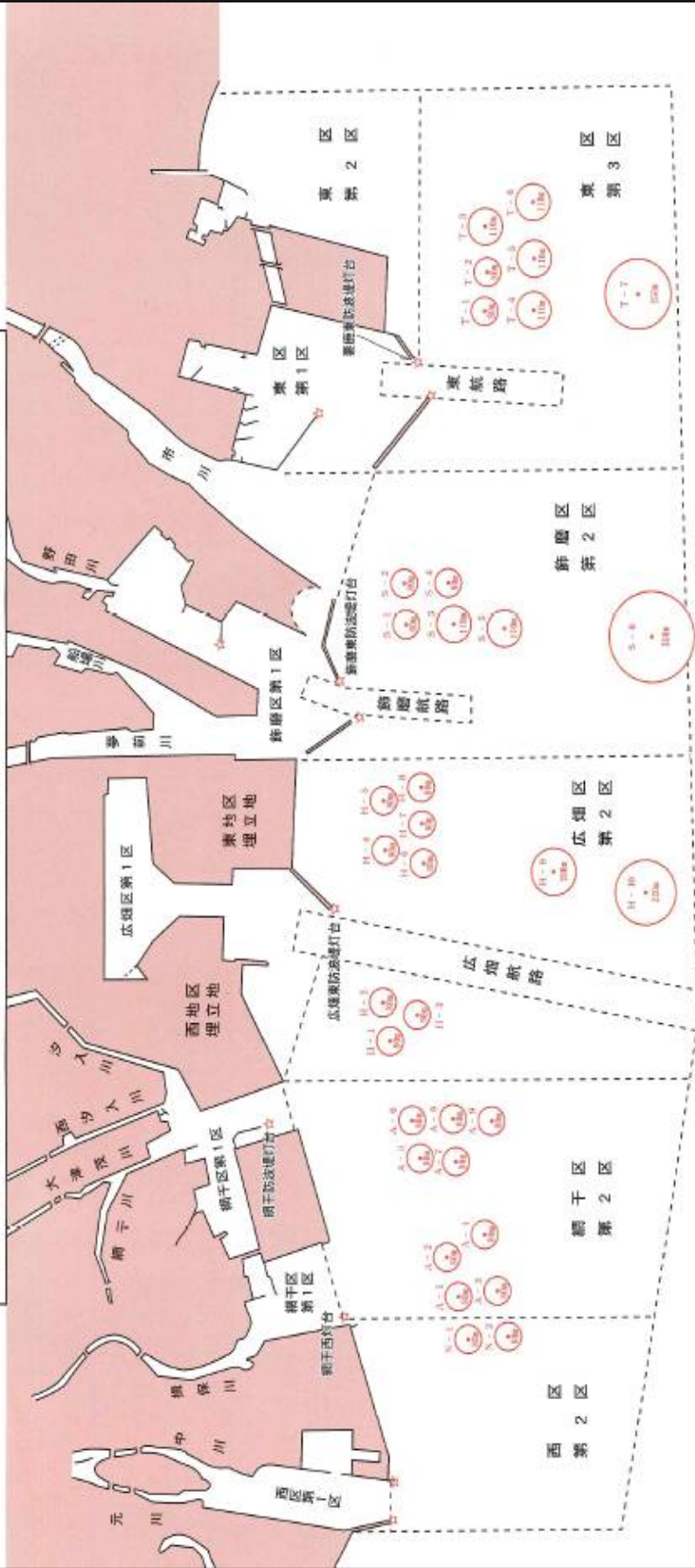
- ⑧ **台風接近時や津波襲来時などには停泊場所の指定は行いません**。風や波の影響で**走錨するおそれ**があることから、**港域内にとどまらず**播磨灘航路・播磨灘北航路など船舶**交通の輻輳する海域を避けた安全な場所**で、**厳重な見張り**を行い錨泊してください。

- ⑨ 危険物を積載したまま夜間・休日などに、岸壁・棧橋などへ係留する場合は、岸壁・棧橋管理者の了承を得てください。

- ⑩ P-27・28の停泊場所指定願の作成例を参考として、作成をお願いします。

姫路港

危険物積載船舶の停泊場所(錨地)配置図



凡例

錨地名
錨地位置
錨地囲り範囲

姫路港 長
(財)海上保安協会姫路支部

錨地名	錨地コード	灯台からの方位距離(真方位)	錨地位置(横位)	
H-5	HH05A	北須賀防波堤灯台から 112° 1170mの点	34° 45' 38" N 134° 38' 20" E	
H-6	HH06A	*	149° 580mの点	34° 45' 24" N 134° 38' 02" E
H-7	HH07A	*	134° 1160mの点	34° 45' 24" N 134° 38' 17" E
H-8	HH08A	*	123° 1450mの点	34° 45' 25" N 134° 38' 32" E
H-9	HH09A	*	170° 2130mの点	34° 44' 43" N 134° 37' 58" E
H-10	HH10A	*	177° 3000mの点	34° 44' 13" N 134° 37' 50" E
A-1	HA01A	網干西灯台から	170° 1100mの点	34° 45' 09" N 134° 35' 20" E
A-2	HA02A	*	107° 1100mの点	34° 45' 13" N 134° 35' 34" E
A-3	HA03A	*	170° 1800mの点	34° 44' 56" N 134° 35' 23" E
A-4	HA04A	*	157° 1500mの点	34° 43' 00" N 134° 35' 37" E
A-5	HA05A	網干西灯台から	194° 1400mの点	34° 45' 21" N 134° 36' 11" E
A-6	HA06A	*	187° 1400mの点	34° 45' 24" N 134° 36' 16" E
A-7	HA07A	*	167° 1800mの点	34° 46' 00" N 134° 36' 10" E
A-8	HA08A	*	187° 1800mの点	34° 45' 11" N 134° 36' 26" E
A-9	HA09A	*	187° 2200mの点	34° 44' 58" N 134° 36' 26" E
N-1	HN01A	網干西灯台から	190° 1200mの点	34° 45' 08" N 134° 35' 04" E
N-2	HN02A	*	190° 1800mの点	34° 44' 52" N 134° 35' 00" E

錨地名	錨地コード	灯台からの方位距離(真方位)	錨地位置(横位)	
T-1	HT01A	西須賀防波堤灯台から 146° 800mの点	34° 45' 06" N 134° 41' 30" E	
T-2	HT02A	*	34° 45' 05" N 134° 41' 45" E	
T-3	HT03A	*	117° 1480mの点	34° 45' 06" N 134° 41' 35" E
T-4	HT04A	*	135° 1250mの点	34° 44' 51" N 134° 41' 35" E
T-5	HT05A	*	138° 1530mの点	34° 44' 51" N 134° 41' 53" E
T-6	HT06A	*	136° 1530mの点	34° 44' 52" N 134° 42' 11" E
T-7	HT07A	西須賀防波堤灯台から	163° 2200mの点	34° 44' 18" N 134° 41' 38" E
S-1	HS01A	西須賀防波堤灯台から	135° 800mの点	34° 40' 30" N 134° 39' 32" E
S-2	HS02A	*	120° 1100mの点	34° 45' 30" N 134° 39' 48" E
S-3	HS03A	*	130° 1180mの点	34° 45' 17" N 134° 39' 37" E
S-4	HS04A	*	133° 1400mの点	34° 45' 17" N 134° 39' 50" E
S-5	HS05A	*	160° 1600mの点	34° 44' 59" N 134° 39' 37" E
S-6	HS06A	*	172° 3000mの点	34° 44' 12" N 134° 39' 26" E
H-1	HH01A	西須賀防波堤灯台から	146° 1340mの点	34° 45' 32" N 134° 36' 55" E
H-2	HH02A	*	241° 1000mの点	34° 45' 34" N 134° 37' 00" E
H-3	HH03A	*	231° 1300mの点	34° 45' 24" N 134° 37' 04" E
H-4	HH04A	*	125° 780mの点	34° 45' 36" N 134° 38' 08" E

第3号様式

錨地・停泊場所指定願、~~移動~~・危険物荷役許可申請書

平成24年9月28日

姫路港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運㈱姫路支店
 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
 079-231-5065 印
 支店長 海保 太郎(代理人)
 船長 広畑 太郎

作成例
 (危険物荷役許可申請と併せて申請した場合)

【共通項目】

船舶の名称	飾磨丸			信号符字又は船舶番号	JJ1234/123456	
船舶の国籍	日本	船舶の種類	ケミカルタンカー	総トン数	499トン	
船舶の全長	65m	最大喫水	4m50cm	重量トン数	1,000トン	
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所	海保海運㈱姫路支店 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1			船長の氏名	広畑 太郎	
危険物情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)			こん包の数	正味重量	船内の積付位置
	氷酢酸. 8. UN2789. II			/	800K/T	IN BULK
	メタノール. 3. UN1230. II. 12. 0°C				500K/T	IN BULK
(通過貨物)			/	500K/T	IN BULK	
メタノール. 3. UN1230. II. 12. 0°C						

※「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録 (FAL様式7)」を提出しても差し支えない。

【錨地・停泊場所指定願を行う際に記載】

錨泊・停泊目的	揚荷役のため	停泊予定期間	9月29日 19時00分から
希望停泊場所	A-6		9月30日 06時30分まで
※指定錨地・停泊場所			

【移動許可申請を行う際に記載】

移動予定日時	月 日 時 分	移動理由	
停泊場所	移動前	移動後停泊 予定期間	月 日 時 分から
	移動後		月 日 時 分まで

【危険物荷役許可申請を行う際に記載】

停泊場所	飾磨化学㈱第1棧橋(DA01C)	荷役業者名	海保海運㈱姫路支店
停泊期間	9月30日 07時00分から 9月30日 15時00分まで	荷役期間	9月30日 07時30分から 9月30日 14時30分まで

(第3号様式)

注意

裏面

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
港則法第5条第2項又は第3項の規定による錨地指定の申請
同法第22条の規定による危険物積載船舶の停泊場所指定の申請
同法第7条第1項の規定による移動許可申請
同法第7条第2項の規定による移動届
同法第23条第1項の規定による危険物荷役許可申請
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 4 「最大喫水」の欄には、停泊期間中の最大喫水を記載すること。
- 5 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 6 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 7 「停泊場所」の欄には、「岸壁又は錨地の名称」若しくは「岸壁又は錨地コード」を記載すること。
- 8 ※欄には記載しないこと。
- 9 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 10 停泊場所指定願及び移動許可申請のみの申請を行う場合は、「危険物情報」の「入港時」の欄に、積載している危険物の情報を記載すること。
- 11 危険物荷役許可申請を含む申請を行う場合は、入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」、「荷繰する危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 12 「荷役情報」は荷役関係者が記入のこと。
- 13 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高压ガス、非引火性非毒性高压ガス、毒性高压ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 14 「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。なお、FAL様式7については、港長窓口でも入手可能である。
- 15 「危険物情報」の欄に記載を要しない場合は、同欄に「無し」の記載又は斜線を引く等該当が無い旨わかるようにしておくこと。
- 16 移動届として使用する際は、表題を訂正の上、移動許可申請と同様の項目に記入すること。
- 17 申請書等は、1通提出すること。
- 18 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること

4 係留施設使用届

姫路港では、**総トン数500トン以上の船舶**がけい留施設を使用するときには係留施設使用届をあらかじめ港長に届け出なければなりません。

(1) 根拠となる条文

港則法第5条第5項

特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

港則法施行規則第4条第4項

法第5条第5項の規定により、特定港の係留施設の管理者は、当該係留施設を総トン数500トン(関門港若松区においては、総トン数300トン)以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届け出なければならない。

- 1 係留の用に供する係留施設の名称
- 2 係留の用に供する時期又は期間
- 3 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
- 4 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

港則法施行規則第4条第5項

特定港の係留施設の管理者は、次の各号の一に該当する船舶の係留の用に供するときは、前項の届出をすることを要しない。

- 1 第1条第4項の規定(漁船における、1ヶ月間の入出港の予定の提出)により、同項本文の書面を港長に提出している船舶
- 2 第2条第3項の規定(旅客定期航路事業などに使用される船舶における、事業計画のうち航路、当該船舶の明細、運航回数及び発着時刻並びに運航の時季に関する部分を記載した書面の提出)により、同号の書面(港長の指示する入港実績報告書を除く。)を港長に提出している船舶

(2) 届出者

係留施設の管理者です。

(3) 使用する様式

第4号様式(別冊・資料集に、保存しています。)を使用してください。

(4) 届出の対象となる船舶

総トン数500トン以上の船舶(船種の区別は、ありません。)です。

(5) 提出する時期

係留しようとするまでに、十分余裕をもって届出してください。

(6) 留意事項

- ① 係留施設の管理者は、係留しようとする船舶が当該施設の水深・係船能力などを考慮して、安全に係留できることを確認のうえ届出してください。
- ② 同一係留施設において、係留船舶が重複しないよう係留時間を調整のうえ届出してください。
- ③ **総トン数が明示されていない無動力の台船・バージ・作業船**などは、次のいずれかで**総トン数を算出して、500トン以上であれば本届を提出**してください。
 - イ 積載トン数がある場合－積載トン数×0.6
 - ロ 積載トン数がない場合－全長×幅×平均喫水(貨物満載状態)×0.6
- ④ **係留能力を超える船舶は原則としてその施設の利用は使用できません。**
やむを得ない事情のある場合には、十分余裕をもって事前に姫路海上保安部交通課へ相談してください。
なおこのような特殊な係留となる場合は、調整を図っていただくとともに、**Naccsでの申請・危険物積載船舶については取り扱いません。**
- ⑤ P-31の係留施設使用届を参考として、作成をお願いします。

第4号様式

作成例

係留施設使用届

平成24年9月28日

姫路港長 殿

届出者所属・氏名 姫路石油㈱姫路油槽所
兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
079-231-5065 印
所長 須加 太郎(代理人)
船長 姫路 太郎

船舶の名称	姫路丸		
船舶の国籍	日本	船舶の種類	油槽船
船舶の全長	66 m	総トン数	699 トン
重量トン数	1,100トン	最大喫水	5m 00 cm
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所	姫路石油㈱姫路油槽所 所長 須加 太郎(代理人) 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1 079-231-5065		
係留施設の名称又は場所	姫路石油㈱姫路油槽所 第1岸壁(DS01C)	係留期間	自 9月29日07時00分
			至 9月29日15時00分
主な揚荷	種類	数量	
	ガソリン 灯油	3,000トン 500トン	
主な積荷	種類	数量	
	NIL		

(第4号様式)

裏面

注意

- 届出者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 届書は、1通提出すること。

5 危険物荷役許可申請書

姫路港内において、船舶で危険物の荷役をするには港長の許可が必要となります。

(1) 根拠となる条文

港則法第23条第1項

船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請者

船長。ただし、船長から委任を受けた船主、代理店など若しくは一等航海士などの船舶の職員でも結構です。

(3) 使用する様式

第3号様式(別冊・資料集に、保存しています。)を使用してください。

(4) 許可の対象となる船舶

危険物を貨物として荷役をしようとする総ての船舶です。

貨物船・タンカーなどの船種を問いません。

船内消費されるプロパンガス・灯油などの積込みは、危険物の荷役に該当しません。

(5) 提出する時期

危険物の荷役を開始するまでに、十分余裕をもって申請してください。

ただし、**停泊場所の指定を受けていない船舶**にあつては、姫路港長の指揮を受けている場合を除き、**姫路港の境界に入るまでに申請**してください。

(6) 留意事項

① 危険物の品名は商品名などを使用せず、**告示に定められた品名(P-171~P-191参照)**を記入してください。

また、引火性液体類は必ず引火点を記入してください。

② 船舶の停泊及び荷役時間が、同一岸壁において他の船舶と重複しないよう、確認のうえ申請してください。

③ 危険物の数量は、個品の場合は容器包装の数、ばら積みの場合は容量を記載し、正味重量は容器包装の重量を差し引いた危険物そのものの重量をトン数で記載してください。

なお、火薬類のうち弾薬及び火工品については薬量が判明しているときは正味重量の下に()書きで薬量を記載してください。

④ 次の危険物荷役に際しては、**荷役する危険物の種類・数量・荷役場所・荷役方法などを明記した資料**とともに、あらかじめ**姫路港長と調整**してください。

イ 火薬類を25キログラム(等級が1.3、1.4又は1.6の場合は1トン、爆薬換算量をいう。)を超えて荷役する場合

ロ 核分裂性物質等を荷役する場合

⑤ **荷役許容量**は、危険物の種類と荷役場所(岸壁区分等)を考慮して、P-34のとおり「**危険物接岸荷役許容量**」により荷役量が定められています。

各一般岸壁においては、P-34の表に記載されている種類・数量を超えない範囲で荷役を行うこととし、超える場合は荷役する危険物の種類・数量・荷役場所周辺の状況などを勘案し、荷役安全管理体制・荷役時間・荷役方法などの安全対策を明記した資料に基づき、姫路港長と事前に調整を行ってください。

危険物専用岸壁においては、**あらかじめ承認されている数量が最大荷役量**となります。承認されていない危険物の荷役・承認をされている種類の危険物であっても、荷役数量が数量を上回る荷役・最大荷役船型の要目が大きい船舶で行なう荷役、などといった**承認内容と異なる荷役**についても、安全対策を明記した資料に基づき、**姫路港長と事前に調整**を行ってください。

- ⑥ 2種類以上の危険物を荷役する場合の許容量は、それぞれの危険物の数量を、それぞれの荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。
- ⑦ 既に危険物を積載している船舶が、一部の危険物を荷卸し又は積込みする場合の荷役許容量は、荷役しない危険物の数量を停泊許容量(積載場所を開放する場合は荷役許容量)で除した商と荷役する危険物の数量を荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。

【計算式】

$$(a1/A1+a2/A2+\dots) + (b1/B1+b2/B2+\dots) \leq 1$$

a 1 , a 2 ……既に積載して荷役しない危険物の量

A 1 , A 2 ……既に積載して荷役しない危険物の停泊許容量

b 1 , b 2 ……荷役する危険物の量

B 1 , B 2 ……荷役する危険物の荷役許容量

(注) 上式の計算に際しては、C2岸壁における火薬類のA又はBは、それぞれC2岸壁における火薬類の停泊許容量又は荷役許容量の2倍の数量とする。

- ⑧ 引火性危険物を荷役する場合は、**荷役本船から岸壁・棧橋の施設を直接ホースなどで結ぶ荷役**を行うこととし、荷役本船と岸壁・棧橋の間に他の船舶などを挟んで行う「**山越し荷役**」はしないようにしてください。
- ⑨ 荷役が日没後まで及ぶ或いは日没後に荷役を開始する場合は、照明設備や夜間における荷役安全管理体制・災害発生時の防災対策など、荷役の安全性について事前に確立するようにしてください。
- ⑩ **メタン又は液化天然ガス(LNG)の荷役**にあつては、**クールダウン開始をもって荷役開始**とします。
- ⑪ P-35・36の危険物荷役許可申請書の作成例を参考として、作成をお願いします。

別表第一

注) 荷役許容量欄の A、B、C1、C2 は岸壁区分

(一) 危険物接岸荷役許容量

種類	類別		荷役許容量				備考	
			A	B	C1	C2		
爆発物	火薬類	等級1.1,1.2,1.5	0	5	20	20	特別の保安体制をとること	
		等級1.3,1.4,1.6	0.2	5	20	20		
	酸化性物質	有機過酸化物	0.5	10	50	200		
その他の危険物	高压ガス	引火性高压ガス	1	20	100	400		
		非引火性非毒性高压ガス	5	100	500	2000		
		毒性高压ガス	1	20	100	400		
	引火性液体類	容器等級Ⅰ	2	50	250	1000		
		容器等級Ⅱ	5	100	500	2000		
		容器等級Ⅲ	10	250	1000	4000		
	可燃性物質類	可燃性物質	10	250	1000	4000		
		自然発火性物質	5	100	500	2000		
		水反応可燃性物質	5	100	500	2000		
	酸化性物質類	酸化性物質	5	100	500	2000		
		有機過酸化物	爆発物を除く	1	20	100	400	
	毒物類	毒物	10	250	1000	4000		
	放射性物質等	第1種		0	0	—	—	特別の保安体制をとること
		第2種		0	—	—	—	
		第3種		0	—	—	—	
	腐食性物質			10	250	1000	4000	
	有害性物質			10	250	1000	4000	
その他			—	—	—	—	(注) 3 参照	

(注) 1 単位は、正味重量（火薬類については、爆薬に換算した薬量）のトン数（圧縮ガスにあっては、容量（温度摂氏零度、ゲージ圧力零度キログラム毎平方センチメートルの状態に換算した容積をいう。）100立方メートルを1トンとみなす。）である。

2 爆薬1トンに換算される火薬、弾薬及び加工品の数量は、下記のとおりである。

火薬類		爆薬1トンに換算される数量
火薬		2トン
加工品 (弾薬を含む)	実包又は空砲	2,000,000個
	信管又は火管	50,000個
	銃用雷管	10,000,000個
	工業雷管又は電気雷管	1,000,000個
	信号雷管	250,000個
	導爆線	50キロメートル
	その他	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン

3 その他（化学廃液）については、含有する成分が同じ類別である場合は、その数量は腐食性物質、毒物類、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化物質類のいずれかの類別に当てはめる。

また、類別の異なる成分が混在している場合は、3-(2) 一の計算式により算定した数量とする。

平成24年9月28日

姫路港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運㈱姫路支店
 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
 079-231-5065 印
 支店長 海保 太郎(代理人)
 船長 広畑 太郎

作成例
 (停泊場所指定願と併せて申請した場合)

船舶の名称	飾磨丸			信号符字又は船舶番号	JJ1234/123456		
船舶の国籍	日本	船舶の種類	ケミカルタンカー	総トン数	499トン		
船舶の全長	65m	最大喫水	4m50cm	重量トン数	1,000トン		
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所	海保海運㈱姫路支店 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1			船長の氏名	広畑 太郎		
危険物情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による換氏)			こん包の数	正味重量	船内の積付位置	
	入港時	氷酢酸. 8. UN2789. II			/	800K/T	IN BULK
		メタノール. 3. UN1230. II. 12. 0℃				500K/T	IN BULK
出港時	(通過貨物) メタノール. 3. UN1230. II. 12. 0℃			/	500K/T	IN BULK	

※「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録(FAL様式7)」を提出しても差し支えない。

【錨地・停泊場所指定願を行う際に記載】

錨泊・停泊目的	揚荷役のため	停泊予定期間	9月29日 19時00分から
希望停泊場所	A-6		9月30日 06時30分まで
※指定錨地・停泊場所			

【移動許可申請を行う際に記載】

移動予定日時	月 日 時 分	移動理由	
停泊場所	移動前	移動後停泊 予定期間	月 日 時 分から
	移動後		月 日 時 分まで

【危険物荷役許可申請を行う際に記載】

停泊場所	飾磨化学㈱第1棧橋(DA01C)	荷役情報	荷役業者名	海保海運㈱姫路支店
停泊期間	9月30日 07時00分から 9月30日 15時00分まで		荷役期間	9月30日 07時30分から 9月30日 14時30分まで

(第3号様式)

注意

裏面

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
 - 港則法第5条第2項又は第3項の規定による錨地指定の申請
 - 同法第22条の規定による危険物積載船舶の停泊場所指定の申請
 - 同法第7条第1項の規定による移動許可申請
 - 同法第7条第2項の規定による移動届
 - 同法第23条第1項の規定による危険物荷役許可申請
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 4 「最大喫水」の欄には、停泊期間中の最大喫水を記載すること。
- 5 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 6 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 7 「停泊場所」の欄には、「岸壁又は錨地の名称」若しくは「岸壁又は錨地コード」を記載すること。
- 8 ※欄には記載しないこと。
- 9 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 10 停泊場所指定届及び移動許可申請のみの申請を行う場合は、「危険物情報」の「入港時」の欄に、積載している危険物の情報を記載すること。
- 11 危険物荷役許可申請を含む申請を行う場合は、入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」、「荷積する危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 12 「荷役情報」は荷役関係者が記入のこと。
- 13 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物質（爆発物）、引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス、毒性高圧ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物質（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 14 「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。なお、FAL様式7については、港長窓口でも入手可能である。
- 15 「危険物情報」の欄に記載を要しない場合は、同欄に「無し」の記載又は斜線を引く等該当が無い旨わかるようにしておくこと。
- 16 移動届として使用する際は、表題を訂正の上、移動許可申請と同様の項目に記入すること。
- 17 申請書等は、1通提出すること。
- 18 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

6 危険物運搬許可申請書

姫路港内において、船舶で危険物の運搬をするには港長の許可が必要となります。

(1) 根拠となる条文

港則法第23条第4項

船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請者

船長。ただし、船長から委任を受けた船主、代理店など若しくは一等航海士などの船舶の職員でも結構です。

(3) 使用する様式

第7号様式(別冊・資料集に、保存しています。)を使用してください。

(4) 許可の対象となる船舶

同一特定港内又は境界付近において、危険物を運搬しようとする船舶です。

(5) 提出する時期

危険物の運搬を開始するまでに、十分余裕をもって申請してください。

(6) 留意事項

- ① 「運搬」とは、運搬の始発・終着の両地点がその特定港内又は境界付近にある場合をいいます。
- ② 運搬の許可を受けた船舶は、その運搬に伴う積込み及び荷卸しの許可を併せて受けたものとみなします。
- ③ 運搬する危険物の積込み及び荷卸しに関する代理店が異なる場合は、それぞれの作業について、第3号様式による「危険物荷役許可申請」の手続きによっても差し支えありません。
- ④ 申請書類作成及び荷役許容量などに関する留意事項は、前述の危険物荷役許可と同じです。
- ⑤ 運搬の許可を受けた船舶が他船に積込む(荷卸)場合、荷役する危険物が他船の船用品でない場合(貨物として扱う場合)は、他船も危険物荷役の許可が必要です。
- ⑥ P-38・39の危険物運搬許可申請書の作成例を参考として、作成をお願いします。

危険物運搬許可申請書

作成例

平成24年9月28日

姫路港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運㈱姫路支店
 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
 079-231-5065 印
 支店長 海保 太郎(代理人)
 船長 広畑 次郎

船舶の名称	SHIKAMA MARU			信号符字又は船舶番号	JA1234 123456
船舶の種類	ケミカル タンカー	総トン数	499トン	重量トン数	1,000トン
船舶の全長	65 m	最大喫水	4m50cm	船長の氏名	広畑 次郎
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所	海保海運㈱姫路支店 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1				
危険物情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)			こん包の数	正味の重量
	氷酢酸, 8. UN2789. II			/	800 K/T
危険物積付位置	IN BULK				
運搬業者名	海保海運㈱姫路支店		荷役業者名	姫路回漕店㈱飾磨支店	
運搬期間及び回数	自 9月29日 10時30分から		荷役期間	自 9月29日 08時00分	
	至 9月30日 13時30分まで			至 9月29日 10時00分	
	1回		積込	自 9月29日 14時00分	
			荷卸	至 9月29日 16時00分	
運搬区間	場 所			岸壁又は錨地コード	
	自 網干区第1区・飾磨化学㈱第1棧橋 至 東区第1区・姫路ケミカル㈱第1号岸壁 経路			(DA01C) (DT01C)	

(第7号様式)

注意

裏面

- 1 申請者の所属、氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 3 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 4 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 5 運搬時の「危険物情報」には、「荷役する危険物」、「その他の危険物」に区分し記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 6 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高压ガス、非引火性非毒性高压ガス、毒性高压ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 7 申請書等は、1通提出すること。
- 8 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

7 危険物荷役・運搬包括許可申請書

(1) 要件

危険物(火薬類を除く。)の荷役又は運搬について、次のような要件を満たす場合は、一船ごとに**1か月以内の期間を限り、包括的に許可申請**をすることができます。

- ① 危険物の種類、数量その他を勘案し、危険が少ないと認められること
- ② 荷役又は運搬の回数が非常に多いこと(少なくとも2～3日に1回程度)
- ③ 荷役又は運搬する危険物の種類が毎回同一又は類似のものであり、数量がほぼ一定していること
- ④ 危険物の専用船であること、又は一般船舶の場合は数量が少ないこと
- ⑤ 船内消火設備及び火気管理が十分であること
- ⑥ 荷役場所は、岸壁区分がDに属する危険物専用岸壁・栈橋であること
その他の場所であるときは、荷役量が少なく場所が一定であり、D岸壁区分に準じて安全対策などの措置が講じられていること
- ⑦ 荷役船舶及びバースの双方において、適正な荷役安全管理が行われていること

(2) 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士などの船舶の職員です。

(3) 使用する様式

第7号様式(別冊・資料集に、保存しています。)を使用してください。

なお、表題を「危険物荷役包括許可申請書」と修正して提出してください。

(4) 提出する時期

荷役又は運搬を開始する前月末までに、十分余裕をもって提出してください。

(5) 留意事項

- ① 危険物を積載したまま夜間・休日などに、岸壁・栈橋などへ係留する場合は、岸壁管理者の了承を得てください。
- ② 許可期間中の実績表を**一船ごとに、翌日5日までに「危険物荷役実績表」を提出**してください。
- ③ 許可を申請する期間は、その月の最終日までの1か月以内に限り申請してください。
- ④ 許可申請の際には、申請する期間の「危険物荷役予定表」を添付してください。
- ⑤ 「包括許可申請」を希望される際には、事前に姫路海上保安部交通課へ、対象とする船舶や運航状況・荷役する危険物などの資料をもとに、ご相談をお願いします。
- ⑥ P-41・42の危険物荷役包括許可申請書、P-43の危険物荷役実績表の作成例を参考として、作成をお願いします。

危険物荷役包括許可申請書

平成24年9月28日

姫路港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運㈱姫路支店
 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
 079-231-5065 印
 支店長 海保 太郎(代理人)
 船長 広畑 次郎

船舶の名称	第1広畑丸			信号符字又は 船舶番号	JA1234 123456	
船舶の種類	貨物船	総トン数	199トン	重量トン数	800トン	
船舶の全長	45 m	最大喫水	2m50cm	船長の氏名	広畑 次郎	
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所	海保海運㈱姫路支店 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1					
危険物 情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)			こん包 の数	正味 重量	船内の 積付位置
	氷酢酸. 8. UN2789. II			/	800 K/T	ON DECK
運搬業者名	海保海運㈱姫路支店		荷役業者名	姫路回漕店㈱飾磨支店		
運搬期間 及び回数	自	10月1日 10時30分から		荷役 期間	積込	自 10月1日 08時00分
	至	10月31日 13時30分まで			荷卸	至 10月31日 10時00分
		10回				自 10月1日 14時00分
						至 10月31日 16時00分
運搬区間	場 所			岸壁又は錨地コード		
	自東区第1区・姫路ケミカル㈱第1号岸壁 至網干区第1区・飾磨化学㈱第1栈橋 経路			(DT01C) (DA01C)		

(第7号様式)

裏面

注意

- 1 申請者の所属、氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 3 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 4 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 5 運搬時の「危険物情報」には、「荷役する危険物」、「その他の危険物」に区分し記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 6 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高压ガス、非引火性非毒性高压ガス、毒性高压ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 7 申請書等は、1通提出すること。
- 8 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

姫路港長 殿

平成24年10月1日

姫路港・危険物荷役実績報告書
(許可年月日・番号 平成24年8月27日、第100号 関連)

作成例

届出者 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
姫路海運㈱飾磨支店
支店長 須加 太郎 ㊞
(船長:網干 次郎)

平成24年9月分の姫路港における危険物荷役の実績については、下表のとおりとなりましたので報告します。

船名:第1姫路丸(総トン数:199)		運搬先:高松		
日付/品名	プロパン UN1001	ガソリン UN1203		荷役量小計
5	500kg			500kg
8		500kg		500kg
11	300kg			300kg
13		800kg		800kg
14	800kg			800kg
18	600kg	800kg		1,400kg
20		700kg		700kg
21		200kg		200kg
24	500kg			500kg
27	200kg			200kg
28		300kg		300kg
29		800kg		800kg
合計	2,900kg	4,100kg		7,000kg

※1 危険物荷役予定表は、表題を「危険物荷役予定表」として本紙に準じて作成してください。

※2 本文は「平成〇年〇月分の姫路港における危険物荷役の予定については、下表のとおりです。」と記入して、提出してください。

8 危険物専用岸壁承認願

事業活動において、**特定の危険物を大量に荷役**する際は、**荷役船舶に応じた岸壁・栈橋などの設備を整える**とともに、**漏油や火災などを防止するための知識と経験を有する者を配置した荷役安全管理体制を確立させ、取扱う危険物に応じた防災資器材の配置**を行って、港内航行船舶や付近住民の安全を確保する必要があります。

一般貨物を取扱う岸壁・栈橋と区別し、岸壁区分では「**D岸壁**」と呼ばれる「**危険物専用岸壁**」として**姫路港長の承認を得て荷役を開始**することとしています。

ここでは、「危険物専用岸壁」として運用するにあたっての要件・姫路港長への所要の手続きについて、ご説明をいたします。

(1) 危険物専用岸壁の基準

① 立地条件

イ 荷役船舶の船首から船尾に至る間の陸岸が、当該危険物又は類似の危険物を取扱う事業所などの構内であること

当該危険物又は類似の危険物を取扱う事業所以外の事業所などが含まれる場合は、当該事業所などの火気管理状況その他が、**適当と認められること**

事業所などの構内以外にある岸壁・栈橋の場合は、岸壁・栈橋上を常時又は一時的に占有し、立入禁止などの措置がとれること

ロ 原則として、付近の事業所などの同意が得られること

ハ 引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から石油類のタンク・ボイラー・裸火を使用する作業場などまでの距離が30メートル以上確保されていること

危険物が漏えいした場合に引火するおそれのないような地形又は構造の場合は、上記の距離を15メートル程度まで減ずることができる

ニ タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁・栈橋の場合は、荷役船舶から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、又付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地が十分あること

ただし、荷役船舶の大きさ・付近停泊船舶及び航行船舶の種類や大きさ・輻輳状況などにより、上記の距離を適宜増減することができる

② 電気、照明設備

引火性危険物の荷役を行う岸壁・栈橋上の照明設備その他の電気設備は、引火の原因とならないものであること

③ 消防防災設備など

イ 荷役船舶又は付近の建物に火災が発生した場合の消火・延焼防止・タンクの冷却・危険物への注水などのために、必要な消火設備(消火栓の数、ホースの長さなど)が整備されていること

(消防自動車用道路・自家用消防車の有無なども勘案)

ロ 危険物の種類によっては、化学消火設備を備え又は危険物が漏えいした場合に危険

を除去するに必要な要具、資材などを整備すること

ハ 消火栓・消火要員その他危険除去に必要な要具などは、その所在位置を明確にしておき、荷役中は即時使用可能な状態にしておくこと

ニ 緊急時の警報あるいは連絡に必要な設備を備えること

ホ 引火性液体類を取り扱う岸壁・栈橋にあつては、危険物の種類に鑑み有効な場合には、オイルフェンスの展張及び油吸着材などの使用について必要な措置が講じてあること

④ 荷役安全管理体制

イ 当該事業所などにおける荷役の安全に関する業務を統括管理する者(以下、「荷役統括管理責任者」という。)、荷役の実施及び安全を管理する者(以下、「荷役管理責任者」という。)及び荷役管理責任者の指揮監督のもとに荷役現場において荷役の安全を確認する者(以下、「荷役作業責任者」という。)が適正に配置され、適切な荷役安全管理を行い得るよう事業所内の規則により、各責任者間の関係・荷役の実施及び安全管理に関する責任分担などが、明確にされていること

なお小規模の事業所などにおいては、荷役管理責任者が荷役作業責任者を兼務することができるものとする。

ロ 責任分担には、船舶における荷役安全確認の実施結果の把握・確認及び荷役実施時の現場立会いに関する事項が含まれていること

ハ 当該事業所などの岸壁・栈橋を他の事業者を使用させる場合、荷役作業の全部又は一部を他の事業者に委託する場合など、施設の管理運営業務若しくは荷役作業の全部又は一部が当該事業所などの以外の者によって行われる場合には、両者の行う当該業務の内容及び安全管理に関する責任分担が明確にされていること

ニ 当該事業所などの本社など上部機関における安全担当部門の組織、責任者及び職務内容(安全に関する総合調整・企画、教育研修、事業所などに対する指導・助言、安全点検など)が記載されているとともに、荷役安全管理体制の中での位置付けが、明確にされていること

ホ 荷役統括管理責任者は、原則として荷役の安全に関する業務を統括管理する者とし、その他の責任者は、危険物荷役に関し適当な知識経験を有する者であること

⑤ 荷役監督要領

イ 荷役作業時(荷役作業前後の準備などを含む)における責任者の配置(場所・人数など)・責任者の行う荷役安全管理業務の具体的な内容(安全確認・現場立会い・報告・安全管理記録・安全点検など)及び当該業務の具体的な執行方法(指示及び安全確認の手段など)が明確に記載されていること

なお施設の管理運営形態など(前記④ハ参照)、荷役船舶などにより荷役作業体制が異なる場合には、その体制ごとに記載されていること

ロ 安全確認については、荷役作業責任者による船側の荷役安全確認実施結果の具体的な把握・確認が、また現場立会いについては、荷役作業責任者による作業開始時な

ど荷役の安全管理上重要な時点における立会いが、少なくとも定められていること
ハ 承認願の安全対策・その他荷役中の注意事項を荷役関係者及び船舶乗組員に周知させる措置が講じてあること

⑥ **火気の使用及び立入りの禁止の要領**

イ 引火性危険物の荷役を行う場合は、岸壁・棧橋上の荷役場所及び荷役船舶から30メートル以内の陸岸においては、次のような事項を禁止し必要に応じ、境界柵を設置するとともに注意事項を掲示し、警備員を配置するなどの措置を講じていること

地形その他を勘案の上、危険物が漏えいした場合に引火のおそれがないと認められる場合は、上記の距離を15メートル程度まで減ずることができる

A 無用の者の立入り

B 消防自動車及び荷役危険物を運搬する自動車以外の自動車の立入り

C マッチ・ライターその他火焰又は火花を発生おそれのある器具の携行

D 喫煙その他火気の使用

ロ 引火性危険物以外の危険物の荷役を行う場合、岸壁・棧橋上の荷役場所付近に対し上記イに準じた措置をとること

ハ 立入禁止区域外においても適正に火気の管理が行われていること

⑦ **その他**

イ 着棧中のタンカーから30メートル以内の水面に他船が接近しないよう、タンカーが着棧中においても30メートル以遠から視認できる標識を設置するか、警戒船(員)を配置するものとしていること

ロ 緊急時の警報、構内の連絡、着岸・着棧中の船舶・姫路港長及び消防機関などに対する通報に関する方法を定め、関係者に周知させる措置が講じてあること

ハ 事故の発生を防止するためのマニュアル及び事故発生時における初期対策、避難(着岸・着棧中の船舶の緊急離脱のための岸壁・棧橋作業員の手配及び緊急時に本船乗組員が帰船するための構内立入りの許可に関する事項を含む)などに関するマニュアルを作成し、関係者に周知させる措置が講じてあること

(2) 専用岸壁の承認

① **危険物の荷役に使用する岸壁・棧橋(D岸壁)の取扱いを受けようとする事業所など**(所有者など当該バースを管理する者)の**代表者**は、P-48の作成例を参考として、別冊・資料集に保存しています様式を用い、**承認願を2部作成し姫路港長へ提出**してください。

② 承認願の提出にあたっては、危険物荷役作業手引き・安全規則・防災規則など事業所で定める自主規定などを添付してください

③ このほか、添付物としては、位置図・構内配置図・タンク配置図、照明・消火・防災設備などの配置図、船舶の係留状況図、港外から岸壁までの荷役船舶操船・運航図などがあります。

④ **承認願記載事項に変更**が生じた場合は、P-49の作成例を参考とし様式の表題を「**危険物専用岸壁変更承認願**」として、変更の理由・内容(新旧対象)を記載して提出してくだ

さい。

なお**次の事項に係わる変更**については、P-50の作成例を参考とし「**危険物専用岸壁変更届**」として提出してください。

イ 荷役岸壁の名称

ロ 月間輸送計画及び1回の最大荷役量(量的に減少する場合に限る)

ハ 最大荷役船舶の要目(船型が小型化する場合に限る)

ニ 陸上の輸送計画

ホ 設備(安全上強化される場合に限る)

へ 安全管理に関する責任者の職名、氏名及び受有資格

ト 本社などの安全担当部門の組織、責任者及び職務内容

チ その他、姫路港長が軽微な変更と認める事項

⑤ 「危険物専用岸壁変更承認願」・「危険物専用岸壁変更届」を提出の際には、原承認願(一番最初に承認を受けた願書を言います。)に対する、**変更承認・変更届の経歴を日付・内容・承認願の場合は文書番号を一覧表にした「変更経歴表」**を添付しておいてください。

⑥ **ばら積みの引火性危険物荷役(引火性液体類及び引火性高圧ガス)を夜間に開始する専用岸壁**にあつては、次の事項を盛り込んだ安全対策を記載してください。

なお承認する内容によっては、海難防止団体などにおいて検討が必要な場合がありますので、前広に姫路海上保安部交通課へ相談してください。

イ 引火性液体類

- ・ 照明設備(防爆型、照度)
- ・ 安全設備(荷役の緊急停止設備)
- ・ 荷役安全管理体制(夜間監視体制、他船の接近防止)
- ・ 災害発生時の防災体制(消防設備、海洋汚染防止設備、連絡体制など)
- ・ バース付近の環境など(良好な気象・海象、立入り禁止措置など)
- ・ 荷役マニュアルなど(マニュアル作成、計画書作成など)

ロ 引火性高圧ガス

- ・ 照明設備(防爆型、照度)
- ・ 安全設備(荷役の緊急停止設備)
- ・ 荷役安全管理体制(夜間監視体制、他船の接近防止、ガス検知など)
- ・ 災害発生時の防災体制(消防設備、海洋汚染防止設備、連絡体制など)
- ・ バース付近の環境など(良好な気象・海象、立入り禁止措置など)
- ・ 荷役マニュアルなど(マニュアル作成、計画書作成など)

平成24年10月1日

姫路港長 殿

作成例

住 所:兵庫県姫路市飾磨区須加294-1

名 称:姫路海運㈱飾磨支店

代表者:支店長 須加 太郎 ㊞

危険物専用岸壁承認願

下記のとおり危険物専用岸壁の承認を受けたいので、関係し資料を添付して申請いたします。

記

1 荷役岸壁の名称、位置及び構造

姫路港飾磨区第1区、姫路海運㈱メタノール専用岸壁(SA01C)(P-O 参照)

※ 添付物が複数のページにわたる際には、必ずページ数を記載しておく。

別添・別紙は原則使用しない、使用する際にはインデックスなどでその場所がわかるようにしておく。(以下、同じ。)

→ 姫路港内における岸壁の位置図・構内に設置されたタンクなど設備がわかる図面・岸壁付近の建物などを示す図面を添付

2 荷役計画

→ 取扱う危険物の種類・月間(最大)輸送計画・1回最大荷役量(揚荷役・積荷役別で記載)・最大荷役船舶の要目(船舶検査証書などのコピーを添付)・荷役方法・荷役能力・陸上の輸送計画・取扱う危険物の事業所における生産又は使用計画などを項目ごとに表・図面などを用いて記載

3 設備

→ 電気・証明設備・消防設備・海洋汚染防止設備・その他安全防災設備について、項目ごとに表・図面などを用いて記載

4 荷役安全管理体制

→ 荷役の安全管理体制に関する組織(荷役統括管理責任者・荷役管理責任者・荷役作業責任者などの職務・位置付けなどを体系的に記載)・各責任者など職務ごとに荷役作業に従事する者の氏名(受有資格・経験年数を含む。)などを項目ごとに表・図面などを用いて記載

5 安全対策

→ 荷役中の監督要領・火気の使用制限及び荷役に関係しない者の立入禁止措置の要領・荷役中の注意事項などを項目ごとに表・図面などを用いて記載

姫路港長 殿

平成24年10月1日

作成例

住 所:兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
名 称:姫路海運㈱飾磨支店
代表者:支店長 須加 太郎 ㊞

危険物専用岸壁変更承認願

平成20年4月10日付・五姫交第1号にて承認を受けた標記承認願について、下記のとおり承認内容の変更を行いますので、関係し資料を添付して申請いたします。

記

1 変更内容

- (1) 荷役最大船舶の変更
- (2) 1回最大荷役量の増加

2 変更理由

- (1) 既承認における最大荷役船舶を第1姫路丸(総トン数:999トン・載貨重量トン:2,999トン・長さ:75メートル・幅:15メートル・最大喫水:6.5メートル)としていましたが、廃船により今後は第22姫路丸(総トン数:1,999トン・載貨重量トン:3,999トン・長さ:90メートル・幅:18メートル・最大喫水:7.5メートル)が就航することから、最大荷役船舶を変更するものです。(P-〇 参照)
- (2) 上記(1)の理由から、既承認のガソリン(UN1203)の1回最大荷役量について、2,000トンから4,000トンに増加するものです。(P-〇 参照)

※1 添付物が複数のページにわたる際には、必ずページ数を記載しておく。

別添・別紙は原則使用しない、使用する際にはインデックスなどでその場所がわかるようにしておく。(以下、同じ。)

※2 変更承認・変更届の経歴を日付・内容・承認願の場合は文書番号を一覧表にした「変更経歴表」を添付しておく。

→ 変更される内容がわかるよう、項目ごとに表・図面などを用いて記載

3 変更開始(予定)日

平成24年11月10日

4 変更する項目

- (1) P-〇の「最大荷役船舶」一覧表
- (2) P-〇の「荷役計画」一覧表

→ 変更前と変更後が明らかになるよう、項目ごとに表・図面などを用いて記載

5 安全対策

- (1) 消防法に基づく手続きは、平成24年11月2日に完了予定。
- (2) 荷役作業に従事する関係者には、「姫路海運㈱・危険物荷役実施マニュアル」などに基づき、安全教育を実施済み。
- (3) 10月4・9・18日に、空船で第22姫路丸の離着岸トライアルを実施、その際に荷役手順を関係者で実施予定。

→ 項目ごとに、具体的に記載

平成24年10月1日

姫路港長 殿

作成例

住 所:兵庫県姫路市飾磨区須加294-1

名 称:姫路海運㈱飾磨支店

代表者:支店長 須加 太郎 ㊟

危険物専用岸壁変更承認届

平成20年4月10日付・五姫交第1号にて承認を受けた標記承認願について、下記のとおり承認内容の変更を行いますので、関係し資料を添付して届出いたします。

記

1 変更内容

- (1) 荷役安全管理責任者の変更
- (2) 荷役防災設備の増加

2 変更理由

- (1) 平成24年10月1日付けで、荷役安全管理責任者である当社姫路支店長が、広畑次郎から須加太郎に交替するため、変更するものです。(P-〇 参照)
- (2) 既承認のオイルフェンス(長さ:200メートル)の老朽化に伴い、延長が300メートルのオイルフェンスに置き換えるものです。(P-〇 参照)

※1 添付物が複数のページにわたる際には、必ずページ数を記載しておく。

別添・別紙は原則使用しない、使用する際にはインデックスなどでその場所がわかるようにしておく。(以下、同じ。)

※2 変更承認・変更届の経歴を日付・内容・承認願の場合は文書番号を一覧表にした「変更経歴表」を添付しておく。

→ 変更される内容がわかるよう、項目ごとに表・図面などを用いて記載

3 変更開始(予定)日

平成24年10月1日

4 変更する項目

- (1) P-〇の「荷役安全体制系統図」ほか
- (2) P-〇の「荷役防災設備」一覧表

→ 変更前と変更後が明らかになるよう、項目ごとに表・図面などを用いて記載

5 その他

新しいオイルフェンスを用いた展張訓練を10月4日に実施予定

→ 項目ごとに、具体的に記載

9 港内工事・作業許可申請書

特定港である姫路港や港則法が適用される相生港・赤穂港・八木港において**工事・作業を実施**する時には**事前に港長等の許可が必要**となります。

(1) 根拠となる条文

港則法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第37条の5

第10条、第26条、第29条、第31条、第36条第2項、第36条の2第2項及び第36条の3から前条までの規定は、特定港以外の港にこれを準用する。

この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(2) 申請者

① 工事又は作業の実施責任者

工事・作業の実施について指揮監督する権限を有する方(通常は、元請業者の代表権を有する方で、**発注者と契約行為を行った方**)であつて、必ずしも現場において安全管理・施工管理を監督する作業(現場)責任者と同一ではありません。

このほか、**元請業者の代表権を有する方からの「委任状」**により、港則法関係書類の一式について作成・申請の**委任を受けた方**とします。

② 請負契約を結んで工事・作業を実施する場合は、原則として**元請業者**

申請者の方におかれては、契約書の写し・発注証明・施工指示書などをご用意ください。

その際には、工事件名・契約期間・契約者の氏名が記載されたコピーを申請書類の末尾に添付しておいてください。

(3) 使用する様式

第9号様式(別冊・資料集に保存しています。)を使用してください。

(4) 提出部数

原則1部の提出としますが、航行制限を行うなどの大規模な工事・作業において、作業(現場)責任者が携行するほか事務所に備え置くなどの理由から、2部以上で申請者が必要とする任意の部数とします。

(5) 提出する時期

原則として、**工事・作業に着手する1か月前程度までに提出**してください。

これは、姫路港長・姫路海上保安部長が申請の内容を検討するとともに、内容によっては

一般船舶の交通制限の実施、水路通報・姫路海上保安部ホームページの沿岸域情報提供システム(MICS)などにより**関係船舶・海域利用者に対し、事前の周知を図る必要**があるためです。

また、一般船舶の航行へ与える影響が大きな工事・作業を実施する場合には、姫路港長・姫路海上保安部長による航泊禁止措置などをもって、安全を確保する必要がありますので、発注者や工事・作業を計画されている方は、速やかに計画内容を姫路海上保安部交通課まで、ご相談いただくようお願いいたします。

なお、船舶交通に影響の少ない小規模な起重機船作業・水質調査作業・潜水作業などのほか、人命・船舶の運航に大きく影響する事案や流出油の防除など、緊急に措置を施す必要がある場合についてはこの限りではありませんが、工事・作業の実施が決まれば速やかに申請を行うようお願いいたします。

(6) 留意事項

- ① 通常、工事・作業の実施にあたっては、作業区域付近を航行する一般船舶の安全な航行を確保するため、区域標示用標識の設置・警戒船の配備、十分な海域利用者への周知など**所要の事故防止措置の策定が重要**となります。
- ② 法第31条中の「港の境界付近」とは、工事・作業の行為が当該港における船舶の入出又は在港船舶に影響のある範囲をいいます。
- ③ 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に「工事」とは行為の行われた場所において、将来的に施設が存在するなどのこん跡を残すもの、「作業」とはこん跡を残さないものとして区別しています。
- ④ 一般的に工事又は作業と呼ばれるものでも、船内における清掃作業・通常の漁労活動など、その行為の及ぼす影響が当該船内に限られるものや自船の周囲における救命艇の昇降訓練・操船訓練など、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為及び船舶の離着岸・荷役など、港内で通常行われる行為については除外されます。
- ⑤ 定置網・海苔養殖筏・かき筏・生け簀など、漁業に関する工作物の設置に付随して行われる簡易標識の設置も、工事又は作業に該当します。
- ⑥ 潜水して作業する場合は、器具の使用を問わず作業に該当しますので、特別な場合を除き、警戒船の配備などの事故防止措置を含めて申請を行ってください。
- ⑦ 水面上における橋梁築造・岸壁補修・架線設置などの施工に伴い、**陸上から水面上に構造物が張り出す・航行船舶の可航高(制限高)に支障が生じる場合は、工事又は作業に該当**します。

基本的には、**岸壁・護岸法線から水面上に及ぶ行為、(点検足場の内部・歩み板上で行う行為は除く)**は海上における**工事・作業**と捉えますので、姫路港長・姫路海上保安部長への申請の要否については、速やかに姫路海上保安部交通課までご相談願います。

- ⑧ 法第31条第2項の**港長の命ずる措置**には、次のようなものがあります。
イ 工作物が設置される場合、当該工作物の存在を知らせる標識の設置
(具体的には、工事・作業・行事の区域を示す簡易標識の設置など)

- ロ 油の流出又は貨物等の散乱を防止するために必要な措置
(具体的には、ゴミなどの脱落・飛散防止措置)
 - ハ 浚渫・埋立てなどが行われる場合の当該作業区域を明示する標識の設置
 - ニ 潜水作業などが行われる場合、他船の接近を警戒・事故防止のための措置
(具体的には、警戒船・見張り員の配備)
 - ホ 船底清掃作業が行われる場合のごみなどの脱落防止の措置
 - ヘ 必要に応じて実施場所又は区域の縮小、時期・時間の変更及び方法の変更
(作業区域・時期については、付近航行船舶への影響を考慮し、必要最小限を基本
にお願いします。)
- ⑨ **許可を受けた内容に変更**が生じる場合は、「**港内工事・作業・行事内容変更許可申請書**」(P-90・P-91 参照)を**変更が生じる前に提出**のうえ、変更の許可を受けてください。
- ⑩ **工事・作業が完了**した場合は、**作業区域図を添付して「完了届」**(P-64 参照)を提出をお願いします。

通常は完了届の表紙と作業区域図のみの提出となりますが、築いそ設置や護岸改修など**着手前と後で形状が変化**する場合は、**海図などの水路図誌に反映**させる必要があるため、**完了後の水深・設置位置(北緯・東経表示)**を示した図面などの添付をお願いします。

また**磁気探査が終了**した時点で、**磁気反応の結果や措置内容を記載した「磁気探査結果報告書」**を提出していただきます、海底地盤に影響を与える工事・作業の着手は、提出された「磁気探査結果報告書」が姫路港長・姫路海上保安部長に受理された後に実施するようにしてください。

なお、提出が遅れる場合は電話などにより完了した旨をご連絡ください。

10 港内工事・作業許可申請書の作成要領

- (1) 第9号様式で提出いただきますが、この用紙 1 枚では記入しきれないこと、位置関係を分かり易くするため図面等を添付していただくこととなりますので、以下の点にご注意下さい。

- ① 港内工事・作業許可申請書の構成・編集は、概ね次の順をお願いします。

第9号様式(表紙)→作業区域図・施工区域図→工程表→作業方法→事故防止措置→緊急時の連絡系統図→使用船舶一覧表・専従警戒要員一覧表→磁気探査結果や水底土砂の溶出・底質検査表などの資料→契約書・発注証明・委任状などの写し

申請時に添付していただく書類が多くなるときには、目次、ページ数を入れるなどにより、内容が分かりやすいようにお願いします。

- ② **過去に申請した工事・作業許可申請書をベースとして作成**する場合には、**今回申請する内容に正しく書き直したうえで提出**してください。

申請手続きの簡略化を図るため、過去に実施された工事・作業の許可申請書の電子データを活かすことは結構ですが、内容の確認をしっかりと行ってください。

- ◎ ページ数ごとに、作業(現場)責任者の氏名・連絡先が違う

◎ 実施する期間が、前回申請と同じ

◎ 発注者に対する「施工要領」・「施工計画書」をそのまま添付し、具体的な事故防止措置が明記されていない

といった、事例が見受けられます。

③ 申請される方は、**工事・作業許可申請書の提出**(事前確認における提出も含む、以下同じ)の際には、**発注者のご担当者の方にも同じ書類を提出し、発注内容に沿った申請内容となっているか、工事・作業許可申請書として求められている記載内容となっているか、の確認を受けておいてください。**

※ 契約内容や事前に発注者の方などから説明をいただいている内容と異なった申請となった際には、確認作業や追加的安全対策の策定に時間を要し、工事・作業の着手が遅れるなどの不都合が発生する場合があります。

(2) 第9号様式(表紙)記入時の注意事項

① 第9号様式は、**工事・作業・行事の各申請において使用**出来ます。

申請時には、**表題中の不要な文字は削除**し、工事作業の場合は「港内工事・作業許可申請書」、作業のみの場合は「港内作業許可申請書」と記載してください。

② 港内工事・作業許可申請書の宛先は

姫路港又は姫路港との境界付近で実施する場合→あて先は**姫路港長**

姫路港以外の**相生港・赤穂港・八木港内の港則法適用海域又は同海域境界付近**

で実施する場合→あて先は**姫路海上保安部長**

と記載してください。

③ 1項目の「**目的及び種類**」について、**発注者との契約件名をそのまま記載するのではなく、実際に行う内容を次のように簡潔に記載**してください。

<<記入例>>

◎ 目的 ○○岸壁付近の静穏度を高めるために、○○防波堤を築造するものです。

種類 ○○防波堤築造の第1期工事として、床堀り・土砂の置き換え・基礎捨石工を施工するものです。

◎ 姫路港○○区○○岸壁前面海域の水深を-○mに維持するための、Grab式浚渫船による維持浚渫工事を行うものです。

◎ ○○岸壁の損傷状況を調査するため、潜水作業(フーカー式・2名)を行うものです。

④ 2項目の「**期間及び時間**」について、工事・施工区域付近を航行する**船舶への影響を考慮して不要に長い期間は設けない**で下さい、

「**期間**」は、**実際に海上の現場で工事に要する期間**とし、「契約工期」である必要はありません。陸上でのケーソン製作などの海上で行わない期間は含みません。

長期工事で荒天等のための、稼働率を考慮されている場合には含んで頂いて結構ですが、ある程度現場で必要な期間及び時間を次のように記載してください。

※ 「工程表」は、1ヶ月以上の長期に及ぶ工事・作業又は工種が3種類以上の工種を同時に実施する場合などに、添付してください。(詳細は、P-59の10-(4)参照。)

予備日については、**全体の期間を勘案し、不当に長期とならないよう必要とされる日数を記載**してください。

現場での海上工事・作業が契約工期以上に及ぶ場合は、変更契約又は発注者の証明等により明らかにしてください。

「時間」は、**実際に着手・終了する時間帯**を記載し、**工種により変動**する場合は**「日出から日没」**としてください。

なお夜間に工事・作業を行う場合は、工種ごとに作業時間を記載してください。

<<記入例>>

- ◎ 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日 (P-〇〇の工程表参照)
(予備日 平成△△年△△月△△日～平成△△年△△月△△日)
〇〇〇〇～〇〇〇〇までの間(又は「日出～日没」)
- ロ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇～〇〇〇〇
(予備日 平成△△年△△月△△日 〇〇〇〇～〇〇〇〇)

⑤ 3項目の**「区域又は場所」**について、2項目の「期間及び時間」と同様に、一般船舶への影響を少なくするため、工事・作業船の長さや幅+アンカーの打設位置・測量や浚渫する範囲などを考慮し、**必要最小限の範囲で工事・作業区域を設定**したうえで

「区域又は場所」は、**姫路港**では**西区・網干区・広畑区・飾磨区**の各**第1・2区及び東区の第1～3区**のいずれかを記載し、港区の中のどの付近になるのかを「〇〇付近海域」と記載してください。

※ **「西部工業工区」・「木材港」・「飾磨港」といった名称は、使用しないでください。**

なお**相生・赤穂・八木港**には、**港区はありませんので港名のみ記載**とします。

また、具体的に図面に明記し「作業区域図」・「施工区域図」として添付することとし、ここでは添付しているページ数のみを記載してください。

⑥ 4項目の**「方法」**について

「方法」の記入にあたっては、工種が多岐にわたる工事・作業の場合は、概要説明の後に、**施工する順に要領図を添付する等で簡潔・明瞭に説明**をお願いします。

P-194～P-205に工事作業許可申請書・作成例を添付していますので、ご確認ください。

⑦ 5項目の**「その他」**について

「事故防止措置等」については、**発注者・申請者**の方々において**十分検討のうえ記載**をお願いします。

発注者が申請内容を了解していることを確認するため、契約書の写しなどを末尾に添

付するときには、その旨の記載をお願いします、また、発注者が申請書に直接「了解した日付、発注者の職名及び氏名の記入・押印」を行っていただいても結構です。

第9号様式

港内工事作業行事許可申請書

作成例

工事・作業の定義は、P-52の9-(6)-③のとおり
 実施する行為に基づき、不要な文字を削除

窓口への提出日
平成 年 月 日

殿 姫路港内では「姫路港長」
相生港・赤穂港・八木港では「姫路海上保安部長」

申請者住所

発注者と直接契約を結んだ方
 委任状により、港則法関係書類の申請手続きの委任を受けた方など

氏 名 社印 又は 私印

1. 目的および種類

契約件名は、記載しない→×平成24年度姫路港〇〇地区岸壁修繕工事(その1)
 「目的」として、海上において何を行なうのか、具体的に記載→〇節磨5~8号岸壁前面の-12m維持浚渫
 「種類」として、海上においてどのような工種があるか、具体的に記載
 →〇測量船を用いた事前・事後測量、グラブ浚渫船による浚渫工、土運船による浚渫土砂運搬工など

2. 期間および時間

自：平成 年 月 日 から
 至：平成 年 月 日 まで
 時から 時までの間

予備日：平成 年 月 日 から 月 日 まで
 時から 時までの間

全体の工程をもとに、必要とする最小限の期間とする(工程表と合致していること)
 契約工期は記載しない→実際に海上で着手している「実工期」とし、余裕は持たせない
 ※ 1ヶ月以上の工期を要する、複数の工種を実施するものについては、工程表を添付する
 予備日は実工期で実施できないことを鑑み、若干加えておく

3. 区域または場所

姫路港では、港区まで記載→姫路港節磨区第1区、〇〇〇付近海上(P-〇〇のとおり)
 相生港・赤穂港・八木港では、どの付近か記載→相生港(赤穂港・八木港)、〇〇〇付近海上(P-〇〇のとおり)

4. 方 法

「別紙」「別添」は用いない
 各項にページ数を記入し、「P-〇〇~P-〇〇のとおり」と記載する

5. そ の 他

1 事故防止措置等

「別紙」「別添」は用いない
 各項にページ数を記入し、「P-〇〇~P-〇〇のとおり」と記載する

2 発注者の認証

この欄に、発注者の署名・押印をするか。「P-〇〇~P-〇〇のとおり」と記載する

※1 表紙の次から、ページ数を記載する

※2 原則として、表紙→作業区域図・施工区域図→工程表→作業方法→事故防止措置(緊急時の連絡系統図・使用船舶一覧表・専従警戒要員一覧表・溶出・底質検査表など)→契約書(写し)の順に綴る

(3) 作業区域について

① 「作業区域」とは、工事・作業船が工事・作業海域に入域し、アンカーを打設する範囲や仮設物を設置するなどの際に、必要とする区域をいいます。

「施工区域」とは、実際に工事・作業に着手する区域をいいます。

「作業区域図」・「施工区域図」を作成する際には、符号(イ・ロ・ハやA・B・Cなど)によりその範囲を示しますが、原則として時計回りで始点と終点は陸上部へおくようにしてください。

② 符号の始点となる場所は、灯台・防波堤の先端などの海図記載の著名物標を「基点」として方位・距離で記入してください。

なお「基点」として用いる著名物標は、正確な名称で記載するとともに、灯浮標など移動するものは基点に使用しないでください。

③ 始点以外の符号は、その前の符号からの方位・距離を計測してください。

円状の「作業区域図」・「施工区域図」の場合は、基点から中心点の方位・距離を計測し半径で表してください。

<<記入例>>

◎ 区域が多角形の場合

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海(水)面

イ 姫路港〇〇灯台(基点)から〇〇度〇〇〇メートルの地点(護岸上)

ロ イ地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点

ハ ロ地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点

ニ ハ地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点(護岸上)

◎ 区域が円の場合

姫路港・〇〇区第〇区所在の〇〇灯台(基点)から〇〇度〇〇〇メートルを中心とする半径〇〇メートルの円内海域

◎ 作業場所がポイントの場合

姫路港・〇〇区第〇区所在の〇〇灯台から〇〇度〇〇〇メートルの地点

⑤ 「作業区域図」・「施工区域図」は、基点と作業区域・施工区域との位置関係が正確であれば、海図の複製に限らず一般の道路地図・任意に作成した位置図などを使用しても、差し支えありません。

海図の複製を使用する場合は、「W-〇〇〇(海図番号)の複製」などを記載しておいてください。

3. 区域または場所

作成例



※海図に限定しないが、位置が正確に計測できるものが望ましい

作業区域

基点: 飾磨東第二防波堤灯台
 ア点: 基点から〇〇度、〇〇メートル
 イ点: ア点から〇〇度、〇〇メートル
 ウ点: イ点から〇〇度、〇〇メートル
 エ点: ウ点から〇〇度、〇〇メートル
 上記各点及び岸壁に囲まれた海上

施工区域

基点: 飾磨東第二防波堤灯台
 A点: 基点から〇〇度、〇〇メートル
 B点: A点から〇〇度、〇〇メートル
 C点: B点から〇〇度、〇〇メートル
 D点: C点から〇〇度、〇〇メートル
 上記各点及び岸壁に囲まれた海上

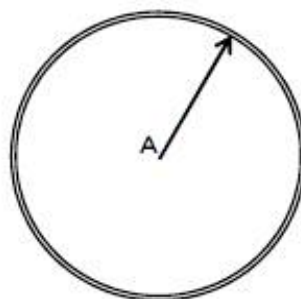
基点→符号ア(A)、符号ア(A)→符号イ(B)
 符号イ(B)→符号ウ(C)、符号ウ(C)→符号エ(D)
 の順で方位と距離を計測

<陸上部に接しない場所の場合>



基点: 飾磨東第二防波堤灯台
 ア点: 基点から〇〇度、〇〇メートル
 イ点: ア点から〇〇度、〇〇メートル
 ウ点: イ点から〇〇度、〇〇メートル
 エ点: ウ点から〇〇度、〇〇メートル
 上記各点及びア・エ点に囲まれた海上

<丸い施工場所の場合>



半径〇〇〇メートル

基点: 飾磨東第二防波堤灯台
 A点: 基点から〇〇度、〇〇メートルを中心とする半径〇〇〇メートルの海域

(4) 「工程表」について

- ① **着手する工種順**に、**日付に合わせて矢印などでその期間を記載**してください。

なお日付軸が5日刻みや10日刻みの場合、その途中から着手する際には**必ず日付を記載**しておくようしてください。

- ② **海上部に及ぶ工種のみを記載**することとしますが、陸上部の工事・作業と関連する場合は色や矢印などの形状を変えて、**海上部、陸上部の区別を明確**にして記載してください。

(5) 「方法」について

ここでいう工事・作業の方法及び手段は、**実施される工事・作業が船舶交通に与える影響の判断**を行うことを目的として記載を求めているもので、その**内容に応じて「(6)事故防止措置」に反映され工事・作業実施の際に遵守**いただくこととなります。

- ① 工事・作業の方法及び手段については、**工種ごとに要領図**(平面図と断面図で構成、作業区域・施工区域に該当する寸法を記載)**を添付**し、必要とする作業区域・施工区域を明記のうえ、**工事・作業船の配置状況、工作物の設置状態などがわかるように記載**してください。

特に工事・作業船の配置により、付近航行船舶の可航幅が著しく狭くなる場合は、図面上に工事・作業船の配置及びアンカーの投入場所とともに、標識の設置場所・警戒船の配置位置・隻数などを記載するとともに、可航海域付近の幅員・アンカーワイヤーの水深・付近を航行する最大船舶の要目も、把握・記載しておいてください。

- ② 「方法」として、**発注者に対して提示する「施工要領」「施工計画」をそのまま添付**しないでください。

施工の精度、陸上部での工事・作業概要など、姫路港長等が許可の対象としない品質・施工管理などの要素は不要で、海上部における行為に着眼しご説明をお願いします。

- ③ 工種ごとに「作業日数」や工事・作業船が、作業区域へ頻繁に出入りする場合は、1日あたりの運航隻数を記載してください。

- ④ 工事・作業の方法及び手段の説明において、積算上で用いる用語・現場関係者のみが使用する用語などは、使用しないようにしてください。

× 「着火船」・「伝馬船」→ ○ 「作業船」

× 「監視船」→ ○ 「警戒船」

× 「土工」→ ○ 「作業員」

× 「潜水夫」→ ○ 「潜水土」

× 「土捨て場」→○ 「埋立処分場」

- ⑤ 火薬類を使用する工事・作業は、使用する火薬量から爆破による影響の範囲を詳細に記載してください。

なお火薬類などの危険物を船舶で運搬する場合は、別途「危険物荷役許可申請」や「危険物運搬許可申請」を行ってください。

- ⑥ 仮設足場などの工作物を**海面に張り出して設置**する場合は、**張り出す形や長さ・海面までの高さ・標識灯などの設置位置及び規格を図面上に記載**してください。

また流況観測などで設置する仮設物については、海面上・下がどのように状況で設置されるのかがわかるように図面上へ記載してください。

- ⑦ ケーソン・台船などを曳航する場合は、曳航形体・曳航全長・警戒船配置・曳航経路を図面に記載してください。
- ⑧ 潜水作業については、潜水方式・潜水者数などを記入してください。
- ⑨ 海洋に投入する用材などについては、海洋環境に影響ないことを明記したうえで関係資料を添付してください。

※ 詳細は、P-70・P-71参照

(6) 「事故防止措置等」について

「事故防止措置」とは、工事・作業の実施に係る安全対策のほか、付近航行船舶に対する安全対策を具体的に記載していただく項目で、工事・作業を実施する際に遵守していただくものです。

実際に工事・作業に従事する関係者が、その内容を理解したうえで確実に励行され、有効な対策でなければなりません。

「事故防止措置」の記載にあたっては、全ての工事・作業に共通する事項と、実際に着手する行為に応じて措置する事項がありますので、実際に着手する工事・作業の内容に応じて十分吟味し、理解のうえ記載してください。

① 全ての工事・作業に共通する記載事項

A 作業(現場)責任者・安全管理責任者などの氏名・連絡先及び安全管理体制

施工管理の実施責任者である「現場代理人」が作業(現場)責任者として安全対策の実質的な指揮・監督を行っていただきます、必ず氏名・連絡先(携帯電話番号)を記載してください。

なお、作業(現場)責任者を補佐する「副作業(現場)責任者」との2名以上の体制を確保するようにしてください。

B 工事・作業の中止基準

一般の工事・作業と潜水作業に分かれており、概ね

一般の工事・作業・・・風速10m/秒以上、波高1m以上、視程2km以下

潜水作業・・・風速8m/秒以上、波高0.5m以上、視程1km以下

ですが、工事・作業を実施する海域の条件などから、安全に工事・作業が施工できる条件を勘案して策定してください。

このほか、津波注意報が発表されたとき・海上風警報が発表されたとき・作業(現場)責任者の判断で、工事・作業の続行が危険と判断されたとき・姫路港長(姫路海上保安部長)の指示があったときも、工事・作業は中止としてください。

C 港内の船舶交通に支障が生じるおそれがある場合など、姫路港長(姫路海上保安部長)からの指示があれば、その内容に従って行動をしてください。

D 工事・作業区域付近を航行する船舶がある場合、これらの船舶の航行に支障が生じるおそれがあるときは、工事・作業を一時中断して工事・作業船などは退避し、工事再開

の安全が作業(現場)責任者によって確認された後、工事・作業を再開してください。

E 工事・作業を実施する前に、付近の海域利用者など「利害関係者との調整」において実施する内容を説明し、工事・作業が円滑に実施できるよう工事・作業中の協力を求めるとともに、了解を得ておいてください。

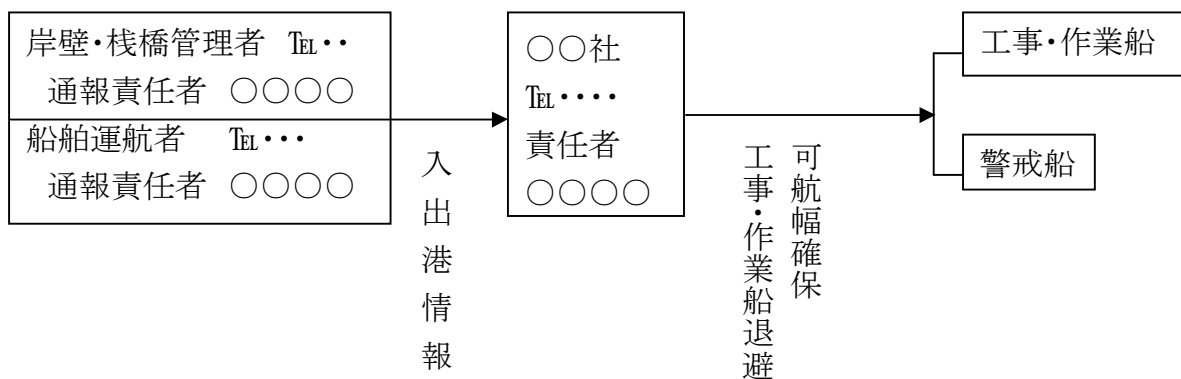
また、作業区域内に供用中の岸壁・栈橋が存在するなど、入出港船舶との競合が生じる場合は、岸壁・栈橋管理者と協議・調整を行い、具体的に工事・作業船の退避要領などを確立しておいてください。

【記入例】

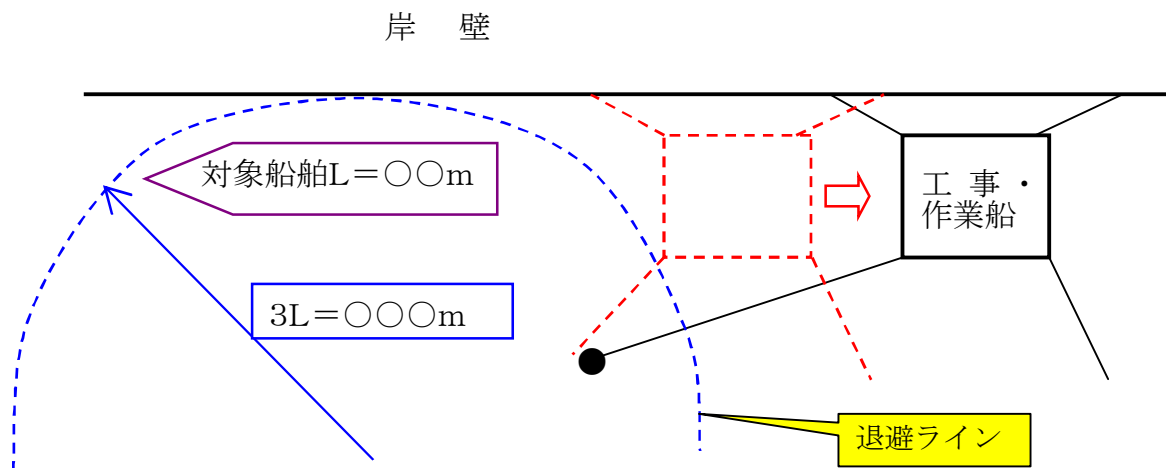
岸壁・栈橋などへの入出港船舶に対する工事・作業船退避要領

イ 作業(現場)責任者は、次の連絡体制により入出港船舶を把握し、対象船舶の入出港までに作業船退避要領のとおり工事作業船を退避させる

ロ 岸壁・栈橋管理者は、入出港前日の1500までに現場(作業)責任者に、入出港船舶の情報を伝達する

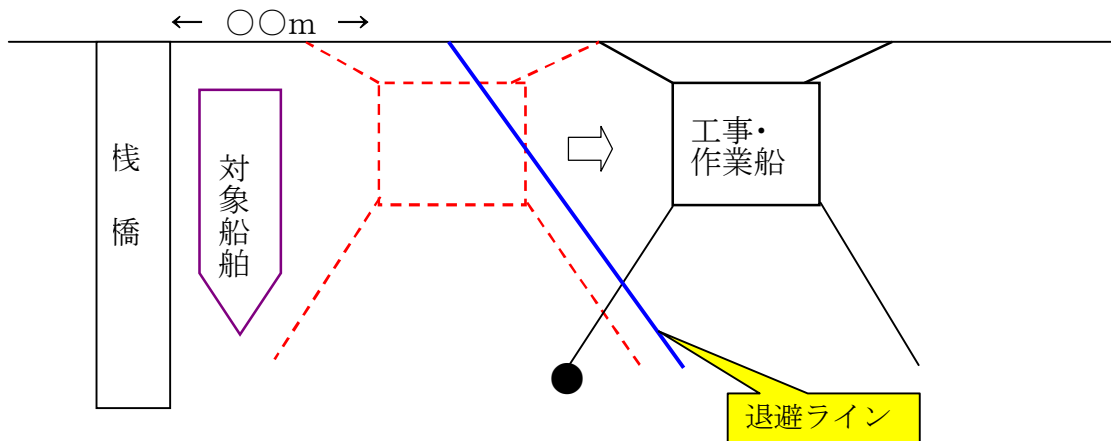


ハ 退避要領(例-1)



工事・作業船は工事・作業を中断し、入出港船舶の3L以上を直径とする円内海域から退避、●印のアンカーブイを一時撤去してアンカーワイヤーを緩めて、確実に海底へ沈めておきます。

ニ 退避要領(例-2)



工事・作業船は作業を中断し、上図作業船退避ラインから退避、●印のアンカーブイを一時撤去してアンカーワイヤーを緩めて、確実に海底に沈めておきます。

このほか

- ・ 隣接する○○岸壁・栈橋には大型船が離着棧しますので、同バースを借受けている△△海運と毎日○○時に打合せを行い、翌日の離着棧予定と工事・作業内容の調整を行います
- ・ 隣接する○○岸壁・栈橋には△△運輸の定期船が離着棧しますので、離着棧に支障がある場合、作業を一時中断して作業船を退避させるよう調整しております
- ・ 隣接して工事・作業を行う××建設とは協議し、作業区域が重複しないよう調整済みです

など、明確に記載をお願いします。

F 工事・作業に従事する作業員などに対しては、**救命胴衣の着用を指示し救命浮環などを適宜の場所に配置**するなど、海中転落に備えた対策を講じてください。

G すでに許可を得ている工事・作業内容に変更が生じる場合は、**変更が生じる前に「港内工事・作業内容変更許可申請書」を提出し、許可を受けておいてください。**

※ 「港内工事・作業内容変更許可申請書」については、P-90・P-91 参照

H 姫路港長(姫路海上保安部長)の許可した**工事・作業許可書は現場に携行し、いつでも提示できるよう、保管**を行ってください。

4. 方 法

(1) ○○工(作業日数:約○日、使用船舶:測量船1隻/日、警戒船1隻/日)

- ・ 作業日数は、工程表の作業日数に合わせる
- ・ 使用する工事作業船を1日あたりの隻数で記載する

※1 どのような行為を行うのか、概要図(平面図・断面図)・使用船舶などとともに具体的に工程の順を追って記載

ただし、海上部に影響しない工事作業記載は、要しない

※2 発注者に提出する「施工要領」・「施工計画書」を添付しない

本申請では、各工程でどのようなことをするのか・どれぐらいの作業区域を要するのか、など、実施される行為が船舶交通に与える影響を明確にし、事故防止措置の検討に反映させる必要があるため、行為の成果は求めない

5. 事故防止措置等

※1 上記4をもとに、必要な対策を検討し記載する

※2 以下については、必須記載事項

1 本工事作業の作業(現場)責任者を(正)○○○○・(副)△△△△と定め、安全対策・施工管理について全般にわたって指揮監督し、施工中の事故防止に努めます。

作業(現場)責任者(正):○○○○

作業(現場)責任者(副):△△△△

安全対策の実施責任者として「作業(現場)責任者」とする

電話番号:<事務所>

現場:<現場事務所又は作業(現場)責任者の携帯電話など、確実に連絡ができる電話番号>

2 次の気象条件となった場合は、工事作業を中止します。

一般工事作業

潜水作業

風速:00メートル以上

風速:00メートル以上

波高:0メートル以上

波高:0メートル以上

視程:0000メートル以下

視程:0000メートル以下

その他、以下の状況においても、工事作業を中止します。

- ・ 海上風警報が発表されたとき
- ・ 津波注意報が発表されたとき
- ・ 作業(現場)責任者の判断で、工事作業の続行が危険と判断するとき

3 その他、姫路港長(姫路海上保安部長)の指示があったときには、その内容に従います。

4 航行船舶に支障が生じるおそれがある場合は、工事作業を一時中断し安全な場所へ退避します。

5 本工事作業の実施にあたっては、○○○○などの付近海域利用者へ説明を行い、了解済みです。

6 本工事作業に従事する者には、救命胴衣など必要な保護具を着用させます。

7 工事作業内容に変更が生じる場合は、事前に姫路港長(姫路海上保安部長)へ港内工事作業内容変更許可申請書を事前に提出します。

8 工事作業が完了した際には、完了届を提出します。

- ・ 表紙の次に、作業区域図を添付する
- ・ 築いそ設置・護岸改修など、施工前と施工後で形状が変化する場合は、海図などの水路図誌に反映させるため、完了後の設置位置を北緯・東経又は座標などで表した図面を添付する
- ・ 磁気探査が完了した場合には、磁気反応物の位置・措置内容を記載した「磁気探査結果報告書」を海底地盤に影響を与える工種着手前に提出する

港内工事作業行事完了届

窓口への提出日

- ・ 工事・作業の定義は、P-52の9-(6)-③のとおり
- ・ 実施する行為に基づき、不要な文字を削除

平成 年 月 日

作成例

殿

姫路港内では「姫路港長」
相生港・赤穂港・八木港では「姫路海上保安部長」

申請者住所

許可申請書のとおりに記載・押印する

氏 名

社印

又は

私印

1. 目的および種類

原許可のとおり又は工事作業行事内容を変更したのであれば、その内容を記載する

2. 期間および時間

原許可のとおり又は期間・時間の変更をしたのであれば、その内容を記載する

自：平成 年 月 日 から

至：平成 年 月 日 まで

時から 時までの間

3. 許可番号

原許可の許可印のとおり、許可日・許可番号・許可の実施者を記載する

原許可 平成 年 月 日付

姫路港長 第 号
(姫路海上保安部長)

自：平成 年 月 日 から

至：平成 年 月 日 まで

時から 時までの間

変更許可 P-〇〇のとおり

変更許可があれば、この欄に記載するか港内工事作業行事内容変更許可一覧表を添付しておく

4. 完了年月日

平成 年 月 日

工事作業行事が、完了した日付とする

5. その他

工事作業行事の実施にあたって、特記事項がなければ「工事・作業・行事実施中、異常なし。」と記載、特記事項があれば詳細をまとめて「P-〇〇に記載」とする

※ 原則として、表紙及び作業区域図・施工区域図とするが、必要により施工写真・竣工図面などを添付のうえ、特記事項を記載する

② 着手する行為に応じて措置する事項

実施する工事・作業の種類や規模などにより、検討・実施していただく事故防止措置は異なりますので、次の各項目を参考として記載をお願いします。

A 夜間において、**工事・作業船のアンカーを打設した状態で係留**する場合や**工作物の設置などで水深減少**が生じている場合などにおいては、**海域の範囲を明示するブイや標識灯の設置・維持管理要領に関する対策を記載**してください。

B 港内や港の境界付近は船舶交通が輻輳していることから、工事・作業を行うにあたっては航行船舶が工事・作業区域に誤って進入する、工事・作業により可航幅が狭められた海域では、航行船舶の行き会いに支障が生じ、衝突・乗揚げといった事故の発生を防止するといった事前の対策が必要となります。

このため、**次のような工事・作業を行う場合は「警戒船」を実施状況に応じて配備**し、事故の防止に努めていただくようお願いいたします。

- a 姫路港長(姫路海上保安部長)公示による交通制限を伴う場合
- b 航路・航路周辺海域等で行う場合
- c 爆破・潜水作業など、危険度が特に高い場合

このほか、実施海域の地形や船舶交通の状況などを考慮し、必要に応じて警戒船を配備してください。

C **工事・作業区域が広範囲・長期にわたる工事・作業や複数の警戒船を配備**して行う場合については、具体的な警戒船の役目・配備中の警戒内容などを明記した、「**警戒船管理・運用要領**」を定めたうえで、警戒業務管理者を配置し、その実施・連絡体制をより明確にしておいてください。

なお警戒船の業務・性能及び警戒業務管理者の業務については、以下のとおりです。

I 警戒船の業務

警戒船の主な業務は次のとおりですが、**警戒船には警戒業務に専従する「専従警戒要員」(警戒船業務講習を受講した方)**を船長とは別に、**1名以上配置**してください。

- イ 工事・作業及び航行制限の内容に関する情報を通航船舶などへ提供すること
- ロ 工事・作業に従事する船舶の交通を整理すること
- ハ 工事・作業区域に異常接近する船舶などに対して注意喚起すること
- ニ 工事・作業区域内の施設及び工事・作業に従事する船舶に異常接近する船舶などの警戒を行うとともに、関係者にその状況を通報すること
- ホ 工事・作業区域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の確認を行うとともに、関係者にその状況を通報すること
- ヘ 工事・作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し、人命の安全の確保及び被害の拡大防止のための必要な措置を行うこと

II 警戒船の性能(堪航性、速力及び設備等)

イ 堪航性

警戒船が配備される海域において予想される気象・海象条件のもとで、警戒業務を適

切に実施するために十分な堪航性・居住性などを有すること

ロ 速力

移動しながら行われる工事・作業	移動せずに行われる工事・作業
工事・作業船の工事・作業中における速力に、3ノットを加えた速力又は工事・作業区域付近を航行する船舶の速力の平均のうち、大きい方の速力以上の速力	工事・作業区域付近を航行する船舶の速力の平均以上の速力

ハ 設備等

設備の種類	全ての警戒船が装備するもの	必要に応じて装備するもの
連絡設備	他の警戒船、工事・作業現場、警戒業務管理者及び関係海上保安官署との連絡(間接的な連絡でも可)が可能な通信設備	超短波無線電話 (国際 VHF) 船舶電話
監視機材	双眼鏡	レーダー
注意喚起機材	拡声器、手旗及び赤旗(1m×1m)並びに信号灯又は探照灯	探照灯、サイレン、国際信号旗、テープレコーダー
表示機材	警戒船であることが容易に認識可能な横断幕又は標示板	夜間での警戒船の存在が容易に認識可能な灯火(例:青色閃光灯(約 90 回/分))及び標示板
その他	海図及び海事法令集	消火ポンプ、関係港長公示集

III 警戒業務管理者の業務

警戒業務管理者(警戒船管理講習を受講された方)の主な業務は次のとおりです。

なお、必要に応じて、警戒業務管理者を補佐する警戒業務管理補助者を配置し、警戒業務の適切な管理を実施してください。

イ 警戒業務の統括及び実施の確保に関すること

ロ 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し、必要な情報の収集及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること

ハ 警戒の実施に関し、警戒船・関係海上保安官署との連絡に関すること

ニ 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事・作業の内容の周知に関すること

ホ 警戒船乗組員の教育・訓練に関すること

ヘ その他警戒業務の実施に関し必要な事項に関すること

D **潜水作業中**にあつては、**警戒船の配備・国際信号書のA旗を示す信号版の掲揚・潜水士との連絡手段の確保**などの安全対策を記載してください。

E 水底土砂を撤去する・鋼矢板などを打設するなど、**海底地盤に衝撃を与える工事・作業の実施前**には、次に示す表の範囲の**磁気探査を実施**しその結果を記載するとともに、磁気探査結果報告書として磁気反応の結果や措置内容を記載しておいてください。

なお過去に磁気探査を実施して、その後爆発物が発見されるおそれが少ないと考えられる場合は、磁気探査を省略することで安全な工事・作業が担保できる理由・過去の実施結果などを提示していただき、提示資料などをもとに磁気探査の省略を検討しますので、事前に発注者をご相談願います。

工 種	磁気探査範囲
浚渫	施工区域内及び法肩から外方20メートル
杭及び矢板打ち	法線から両側10メートル
ボーリング	ボーリング箇所を中心に半径5メートル

また磁気探査を行っても反応せずに、掘削中や撤去された土砂の中から爆発物が発見される事例もあることから、その場合には赤旗・ブイなどで位置を明示し、警戒船・見張り員を配備するとともに、姫路港長(姫路海上保安部長)へ速やかに連絡を行なって、指示を仰いでください。

F 橋梁の下面に仮設足場などを設置し、満潮時の可航高が減少する場合は、チューブライトなどで仮設足場などの存在を明示するとともに、現状における満潮時の可航高を看板などで航行船舶に知らせる措置を講じてください。

G 工事・作業などに使用する灯浮標・簡易標識灯の形状や灯質などについては、「浮標識を定める告示(昭和58年7月5日、海上保安庁告示第131号)」に準じて取扱い、概ね次表のとおり設置する場所などにより、定められた灯質の標識を設置する必要がありますが、光力(実効光度:15Cd(カンデラ)以上)などによっては航路標識法に基づく許可を必要とする場合がありますので、事前に姫路海上保安部交通課へお問い合わせください。

(P-113の「18航路標識に関する許可・届出手続き」も併せてご確認ください。)

なおブイや標識灯・汚濁防止膜など、工事・作業で一時的に設置するものには、所有者・連絡先を明記するとともに、荒天により流出させないよう維持管理を行ってください。

流出させた際には、速やかに姫路港長(姫路海上保安部長)へ連絡するとともに、責任をもって全量回収を行ってください。

設置場所	塗色	灯質		頭標	備考
		灯色	周期等		
①工事作業区域 ②航泊禁止区域 ③花火大会の行事区域など	黄	黄	単閃光 毎3～4秒に1 閃光	—	光達距離は、付近の海上交通の実態、付近の地形(背景光等)を考慮して適切なものとしてください
海上構造物 シーバース ボーリング檣など	黄	白	モールス符号、毎8秒に U(・・ー)	—	光達距離は、上記に同じ ただし、航泊禁止区域の中に設置する場合などは上記の黄色の特殊標識としてください
海苔・牡蠣筏など	黄	黄	単閃光 毎3～4秒に1 閃光	—	設置間隔・灯高・光達距離は兵庫県の魚場標識設置基準に基づき設置してください
①防波堤先端 ②潜堤(海面下の消波堤等)	水路などの入口付近では、側面標識(右舷、左舷)などを設置する必要がありますので、事前に姫路海上保安部交通課と調整してください				

H 工事・作業区域付近を航行する船舶への影響や海域利用者との調整などの結果、日没から日出までの夜間の時間帯において工事・作業を実施する場合は、照明設備・警戒要領・連絡体制などの必要な体制を整えておくよう、事前に検討をしておいていただくようお願いいたします。

また**工事・作業船が工事・作業区域内又は付近海上において夜間停泊**を行うことがある場合には、**保船要員との連絡系統・停泊状況を明示する標識灯の設置状況及び荒天時の避難先**を記載しておいてください。

【記入例】

I 照明設備

- イ 夜間作業中は、別図のとおり作業船に〇〇Wの作業灯〇基を設置し、安全に作業が出来るよう照明を施します
- ロ 作業船のアンカー設置位置に灯浮標(単閃黄光、毎4秒に1閃光、光達距離〇km)を設置します
- ハ 作業船の四隅に標識灯(単閃黄光、毎4秒に1閃光、光達距離〇km)を設置します(照明設備が設置出来ない船舶・施設などの場合)

II 警戒措置

- イ 夜間作業中は、工事・作業区域の両端付近に警戒船を各1隻配備します(P-〇〇の警戒船配置図 参照)
- ロ 警戒船には、夜間でも警戒船の存在が容易に視認可能な標示板及び標識灯(青

色閃光灯、回転数90回／毎分、視認距離○km)を掲げ、接近船舶があれば、探照灯・拡声器などにより注意を喚起します

なお探照灯を使用する場合は、相手船を眩惑させないように注意します

ハ 警戒船には、専従警戒要員○名を乗組ませて2交代で実施します。

専従警戒要員 姫路太郎 業務講習 ◎◎第○○号(H○.○.○)

専従警戒要員 飾磨二郎 業務講習 ◎◎第○○号(H○.○.○)

ニ 適宜海面を照射し、油・資機材の流出などを確認するとともに、流出などがあれば直ちに回収します

III 連絡体制

イ 夜間作業中は、作業(現場)責任者として○○○○を配置します

ロ 夜間の連絡体制を確立し、緊急時には速やかに必要な要員・船舶などが確保できるよう即応体制を整えます

ハ 次の関係者に対する連絡体制を確保します

○○海運(○○岸壁管理者)、○○会社(隣接工事施工者)

ニ 夜間作業の実施については、次の関係先に説明し了承を得ております

○○海運・○○漁協・○○自治会

I 工事・作業の作業(現場)責任者は、**工事・作業で用いる資機材の海中への脱落・流失防止の措置**を講じるとともに、**工事・作業で発生したゴミや廃棄物は、陸上で産業廃棄物として適切に処分**を行うことを工事・作業従事者に対して、十分に徹底をしておいてください。

また工事・作業を施工した結果、**構造物の新たな設置や水深の減少**などが生じる場合は、乗揚げや推進器などの損傷といった海難事故を未然に防止し、船舶が航行する海域の安全を確保しなければなりません。

これらの対策を確立しておくことを「**水路の保全**」といい、港則法第24条において次のように定めています。

港則法第24条

何人も、港内又は港の境界外10,000メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これに類する廃物を捨ててはならない。

2 港内又は港の境界附近において、石炭、石、れんがその他散乱する虞のある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。

3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第1項の規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱する虞のある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。

このため、仮設足場内にはネットを展張する、コンクリートの解体作業・塗装前のケレン作業などでは、飛散防止用の受け台を設置する、などの工夫で海中への脱落・流出防止を講じるようにしてください。

工事・作業に伴う水深変化が生じた場合は、現水深を確認するための水路測量を行う必要があるほか、新たな工作物を設置した場合など、海図に記載されている事項に変化が生じた場合は、海図補正の手続きを行う必要があります。

工事・作業施工後の水深を海図に反映するには、「水路業務法第6条に定める水路測量の許可申請」の手続きを要するため、第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係(電話:078-391-6551)へ、原則として1ヶ月前までにご相談をお願いします。

J 海洋汚染防止に関する所要の措置

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」には、船舶・海洋施設などからの油や廃棄物の排出の規制がありますので、海洋汚染の防止に関しては以下の事項について注意して施工してください。

- I **ボーリング櫓や足場上で行なう工事・作業に伴って発生する廃棄物及び油類**などは、海上に落下・流出しないように回収し、陸上に運搬して処分することとしてください。
万一海中に落下させた場合は、責任をもって回収をお願いします。
- II 浚渫など海水の濁りを発生させる工事・作業の実施にあたっては、周辺に汚濁防止膜(カーテン長:○メートル付)を展張してください。
- III **水底土砂**(海洋又は海洋に接続する公共水域から除去された土砂(汚泥を含む))について、埋立て用材に流用する・海域に排出しようとする場合(公有水面埋立法の許可、若しくは承認を受けて埋立をする場所又は廃棄物の処理場所として設けられている場所に排出する場合を含む)には、P-71のとおり「**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項**」及び「**ダイオキシン特別措置法**」に基づく**溶出・底質検査を実施**し、それぞれの基準値以下でなければ、海上への排出はできないため、事前に確認しておいてください。
- IV **海洋に投入する用材**は、含有物が溶け出して海洋に拡散されることがないなど、**海洋環境に影響ないことを明記したうえで、関係資料を添付**しておいてください。
- V **海域に海洋施設**(人を収容することが出来る構造の工作物・物の処理・輸送又は保管の用に供する工作物などで、陸地との往来が出来ないもの)を**設置**しようとする場合は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第18条の2」に基づき、姫路海上保安部長に「**海洋施設設置届**」(P-72~74 参照)を**設置の開始の30日前までに提出**するが必要となりますので、ボーリング櫓・作業台などを設置する場合は、速やかに提出をお願いします。
- VI 既設の構造物を撤去する場合、**打設された鋼管杭や鋼矢板・張り石や敷き石なども、全て撤去することとし、「原状回復」することを前提**として工事・作業の検討をしてください。
不用意に海底部へこれらのものを存置することは、後々の港湾工事の支障になるばかりではなく水深減少の原因となり、明確な存置理由がない場合は、**海中に投棄されたものとみ**

なされる場合がありますので、発注者・施工者の方々におかれては十分に注意をお願いします。

VII 本項に関しては、姫路海上保安部警備救難課海上環境係(電話:079-234-1016)へお問い合わせください。

水底土砂判定基準(昭和48年2月17日総理府令第6号)

(最終改定:平成15年6月13日 環境省令第14号)

	判定項目(溶出試験)	判断基準(mg/φ)
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと
2	全水銀	0.005以下
3	カドミウム	0.1以下
4	鉛	0.1以下
5	有機リン	1.0以下
6	六価クロム	0.5以下
7	砒素	0.1以下
8	シアン	1.0以下
9	PCB(ポリクロロネイテッドヒフェニル)	0.003以下
10	銅	3.0以下
11	亜鉛	5.0以下
12	フッ素	15.0以下
13	トリクロロエチレン	0.3以下
14	テトラクロロエチレン	0.1以下
15	ベリリウム又はその化合物	2.5以下
16	クロム又はその化合物	2.0以下
17	ニッケル又はその化合物	1.2以下
18	バナジウム又はその化合物	1.5以下
19	有機塩素化合物	40.0mg/kg以下
20	ジクロロメタン	0.2以下
21	四塩化炭素	0.02以下
22	1・2-ジクロロメタン	0.04以下
23	1・1-ジクロロエチレン	0.2以下
24	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下
25	1・1・1-トリクロロエタン	3.0以下
26	1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下
27	1・3-ジクロロプロペン	0.02以下
28	チウラム	0.06以下
29	シマジン	0.03以下
30	チオベンカルブ	0.2以下
31	ベンゼン	0.1以下
32	セレン又はその化合物	0.1以下
33	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

水底の底質の汚染に係る環境基準(平成11年12月27日環境省告示第68号)

(最終改定:平成14年7月22日 環境省告示第46号)

底質組成試験	34	ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下
底質組成試験	35	全水銀	-
底質組成試験	36	PCB	-

海洋施設設置届

作成例

平成24年9月28日

第五管区海上保安本部長 殿

届出者 住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏名 海保建設㈱姫路支店
取締役支店長 海保 太郎 印

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第18条の3第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 海洋施設の名称及び用途
名称: 単管を用いたボーリング槽
用途: 飾磨5号岸壁の改修工事に伴い、海底下20メートルの海底地盤調査を行うため、設置するものです。
- 2 海洋施設を管理する者の住所及び氏名
住所: 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏名: 海保建設㈱姫路支店
作業責任者・海保次郎(連絡先: 079-231-5065、090-1234-5678)
- 3 海洋施設工事を開始する日及び完成する日並びに当該工事の概要
 - (1) 海洋施設工事を開始する日及び完成する日
平成24年11月1日(日出)から11月20日(日没)まで
 - (2) 当該工事の概要
※ 港内工事・作業許可申請書や海上交通安全法に基づく作業・工作物届の「方法」において、海洋施設の設置方法の部分に平面図・断面図を用いて記載する
- 4 海洋施設の設置位置
飾磨西防波堤灯台から、355度800メートルを中心とする半径20メートルの海域
P-Oの作業区域図参照
- 5 海洋施設における使用燃料など管理の方法
ボーリングマシンを駆動するため、携帯発電機用の燃料として軽油(1日あたり最大20リットル)、潤滑油(携帯用発電機1基につき、5リットル)を使用します。
軽油は、作業開始時に陸上から搬入・未使用の分は作業終了時に陸上に搬出し、夜間や休工日にボーリング槽に放置しません。
携帯用発電機は、ボーリング槽設置時から解体時までの間、ボーリング槽に設置しておきます。
なお、油類の海上流出に備え、吸着マット・50枚をボーリング槽上に常備し、汚濁防止膜(長さ:100メートル)を現場事務所に備え置きます。
- 6 海洋施設における最大搭載人員
ボーリング槽上では、最大5名が作業を行います。

海洋施設設置届の変更届

作成例

平成24年11月10日

第五管区海上保安本部長 殿

届出者 住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏名 海保建設㈱姫路支店
取締役支店長 海保 太郎 印

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第18条の3第項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 海洋施設の名称及び用途
名称: 単管を用いたボーリング機
用途: 飾磨5号岸壁の改修工事に伴い、海底下20メートルの海底地盤調査を行うため、設置するものです。
- 2 海洋施設を管理する者の住所及び氏名
住所: 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏名: 海保建設㈱姫路支店
作業責任者・海保次郎(連絡先: 079-231-5065、090-1234-5678)
- 3 海洋施設の設置位置
飾磨西防波堤灯台から、355度800メートルを中心とする半径20メートルの海域
P-Oの作業区域図参照
- 4 変更内容
海洋施設の設置期間延長
新) 平成24年11月1日(日出)から11月30日(日没)まで
旧) 平成24年11月1日(日出)から11月20日(日没)まで
- 5 変更年月日
平成24年11月10日
- 6 変更理由
ボーリング調査箇所には岩盤層があるため、所定の作業量を届出期間において施工することが困難となったため、海洋施設の設置期間を延長するものです。
- 7 その他
(1) 原届は、平成24年9月28日(姫路海上保安部長・受理、第1号)です。
(2) 上記4の「変更内容」のほか、原届における当該工事の概要・海洋施設における使用燃料など管理の方法・海洋施設における最大搭載人員などについて、変更はありません。

海洋施設撤去完了届

作成例

平成24年11月21日

第五管区海上保安本部長 殿

届出者 住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏名 海保建設欄姫路支店
取締役支店長 海保 太郎 印

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第18条の3第1項の規定により、届出しておりました海洋施設について、下記のとおり撤去完了しましたので届出します。
記

1 海洋施設の名称及び用途

名称:単管を用いたボーリング槽

用途:飾磨5号岸壁の改修工事に伴い、海底下20メートルの海底地盤調査を行うため、設置するものです。

2 海洋施設を管理する者の住所及び氏名

住所:兵庫県姫路市飾磨区須加294-1

氏名:海保建設欄姫路支店

作業責任者・海保次郎(連絡先:079-231-5065、090-1234-5678)

3 海洋施設工事を開始する日及び完成する日

平成24年11月1日(日出)から11月20日(日没)まで

4 海洋施設の設置位置

飾磨西防波堤灯台から、355度800メートルを中心とする半径20メートルの海域
P-〇の作業区域図参照

5 海洋施設設置届の受理日及び受理番号

平成24年9月28日、姫路海上保安部長第1号

6 海洋施設の撤去完了年月日

平成24年11月20日

7 その他

海洋施設を設置期間中、油類の海上流出など異常はありませんでした。

③ 事故防止措置以外の記載事項

A **緊急時の連絡系統図**について、事故や災害が発生した場合に速やかに確認・連絡を行うための重要な書類となりますので、**作業(現場)責任者を中心として関係機関を網羅し、連絡先の電話番号は十分確認**を行っておくようにしてください。

姫路港長(姫路海上保安部長)にあつては、姫路海上保安部交通課:079-231-5065を連絡先に設定し、事件・事故の緊急連絡先「118」とともに併記しておいてください。

B **使用船舶一覧表**について、工事・作業に使用する船舶は、用途・船名・総トン数・船舶の大きさ(全長・全幅・喫水)、船舶番号又は船舶検査済票の番号・能力(曳船は機関馬力、警戒船は速力、起重機船は吊り能力、土運船は積載量及び廃棄物船登録番号)・電話番号などを記載し、**下表を参考として添付**してください。

ここでいう「用途」とは、測量を行うなら「測量船」・曳航するなら「曳船」といったように、P-59の10-(5)-④を参照して**使用する船舶の目的で記載**してください。

また使用船舶は、**船舶検査証書・船舶検査手帳・小型船舶操縦者免状などのコピーは添付せず**、上記項目を網羅した「使用船舶一覧表」(下表 参照)にしておいてください。

用途	船名	総トン数	船舶の大きさ	船舶番号	能力・装備等
起重機船	△△丸	———	00×00×0m	———	000 トン吊り
曳船	□□丸	000 トン	00×00×0m	00000	000 馬力、VHF
警戒船	○○丸	000 トン	00×00×0m	000-0000	00 ノット、TEL 番号

C **警戒船に乗船する専従警戒要員**についても、受講の種別(専従警戒要員とは、**業務講習を受講している方**を言いますので、ここでは「業務」となります。)**・氏名・生年月日・受講年月日・受講番号などを「専従警戒要員一覧表」にして添付し、受講証のコピーは添付しない**でください。

D 潜水作業を行う際にあつては、労働安全衛生規則上の観点から、有資格者である潜水士による作業が前提であり、**潜水士免許のコピーを工事・作業許可申請書へ添付する必要はありません。**

E **契約書・発注証明・委任状**などについては、全て本紙の必要はありませんので、**してください。必要な部分(工事件名、契約期間、発注者及び契約書の署名・押印のある部分)のみのコピーを添付**

作成例

※ 添付物として、使用船舶一覧表・専従警戒要員一覧表・緊急時の連絡系統図・契約書(写)などを添付
 その際に、船舶検査証書・専従警戒要員の受講証明書・潜水士手帳などのコピーを添付しない

<使用船舶一覧表>

用途	船名	トン数	船舶の大きさ	船長氏名	船舶番号	備考
警戒船	〇〇丸	5トン	長さ・幅・喫水	海保太郎	250-123	
測量船	××丸	3トン	長さ・幅・喫水	海保次郎	250-432	
使用する予定の船舶を全て記載						

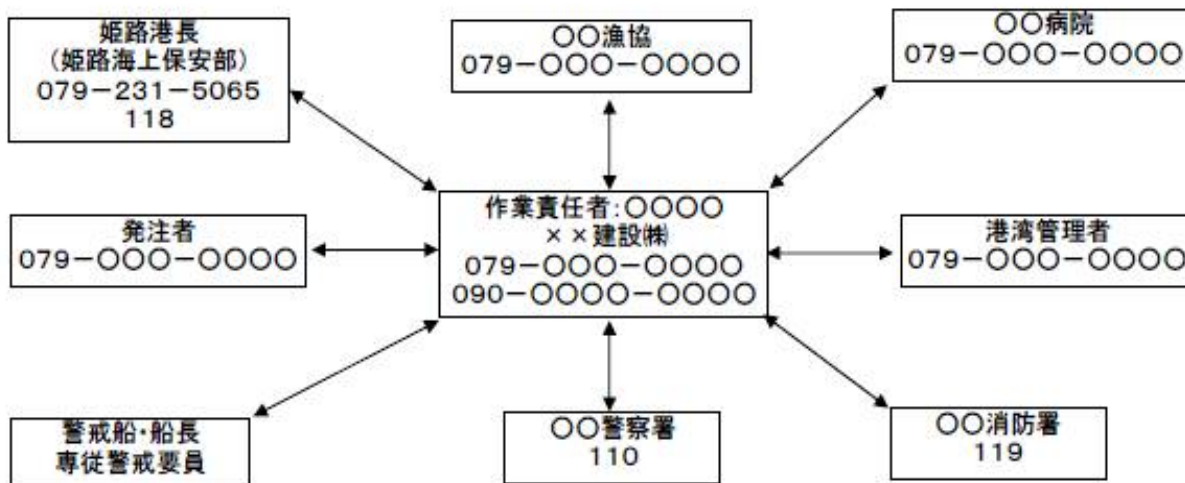
工種に応じた船種とし、「着火船」「伝馬船」などとは記載しない

<専従警戒要員一覧表>

受講種別	氏名	生年月日	受講年月日	受講番号	備考
業務	海保三郎	37.7.6	23.1.10	神戸第1号	
業務	海保四郎	47.7.6	23.1.10	大阪第2号	
従事する予定の要員を全て記載					

業務講習を受講した者のみ記載

<緊急時の連絡系統図>



※ その他、必要箇所を追加

11 港内行事許可申請書(相生港・赤穂港・八木港においては「作業許可申請書」)

(1) 根拠となる条文

港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請者

行事の実施について、**行事全般を指揮監督しその権限を有する「行事实施責任者」**です。

このほか、行事实施責任者からの「委任状」により、港則法関係書類の一式について作成・申請の委任を受けた方とします。

(3) 使用する様式

第9号様式(別冊・資料集に保存しています。)を使用し、**姫路港内で実施**される場合は、表題中の工事・作業を削除し「**港内行事許可申請書**」、**相生港・赤穂港・八木港内で実施**される場合は、表題中の工事・行事を削除し「**港内作業許可申請書**」として申請してください。

(4) 提出部数

原則1部の提出としますが、航行制限を行うなどの大規模な行事の実施において、行事(作業)責任者が携行するほか大会本部に備え置くなどの理由から、2部以上で申請者が必要とする任意の部数とします。

(5) 提出する時期

原則として、**行事を実施する1か月前までに提出**してください。

これは、姫路港長・姫路海上保安部長が申請の内容を検討するとともに、内容によっては一般船舶の交通制限の実施、水路通報・姫路海上保安部ホームページの沿岸域情報提供システム(MICS)などにより関係船舶・海域利用者に対し、事前の周知を図る必要があるためです。

行事の実施が決まれば速やかに申請を行うようにお願いします。

(6) 留意事項

P-52の9-(6)工事・作業許可申請の留意事項のほか、以下の事項について留意願います。

① 「**行事**」とは、端艇競争・祭礼・パレード・海上訓練・海上カーニバル・海上花火大会・遠泳大会・海上デモなどで、一般的には**一定の計画のもとで統一された意思に従って複数の船舶などが参加して行われる社会的な活動**を言います。

なお、海上デモなどを1隻で行う場合でも、**通常とは違った航行形態となるときは許可が必要な場合があります。**

② 参加する船艇が少数であっても**水域を占有**(ブイなどの設置を含む)する・**通常の航行形態とは異なった形で航行**する場合は、**行事に該当**します。

③ 1隻の船内において行われる納涼大会などは、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、行事には該当しません。

12 港内行事許可申請書の作成要領

- (1) 「様式第9号」を使用し、以下の注意事項を確認のうえ作成をしてください。
- ① 申請時には、**表題中の不要な文字は削除**し、姫路港内で実施の場合は「港内行事許可申請書」、相生港・赤穂港・八木港内で実施の場合は「港内作業許可申請書」と記載してください。
- ② 港内行事(作業)許可申請書の宛先は
姫路港又は姫路港との境界付近で実施する場合→あて先は**姫路港長**
姫路港以外の**相生港・赤穂港・八木港内の港則法適用海域又は同海域境界付近**
で実施する場合→あて先は**姫路海上保安部長**
と記載してください。
- ③ **基本的に様式第9号→行事(作業)実施区域図→行事(作業)の進行表・スケジュール→行事(作業)方法→事故防止措置→緊急時の連絡系統図→使用船舶一覧表・専従警戒要員一覧表の順**に綴って下さい。
過去に申請した港内行事(作業)許可申請書をベースとして作成する場合には、今回申請する内容に**正しく書き直したうえで提出**してください。
- ④ 1項目の「目的及び種類」について、実際に行う行事(作業)内容を次のように簡潔に記載してください。

<<記入例>>

- ・ 海洋汚染防止思想普及活動のための海上パレード
- ・ 油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練
- ・ 帆走技術向上のための第〇回〇〇杯ヨットレース大会
- ・ 第〇回海の祭典協賛行事のためのモーターボート試走展示会

- ⑤ 2項目の「**期間及び時間**」について、**行事(作業)実施区域付近を航行する船舶の安全を確保**するため、**必要最小限**とし行事の開始及び終了年月日・時刻を正確に記載してください。
- ここでいう「**行事(作業)の開始**」・「**行事(作業)の終了**」とは、**行事(作業)そのものの開始・終了ではなく、海上において事前に行われる準備・撤収作業を含みます。**
- A 「**期間**」は、行事(作業)の進行表・スケジュールと一致した期間及び時間を次のように記載してください。
- ※ 「**行事(作業)の進行表・スケジュール**」は、**行事(作業)開始の事前準備(海上部に限る)から資器材の撤収まで**の間において、実施される内容と時間帯を明確に記載してください。
- 予備日を設定する場合は、その日時を記載してください。
- B 「**時間**」は、実際に海上部において着手・終了する時間帯を記載してください。

<<記入例>>

平成〇年〇月〇〇日 〇〇〇〇から〇〇〇〇まで

(予備日 平成〇年〇月〇〇日 〇〇〇〇から〇〇〇〇まで)

(詳細なスケジュールは、P-〇〇のとおり)

- ⑥ 3項目の「**区域又は場所**」について、2項目の「期間及び時間」と同様に、一般船舶の航行に対する影響を少なくするため、行事(作業)の行われる場所又は行事(作業)実施位置及び航行経路などを決定したうえで記載し、**必要最小限の範囲を行事(作業)実施区域**とし
- A 「区域」は、**姫路港では西区・網干区・広畑区・飾磨区の各第1・2区及び東区の第1～3区のいずれかで記載**してください。
- ※ 「**西部工業工区**」・「**木材港**」・「**飾磨港**」といった名称は、**使用しない**てください。
なお**相生・赤穂・八木港には、港区はありませんので港名のみ記載**とします。
- B 「場所」は、行事(作業)を行う場所とし、「区域」の中のどの付近になるのかを「〇〇付近海域」と記載してください。
- C 詳細な「区域」・「場所」については、**具体的に図面に明記し「行事(作業)実施区域図」・「行事(作業)参加船運航経路図」として添付**することとし、ここでは添付している**ページ数のみを記載**してください。
- D 「行事(作業)実施区域図」は、基点と行事实施区域との位置関係が正確であれば、海図の複製に限らず、一般の道路地図・任意に作成した位置図などを使用しても、差し支えありません。
海図の複製を使用する場合は、「W-〇〇〇(海図番号)の複製」などを記載しておいてください。
- ⑦ 4項目の「**方法**」について
「行事(作業)」の実施方法及び手段は、「**行事(作業)**」の**概要説明**(行事实施計画書があれば、添付)を行った後に、**実施する順に参加人員・パレードの場合は船隊の編成状況・航行速力**ほか、**音響信号や旗流信号**などを用いる場合も、**要領図で簡潔・明瞭に説明**してください。
行事(作業)内容が多岐にわたる場合、申請時に添付していただく書類が多いときには、**ページ数を入れる**など分かりやすいようにお願いします。
- ⑧ 5項目の「その他」について
- A 「事故防止措置等」については、上記12-(1)-⑦の「方法」と同様に行事(作業)実施責任者において必要な措置の記載をお願いします。
- B 特記事項があれば、記載してください。

港内行事(作業)許可申請書

作成例

- ・ 行事の定義は、P-77の11-(6)-①のとおり
- ・ 実施する行為に基づき、不要な文字を削除
姫路港内は「行事」、相生港・赤穂港・八木港では「作業」とする

窓口への提出日

平成 年 月 日

姫路港内では「姫路港長」
相生港・赤穂港・八木港では「姫路海上保安部長」
殿

申請者住所

行事(作業)全般を指揮監督し、その権限を有する方
委任状により、港則法関係書類の申請手続きの委任を
受けた方など

氏 名

社印

又は

私印

1. 目的および種類

- ・ 行事(作業)件名を簡潔明瞭に記載する→○タンカーからの油流出に備えたオイルフェンス展張訓練
- ・ 「目的」として、海上において何を行なうのか、具体的に記載
→○事業所内備え付けのオイルフェンス展張手順の確認と作業員の熟練度の向上を図るための訓練
- ・ 「種類」として、海上においてどのような行事(作業)があるか、具体的に記載
→○作業船によるオイルフェンス海上展張・オイルフェンス内の流出油回収など

2. 期間および時間

自：平成 年 月 日 から
至：平成 年 月 日 まで
時から 時までの間

予備日：平成 年 月 日 から 月 日 まで
時から 時までの間

- ・ 必要とする最小限の期間とする(タイムスケジュールと合致していること)
- ・ 行事(作業)の開始から終了までを記載→実際に海上で着手している期間とし、余裕は持たせない
- ・ 予備日は実施日で実施できないことを鑑み、若干加えておく

3. 区域または場所

姫路港では、港区まで記載→姫路港飾磨区第1区、○○○○付近海上(P-○○のとおり)
相生港・赤穂港・八木港では、どの付近か記載→相生港(赤穂港・八木港)、○○○○付近海上(P-○○のとおり)

4. 方 法

- ・ 「別紙」「別添」は用いない
- ・ 各項にページ数を記入し、「P-○○~P-○○のとおり」と記載する

5. そ の 他

1 事故防止措置等

- ・ 「別紙」「別添」は用いない
- ・ 各項にページ数を記入し、「P-○○~P-○○のとおり」と記載する

2 その他

※1 表紙の次から、ページ数を記載する

※2 原則として、表紙→行事(作業)実施区域図→行事(作業)の進行表・タイムスケジュール→行事(作業)方法→事故防止措置(緊急時の連絡系統図・使用船舶一覧表・専従警戒要員一覧表など)の順に綴る

(2) 「行事(作業)実施区域図」・「行事(作業)参加船運航経路図」作成時の注意事項

① 「**行事(作業)実施区域図**」とは、などの際に**行事(作業)**で使用する船舶が**行事海域**に入域し**アンカーを打設する範囲**や**行事参加船が運航する範囲**で、必要とする区域をいいます。

「**行事(作業)参加船運航経路図**」とは、**実際に行事(作業)参加船を運航させる際の経路を示す図面**をいいます。

② 「行事(作業)実施区域図」を作成する際には、**符号(イ・ロ・ハやA・B・Cなど)**により**その範囲を示します**が、**原則として時計回りで始点と終点は時計回りに陸上部へお**くようにしてください。

③ **符号の始点**となる場所は、**固定されて移動しない灯台・防波堤の先端などの著名物標を「基点」として方位・距離で記入**してください。

なお「基点」として用いる著名物標は、正確な名称で記載するとともに、灯浮標など移動するものは基点に使用しないでください。

④ **始点以外の符号**は、**その前の符号からの方位・距離を計測**してください。

円状の「行事(作業)実施区域図」の場合は、**基点から中心点を方位・距離を計測し半径**で表してください。

<<記入例>>

◎ 区域が多角形の場合

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海(水)面

イ 姫路港〇〇灯台(基点)から〇〇度〇〇〇メートルの地点(岸線上)

ロ イ地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点

ハ ロ地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点

ニ ハ地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点(岸線上)海(水)面

◎ 区域が円の場合

姫路港・〇〇区第〇区所在の〇〇灯台(基点)から〇〇度〇〇〇メートルを中心とする半径〇〇メートルの円内海域

3. 区域または場所



※海図に限定しないが、位置が正確に計測できるものが望ましい

作業区域

基点: 飾磨東第二防波堤灯台
 ア点: 基点から〇〇度、〇〇メートル
 イ点: ア点から〇〇度、〇〇メートル
 ウ点: イ点から〇〇度、〇〇メートル
 エ点: ウ点から〇〇度、〇〇メートル
 上記各点及び岸壁に囲まれた海上

施工区域

基点: 飾磨東第二防波堤灯台
 ア点: 基点から〇〇度、〇〇メートル
 B点: A点から〇〇度、〇〇メートル
 C点: B点から〇〇度、〇〇メートル
 D点: C点から〇〇度、〇〇メートル
 上記各点及び岸壁に囲まれた海上

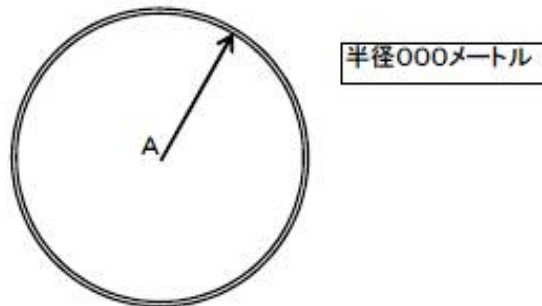
基点→符号ア(A)、符号ア(A)→符号イ(B)
 符号イ(B)→符号ウ(C)、符号ウ(C)→符号エ(D)
 の順で方位と距離を計測

<陸上部に接しない場所の場合>



基点: 飾磨東第二防波堤灯台
 ア点: 基点から〇〇度、〇〇メートル
 イ点: ア点から〇〇度、〇〇メートル
 ウ点: イ点から〇〇度、〇〇メートル
 エ点: ウ点から〇〇度、〇〇メートル
 上記各点及びア・エ点に囲まれた海上

<丸い施工場所の場合>



基点: 飾磨東第二防波堤灯台
 A点: 基点から〇〇度、〇〇メートルを中心とする半径〇〇〇メートルの海域

(3) 「行事(作業)の進行表・スケジュール」作成時の注意事項

- ① **実施する行事(作業)順に、時間に合わせて矢印などでその期間を記載**してください。

実施する行事(作業)が、複数日に及ぶ場合はカレンダーの日付も表記しておいてください。

- ② **海上部に及ぶ行事(作業)のみを記載**することとしますが、**陸上部の行事(作業)と関連する場合は色や矢印などの形状を変えて、明確に区別して記載**してください。

(4) 「方法」作成時の注意事項

- ① 行事(作業)の方法及び手段については、**当該行事(作業)が船舶交通に及ぼす影響が事故防止措置の策定**につながりますので、**行事(作業)ごとに要領図**(平面図に行事(作業)実施区域に該当する寸法を記載、必要により断面図も同じ要領で記載)**を添付**し、「行事(作業)実施区域図」・「行事(作業)参加船運航経路図」を記入するなど、**行事(作業)参加船舶の配置・運航状況などがわかるように記載**してください。

特に行事(作業)参加船舶の配置により、付近航行船舶の可航幅が著しく狭くなる場合は、図面上に行事(作業)参加船舶の配置及び標識の設置場所・警戒船の配置位置・隻数などを記載するとともに、可航海域付近の幅員・航行する最大船舶の要目も、把握・記載しておいてください。

- ② **行事(作業)の集客効果や演出内容、陸上部での行事概要などの港長等が許可の対象としない要素のみを記載した「行事実施計画」・「行事進行要領」では、実施される行事(作業)がどの程度船舶交通へ影響するのか、判断できないこともありますので、海上部における行為についてのご説明をお願いします。**

- ③ 複数のイベントがある行事ではイベントごとの「行事(作業)参加船舶」の数を記載してください。

- ④ 行事(作業)の方法及び手段の説明において、現場関係者のみを使用する用語などは、使用しないようにしてください。

× 「着火船」・「伝馬船」→○ 「作業船」

× 「監視船」→○ 「警戒船」

- ⑤ **海上花火大会**においては、使用する火薬量等から都道府県知事により「保安距離」が定められており、**煙火消費に伴う「保安距離」の範囲を記載**してください。

なお火薬類などの危険物を船舶で運搬する場合は、別途P-32の「5危険物荷役許可申請」・P-37の「6危険物運搬許可申請」を行ってください。

- ⑥ 台船などを曳航する場合は、曳航形態・曳航全長・警戒船配置・曳航経路を図面に記載してください。

(5) 「事故防止措置」作成時の注意事項

「事故防止措置」とは、**申請を行おうとする行事(作業)そのものを安全に遂行する対策**のほか、**付近航行船舶に対する安全対策を具体的に記載**していただく項目となります。

申請する行事(作業)に従事する関係者が、その内容を理解したうえで確実に実施され、有効な対策でなければなりません。

「事故防止措置」の検討・記載にあたっては、実施方法に応じて措置する事項がありますので、申請内容を十分吟味し理解のうえ記載してください。

① 全ての行事(作業)内容に共通する記載事項

A 行事(作業)責任者・安全管理責任者などの氏名・連絡先及び安全管理体制

行事運営・進行を統括管理し、安全対策の実質的な指揮・監督を行う立場の方を行事(作業)責任者といい、必ず氏名・連絡先(携帯電話番号)を記載してください。

なお**行事(作業)が広範囲・多種**に及ぶ場合は、**行事(作業)責任者を補佐する「副行事(作業)責任者」**との**2名以上の体制を確保**するようにしてください。

B 行事(作業)の中止基準

概ね**「風速10m/秒以上、波高1m以上、視程2km以下」**ですが、煙火消費許可における中止基準や行事を実施する海域の条件などから、若干の増減が生じます。

このほか、**津波注意報が発表されたとき・海上風警報が発表されたとき・行事(作業)責任者の判断で、行事(作業)の続行が危険と判断されたとき・姫路港長(姫路海上保安部長)の指示**があったときも、**行事(作業)は中止**としてください。

C **港内の船舶交通に支障が生じるおそれがある場合**など、**姫路港長(姫路海上保安部長)からの指示**があれば、その**内容に従って行動**をしてください。

D 行事(作業)実施区域付近を航行する船舶がある場合、これらの**船舶の航行に支障が生じるおそれ**があるときは、**行事(作業)を一時中断して行事(作業)参加船舶などは退避**し、行事(作業)再開の安全が**行事(作業)責任者によって確認された後、行事(作業)を再開**してください。

E 行事(作業)を実施する前に、**付近の海域利用者などへ実施する内容を説明**し、行事(作業)が円滑に実施できるよう行事(作業)中の協力を求めるとともに、了解を得ておいてください。

また、行事(作業)実施区域内に供用中の岸壁・栈橋が存在するなど、入出港船舶との競合が生じる場合は、岸壁・栈橋管理者と協議・調整を行い、具体的に行事(作業)参加船舶の退避要領などを確立しておいてください。

このほか

- ・ 隣接する〇〇岸壁・栈橋には大型船が離着桟しますので、同バースを借受けている△△海運と事前に打合せを行い、行事(作業)内容の調整を行います
- ・ 隣接する〇〇岸壁・栈橋には△△運輸の定期船が離着桟しますので、離着桟に支障がある場合、行事(作業)を一時中断して作業船を退避させるよう調整しております
- ・ 隣接して工事・作業を行っている××建設とは協議し、工事・作業区域と行事(作業)実施区域が重複しないよう調整済みです

など、明確に記載をお願いします。

(詳細は、P-61の10-(6)-①-Eをご覧ください。)

F 行事(作業)に従事する関係者などに対しては、**救命胴衣の着用を指示し救命浮環などを適宜の場所に配置**するなどの海中転落に備えた対策も講じていてください。

G すでに許可を得ている行事(作業)内容に変更が生じる場合は、変更が生じる前に「港内行事(作業)内容変更許可申請書」を提出し、許可を受けておいてください。

※ 「港内工事・作業・行事内容変更許可申請書」については、P-90 参照

H 姫路港長(姫路海上保安部長)が許可した行事(作業)許可書は現場に携行し、いつでも提示できるようにしてください。

I 行事(作業)が完了した後は、速やかに「完了届」を提出してください。

※ 詳細は、P-86参照

4. 方 法

(1) ○○(使用船舶:作業船1隻/日、警戒船1隻/日)

使用する行事(作業)船を1日あたりの隻数で記載する

作成例

※1 どのような行為を行うのか、概要図(平面図・断面図)・使用船舶などとともに具体的に行事(作業)の順を追って記載

ただし、海上部に影響しない行事(作業)の記載は、要しない

※2 「行事実施計画」・「行事進行要領」を添付しない

本申請では、各行事でどのようなことをするのか、どれぐらいの行事実施区域を要するのか、など、実施される行為が船舶交通に与える影響を明確にし、事故防止措置の検討に反映させる必要があるため、行事の成果は求めない

5. 事故防止措置等

※1 上記4をもとに、必要な対策を検討し記載する

※2 以下については、必須記載事項

1 本行事(作業)の行事(作業)責任者を(正)○○○○・(副)△△△△と定め、安全対策・行事(作業)の進行について全般にわたって指揮監督し、行事(作業)実施中の事故防止に努めます。

行事(作業)責任者(正):○○○○

安全対策の実施責任者として「行事(作業)責任者」とする

行事(作業)責任者(副):△△△△

電話番号:<事務所>

現場:<現地本部又は行事(作業)責任者の携帯電話など、確実に連絡ができる電話番号>

2 次の気象条件となった場合は、行事(作業)を中止します。

風速:00メートル以上

波高:0メートル以上

視程:0000メートル以下

その他、以下の状況においても、行事(作業)を中止します。

・ 海上風警報が発表されたとき

・ 津波注意報が発表されたとき

・ 行事(作業)責任者の判断で、行事の続行が危険と判断するとき

3 その他、姫路港長(姫路海上保安部長)の指示があったときには、その内容に従います。

4 航行船舶に支障が生じるおそれがある場合は、行事(作業)を一時中断し安全な場所へ退避します。

5 本行事(作業)の実施にあたっては、○○○○などの付近海域利用者へ説明を行い、了解済みです。

6 本行事(作業)に従事する者には、救命胴衣など必要な保護具を着用させます。

7 行事(作業)内容に変更が生じる場合は、事前に姫路港長(姫路海上保安部長)へ港内行事(作業)内容変更許可申請書を事前に提出します。

8 行事(作業)が完了した際には、完了届を提出します

表紙の次に、行事(作業)実施区域図を添付する

港内行事(作業)完了届

作成例

窓口への提出日

平成 年 月 日

- ・ 行事の定義は、P-77の11-(6)-①のとおり
- ・ 実施する行為に基づき、不要な文字を削除

殿

姫路港内では「姫路港長」
相生港・赤穂港・八木港では「姫路海上保安部長」

申請者住所

許可申請書のとおりに記載・押印する

氏 名

社印

又は

私印

1. 目的および種類

原許可のとおり又は行事(作業)内容を変更したのであれば、その内容を記載する

2. 期間および時間

原許可のとおり又は期間・時間の変更をしたのであれば、その内容を記載する

自: 平成 年 月 日 から

至: 平成 年 月 日 まで

時から 時までの間

3. 許可番号

原許可の許可印のとおり、許可日・許可番号・許可の実施者を記載する

原許可 平成 年 月 日付

姫路港長 第 号
(姫路海上保安部長)

自: 平成 年 月 日 から

至: 平成 年 月 日 まで

時から 時までの間

変更許可 P-〇〇のとおり

変更許可があれば、この欄に記載するか港内行事(作業)内容変更許可一覧表を添付しておく

4. 完了年月日

平成 年 月 日

行事(作業)が、完了した日付とする

5. その他

行事(作業)の実施にあたって、特記事項がなければ「行事(作業)実施中、異常なし。」と記載、特記事項があれば詳細をまとめて「P-〇〇」に記載とする

※ 原則として、表紙及び行事(作業)実施区域図とし、特記事項を記載する

② 行事(作業)の種類ごとの記載事項

実施する行事(作業)の種類や規模などにより、検討・実施していただく事故防止措置は異なりますので、次の各項目を参考として記載をお願いします。

- ・ 港内や港の境界付近は船舶交通が輻輳していることから、行事(作業)を行うにあたっては航行船舶が行事(作業)実施区域に誤って進入する、行事(作業)の実施により可航幅が狭められた海域では、通常の航行船舶の行き会いに支障が生じ、衝突・乗揚げといった事故の発生を防止するといった事前の対策が必要となります

このため、次のような行事(作業)を行う場合は「警戒船」を行事の実施状況に応じて配備し、事故の防止に努めていただくようお願いします

(詳細は、P-65の10-(6)-②-B・Cをご覧ください。)

- ・ **行事(作業)に使用する灯浮標・簡易標識灯の形状や灯質**などについては、「浮標識を定める告示(昭和58年7月5日、海上保安庁告示第131号)」に準じて取扱い、設置する場所などにより、**定められた灯質の標識を設置する必要があります**。

なおブイや標識灯など、行事(作業)で一時的に設置するものには、**所有者・連絡先を明記するとともに、荒天により流出させないよう維持管理**を行ってください。

また、P-113の「18航路標識に関する許可・届出手続き」も、併せてご確認願います。

流出させた際には、速やかに姫路港長(姫路海上保安部長)へ連絡するとともに、**責任をもって全量回収**を行ってください

(詳細は、P-67の10-(6)-②-Gをご覧ください。)

- ・ 日没から日出までの夜間の時間帯において行事(作業)を実施する場合は、照明設備・警戒要領・連絡体制などの必要な体制を整えておくよう、事前に検討をしておいていただくようお願いします。

また**行事(作業)参加船舶が、行事(作業)実施区域内又は行事(作業)区域付近海上において夜間停泊**を行うことがあるため、**保船要員との連絡系統・停泊状況を明示する標識灯の状況及び荒天時の避難先を記載**しておいてください

(詳細は、P-68の10-(6)-②-Hをご覧ください。)

- ・ 行事(作業)の行事(作業)責任者は、**行事(作業)実施で用いる資機材の海中への脱落・流失防止の措置を講じる**とともに、**行事(作業)で発生したゴミや廃棄物は、陸上で産業廃棄物として適切に処分**を行うことを行事(作業)従事者に対して、十分に徹底しておいてください。

これらの対策を確立しておくことを「水路の保全」といい、港則法第24条において定めています。

(詳細は、P-69の10-(6)-②-Iをご覧ください。)

③ 事故防止措置以外の記載事項

A **緊急時の連絡系統図**は事故や災害が発生した場合に速やかに確認・連絡を行うための重要な書類となりますので、**行事(作業)責任者を中心として関係機関を網羅し、連絡先の電話番号は十分確認**を行っておくようにしてください。

姫路港長(姫路海上保安部長)にあつては、姫路海上保安部交通課:079-231-5065を連絡先に設定し、海の事件・事故の緊急連絡先「118」とともに併記しておいてください。

- B **使用船舶一覧表**について、行事(作業)に使用する船舶は、**用途・船名・総トン数・船舶の大きさ(全長・全幅・喫水)、船舶番号又は船舶検査済票の番号・能力**(曳船は機関馬力、警戒船は速力など)・**電話番号などを記載**し、P-75の10-(6)-③-Bを参考として添付してください。

ここでいう「用途」とは、作業を行うなら「作業船」・曳航するなら「曳船」といったように、P-59の10-(5)-④を参照して**使用する船舶の目的で記載**してください。

また使用船舶は、配船業者の都合から使用される予定の数隻から数十隻の船舶を提示される場合が多く、このため**船舶検査証書・船舶検査手帳・小型船舶操縦者免状などのコピーは添付せず**、上記項目を網羅した「**使用船舶一覧表**」にしておいてください。

- C **警戒船に乗船する専従警戒要員**についても、受講の種別(専従警戒要員とは、**業務講習を受講している方**を言いますので、ここでは「業務」となります。)**・氏名・生年月日・受講年月日・受講番号などを「専従警戒要員一覧表」**にして添付し、**受講証のコピーは添付しない**でください。

※ 添付物として、使用船舶一覧表・専従警戒要員一覧表・緊急時の連絡系統図などを添付
その際に、船舶検査証書・専従警戒要員の受講証明書などのコピーを添付しない

作成例

<使用船舶一覧表>

用途	船名	トン数	船舶の大きさ	船長氏名	船舶番号	備考
警戒船	〇〇丸	5トン	長さ・幅・喫水	海保太郎	250-123	
作業船	××丸	3トン	長さ・幅・喫水	海保次郎	250-432	
使用する予定の船舶を全て記載						

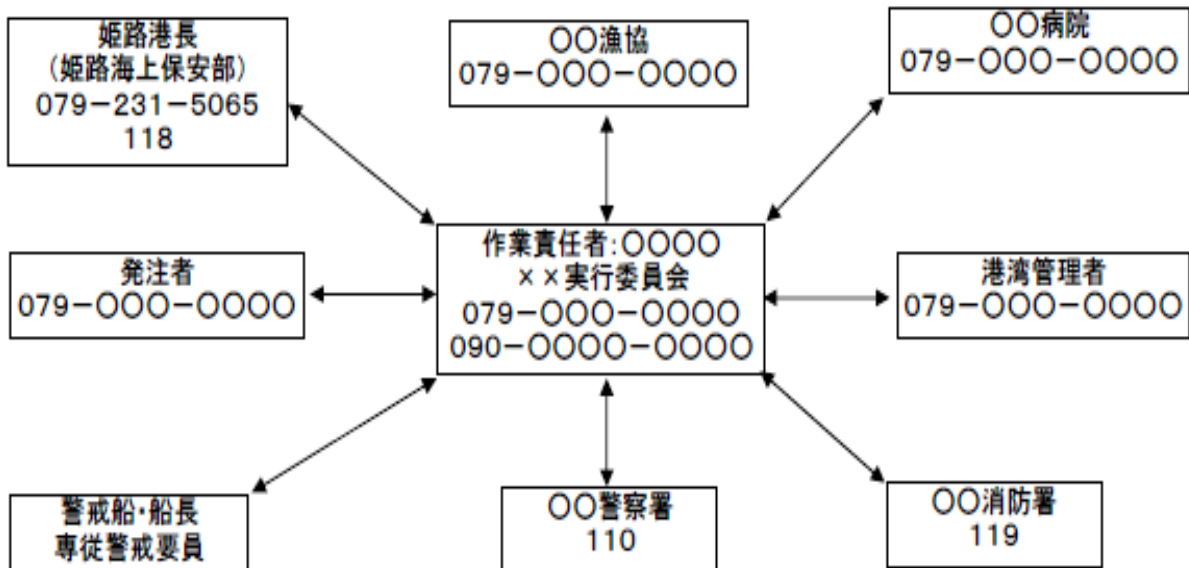
工種に応じた船種とし、「着火船」「伝馬船」などとは記載しない

<専従警戒要員一覧表>

受講種別	氏名	生年月日	受講年月日	受講番号	備考
業務	海保三郎	37. 7. 6	23. 1. 10	神戸第1号	
業務	海保四郎	47. 7. 6	23. 1. 10	大阪第2号	
従事する予定の要員を全て記載					

業務講習を受講した者のみ記載

<緊急時の連絡系統図>



※ その他、必要箇所を追加

13 港内工事・作業・行事内容変更許可申請書の作成要領

工事・作業・行事の許可を姫路港長(姫路海上保安部長)から受けた後に、何らかの理由で許可内容の一部を変更する際に行う手続きを「内容変更許可申請」といい、原許可(一番最初に許可を受けた申請書をいいます。)で許可された期間内において手続きを完了するようにしてください。

- (1) 「**変更内容**」とは、許可された申請書の内容で、期間及び時間・区域又は場所・方法・事故防止措置など、**どの部分をどう変更するのか**をいい、**表紙に記載するか「詳細な内容については、P-〇〇 参照」と記載**してください。

その際、原許可で記載されている期間及び時間・区域又は場所については、変更ごとに新しい内容になりますが、その他の項目については全て「追加」措置を講じるため、原許可における事項を取り消すことなく、新たな事項を加えていくことになります。

【記載例】

期間を延長する場合→「期間の延長」

工事・作業・行事の区域を大きくする→「工事・作業区域又は行事实施区域の変更」

工事・作業・行事の内容を追加する→「工事・作業又は行事の追加」

事故防止措置を新たに加える→「事故防止措置の追加」

使用船舶を新たに加える→「使用船舶の追加」

- (2) 「**変更理由**」とは、**原許可の内容では工事・作業・行事の実施が不可能**である、**何らかの理由**のことをいい、**表紙に記載するか「詳細な変更内容については、P-〇〇 参照」として**ください。

【記載例】

期間の延長→「水中障害物が存在し、所定の工程で工事・作業が実施できないため」

工事・作業区域又は行事实施区域の変更→

「工事・作業船、行事参加船舶の配置が変わるため」

工事・作業又は行事の追加→「発注者・行事实施者の指示による」

事故防止措置の追加→「新たに工事・作業・行事内容を追加するため」

使用船舶の追加→「配船の都合による」

- (3) **表紙に続いて作業区域図・施工区域図**を綴り、「工事・作業・行事の方法」以降は**原許可と変更許可とがわかるように着色**或いは明確に明示された作業区域図・施工区域図・工程表又は行事の進行表やスケジュール・方法・使用船舶一覧表など、**変更する書類のみを添付**してください。

原許可全てを改めて作成・添付する必要はありませんが、「変更理由」を明らかにする資料を添付してください。

- (4) **長期にわたる工事・作業**の場合、様々な内容変更が生じるため許可を行う回数が多くなりますので、許可日・変更回数・変更内容などを記載した**「工事・作業内容変更許可一覧表」**を作成し、**これまでの変更履歴が明らか**になるようにしておいてください。

- (5) 内容変更許可した申請書には姫路港長(姫路海上保安部長)の許可印を押印しますが、

許可番号については原許可に対し「枝番号」を付して「-2」「-3」として返却しますので、原許可とともに現場に携行しておいてください。

(6) 以下の「港内工事・作業・行事内容変更許可申請書」作成例を参考として、作成をお願いします。

港内工事作業行事内容変更許可申請書		窓口への提出日
<p>・ 工事・作業・行事の定義は、P-66の11-(6)-③のとおり</p> <p>・ 実施する行為に基づき、不要な文字を削除</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>申請者住所 原許可のとおりに記載・押印する ※原許可とは、1回目の許可申請書のことで(以下同じ)</p> <p>氏 名 社印 又は 私印</p>	<p>平成 年 月 日</p> <p style="font-size: 2em; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;">作成例</p>	
<p>1. 目的および種類</p>	<p>・ 原許可のとおりに記載する</p> <p>・ 新たに工程を追加する、工事作業行事内容を変更するのであれば、その旨を記載する</p>	
<p>2. 期間及び時間</p>	<p>・ 期間は、変更を開始する日とし、期間を延長する場合は最終日に記載する</p> <p>・ 時間についても、同じ</p>	
<p>3. 区域又は場所</p>	<p>・ 原許可のとおりに記載する</p> <p>・ 新たに区域を追加する、変更するのであれば、その旨を記載</p>	
<p>4. 変更内容</p>	<p>・ 「作業区域の変更」「期間の延長」「使用船舶の追加」など、具体的に何を変更するのかを記載する</p> <p>・ 複数の変更がある場合は、添付書類のページ数を記載しておく</p>	
<p>5. 変更理由</p>	<p>・ 「発注者の指示による」「配給の都合による」など、具体的にどのような理由で変更するのかを記載する</p> <p>・ 発注者の「工事作業変更指示書」などの資料を添付する</p>	
<p>6. 方法</p>	<p>・ 変更がなければ「原許可のとおり」と記載する。</p> <p>・ 変更があれば「本工事作業行事内容変更許可申請書及び原許可のとおり」と記載する</p>	
<p>7. その他事故防止措置等</p>	<p>・ 変更がなければ「原許可のとおり」と記載する</p> <p>・ 変更があれば「本工事作業行事内容変更許可申請書及び原許可のとおり」と記載す</p>	
<p>8. 原許可</p>		
<p>(1) 許可年月日及び番号</p>	<p>原許可の許可印のとおり、「許可日:平成〇〇年〇月〇日・許可番号:姫路港長(姫路海上保安部長)許可、第〇〇号」と記載する</p>	
<p>(2) 期間及び時間</p>	<p>原許可の許可印のとおり期間・時間を記載する</p>	
<p>(3) 変更許可内容</p>	<p>2回以上の内容変更許可を受ける場合は、「P-00のとおり」と記載しP-00を参考に 変更許可日・変更内容を一覧表にしてまとめておく</p>	

※1 表紙の次から、ページ数を記載する

※2 原則として、表紙の次から作業(行事実施)区域図・施工区域図→工程表(タイムスケジュール)→作業(行事)方法→事故防止措置(使用船舶一覧表・専従警戒要員一覧表・溶出・底質検査表など)→契約書(写し)の順とし、原許可内容で変更する部分のみを着色するなど、変更前と比較して明確にわかる資料を添付する

※3 変更した許可申請書は、原許可に枝番号を付して許可する

※4 許可期間(予備日を含む)を越えると改めて申請手続きを行なうこととなるので、許可期間内において手続きを済ませておくこと

14 私設信号使用許可申請書

(1) 根拠となる条文

港則法第29条

特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

港則法施行規則第15条

法第29条(法第37条の3の規定により準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を具して、これをしなければならない。

(2) 申請者

港内で使用する**私設信号を定めようとする方**で、**私設信号を所有し運用・維持・管理を行う設置者**です。

(3) 使用する様式

第8号様式(別冊・資料集に保存しています。)を使用してください。

(4) 提出部数

原則1部の提出としますが、事務所に備え置くなどの理由から、2部以上で申請者の任意の部数とします。

(5) 提出する時期

本件は**信号の方法や意味など、申請内容の検討などの手続きを終えて許可**となるため、**私設信号の使用を開始しようとする2か月前**までに、余裕をもって提出してください。

(6) 留意事項

- ① 私設信号とは、国際信号書による旗りゅうや灯火・文字盤などの手段により、ある特定の意味を表すための信号を言います。
- ② 国際信号書には、旗りゅう信号による船舶との交信の意味が規定されており、また灯火などは航行管制を行ううえで重要な意義を有していることから、これらと混同したり不必要な信号を設定することによる混乱を防ぐために、許可制度としているものです。
- ③ このため、**国際信号書に定められている信号のほか、法令などに掲揚が定められている信号と同じ信号は許可できません**ので、私設信号の設置を検討されている場合には、速やかに姫路海上保安部交通課へご相談願います。
- ④ 設定者は、国・地方公共団体・私企業体・私人などを問いません。
- ⑤ 海上保安庁では、係留施設の使用に関する信号の発受業務は現在のところ実施しておりませんので、**信号を発する場所を海上保安庁の信号所とするものについては、許可できません**。

(7) P-93の私設信号使用許可申請書、P-94の私設信号使用変更許可申請書の作成例を参考として、作成をお願いします。

私設信号使用許可申請書

平成24年9月28日

姫路港長 殿

申請者所属・氏名 海保汽船㈱姫路支店
兵庫県姫路市飾磨区須加
294-1
支店長 海保 太郎 印

1 目的

姫路港飾磨区第1区及び周辺の船舶などに対し、貨物船の入出港の時間帯を知らせるため

2 信号を発する場所

姫路港飾磨区第1区・海保汽船㈱専用岸壁

3 方法

黄色閃光灯火（閃光数：170回/分）を使用することにより、貨物船の着岸及び離岸時の10分前から点灯を始め、付近の船舶などに周知する

4 内容

信号	信号文	応答信号
黄色閃光灯火 （閃光数：170回/分）	海保汽船㈱専用岸壁に、貨物船が着岸又は離岸中である。	なし

5 使用期間

平成24年11月1日から当分の間

6 その他

信号の設置位置図（基点からの方位・距離を計測）・信号灯火の概要・信号の平面図及び断面図、信号の設置状況写真などを添付

（第8号様式）

注意

- 1 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 申請書は、1通提出すること。

裏面

私設信号使用変更許可申請書

作成例

平成24年9月28日

姫路港長 殿

申請者所属・氏名 海保汽船㈱姫路支店
兵庫県姫路市飾磨区須加
294-1
支店長 海保 太郎 印

平成20年9月28日付け姫路港長・許可第1号で許可された姫路港飾磨区第1区・海保汽船専用岸壁で発する告示に係わる信号について、下記の理由により変更するため許可願いたく申請します。

記

1 告示に係わる信号の変更理由

姫路港飾磨区第1区・海保汽船専用岸壁に近接して、新たな岸壁を供用開始することから、保留施設の使用に関する私設信号告示別表第5「姫路港」の内容を次のとおり変更（私設信号の追加及び岸壁名称の変更）するものです。

2 告示に係わる信号の変更内容

【変更後】

指示		応答信号	備考
信号	信文		
順次に下向き矢印記号、Sの文字及び数字1の文字の点滅	海保汽船第1号専用岸壁に保留せよ。	2代・S1	指示信号は、海保汽船専用岸壁に保留する船舶に対し、海保汽船岸壁事務所の電光掲示板において発するもの
順次に下向き矢印記号、Sの文字及び数字2の文字の点滅	海保汽船第2号専用岸壁に保留せよ。	2代・S1	

3 変更時期

平成24年11月1日より

4 添付資料

新/告示に係わる信号(案)・新/告示に係わる信号・信号の設置位置図(基点からの方位・距離を計測)ほか、変更する箇所を明らかとする資料(信号灯火の概要・信号の平面図及び断面図、信号の設置状況写真など)を添付

15 船舶交通の制限

(1) 根拠となる条文

港則法第37条

- 1 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。
- 2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。
- 3 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の8の規定の適用がある場合は、この限りでない。

(2) 制限の内容及び周知

- ① 姫路・相生・赤穂・八木港内において、**船舶交通の安全を阻害するような事態が生じた場合に、姫路港長(姫路海上保安部長)が一般船舶に対して船舶交通の制限を行うことにより、船舶交通の安全を確保しようとするもので、一般的には航路や船舶交通の輻輳海域で大規模な工事などが行われる場合に、「姫路港長(姫路海上保安部長)公示」により航泊禁止・航行制限などの措置を執ることを**いいます。
- ② 制限などを行う場合は、船舶交通の安全上必要がある場合に限られており、その期間・区域なども必要最小限に留めることとしています。
- ③ **制限などを行った場合は、**法第37条第2項に基づき公示し、**姫路海上保安部交通課(その他の海上保安(監)部署、海上保安航空基地など)での掲示・水路通報及び姫路海上保安部ホームページの沿岸域情報提供システム(MICS)への掲載及び海事関係団体へ通知**しております。
- ④ **法第37条第3項は、海難などが発生した場合で油類などの危険物の流出・船舶の沈没などにより、一般船舶の航行が危険であると判断した場合に航行制限などを行うもので、急を要する場合は海難現場において巡視船などで交通整理を行うほか、大阪湾海上交通センターなどから無線電話などにより姫路港長(姫路海上保安部長)公示の内容を放送して、関係船舶へ周知**します。
なお重油・潤滑油などの油が流出し、防除作業を行っている場合は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の2に基づき、姫路海上保安部長が同様に巡視船などにより、一般船舶に対して当該海域からの退去・進入の中止などの航行制限を行う場合があります。
- ⑤ 「姫路港長(姫路海上保安部長)公示」により**航泊禁止・航行制限などの措置を講じている海域へは、許可のない船舶の航行はできません。**

やむを得ない理由から、航泊禁止・航行制限区域内を航行する場合は、事前に「**航泊**

禁止区域内航行許可申請書」により姫路港長(姫路海上保安部長)の許可を得てください。

I 申請者

航泊禁止・航行制限区域内を航行しようとする船舶の船長又は委任を受けた船主、代理店など若しくは一等航海士などの船舶の職員です。

II 使用する様式

別冊・資料集の様式を使用してください。

III 提出部数

原則1部の提出としますが、事務所に備え置くなどの理由から、2部以上で申請者の任意の部数とします。

IV 提出する時期

航泊禁止・航行制限区域内を航行するまでに、十分余裕をもって申請してください。

V 留意事項

イ 申請を行う際には、該当する**航泊禁止・航行制限区域内の航行を必要最小限**としてください。

ロ 事前に**姫路港長(姫路海上保安部長)公示を入手**し、その**制限内容を理解・把握**しておくようにしてください。

ハ 航泊禁止・航行制限区域内を航行する前に、**当該区域内の状況を把握し進入することに支障がないことを確認**しておいてください。

ニ 航泊禁止・航行制限区域内を航行中は、**見張りを厳重に行い、安全な速力で航行**してください。

ホ **警戒船が配備**されている場合は、その**指示に従ってください**。

ヘ 許可された内容に変更が生じる場合は、速やかに姫路海上保安部交通課へ連絡を行ってください。

⑥ P-97の航泊禁止区域内航行許可申請書の作成例を参考として、作成をお願いします。

航泊禁止区域内航行許可申請書

平成24年9月27日

姫路港長 殿

作成例

申請者住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
 氏 名 海保海運㈱姫路支店
 支店長 海保 太郎(代理人) 印
 船名: 第一ひめじ丸
 船長: 姫路 太郎 印

目的	旅客定期航路運航のため、姫路港飾磨区第1区・飾磨航路浚渫作業区域の航泊禁止区域を航行するもの	
港長公示番号・日付	姫路港長公示第24-1号(平成24年8月26日付)	
航行しようとする場所 (図面添付)	姫路港飾磨区第1区・飾磨航路 (航泊禁止区域図を次項に添付)	
航行日時	平成24年9月28日16時30分～平成24年9月28日17時30分	
船名・用途	船名 第一ひめじ丸	用途 旅客船兼自動車航送船
総トン数・全長	2,100 トン	80.30 m
喫水	船首 5.6 m	船尾 5.8 m
船長名・乗組員数	氏名 姫路 太郎	10 名
船舶電話等	090-1234-5678(船長携帯電話) 090-8765-4321(本船備付け携帯電話)	
作業内容・方法	1 平成24年9月28日13時00分、阪神港(神戸区)で旅客300名・乗用車40台・大型バス20台(最大)を搭載し出港、16時30分以降に飾磨航路を航過して飾磨区第1区の専用岸壁に着岸する 2 同日17時00分、専用岸壁で旅客300名・乗用車40台・大型バス20台(最大)を搭載し出港、17時30分までに飾磨航路を航過して、高松港に向かう	
事故防止措置等	1 航泊禁止区域へ進入する前に、当該区域内の状況を十分に把握する 2 航泊禁止区域を航行する際は、見張りを厳重に行い安全な速力で航過する 3 航泊禁止区域付近に配備する警戒船の指示に従う 4 気象・海象状況により、航行時間に変更がある場合は、申請者代理人を介して姫路海上保安部に連絡する 5 入出港に際しては、事前に本船から浚渫工施工者の姫路土木㈱須加出張所(079-231-5066)へ連絡し、作業実施状況・工事作業船の停泊状況などの情報を入手し、入出港作業に支障がないことを確認しておく	

※ 1部提出すること

(3) 引火性危険物積載タンカー及びLNG積載タンカーへの接近・接舷の制限

姫路港では、本条項に基づき**引火性危険物を積載したタンカー及びLNG積載タンカーへの接近・接舷を制限**しておりますので、許可がない船舶などは停泊中の当該タンカーへの接近、接舷は行うことはできません。

(詳細は、P-99・P-100 参照)

やむを得ない理由により、引火性危険物積載タンカー及びLNG積載タンカーへ**接近又は接舷する必要**が生じた場合は、次のとおり**引火性危険物積載タンカー・LNG積載タンカーへの接近・接舷許可申請書を提出して許可**を受けてください。

① 申請者

接近・接舷しようとする船舶の船長又は接近・接舷して積込み作業などを行う作業の責任者の方です。

② 使用する様式

別冊・資料集に保存している様式を使用してください。

③ 提出部数

原則1部の提出としますが、事務所に備え置くなどの理由から、2部以上で申請者の任意の部数とします。

④ 提出する時期

接近・接舷しようとするまでに、十分余裕をもって申請してください。

⑤ 留意事項

イ 当該タンカーの**燃料を給油する船舶・水先人や入港手続きのための代理店職員などを運搬する船舶**などで、**一定の条件を満たしている場合は本制限から除外**されますが、舶用品・荷役機器などの揚積み作業などは許可の対象となります。

ロ 安全対策については様式の記入例を参考とし、船体同士の接触防止・火気管理の状況・荒天時の中止基準・緊急連絡体制などについて記入してください。

なお夜間の場合は、船舶交通の輻輳海域や相当の防爆型照明設備がない場合は許可できませんので、ご注意ください。

⑥ P-101・P-102の引火性危険物積載タンカー及びLNG積載タンカーへの接近・接舷許可申請書の作成例を参考として、作成をお願いします。

港長公示 第14-1号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したから、同条第2項の規定により公示する。

なお、本公示に伴い昭和51年6月15日付港長公示第3号は廃止する。

平成14年4月10日



姫路港長

引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む。以下同じ。）への接近、接舷の制限について

引火による船舶の事故を防止するため、引火性危険物積載タンカーの付近における船舶の航泊を下記のとおり制限する。

記

1 期間

平成14年4月10日から当分の間

2 区域

(1) 姫路港の区域のうち次に掲げる区域に停泊する引火性危険物積載タン

カーから15メートル以内水面

イ 北緯34度46分59秒の線以北の野田川水面

ロ 北緯34度46分59秒の線以北の船場川水面

ハ 北緯34度46分44秒の線以北の大津茂川及び稻干川水面

(2) 前項の区域を除く姫路港の区域に停泊する引火性危険物タンカーから

30メートル以内の海面及び水面

3 制限事項

船舶は、港内に引火性危険物積載タンカーが停泊している間、上記区域に入入ってはならない。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

(1) 港長が当該タンカーへの接近又は接舷を認め本制限を解除した船舶

(2) 次の条件を満足する警戒船、曳船、水先船、交通船、給油船等当該からの運航に関係ある船舶及び官公庁用船舶であつて当該からの荷役中以外

イ 甲板又は船内の解放された場所において禁煙、喫房、ほう状、その他の火気を使用しておらず、あるいは火花を発生おそれのある修理又は作業を行っていないこと

ロ 煙突に火粉の吐出を防止するに十分な装置を施していること

4 標識

引火性危険物積載タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕又は横断幕を掲げている。

なお、危険物荷役専用岸壁（さん橋）において、引火性の高圧ガス積載船舶が停泊しているときは、制限区域の境界線上に赤色（橙色）の浮標（夜間は橙色灯を点灯）を3か所以上設置している。

5 備考

引火性危険物積載タンカーに接舷中（接舷時を含む。）の船舶は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 船体の接舷による火花の発生を防止するに十分な防舷材を使用すること

(2) けい留索にワイヤーロープを使用する場合は、船体との接舷による火花の発生を防止する十分な措置を講ずること

(3) 港長が適当と認める場合の他、禁煙、喫房、ほう状、その他の火気を使用し、あるいは火花を発生おそれのある修理又は作業を行わないこと

(4) 接舷時間は、必要最小限とすること

港長公示 第14-2号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航行を制限したから、同条第2項の規定により公示する。

なお、本公示に伴い昭和54年1月16日付港長公示第54-1号は廃止する。

平成14年4月10日

姫 路 港 長



LNG積載タンカーへの接近、接舷の制限について

引火による船舶の事故を防止するため、LNG積載タンカーの付近における船舶の航行を下記のとおり制限する。

記

1 期間

平成14年4月10日から当分の間

2 区域

東区LNG棧橋(34°-45' -46° N 134° -41' -26° E概位)に停泊中のLNG積載タンカーから50メートル以内の水面

3 制限事項

船舶は、港内にLNG積載タンカーが停泊している間、上記区域内に立入ってはならない。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

- (1) 港長が当該タンカーへの接舷を認め、本制限を解除した船舶
- (2) 次の条件を満足する警戒船、曳船、水先船、交通船、給油船等当該船舶の運航に係る船舶及び官公庁用船舶であって、当該船舶の荷役中以外の時に接舷する船舶

イ 甲板又は船内の解放された場所において焚煙、暖房、ほう灰、そ

他の火気を使用しておらず、あるいは火花を発生おそれのある修理又は作業を行っていないこと

- ロ 煙突に火粉の吐出を防止するに十分な装置を施していること

4 標 識

(1) LNG積載タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「LNG積載中」の垂れ幕を掲げている。

(2) 該船からの保安距離を示すため別図のとおり該船の外側方50メートルの位置に簡易灯浮標6個を設置している

5 備 考

LNG積載タンカーに接舷中(接離舷時を含む。)の船舶は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 船体の接舷による火花の発生を防止するに十分な防舷材を使用すること
- (2) けい留索にワイヤロープを使用する場合は、船体との接舷による火花の発生を防止する十分な措置を講ずること
- (3) 港長が適当と認める場合の他、焚煙、暖房、ほう灰、その他の火気を使用し、あるいは火花を発生するおそれのある修理又は作業を行わないこと
- (4) 接舷時間は、必要最小限とすること

引火性危険物積載タンカーへの接近・接舷許可申請書

平成24年9月28日

姫路港長 殿

作成例

申請者住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
 氏 名 海保海運㈱姫路支店
 079-231-5065 印
 支店長 海保 太郎(代理人)
 船長 広畑 太郎

船名	ABOSHI I		全長	18 m		国籍	日本	
用途	交通船		最大喫水	船首	0m90cm			
総トン数	19トン			船尾	1m50cm			
船主名	海保海運㈱姫路支店			船長氏名	広畑 太郎			
代理店名	海保海運㈱姫路支店							
接舷しようとする本船	船名	飾磨丸		積荷	種類	メタノール、3、UN1230、II、12.0℃		
	停泊場所	飾磨化学㈱第1棧橋(DA01C)			数量	800K/T		
日時	9月29日09時00分～9月29日10時00分							
目的	飾磨丸で使用する船用品の積み込み							
積載貨物	船用品							
荷役する場合の貨物等	品名	保留ロープ1コイル、潤滑油5缶など			数量	3トン		
	方法	飾磨丸備え付けのクレーンによる積み込み						
荷役中の指揮監督者名	海保海運㈱姫路支店、網干 次郎							
安全対策等	次項参照							

<<安全対策等の記載例>>

- ・ 船体の接触による、火花の発生防止及び船体の保護のため、十分な防舷材を使用して接舷する
- ・ 係留索にワイヤーロープは使用しないこととし、やむを得ず使用する場合は、船体等の接触による火花の発生を防止ための必要な措置を講じる
- ・ 乗組員全員に、喫煙・暖房・炊事その他火気の使用にかかる管理を徹底する
- ・ 船上では、火花の発生するおそれのある修理・作業は実施しない
- ・ 接舷作業にあたっては、本船乗組員と十分連絡をとりながら実施する
- ・ 煙突から火粉が吐出しないよう、金網などを設置する
- ・ 緊急時は、緊急連絡系統に従って姫路港長に連絡する
- ・ 風速10m/s以上、波高1.0m以上、視程2,000メートル以下の場合は、接舷を中止するほか、津波注意報・海上強風警報が発表されたとき、接舷が危険と船長が判断するときも中止する
- ・ 電気系統の火花発生を防止するため、接舷中にスイッチ類には触れないようにするとともに、携帯電話や無線機器は使用前に安全を確認する
- ・ 接舷する時間は、必要最小限とする
- ・ 積み込む物品に応じて防災資器材を準備し、火災発生時の初期消火・油流出時の防除などを実施する
- ・ 夜間に作業を実施する際には、警戒船を配備する
- ・ 作業員は救命胴衣を着用し、救命浮環を備え置く
- ・ 姫路港長の指示がある場合は、その内容に従う
- ・ 作業中は、物品を海中に落下させないようにする

※ その他、接近・接舷にあたって必要な事項を記載

16 海上交通安全法に基づく作業・工作物設置の届出

船舶交通が輻輳する播磨灘において、航路及び航路付近の周辺海域を航行する船舶の安全を確保するため、工事作業の実施及び工作物を設置する際の海上保安庁への許可申請・届出を定めた規定が「海上交通安全法」です。

「海上交通安全法上の航路又は航路周辺海域」として、海上交通安全法第30条第1項に基づく工事・作業の許可は、第五管区海上保安部管内においては明石海峡航路において実施される場合に必要です。

姫路海上保安部管内においては、許可の手続きを要する海域はなく、「明石海峡航路以外の海上交通安全法適用海域」として、**海上交通安全法第31条第1項に基づく工事・作業の届出について実施者から行う必要**があります。

このため、**宛先は第五管区海上保安本部長とし、姫路海上保安部長を経由して送付**を行うことから、**姫路海上保安部交通課へ提出**してください。

(1) 根拠となる条文

海上交通安全法第31条

(航路及びその周辺海域以外の海域における工事等)

次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

- 一 前条第1項第1号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者
 - 二 前号に掲げる海域(港湾区域と重複している海域を除く。)において工作物を設置しようとする者
- 2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあった日から起算して30日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 一 当該届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。
 - 二 当該届出に係る行為に係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。
- 3 海上保安庁長官は、第1項の届出があつた場合において、実地に特別な調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 4 国の機関又は地方公共団体は、第1項各号に掲げる行為(同項ただし書の行為を除く。)をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

海上交通安全法第32条

海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な措置(第4号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

- 1 第30条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- 2 第30条第3項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第4項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者
- 3 第30条第6項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者
- 4 前条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(2) 届出者

工事・作業許可申請と同じく、「工事又は作業の実施責任者」又は「請負契約を結んで工事・作業を実施する場合は、原則として元請業者」であつて、工事又は作業を行おうとする方及び工作物を設置しようとする方です。

(詳細は、P-51の9-(2) 参照)

(3) 使用する様式

特に規定はありませんが、同法施行規則第27条に記載する事項が規定されており、「別冊・資料集」の様式を用いA-4版で順次横書きして作成してください。

(4) 提出する時期

工事・作業などを実施する始期の概ね1ヶ月前までに、原則3部の提出としますが、作業(現場)責任者が携行するほか事務所に備え置くなどの理由から、3部以上で届出者が必要とする任意の部数とします。

なお法第31条第1項に基づく「工事・作業の届出」は、郵送でも受付けています。

詳細については、姫路海上保安部交通課にお問い合わせ願います。

(5) 留意事項

- ① 届出は、海上保安庁長官に行うよう規定されていますが、法第37条によりその権限は管区海上保安本部長に委任されておりますので、名あてを第五管区海上保安本部長(姫路海上保安部長経由)として提出してください。
- ② 届出は、**実施する海域により担当する保安部などへ提出**していただく必要がありますので、**P-8を参考として事前にその担当海域は最寄りの保安部へ電話などでお問い合わせ**ください。
- ③ **国の機関又は地方公共団体が提出する場合**は、届出の例により「**通知(法第31条第4項の規定)**」として提出していただくとともに、**届出者はその「事務所の長**」としておいてください。

- ④ 通常、工事・作業の実施者とは請負人又は自ら工事を行う方をいいますが、工作物の設置者とは工作物の建築主であり、請負契約の注文者又は自ら設置する方となります。
- ⑤ 特殊な工事・交通制限が必要となる工事及び大規模な工事などについては、届出前に十分な調整のうえ最寄りの海上保安官署にご相談をお願いします。
- ⑥ 海上交通の安全を確保するため
- A 許可を受ける場合には、申請者に対して
作業届等の届出者に対しては、法第31条第2項に基づく当該行為の禁止・制限・必要な措置の命令
- B また法第32条に基づき、違反行為者に対する措置命令として、工事・作業の中止や工作物の除去・移転・改修などの制限などを行う場合があります。
- ⑦ 表紙の記載要領について、基本的にはP-54の10-(2)を参考にしてください。
7項目の「当該行為により生ずるおそれがある船舶交通の危険を防止するために講ずる措置の概要」については、P-60の10-(6)を参考としてください。
- ⑧ 10項目の係留施設の設置にあつては、事前に当該係留施設の使用計画として係留させる対象船舶・係留能力・確保されている水深・取扱貨物・1日あたりの使用回数などの資料を姫路海上保安部交通課に提出いただき、協議・調整を図った後に届け出るようにしてください。
- ⑨ P-106～P-109の海上交通安全法に基づく作業・工作物設置届、P-110の作業・工作物設置完了届の作成例を参考として、作成をお願いします。

平成24年10月10日

第五管区海上保安本部長 殿
(姫路海上保安部長経由)

作成例

届出者住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
名 称 海保建設㈱姫路支店
取締役支店長 海保 太郎 印

海上作業(工作物設置)届

次のとおり工事作業を行いたいので、海上交通安全法第31条第1項に基づき、届出します。

- 1 法人にあっては名称、住所及び代表者の氏名
兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
海保建設㈱姫路支店 取締役支店長 海保 太郎
- 2 当該行為の種類
姫路市敷設の海底水道管の交換工事
- 3 当該行為の目的
経年劣化により腐食が著しい、姫路市飾磨区須加地先から姫路市家島町家島地先に敷設されている水道管(直径:60センチメートル、総延長:12キロメートル)の交換工事を行うものです
- 4 当該行為に係る場所
姫路港飾磨区第2区・船場川河口から、姫路市家島町家島の上水道ポンプ場に至る海上(P-〇 参照)
- 5 当該行為の方法
起重機船を配置し、潜水土で既設水道管の位置を確認のうえ玉ブイで明示
潜水土で既設水道管に玉掛けを行い起重機船で撤去、新設水道管を敷設する
詳細は、P-〇 参照
- 6 当該行為の着手及び完了の予定期日
平成24年12月1日～平成25年3月9日 日出～日没
(予備日:平成25年3月10日～31日)
- 7 当該行為により生ずるおそれがある船舶交通の危険を防止するために講ずる措置の概要
P-〇 参照
- 8 作業(現場)責任者の住所・氏名
兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
海保建設㈱姫路支店 海保 次郎
起重機船(500トン吊級×2船団)・警戒船など、P-〇 参照
- 9 工作物の種類・規格
撤去途中の水道管の端部に、玉ブイ(標識灯(黄色、4秒1閃、光達距離・4キロメートル)を取り付け済み)を設置

3. 区域または場所

作成例



※海図に限定しないが、位置が正確に計測できるものが望ましい

作業区域

基点: 男鹿島灯台
 A点: 基点から〇〇度、〇〇メートル
 イ点: A点から〇〇度、〇〇メートル
 ウ点: イ点から〇〇度、〇〇メートル
 エ点: ウ点から〇〇度、〇〇メートル
 上記各点及びア・エ点に囲まれた海上

施工区域

基点: 男鹿島灯台
 A点: 基点から〇〇度、〇〇メートル
 B点: A点から〇〇度、〇〇メートル
 C点: B点から〇〇度、〇〇メートル
 D点: C点から〇〇度、〇〇メートル
 上記各点及びア・エ点に囲まれた海上

基点→符号ア(A)、符号ア(A)→符号イ(B)
 符号イ(B)→符号ウ(C)、符号ウ(C)→符号エ(D)
 の順で方位と距離を計測

< 丸い施工場所の場合 >



半径〇〇〇メートル

基点: 男鹿島灯台
 A点: 基点から〇〇度、〇〇メートルを中心とする半径〇〇〇メートルの海域

4. 方 法

(1) ○○工(作業日数:約○日、使用船舶:測量船1隻/日、警戒船1隻/日)

- ・ 作業日数は、工程表の作業日数に合わせる
- ・ 使用する工事作業船を1日あたりの隻数で記載する

※1 どのような行為を行うのか、概要図(平面図・断面図)・使用船舶などとともに具体的に工種の順を追って記載

ただし、海上部に影響しない工事・作業の記載は、要しない

※2 発注者に提出する「施工計画書」を添付しない

本申請では、各工種でどのようなことをするのか・どれぐらいの作業区域を要するのか、など、実施される行為が船舶交通に与える影響を明確にし、事故防止措置の検討に反映させる必要があるため、行為の成果は求めない

5. そ の 他

1 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の阻害(危険)を予防(防止)するために講じる措置

※1 上記4をもとに、必要な対策を検討し記載する

※2 以下については、必須記載事項

1 本工事作業の作業(現場)責任者を(正)○○○○・(副)△△△△と定め、安全対策・施工管理について全般にわたって指揮監督し、施工中の事故防止に努めます。

作業(現場)責任者(正):○○○○ 安全対策の実施責任者として「作業責任者」とする

作業(現場)責任者(副):△△△△

電話番号: <事務所>

現場: <現場事務所又は作業責任者の携帯電話など、確実に連絡ができる電話番号>

2 次の気象条件となった場合は、工事作業を中止します。

一般工事作業	潜水作業
風速:00メートル以上	風速:00メートル以上
波高:0メートル以上	波高:0メートル以上
視程:0000メートル以下	視程:0000メートル以下

その他、以下の状況においても、工事作業を中止します。

- ・ 海上風警報が発表されたとき
- ・ 津波注意報が発表されたとき
- ・ 作業(現場)責任者の判断で、工事作業の続行が危険と判断するとき

3 その他、第五管区海上保安部長の指示があったときには、その内容に従います。

4 航行船舶に支障が生じるおそれがある場合は、工事・作業を一時中断し安全な場所へ退避します。

5 本工事・作業の実施にあたっては、○○○○などの付近海域利用者へ説明を行い、了解済みです。

6 本工事・作業に従事する者には、救命胴衣など必要な保護具を着用させます。

7 工事・作業内容に変更が生じる場合は、事前に姫路海上保安部長へ海上作業工作物設置内容変更届を事前に提出します。

8 作業が完了した際には、完了届を提出します。

- ・ 表紙の次に、作業区域図を添付する
- ・ 架いそ設置・護岸改修など、施工前と施工後で形状が変化する場合は、海図などの水路図誌に反映させるため、完了後の設置位置を北緯・東経又は座標などで表した図面を添付する
- ・ 磁気探査が完了した場合には、磁気反応物の位置・措置内容を記載した「磁気探査結果報告書」を海底地盤に影響を与える工種着手前に提出する

※ 添付物として、使用船舶一覧表・専従警戒要員一覧表・緊急時の連絡系統図・契約書(写)などを添付
 その際に、船舶検査証書・専従警戒要員の受講証明書・潜水土手帳などのコピーを添付しない

作成例

<使用船舶一覧表>

用途	船名	トン数	船舶の大きさ	船長氏名	船舶番号	備考
警戒船	〇〇丸	5トン	長さ・幅・喫水	海保太郎	250-1234	
測量船	××丸	3トン	長さ・幅・喫水	海保次郎	250-4321	
使用する予定の船舶を全て記載						

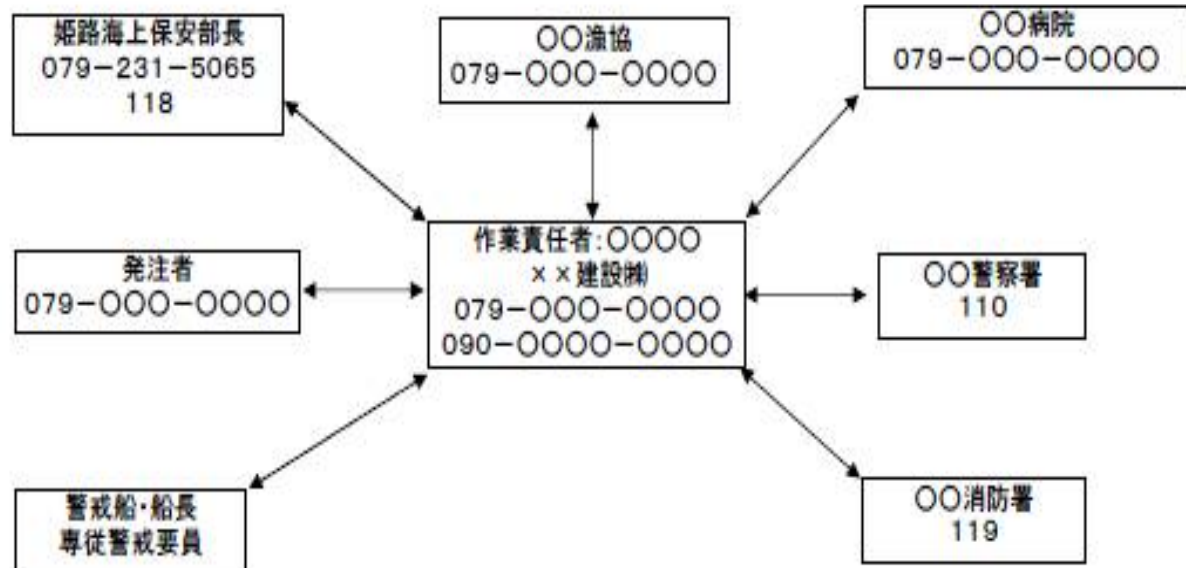
工種に応じた船種とし、「着火船」「仮置船」などは記載しない

<専従警戒要員一覧表>

受講種別	氏名	生年月日	受講年月日	受講番号	備考
業務	海保三郎	37.7.6	23.1.10	神戸第1号	
業務	海保四郎	47.7.6	23.1.10	大阪第2号	
従事する予定の要員を全て記載					

業務講習を受講した者のみ記載

<緊急時の連絡系統図>



※ その他、必要箇所を追加

海上作業・工作物設置 完了届

窓口への提出日

実施する行為に基づき、不要な文字を削除

平成 年 月 日

第五管区海上保安本部長 殿
(姫路海上保安部長 経由)

あて先は「第五管区海上保安本部長」
提出先(受理)は「姫路海上保安部長」

作成例

届出者住所

原届のとおりに記載・押印する

氏 名

社印

又は

私印

1. 目的および種類

原届のとおり又は作業工作物設置内容を変更したのであれば、その内容に記載する

2. 期間および時間

原届のとおり又は期間・時間の変更をしたのであれば、その内容に記載する

自：平成 年 月 日 から

至：平成 年 月 日 まで

時から 時までの間

3. 原届

平成 年 月 日付

自：平成 年 月 日 から

至：平成 年 月 日 まで

時から 時までの間

変更届 P-〇〇のとおり

変更届があれば、この欄に記載するか海上作業工作物設置内容変更届 一覧表を添付しておく

4. 完了年月日

平成 年 月 日

作業工作物設置が、完了した日付とする

5. その他

作業工作物設置の実施にあたって、特記事項がなければ「作業工作物設置実施中、異常なし。」と記載、特記事項があれば詳細をまとめて「P-〇〇に記載」とする

※ 原則として、表紙及び作業区域図・施工区域図とするが、必要により施工写真・竣工図面などを添付のうえ、特記事項を記載する

17 海上交通安全法の除外区域における作業届

海上交通安全法第1条第2項

この法律は、東京湾、伊勢湾(伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾のうち伊勢湾に接する海域を含む。)及び瀬戸内海のうち次の各号に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これらの海域と他の海域(次の各号に掲げる海域を除く。)との境界は、政令で定める。

- 1 港則法(昭和23年法律第174号)に基づく港の区域
- 2 港則法に基づく港以外の港である港湾に係る港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域
- 3 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域
- 4 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定める海域

播磨灘においては、海上交通安全法で定める作業届提出についてご説明をいたしましたが、法第1条第2項第1号から4号において、**港則法に基づく港の区域・港則法に基づく港以外の港湾に係る港湾法の区域・漁港漁場整備法に基づく漁港区域・陸岸に沿う海域のうち漁船以外の船舶が通常航行していない海域**

については、**海上交通安全法が適用されない「除外区域」として、海上交通安全法に基づく作業届の提出は必要ない**こととされています。

しかし

- ・ マリンレジャーの普及に伴い、**プレジャーボートや水上オートバイなどは主に沿岸域を航行するため、工事・作業の状況を水路通報や姫路海上保安部ホームページの沿岸域情報提供システム(MICS)において周知することで、事故の発生を未然に防止する必要**がある
- ・ **工事・作業中に事故が発生**した場合、姫路海上保安部や関係機関により早期の対応を行う必要があり、工事・作業の状況を事前に把握し**作業(現場)責任者などとの連絡手段を確立しておく必要**がある。

などの理由から、**海上交通安全法で定める作業届と同じ書式で提出**をお願いしています。

作成要領についてはP-104の16-(2)から(5)と全く同じで、提出する宛先のみ「姫路海上保安部長」として、姫路海上保安部交通課へ提出していただくようお願いします。

また**海上交通安全法の除外区域で行う工事・作業のうち**、防波堤や岸壁を築造・撤去する・水深が変化するなど、**現在の形状と出来形が異なる場合**にあつては、**水路業務法第19条第1項に基づき第五管区海上保安本部長へ通報**することが必要となります。

通報手続きについては、第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係(電話:078-391-6551)へ、事前にご相談をお願いします。

なおP-112に「水路業務法第19条第1項に基づく通報」の作成例を参考として、作成をお願いします。

水路業務法第19条第1項に基づく通報

作成例

通報年月日 平成24年9月27日

通 報 者

住所: 兵庫県姫路市飾磨区須加249-1

氏名又は名称: 姫路土木㈱飾磨営業所

所長: 須加 太郎 ㊟

連絡先: 079-231-5065

海上保安庁長官 殿

(第五管区海上保安本部長 経由)

1. 工事の名称
平成24年度姫路漁港改修工事・防波堤築造工ほか
2. 工事の概要
姫路漁港・東防波堤築造(延長30メートル)に伴う、浚渫工・基礎捨石工・ケーソン据付工・被覆石工などを施工するもの
3. 工事の期間
平成24年10月10日～平成25年1月20日(予備日を含む)
4. 場所及び区域
兵庫県姫路市飾磨区須加地先
別添の工事計画平面図及び海図(写)参照(既設部分と施工部分を明確に記載)
5. 計画機関
兵庫県中播磨県民局姫路漁港水産振興事務所須加支所
6. その他
工事完了後、防波堤先端に標識灯(黄色、4秒1閃、光達距離4キロメートル)1基設置予定
分割発注につき、他業者の工事と同時に着手

なお、工事完了後及び通報事項の変更がある場合は、速やかに通報願います。

通報提出先

〒 650-8551

住所: 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL

FAX

Eメール

受付日

担 当

上記通報に係る工事作業は、平成 年 月 日に完了したので通知する。

通報者

受付印

18 航路標識に関する許可・届出手続き

航路標識法に基づき、船舶交通の安全を確保し、船舶の運航能率の増進を図るために、灯火や設置物の形・色などで港や沿岸水域を航行する船舶の指標となる灯台や灯浮標などを総称して「航路標識」といいます。

航路標識の設置にあたっては、**他の航路標識と見誤らないために、定められた規則に基づき設置する必要があります。**

このため、灯浮標などの仕様書・製造会社からの説明などで、**実効光度が15カンデラ以上(光の強さを言います。)**の機能を有する場合は、「**許可標識**」として**海上保安庁の設置許可の手続き**を行う必要があります。設置した後において**既設の航路標識の設備を変更**したり、**運用の一時休止や廃止・撤去**を行う際にも、**設置者・管理者において所要の手続き**を行うことが必要となりますので、注意が必要です。

また**実効光度15カンデラ未満の航路標識は「簡易標識」といい**、工事・作業などで一時的に設置する場合を除き、海苔網・牡蠣筏など漁具の設置場所を明示するため、**長期にわたって設置する場合には、設置後に姫路海上保安部へ届け出る必要**があります。

いずれの場合も、灯浮標などの設置する際には事前に設置目的・施工区域などを明らかにした図面などをご提示いただき、**姫路海上保安部交通課において許可申請・届出の手続き**してください。

なお使用する様式は、「別冊・資料集」に保存していますのでご利用いただくとともに、P-114の航路標識設置許可申請書、P-115の航路標識設置及び管理許可申請書、P-116の航路標識管理許可申請書、P-117の航路標識現状変更許可申請書、P-118の航路標識休止許可申請書、P-119の航路標識廃止許可申請書、P-120の簡易標識設置届、P-121の簡易標識廃止届の作成例を参考として、作成をお願いします。

第1号様式

作成例

航路標識 設置 許可申請書
~~設置及び管理~~

平成24年9月28日

姫路海上保安部長 殿

申請者 住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏名 海保海運㈱姫路支店
取締役支店長 海保 太郎 印

航路標識を 設置 したいので、航路標識法施行規則
~~設置及び管理~~ 第1条及び第3条ただし書

の規定により、下記の書類を添えて申請します。
記

- 1 理由書
- 2 航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面
- 3 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権限を証する書類
- 4 航路標識の全体を示した側面図
- 5 航路標識の機器の構成を示した図面
- 6 告示要項書
- 7 用品の調書

注1 名あては処分権者名を記載すること。

2 申請者が法人の場合にあっては、氏名の欄にその名称及び代表者氏名を記載すること。

3 この様式は、用途に従って不要の文字を抹消して使用すること。

4 氏名を記載することに代えて署名することができる。この場合にあっては、押印することを要しない。

第1号様式

~~設~~——~~置~~
航路標識 許可申請書
設置及び管理

作成例

平成24年9月28日

姫路海上保安部長 殿

申請者 住 所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏 名 海保海運㈱姫路支店
取締役支店長 海保 太郎 印

~~設~~——~~置~~ したいので、航路標識法施行規則 ~~第~~——~~1~~——~~条~~
航路標識を 設置及び管理 第1条及び第3条ただし書

の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 理由書
- 2 航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面
- 3 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権限を証する書類
- 4 航路標識の全体を示した側面図
- 5 航路標識の機器の構成を示した図面
- 6 告示要項書
- 7 用品の調書

注1 名あては処分権者名を記載すること。

2 申請者が法人の場合にあっては、氏名の欄にその名称及び代表者氏名を記載すること。

3 この様式は、用途に従って不要の文字を抹消して使用すること。

4 氏名を記載することに代えて署名することができる。この場合にあっては、押印することを要しない。

第2号様式

航路標識管理許可申請書

作成例

平成24年9月28日

姫路海上保安部長 殿

申請者 住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏名 海保ドック㈱姫路支店
取締役支店長 海保 太郎 印

航路標識を管理したいので、航路標識法施行規則第3条の規定により、下記事項に関する書類を添えて申請します。

記

- 1 航路標識の名称
姫路港飾磨区第1区、飾磨第1・2導灯
- 2 理由
平成24年10月31日をもって、上記航路標識の管理者・飾磨造船所㈱が事業撤退し、引き続き当社が造船業を継続して行うことから、入渠船舶の安全を確保するため管理を行うものです。
- 3 期間
平成24年11月1日から、当分の間
- 4 条件
設置中における、導灯及び付属施設・機器の維持管理など、現管理者・飾磨造船所㈱と同じ内容
- 5 管理の方法
設置中における、導灯及び付属施設・機器の維持管理など、現管理者・飾磨造船所㈱と同じ内容

注1 名あては処分権者名を記載すること。

2 申請者が法人の場合にあっては、氏名の欄にその名称及び代表者氏名を記載すること。

3 氏名を記載することに代えて署名することができる。この場合にあっては、押印することを要しない。

第3号様式

航路標識現状変更許可申請書

作成例

平成24年9月28日

姫路海上保安部長 殿

申請者住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏 名 海保海運㈱姫路支店
079-231-5065 印
取締役支店長 海保 太郎

平成24年5月1日付け保灯監第100号により許可を受けて設置した飾磨導灯の現状をLED化更新により変更したいので、航路標識法施行規則第7条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面
- 2 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権限を証する書類
- 3 航路標識の全体を示した側面図
- 4 航路標識の機器の構成を示した図面
- 5 告示要項書

注1 名あては処分権者名を記載すること。

- 2 申請者が法人の場合にあつては、氏名の欄にその名称及び代表者氏名を記載すること。
- 3 航路標識の設置位置および付近の状況を示した図面並びに航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権限を証する書類は、位置の変更の場合に限る。
- 4 航路標識の全体を示した側面図は、構造の変更の場合に限る。
- 5 航路標識の機器の構成を示した図面は、性質の変更の場合に限る。
- 6 氏名を記載することに代えて署名することができる。この場合にあつては、押印することを要しない。

第4号様式

作成例

~~廃止~~
航路標識 許可申請書
休止

平成24年9月28日

姫路海上保安部長 殿

申請者住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏名 海保海運㈱姫路支店
079-231-5065 印
支店長 海保 太郎

平成20年4月1日付け保灯監第100号により許可を受けて設置した飾磨第1導灯を

~~廃止~~
を したいので、航路標識法施行規則第7条の規定により、下記事項に関する書類
休止

を添えて申請します。

記

- 1 理由
施設老朽化による更新工事実施のため、休止します。
- 2 期日又は期間
平成24年11月1日～30日
- 3 廃止又は休止に伴う措置
特に行いません。

注1 名あては処分権者名を記載すること。

- 2 申請者が法人の場合にあっては、氏名の欄にその名称及び代表者氏名を記載すること。
- 3 この様式は、用途に従って不要の文字を抹消して使用すること。
- 4 氏名を記載することに代えて署名することができる。この場合にあっては、押印することを要しない。

第4号様式

廃止
航路標識 許可申請書
~~体止~~

作成例

平成24年9月28日

姫路海上保安部長 殿

申請者住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏 名 海保海運㈱姫路支店
079-231-5065 印
支店長 海保 太郎

平成20年4月1日付け保灯監第100号により許可を受けて設置した飾磨第1導灯を

廃止
を したいので、航路標識法施行規則第7条の規定により、下記事項に関する書類
~~体止~~

を添えて申請します。

記

- 1 理由
平成24年10月31日をもって、事業撤退のため廃止します。
- 2 期日又は期間
平成24年10月31日
- 3 廃止又は休止に伴う措置
導灯の灯火設備を撤去します。

注1 名あては処分権者名を記載すること。

- 2 申請者が法人の場合にあっては、氏名の欄にその名称及び代表者氏名を記載すること。
- 3 この様式は、用途に従って不要の文字を抹消して使用すること。
- 4 氏名を記載することに代えて署名することができる。この場合にあっては、押印することを要しない。

簡易標識設置届

作成例

平成24年9月28日

姫路海上保安部長 殿

届出者 住所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏名 海保海運㈱姫路支店
取締役支店長 海保 太郎 印

標記について、下記のとおり設置しましたので届出します。
記

1 簡易標識の設置目的

当社が管理する海保海運1号岸壁(所定水深:-7.5メートル)の北端付近に、浅所(水深:6.0メートル)の存在が認められることから、着岸・離岸する船舶へ接近しないよう明示するものです。

2 簡易標識の設置年月日

平成24年9月20日

3 簡易標識の設置位置

飾磨西防波堤灯台から、355度800メートル付近海域
P-〇の設置位置図参照

4 簡易標識の諸元

灯色:黄色、灯質:4秒1閃光、実効光度:8.0カンデラ、光達距離:4.0キロメートル
灯高:約0.9メートル

詳細は、P-〇の仕様書・P-〇の設置状況写真・P-〇の設置状況図のとおり

5 簡易標識の管理者及び管理方法

(1) 簡易標識の管理者

住所:兵庫県姫路市飾磨区須加294-1

氏名:海保海運㈱姫路支店、取締役支店長 海保 太郎

連絡先:079-231-5065、090-1234-5678

(2) 簡易標識の管理方法

- ① 当社社員により、1日1回以上目視で設置状況及び点灯状況を確認する。
- ② 簡易標識の製造者により、1年に1回以上点検を行う。
- ③ 消灯など、簡易標識が正常に機能しない場合は、製造者により整備を行う。
- ④ 流出防止に努め、簡易標識が正常に機能しない場合も含め、簡易標識に異常がある場合は、速やかに姫路海上保安部長に連絡する。

6 その他

浅所の除去を含む浚渫工を平成25年度中に施工予定としているため、所定水深が回復されれば簡易標識は撤去し、「簡易標識廃止届」を提出します。

簡易標識廃止届

作成例

平成25年10月1日

姫路海上保安部長 殿

届出者 住 所 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
氏 名 海保海運㈱姫路支店
取締役支店長 海保 太郎 印

標記について、下記のとおり廃止しましたので届出します。

記

1 廃止した簡易標識

当社が管理する海保海運1号岸壁(所定水深:-7.5メートル)の北端付近に、浅所(水深:6.0メートル)の存在が認められることから、着岸・離岸する船舶へ接近しないよう明示していた簡易標識(名称なし)1基です。

2 簡易標識の廃止年月日

平成25年9月25日

3 簡易標識を設置していた位置

飾磨西防波堤灯台から、355度800メートル付近海域

P-Oの設置位置図参照

4 簡易標識の名称

名称なし(OO㈱製造・(モデル番号など)標識灯)

5 連絡先

住所:兵庫県姫路市飾磨区須加294-1

氏名:海保海運㈱姫路支店、取締役支店長 海保 太郎

079-231-5065、090-1234-5678

6 その他

浅所の除去を含む浚渫工を施工し、平成25年9月25日に深淺測量を実施した結果、所定水深(-7.5メートル)の回復を確認したことから、簡易標識を撤去しました。

19 大型作業船の回航計画・プレジャーヨットなどのクルージング計画の提出

起重機船や工事・作業で用いる船舶などは、明石海峡・来島海峡などの狭水道を航行し、九州・関東地方など遠隔地の工事・作業現場まで回航されることが、多くあります。

その際には、**回航される海域までの間において、遵守していただきたい様々な海上交通法規**があるため、事前にご理解をいただくとともに、**回航中に発生したトラブルに対し迅速に対応するため、回航における動静を把握**にご協力をいただいております。

このため、**第五管区海上保安本部管内から他管区管内へ回航する場合にあつては、事前に曳航船団の構成・回航経路・主な地点の航過予定日時・緊急時の連絡体制などを姫路海上保安部交通課までお知らせ**いただくようお願いいたします。

また**プレジャーボートやヨットなどで、クルージング計画を予定**されている方々におかれても、同様に計画内容について姫路海上保安部交通課にご相談いただき、**回航途中の注意事項などを参考として、安全なクルージング**を行っていただくようお願いいたします。

なお回航計画・クルージング計画について、**所定の様式はありませんのでお手持ちの資料でご説明をいただき、追加資料があれば作成をして添付**していただきます。

なお使用する様式は、「別冊・資料集」に保存していますのでご利用いただくとともに、P-123～P-125の回航計画書の作成例を参考に、作成をお願いします。

平成24年9月28日

姫路海上保安部長 殿

作成例

届出者所属 海保海運㈱姫路支店
住 所 兵庫県姫路市飾磨区須加
294-1
079-231-5065 印
氏 名 支店長 海保 太郎

フローティングドック・姫路1001号にかかる回航計画書

標記について、下記のとおり計画しておりますので、添付資料とともに届出します。
記

1 曳航の区間

姫路港から仙台港

明石海峡～友ヶ島水道～日御碕～大王崎～遠州灘～伊豆半島～野島崎～
小名浜沖～仙台港（詳細は、P-〇のとおり→曳航経路図を添付）

2 回航概要

東日本大震災による港湾復興工事で使用するため、姫路港にて保留していました
当社所有のフローティングドック・姫路1001号を工事現場である仙台港まで、姫路曳
船㈱所属の曳船・広畑丸(総トン数:85トン)で曳航するものです。

3 回航計画

仕出港:兵庫県姫路市 姫路港

仕向港:宮城県仙台市 仙台港

出発予定日時:平成24年10月15日 0800

到着予定日時:平成24年10月30日 1500

回航距離:600マイル

回航速力:約5ノット

回航日程:平成24年10月15日 0800 姫路港・出港

10月15日 1300 明石海峡・西口航路IN

10月15日 1430 明石海峡・東口航路OUT

10月15日 1730 友ヶ島水道・通峽

※ 以下、仙台港までの主要通過点の日時を記載

4 被曳航物件

船種・船名:フローティングドック・姫路1001号
長さ×幅×深さ:45メートル×35メートル×3.5メートル
総トン数:1,200トン
所有者:海保海運㈱

5 曳船緒元

船種・船名:曳船・広畑丸
長さ×幅×深さ:33メートル×9メートル×3.5メートル
総トン数:85トン
信号符字:JP1234
船舶番号:123456
主機馬力:2,000PS×2
航行区域:近海区域
船舶電話:090-3023-1234、090-1234-5678(船長携帯電話)
乗組員:全員日本人、5名
所有者:姫路曳船㈱

6 回航装備

- ・ 曳航索 80ミリ・クレモナロープ、300メートル×2本
80ミリ・クレモナロープ、200メートル×2本
- ・ シャックル 40トン用5個、30トン用6個
- ・ 探照灯 操舵室頂部、リモコン式2キロワット
- ・ その他 航海レーダー、国際VHS、AISを装備

7 船員名簿

船長	広畑太郎	45歳	3級海技士(航海)
1等航海士	広畑次郎	35歳	4級海技士(航海)
2等航海士	広畑三郎	25歳	4級海技士(航海)
機関長	飾磨太郎	45歳	3級海技士(機関)
1等機関士	飾磨次郎	35歳	4級海技士(機関)

8 回航中における安全対策

- 1) 船上の搭載物は、航海の途中で海中転落しないように固縛しておく
- 2) 波浪による浸水を防止するため、ハッチなどの開口部は確実に閉鎖しておく
- 3) 回航途中で用いる灯火・形象物を搭載しておく
なお灯火については、事前に点灯確認を行う
- 4) 曳航索・シャックルの接続状態を回航途中において、適宜確認を行う
- 5) 曳航索が擦り切れないよう、擦り止めを使用する
燃料・食料・飲料水など、回航で必要とするものの搭載を確実にを行う
- 6) 出航に際して、気象を十分に検討する
- 7) 回航途中においても気象情報を随時入手し、天候が悪化するおそれがある場合は、最寄りの避難港に回航し関係先に連絡する

※ 避難港として、伊勢湾・三河湾・駿河湾の海上平穏な海域、清水港・横須賀港・館山港・鹿島港・小名浜港とする

- 8) 海上衝突予防法・海上交通安全法・港則法などの海上法令を遵守する
- 9) 風速10m/s以上、波高2.0m/s以上、視程2,000メートル以下の場合は、回航を中止し避難港で待機することとし、天候の回復を待って回航を再開する
- 10) 曳航索・被曳航物件の状態を常に監視し、異常を認めれば速やかに必要な措置を講じる
- 11) 海上気象の注意報・警報が発表された際には、回航を中止する
- 12) 曳航索は、状況に応じて長さを調整する
- 13) 回航中は国際VHFを常時聴取し、AISによる信号を発信する
- 14) 明石海峡などの狭水道を航行するときは、最寄りの海上交通センターへ事前に通報するとともに、潮流を確認し航行に適した状況になるまで通狭しない
- 15) 入出港時・航行船舶が輻輳する海域では、見張りを厳重に行う
- 16) 回航途中の0900と1600に関係先に定時通報を行い、現在位置・速力・天候・風向・風速・波高・視程ほか、特異事項などにつき報告する

※ その他、回航の状況に応じて必要な措置を記載する

9 回航中の連絡系統図

※1 曳航船を中心に、関係する連絡先を網羅して記載する

※2 海上保安庁への連絡先としては、出発地から到着地までの経路上に位置する海上保安部署の名称・電話番号及び緊急時の連絡先「118」を記載しておく

10 曳航要領図

※ 曳船から被曳航物件までの全長について、側面図・平面図で記載する

第4章 許可申請・届出などで用いる資料集

～～資料を確認して許可申請書・届を作成しましょう！～～

これまでにご説明した各種許可申請・届出にあたって、作成例と使用する資料を次のとおりまとめています。

ページ数をクリックしていただくと、その項目にジャンプしますので、提出していただく書類をご確認いただき、許可申請書・届の作成をお願いします。

1 港則法	<u>127</u>
2 海上交通安全法	<u>137</u>
3 航路標識法	<u>152</u>
4 水路業務法	<u>155</u>
5 審査基準及び標準処理期間	<u>160</u>
6 港湾コード(日本)(抜粋)	<u>171</u>
7 岸壁コード一覧表	<u>173</u>
8 港則法に定める危険物	<u>177</u>
9 姫路港の各港区ごとに停泊すべき船舶(港則法施行規則第3条別表第1・抜粋)	<u>192</u>
10 <作成例>港内工事・作業許可申請書(岸壁補修工)	<u>194</u>
11 <作成例>港内作業許可申請書(ボーリング作業)	<u>200</u>
12 <作成例>港内作業許可申請書(深淺測量工・潜水作業)	<u>203</u>
13 <作成例>港内行事許可申請書(ヨットレース)	<u>206</u>
14 <作成例>警戒船管理運用要領	<u>209</u>

港則法

(昭和二十三年七月十五日法律第百七十四号)

最終改正:平成二一年七月三日法律第六九号

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 入出港及び停泊(第四条—第十一条)
- 第三章 航路及び航法(第十二条—第二十条)
- 第四章 危険物(第二十一条—第二十三条)
- 第五章 水路の保全(第二十四条—第二十六条)
- 第六章 灯火等(第二十七条—第三十条の二)
- 第七章 雑則(第三十一条—第三十七条の六)
- 第八章 罰則(第三十八条—第四十三条)
- 附則

第一章 総則

(法律の目的)

第一条 この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

(港及びその区域)

第二条 この法律を適用する港及びその区域は、政令で定める。

(定義)

第三条 この法律において「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。

2 この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるものをいう。

第二章 入出港及び停泊

(入出港の届出)

第四条 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

(びよう地)

第五条 特定港内に停泊する船舶は、国土交通省令の定めるところにより、各々そのトン数又は積載物の種類に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。

2 国土交通省令の定める船舶は、国土交通省令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設(以下「けい留施設」という。)にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所(以下「びよう地」という。)の指定を受けなけれ

ばならない。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

- 3 前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対しびよう地を指定することができる。
- 4 前二項の規定により、びよう地の指定を受けた船舶は、第一項の規定にかかわらず、当該びよう地に停泊しなければならない。
- 5 特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。
- 6 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港のけい留施設の管理者に対し、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供することを制限し、又は禁止することができる。
- 7 港長及び特定港のけい留施設の管理者は、びよう地の指定又はけい留施設の使用に関し船舶との間に行う信号その他の通信について、互に便宜を供与しなければならない。

第六条 削除

(移動の制限)

第七条 雑種船以外の船舶は、第四条、第八条第一項、第十条及び第二十三条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五条第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

- 2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

(修繕及びけい船)

第八条 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

- 2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。
- 3 港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい留等の制限)

第九条 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい留し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。

(移動命令)

第十条 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一条 港内における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

(航路)

第十二条 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、国土交通省令で定める航路(次条から第三十七条まで及び第三十七条の三において単に「航路」という。)によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

第十三条 船舶は、航路内においては、左の各号の場合を除いては、投じようし、又はえい航している船舶を放してはならない。

- 一 海難を避けようとするとき。
- 二 運転の自由を失ったとき。
- 三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- 四 第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

(航法)

第十四条 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。

- 2 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。
- 3 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。
- 4 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。

第十四条の二 港長は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

第十五条 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。

第十六条 船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。

2 帆船は、港内では、帆を減じ又は引船を用いて航行しなければならない。

第十七条 船舶は、港内においては、防波堤、ふどうその他の工作物の突端又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。

第十八条 雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において国土交通省令で定めるトン数以下である船舶であつて雑種船以外のもの(以下「小型船」という。)は、国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

3 小型船及び雑種船以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

第十九条 国土交通大臣は、港内における地形、潮流その他の自然的条件により第十四条第三項若しくは第四項、第十五条又は第十七条の規定によることが船舶交通の安全上著しい支障があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、国土交通省令で当該港における航法に関して特別の定めをすることができる。

2 第十四条から前条までに定めるもののほか、国土交通大臣は、国土交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることができる。

第二十条 削除

第四章 危険物

第二十一条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。)を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

2 前項の危険物の種類は、国土交通省令でこれを定める。

第二十二条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十三条 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適當であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を指定して前項の許可をすることができる。

3 前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。

4 船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

第五章 水路の保全

第二十四条 何人も、港内又は港の境界外一万メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これに類する廃物を捨ててはならない。

2 港内又は港の境界附近において、石炭、石、れんがその他散乱する虞のある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。

3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第一項の規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱する虞のある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。

第二十五条 港内又は港の境界付近において発生した海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、かつ、その旨を、特定港にあつては港長に、特定港以外の港にあつては最寄りの管区海上保安本部の事務所の長又は港長に報告しなければならない。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項又は第四十二条の四の二第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については報告をすることを要しない。

第二十六条 特定港内又は特定港の境界付近における漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害する虞のあるときは、港長は、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。

第六章 灯火等

第二十七条 海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第二十五条第二項本文及び第五項本文に規定する船舶は、これらの規定又は同条第三項の規定による灯火を表示している場合を除き、同条第二項ただし書及び第五項ただし書の規定にかかわらず、港内においては、これらの規定に規定する白色の携帯電灯又は点火した白灯を周囲から最も見えやすい場所に表示しなければならない。

2 港内にある長さ十二メートル未満の船舶については、海上衝突予防法第二十七条第一項ただし書及び第七項の規定は適用しない。

第二十八条 船舶は、港内においては、みだりに汽笛又はサイレンを吹き鳴らしてはならない。

第二十九条 特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

（火災警報）

第三十条 特定港内にある船舶であつて汽笛又はサイレンを備えるものは、当該船舶に火災が発生したときは、航行している場合を除き、火災を示す警報として汽笛又はサイレンをもつて長音（海上衝突予防法第三十二条第三項の長音をいう。）を五回吹き鳴らさなければならない。

2 前項の警報は、適当な間隔をおいて繰り返さなければならない。

第三十条の二 特定港内に停泊する船舶であつて汽笛又はサイレンを備えるものは、船内において、汽笛又はサイレンの吹鳴に従事する者が見易いところに、前条に定める火災警報の方法を表示しなければならない。

第七章 雑則

（工事等の許可及び進水等の届出）

第三十一条 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

第三十二条 特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

第三十三条 特定港の国土交通省令で定める区域内において長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶を進水させ、又はドックに出入させようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

第三十四条 特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り船舶交通安全のために必要な措置を命ずることができる。
(漁ろうの制限)

第三十五条 船舶交通の妨となる虞のある港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない。

(灯火の制限)

第三十六条 何人も、港内又は港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な灯火をみだりに使用してはならない。

2 港長は、特定港内又は特定港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な灯火を使用している者に対し、その灯火の滅光又は被覆を命ずることができる。

(喫煙等の制限)

第三十六条の二 何人も、港内においては、相当の注意をしないで、油送船の附近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。

2 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において引火性の液体が浮流している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるときは、当該水域にある者に対し、喫煙又は火気の取扱いを制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の五第一項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

(船舶交通の制限等)

第三十六条の三 特定港内の国土交通省令で定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。

2 総トン数又は長さが国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一 当該船舶の名称

二 当該船舶の総トン数及び長さ

三 当該水路を航行する予定時刻

四 当該船舶との連絡手段

五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設

3 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶が、同法第二十二条の規定による通報をす

る際に、併せて、当該水路に係る前項第五号に掲げるけい留施設を通報したときは、同項の規定による通報をすることを要しない。

4 第一項の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、国土交通省令で定める。

第三十七条 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。

3 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の八の規定の適用がある場合は、この限りでない。

4 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(原子力船に対する規制)

第三十七条の二 港長は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十六条の二第四項の規定による国土交通大臣の指示があつたとき、又は核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）若しくは原子炉による災害を防止するため必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある原子力船に対し、航路若しくは停泊し、若しくは停留する場所を指定し、航法を指示し、移動を制限し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる。

2 第二十一条第一項の規定は、原子力船が特定港に入港しようとする場合に準用する。

(港長が提供する情報の聴取)

第三十七条の三 港長は、特定船舶（小型船及び雑種船以外の船舶であつて、第十八条第二項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める当該特定港内の区域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 特定船舶は、前項に規定する航路及び区域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第三十七条の四 港長は、特定船舶が前条第一項に規定する航路及び区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 港長は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(準用規定)

第三十七条の五 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十六条の二第二項及び第三十六条の三から第三十七条の二までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の六 第十条(前条において準用する場合を含む。)、第十四条の二、第二十一条第一項(第三十七条の二第二項(前条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)又は第三十六条の二第二項若しくは第三十七条第三項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この法律に基づく国土交通省令の規定による処分であつて、港内における船舶交通の安全又は港内の整とんを図るためにその現場において行われるものについては、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第八章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十七条の二第二項(第三十七条の五において準用する場合を含む。)において準用する第二十一条第一項の規定の違反となるような行為をした者

二 第三十七条の二第一項(第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による処分の違反となるような行為をした者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項、第七条第一項、第十二条、第十三条又は第三十六条の三第一項(第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第五条第二項の規定による指定を受けないで船舶を停泊させた者又は同条第四項に規定するびよう地以外の場所に船舶を停泊させた者
- 三 第八条第三項、第十条(第三十七条の五において準用する場合を含む。)、第十四条の二又は第三十七条第一項若しくは第三項(これらの規定を第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による処分の違反となるような行為をした者
- 四 第二十四条第一項又は第三十一条第一項(第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 五 第二十四条第三項又は第二十六条、第三十一条第二項若しくは第三十六条第二項(これらの規定を第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者
- 六 第二十五条の規定に違反した者

第四十条 第三十六条の二第二項(第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第四条、第八条第二項、第二十一条第一項又は第三十五条の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第八条第一項、第二十四条第二項、第二十九条(第三十七条の五において準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三条又は第三十四条第一項の規定に違反した者
- 三 第三十四条第二項の規定による処分に違反した者

第四十二条 第十一条の規定による国土交通省令の規定の違反となるような行為をした者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第三十九条第四号若しくは第五号又は第四十一条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則 (平成二一年七月三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 次条の規定 この法律の施行の日前の政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の港則法第三十六条の三第二項及び第三項並びに海上交通安全法第二十二条の規定による通報は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

海上交通安全法

(昭和四十七年七月三日法律第百十五号)

最終改正:平成二十一年七月三日法律第六九号

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 交通方法

第一節 航路における一般的航法(第三条—第十条の二)

第二節 航路ごとの航法(第十一条—第二十一条)

第三節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則(第二十二条—第二十四条)

第四節 航路以外の海域における航法(第二十五条)

第五節 危険防止のための交通制限等(第二十六条)

第六節 灯火等(第二十七条—第二十九条)

第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置(第二十九条の二・第二十九条の三)

第三章 危険の防止(第三十条—第三十三条)

第四章 雑則(第三十四条—第三十九条)

第五章 罰則(第四十条—第四十三条)

第一章 総則

(目的及び適用海域)

第一条 この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。

2 この法律は、東京湾、伊勢湾(伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾のうち伊勢湾に接する海域を含む。)及び瀬戸内海のうち次の各号に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これらの海域と他の海域(次の各号に掲げる海域を除く。)との境界は、政令で定める。

一 港則法(昭和三十二年法律第百七十四号)に基づく港の区域

二 港則法に基づく港以外の港である港湾に係る港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域

三 漁港漁場整備法(昭和三十五年法律第百三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域

四 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定める海域

(定義)

第二条 この法律において「航路」とは、別表に掲げる海域における船舶の通路として政令で定める海域をいい、その名称は同表に掲げるとおりとする。

2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 水上輸送の用に供する船舟類をいう。

二 巨大船 長さ二百メートル以上の船舶をいう。

三 漁ろう船等 次に掲げる船舶をいう。

イ 漁ろうに従事している船舶

ロ 工事又は作業を行なっているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの

3 この法律において「漁ろうに従事している船舶」、「長さ」及び「汽笛」の意義は、それぞれ海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第三条第四項 及び第十項 並びに第三十二条第一項 に規定する当該用語の意義による。

第二章 交通方法

第一節 航路における一般的航法

（避航等）

第三条 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段及び第十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用しない。

2 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、若しくは航路をこれに沿わないで航行している漁ろう船等又は航路で停留している船舶は、航路をこれに沿って航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項 及び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

3 前二項の規定の適用については、次に掲げる船舶は、航路をこれに沿って航行している船舶でないものとみなす。

一 第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）又は第二十条第一項の規定による交通方法に従わないで航路をこれに沿って航行している船舶

二 第二十条第三項又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により、前号に規定する規定による交通方法と異なる交通方法が指示され、又は定められた場合において、当該交通方法に従わないで航路をこれに沿って航行している船舶

(航路航行義務)

第四条 長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶は、航路の附近にある国土交通省令で定める二の地点の間を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航路又はその区間をこれに沿って航行しなければならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(速力の制限)

第五条 国土交通省令で定める航路の区間においては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間ごとに国土交通省令で定める速力(対水速力をいう。以下同じ。)を超える速力で航行してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(追越しの場合の信号)

第六条 追越し船(海上衝突予防法第十三条第二項 又は第三項 の規定による追越し船をいう。)で汽笛を備えているものは、航路において他の船舶を追い越そうとするときは、国土交通省令で定めるところにより信号を行わなければならない。ただし、同法第九条第四項 前段の規定による汽笛信号を行うときは、この限りでない。

(追越しの禁止)

第六条の二 国土交通省令で定める航路の区間をこれに沿って航行している船舶は、当該区間をこれに沿って航行している他の船舶(漁ろう船等その他著しく遅い速力で航行している船舶として国土交通省令で定める船舶を除く。)を追い越してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(進路を知らせるための措置)

第七条 船舶(汽笛を備えていない船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。)は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、進路を他の船舶に知らせるため、国土交通省令で定めるところにより、信号による表示その他国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

(航路の横断の方法)

第八条 航路を横断する船舶は、当該航路に対しできる限り直角に近い角度で、すみやかに横断しなければならない。

2 前項の規定は、航路をこれに沿って航行している船舶が当該航路と交差する航路を横断することとなる場合については、適用しない。

(航路への出入又は航路の横断の制限)

第九条 国土交通省令で定める航路の区間においては、船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断する航行のうち当該区間ごとに国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(びよう泊の禁止)

第十条 船舶は、航路においては、びよう泊(びよう泊をしている船舶にする係留を含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(航路外での待機の指示)

第十条の二 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

第二節 航路ごとの航法

(浦賀水道航路及び中ノ瀬航路)

第十一条 船舶は、浦賀水道航路をこれに沿って航行するときは、同航路の中央から右の部分
を航行しなければならない。

2 船舶は、中ノ瀬航路をこれに沿って航行するときは、北の方向に航行しなければならない。

第十二条 航行し、又は停留している船舶(巨大船を除く。)は、浦賀水道航路をこれに沿って航行し、同航路から中ノ瀬航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、第三条第一項並びに海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合における浦賀水道航路をこれに沿って航行する巨大船について準用する。

(伊良湖水道航路)

第十三条 船舶は、伊良湖水道航路をこれに沿って航行するときは、できる限り、同航路の中央から右の部分
を航行しなければならない。

第十四条 伊良湖水道航路をこれに沿って航行している船舶(巨大船を除く。)は、同航路をこれに沿って航行している巨大船と行き会う場合において衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十八条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合における伊良湖水道航路をこれに沿って航行する巨大船について準用する。

(明石海峡航路)

第十五条 船舶は、明石海峡航路をこれに沿って航行するときは、同航路の中央から右の部分
を航行しなければならない。

(備讃瀬戸東航路、宇高東航路及び宇高西航路)

第十六条 船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿って航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

2 船舶は、宇高東航路をこれに沿って航行するときは、北の方向に航行しなければならない。

3 船舶は、宇高西航路をこれに沿って航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

第十七条 宇高東航路又は宇高西航路をこれに沿って航行している船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿って航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

2 航行し、又は停留している船舶(巨大船を除く。)は、備讃瀬戸東航路をこれに沿って航行し、同航路から北の方向に宇高東航路に入ろうとしており、又は宇高西航路をこれに沿って南の方向に航行し、同航路から備讃瀬戸東航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、第三条第一項並びに海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

3 第三条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合における備讃瀬戸東航路をこれに沿って航行する巨大船について準用する。

(備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路)

第十八条 船舶は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って航行するときは、西の方向に航行しなければならない。

2 船舶は、備讃瀬戸南航路をこれに沿って航行するときは、東の方向に航行しなければならない。

3 船舶は、水島航路をこれに沿って航行するときは、できる限り、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

4 第十四条の規定は、水島航路について準用する。

第十九条 水島航路をこれに沿って航行している船舶(巨大船及び漁ろう船等を除く。)は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って西の方向に航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項、第十二条第一項、第十五条第一項前段及び第十八条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、当該他の船舶について適用しない。

2 水島航路をこれに沿って航行している漁ろう船等は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って西の方向に航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

- 3 備讃瀬戸北航路をこれに沿って航行している船舶(巨大船を除く。)は、水島航路をこれに沿って航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。
- 4 航行し、又は停留している船舶(巨大船を除く。)は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って西の方向に若しくは備讃瀬戸南航路をこれに沿って東の方向に航行し、これらの航路から水島航路に入ろうとしており、又は水島航路をこれに沿って航行し、同航路から西の方向に備讃瀬戸北航路若しくは東の方向に備讃瀬戸南航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、第三条第一項並びに海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。
- 5 第三条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合における水島航路をこれに沿って航行する巨大船について準用する。

(来島海峡航路)

第二十条 船舶は、来島海峡航路をこれに沿って航行するときは、次に掲げる航法によらなければならない。この場合において、これらの航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

- 一 順潮の場合は来島海峡中水道(以下「中水道」という。)を、逆潮の場合は来島海峡西水道(以下「西水道」という。)を航行すること。ただし、これらの水道を航行している間に転流があつた場合は、引き続き当該水道を航行することができることとし、また、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする船舶は、順潮の場合であつても、西水道を航行することができることとする。
 - 二 順潮の場合は、できる限り大島及び大下島側に近寄つて航行すること。
 - 三 逆潮の場合は、できる限り四国側に近寄つて航行すること。
 - 四 前二号の規定にかかわらず、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする場合又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする場合は、その他の船舶の四国側を航行すること。
 - 五 逆潮の場合は、国土交通省令で定める速力以上の速力で航行すること。
- 2 前項第一号から第三号まで及び第五号の潮流の流向は、国土交通省令で定めるところにより海上保安庁長官が信号により示す流向による。
 - 3 海上保安庁長官は、来島海峡航路において転流すると予想され、又は転流があつた場合において、同航路を第一項の規定による航法により航行することが、船舶交通の状況により、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、同航路をこれに沿って航行し、又は航行しようとする船舶に対し、同項の規定による航法と異なる航法を指示することができる。この場合

において、当該指示された航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

- 4 来島海峡航路をこれに沿つて航行しようとする船舶の船長(船長以外の者が船長に代わつてその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第二十一条 汽笛を備えている船舶は、次に掲げる場合は、国土交通省令で定めるところにより信号を行わなければならない。ただし、前条第三項の規定により海上保安庁長官が指示した航法によつて航行している場合は、この限りでない。

一 中水道又は西水道を来島海峡航路に沿つて航行する場合において、前条第二項の規定による信号により転流することが予告され、中水道又は西水道の通過中に転流すると予想される時。

二 西水道を来島海峡航路に沿つて航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする時、又は同水道から同航路に入つて西水道を同航路に沿つて航行しようとする時。

- 2 海上衝突予防法第三十四条第六項の規定は、来島海峡航路及びその周辺の国土交通省令で定める海域において航行する船舶について適用しない。

第三節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則

(巨大船等の航行に関する通報)

第二十二条 次に掲げる船舶が航路を航行しようとするときは、船長は、あらかじめ、当該船舶の名称、総トン数及び長さ、当該航路の航行予定時刻、当該船舶との連絡手段その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項を変更する時も、同様とする。

一 巨大船

二 巨大船以外の船舶であつて、その長さが航路ごとに国土交通省令で定める長さ以上のもの

三 危険物積載船(原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶で総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上のものをいう。以下同じ。)

四 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶(当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が航路ごとに国土交通省令で定める距離以上となる場合に限る。)

(巨大船等に対する指示)

第二十三条 海上保安庁長官は、前条各号に掲げる船舶(以下「巨大船等」という。)の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該巨大船等の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、航行予定時刻の変更、進路を警戒する船舶の配備その他当該巨大船等の運航に関し必要な事項を指示することができる。

(緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例)

第二十四条 消防船その他の政令で定める緊急用務を行うための船舶は、当該緊急用務を行うためやむを得ない必要がある場合において、政令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第五条、第六条の二から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

2 漁ろうに従事している船舶は、第四条、第六条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行することができ、及び第二十条第四項又は第二十二条の規定による通報をしないで航行することができる。

3 第三十条第一項の規定による許可(同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一条第一項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。))の規定による許可)を受けて工事又は作業を行っている船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

第四節 航路以外の海域における航法

第二十五条 海上保安庁長官は、狭い水道(航路を除く。)をこれに沿って航行する船舶がその右側の水域を航行することが、地形、潮流その他の自然的条件又は船舶交通の状況により、危険を生ずるおそれがあり、又は実行に適しないと認められるときは、告示により、当該水道をこれに沿って航行する船舶の航行に適する経路(当該水道への出入の経路を含む。)を指定することができる。

2 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況により、船舶の航行の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある海域(航路を除く。)について、告示により、当該海域を航行する船舶の航行に適する経路を指定することができる。

3 第一項の水道をこれに沿って航行する船舶又は前項に規定する海域を航行する船舶は、できる限り、それぞれ、第一項又は前項の経路によつて航行しなければならない。

第五節 危険防止のための交通制限等

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。

ただし、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

- 2 海上保安庁長官は、航路又はその周辺の海域について前項の処分をした場合において、当該航路における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、告示(同項ただし書に規定する方法により同項の規定による処分をした場合においては、当該方法)により、期間及び航路の区間を定めて、第四条、第八条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法と異なる交通方法を定めることができる。
- 3 前項の場合において、海上保安庁長官は、同項の航路が、宇高東航路又は宇高西航路であるときは宇高西航路又は宇高東航路についても、備讃瀬戸北航路又は備讃瀬戸南航路であるときは備讃瀬戸南航路又は備讃瀬戸北航路についても同項の処分をすることができる。

第六節 灯火等

(巨大船及び危険物積載船の灯火等)

第二十七条 巨大船及び危険物積載船は、航行し、停留し、又はびよう泊をしているときは、国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しなければならない。

- 2 巨大船及び危険物積載船以外の船舶は、前項の灯火若しくは標識又はこれと誤認される灯火若しくは標識を表示してはならない。

(帆船の灯火等)

第二十八条 航路又は政令で定める海域において航行し、又は停留している海上衝突予防法第二十五条第二項 本文及び第五項 本文に規定する船舶は、これらの規定又は同条第三項の規定による灯火を表示している場合を除き、同条第二項 ただし書及び第五項 ただし書の規定にかかわらず、これらの規定に規定する白色の携帯電燈又は点火した白灯を周囲から最も見えやすい場所に表示しなければならない。

- 2 航路又は前項の政令で定める海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている長さ十二メートル未満の船舶については、海上衝突予防法第二十七条第一項 ただし書及び第七項の規定は適用しない。

(物件えい航船の音響信号等)

第二十九条 海上衝突予防法第三十五条第四項 の規定は、航路又は前条第一項の政令で定める海域において船舶以外の物件を引き又は押して、航行し、又は停留している船舶(当該引き船の船尾から当該物件の後端まで又は当該押し船の船首から当該物件の先端までの距離が国土交通省令で定める距離以上となる場合に限り。)で漁ろうに従事しているもの以外のものについても準用する。

- 2 船舶以外の物件を押して、航行し、又は停留している船舶は、その押す物件に国土交通省令で定める灯火を表示しなければ、これを押して、航行し、又は停留してはならない。ただし、やむを得ない事由により当該物件に本文の灯火を表示することができない場合において、当該物件の照明その他その存在を示すために必要な措置を講じているときは、この限りでない。

第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置

(海上保安庁長官が提供する情報の聴取)

第二十九条の二 海上保安庁長官は、特定船舶(第四条本文に規定する船舶であつて、航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び海域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 特定船舶は、航路及び前項に規定する海域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十九条の三 海上保安庁長官は、特定船舶が航路及び前条第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

第三章 危険の防止

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域(港湾区域と重複している海域を除く。)において工作物の設置(現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。)をしようとする者

2 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行われることにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。

三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。

- 3 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の期間を定め(同項第二号に掲げる行為については、仮設又は臨時の工作物に係る場合に限る。)、及び当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き当該許可に船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を付することができる。
- 4 海上保安庁長官は、船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
- 5 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は船舶交通の妨害を予防し、若しくは排除するため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。
- 6 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は前項の規定により当該許可が取り消されたときは、速やかに当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなければならない。
- 7 国の機関又は地方公共団体(港湾法 の規定による港務局を含む。以下同じ。)が第一項各号に掲げる行為(同項ただし書の行為を除く。)をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもって同項の規定による許可があつたものとみなす。
- 8 港則法 に基づく港の境界付近においてする第一項第一号 に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第三十七条の五 において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項 の規定による許可を受けることを要せず、同項 の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項(同法第三十七条の五 において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けることを要しない。

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者
 - 二 前号に掲げる海域(港湾区域と重複している海域を除く。)において工作物の設置をしようとする者
- 2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 一 当該届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。
 - 二 当該届出に係る行為に係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。
- 3 海上保安庁長官は、第一項の届出があつた場合において、実地に特別な調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、

その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

- 4 国の機関又は地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為(同項ただし書の行為を除く。)をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 5 海上保安庁長官は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る行為が第二項各号のいずれかに該当するときは、当該国の機関又は地方公共団体に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な措置をとることを要請することができる。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、そのとるべき措置について海上保安庁長官と協議しなければならない。
- 6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。
(違反行為者に対する措置命令)

第三十二条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な措置(第四号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三十条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第三十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者
- 三 第三十条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者
- 四 前条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
(海難が発生した場合の措置)

第三十三条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限りすみやかに、国土交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ、当該海難の概要及びとつた措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただし、港則法第二十五条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項又は第四十二条の四の二第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。

3 海上保安庁長官は、船長が第一項の規定による措置をとらなかつたとき又は同項の規定により船長がとつた措置のみによつては船舶交通の危険を防止することが困難であると認めるときは、船舶交通の危険の原因となつている船舶(船舶以外の物件が船舶交通の危険の原因となつている場合は、当該物件を積載し、引き、又は押していた船舶)の所有者(当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人)に対し、当該船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するため必要な措置(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の七に規定する場合は、同条の規定により命ずることができる措置を除く。)をとるべきことを命ずることができる。

第四章 雑則

(航路等の海図への記載)

第三十四条 海上保安庁が刊行する海図のうち海上保安庁長官が指定するものには、第一条第二項の政令で定める境界、航路、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央、第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路並びに第二十八条第一項及び第二十九条の二第一項の海域を記載するものとする。

(航路等を示す航路標識の設置)

第三十五条 海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、航路、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央並びに第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路を示すための指標となる航路標識を設置するものとする。

(交通政策審議会への諮問)

第三十六条 国土交通大臣は、この法律の施行に関する重要事項については、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

(権限の委任)

第三十七条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行なわせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行なわせることができる。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十条の二又は第二十条第三項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(国土交通省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第三十九条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第十条の二又は第二十六条第一項の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者
- 三 第二十三条の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者
- 四 第三十条第一項の規定に違反した者
- 五 第三十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者
- 六 第三十一条第二項、第三十二条又は第三十三条第三項の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者
- 七 第三十三条第一項の規定に違反した者

第四十一条 第四条、第五条、第九条、第十一条、第十五条、第十六条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条又は第二十七条第一項の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第二十二条の規定に違反した者
- 三 第三十条第六項又は第三十一条第一項の規定に違反した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十条第四号から第六号まで又は前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則（平成二一年七月三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中海上交通安全法第二十六条第一項及び第二項の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 次条の規定 この法律の施行の日前の政令で定める日
（経過措置）

第二条 この法律による改正後の港則法第三十六条の三第二項及び第三項並びに海上交通安全法第二十二条の規定による通報は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表

航路の名称	所在海域
浦賀水道航路	東京湾中ノ瀬の南方から久里浜湾沖に至る海域
中ノ瀬航路	東京湾中ノ瀬の東側の海域
伊良湖水道航路	伊良湖水道
明石海峡航路	明石海峡
備讃瀬戸東航路	瀬戸内海のうち小豆島地蔵埼沖から豊島と男木島との間を経て小与島と小瀬居島との間に至る海域
宇高東航路	瀬戸内海のうち荒神島の南方から中瀬の西方に至る海域
宇高西航路	瀬戸内海のうち大槌島の東方から神在鼻沖に至る海域
備讃瀬戸北航路	瀬戸内海のうち小与島と小瀬居島との間から佐柳島と二面島との間に至る海域で牛島及び高見島の北側の海域
備讃瀬戸南航路	瀬戸内海のうち小与島と小瀬居島との間から二面島と栗島との間に至る海域で牛島及び高見島の南側の海域
水島航路	瀬戸内海のうち水島港から葛島の西方、濃地諸島の東方及び与島と本島との間を経て沙弥島の北方に至る海域
来島海峡航路	瀬戸内海のうち大島と今治港との間から来島海峡を経て大下島の南方に至る海域

航路標識法

(昭和二十四年五月二十四日法律第九十九号)

最終改正:平成一六年六月九日法律第八四号

(この法律の目的及び用語の定義)

第一条 この法律は、航路標識を整備し、その合理的且つ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とする。

2 この法律において「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設をいう。

(航路標識の設置及び管理)

第二条 航路標識の設置及び管理は、海上保安庁が行う。但し、海上保安庁以外の者においても、その者が行う事業又は事務の用に供するため、国土交通省令の定めるところにより海上保安庁長官の許可を受けて、その者の費用で、航路標識を設置し、又は管理することができる。

第三条 前条但書の規定により許可を受けて設置した航路標識の所有者又は管理者は、当該航路標識の機能に支障が生じないように努めなければならない。

2 海上保安庁以外の者が設置した航路標識がその所有者又は管理者の責に帰すべき事由又は通常予想すべき事由によつて、その機能に支障をきたし、船舶交通の安全に障害を生じたときは、海上保安庁長官は、当該所有者又は管理者に対し、その障害の除去のために必要な措置をすべきことを命ずることができる。

第四条 前条第二項に規定する場合の外、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、海上保安庁以外の者が設置した航路標識の所有者又は管理者に対し、当該航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令の定めるところにより、海上保安庁以外の者が設置し、又は管理する航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(航路標識の現状の変更)

第五条 海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の管理者は、その管理している航路標識の現状に変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安庁長官に報告しなければならない。

(航路標識の告示)

第六条 海上保安庁長官は、航路標識が新たに設置されたとき、又は航路標識の廃止、位置の変更その他その現状に変更があつたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(事故発見者の報告義務)

第七条 航路標識に事故のあることを発見した者は、直ちに、その旨を海上保安庁又はもよりの管区海上保安本部若しくはその事務所に通報しなければならない。

(灯火等の制限)

第八条 何人も、みだりに航路標識と誤認される虞がある灯火を使用し、又は音響を発してはならない。

2 海上保安官は、前項に規定する行為をし、又はしようとしている者に対し、当該灯火又は音響の消滅その他航路標識と誤認されないようにするため必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(工事等の制限)

第九条 航路標識の機能の障害となる虞のある建築物の建設、沈没物の引揚その他の工事又は作業をする者は、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項に規定する工事又は作業についてその権原を有する者に対し、航路標識の機能の障害を防ぐため必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(植物についての制限)

第十条 何人も、航路標識の附近に、当該航路標識の視認を妨げる虞のある植物を植えてはならない。

2 海上保安庁長官は、前項の規定に違反して植えられた植物についてその権原を有する者に対し、当該植物の航路標識の障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。植物が成長して航路標識の視認を妨げるに至ったときも同様である。

3 航路標識を設置したときに現にあつた植物が当該航路標識の視認を妨げ、又は妨げるようになったときは、海上保安庁長官は、その権原を有する者に対し、障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(船舶についての制限)

第十一条 船舶(はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下同じ。)は、みだりに航路標識に損傷を及ぼす虞のあるほどこれに接近して航行させてはならない。

2 船舶は、航路標識にけい留させてはならない。

3 船舶は、航路標識の視認を妨げ、又は航路標識に接触する虞のある場所に停泊又は停留させてはならない。

(汚損行為の禁止)

第十二条 何人も、航路標識をよごし、又は損傷を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

(損失補償)

第十三条 第四条第一項若しくは第二項又は第十条第三項の規定によつて生じた損失に対しては、左に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第四条第一項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、同条第二項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に

相当する額を控除した額、第十条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額に相当する金額とする。

二 補償を受けようとする者は、海上保安庁長官に、補償を受けたいと思う金額を記載した申請書を提出しなければならない。

三 海上保安庁長官は、前号の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定しなければならない。この場合において海上保安庁長官は、当該申請人に対しあらかじめ期日及び場所を通知してその申立を聞かなければならない。

2 前項第三号の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

3 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(聴聞の特例)

第十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該命令に係る関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第十五条 削除

(罰則)

第十六条 第十一条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十七条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者

二 第十二条の規定に違反した者

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

水路業務法

(昭和二十五年四月十七日法律第百二号)

最終改正:平成一九年六月六日法律第七七号

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 水路測量及び海象観測の実施等(第六条—第二十条)

第三章 水路測量及び海象観測の成果(第二十一条—第二十五条)

第四章 水路に関する業務の受託(第二十六条)

第五章 削除

第六章 罰則(第二十八条—第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もつて海空交通の安全の確保に寄与するとともに、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。

(水路測量)

第二条 この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいう。

2 前項の規定は、土地の測量について測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の適用を妨げるものと解釈してはならない。

(海象観測)

第三条 この法律において「海象観測」とは、潮汐、海潮流、波浪、海氷及びこれらに関連する諸現象の観測をいう。

(水路図誌)

第四条 この法律において「水路図誌」とは、海図、水路誌、潮汐表、灯台表、航用諸暦及びその他の水路に関する図誌をいう。

(航空図誌)

第四条の二 この法律において「航空図誌」とは、航空図、航空暦及びその他の航空に関する図誌をいう。

(水路測量標)

第五条 この法律において「水路測量標」とは、海上保安庁又は第六条の規定により許可を受けた者が水路測量又は海象観測のために設置する標識をいう。

2 水路測量標の種類及び形状は、国土交通省令で定める。

第二章 水路測量及び海象観測の実施等

(海上保安庁以外の者が実施する水路測量)

第六条 海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。但し、学術上の目的をもつて行う測量、局地的な測量等について国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(水路測量の実施方法の勧告)

第七条 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前条の規定により許可を受けた者に対し、水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。

(水路測量の実施の公示)

第八条 海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あらかじめその区域、期間その他必要な事項を公示しなければならない。第六条の規定による許可をしたときも同様とする。

(水路測量の基準)

第九条 海上保安庁又は第六条の許可を受けた者が行う水路測量は、経緯度については世界測地系に、標高及び水深その他の国際水路機関の決定その他の水路測量に関する国際的な決定に基づき政令で定める事項については政令で定める測量の基準に、それぞれ従って行わなければならない。ただし、専ら外国政府のために行う水路測量その他の世界測地系に従って行うことが適当でないものとして国土交通省令で定める水路測量は、世界測地系に代えて国土交通省令で定める経緯度に関する測量の基準に従って行うことができる。

2 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測量の基準をいう。

一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。

二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

(資料又は報告の提出の要求)

第十条 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体その他港湾施設の管理者に対し、その管理する港湾施設の状況について資料又は報告の提出を求めることができる。

第十一条 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、船舶に対し、水路図誌の編修に必要な報告の提出を求めることができる。

(土地又は水面の立入)

第十二条 海上保安庁の職員は、水路測量又は海象観測のため必要があるときは、国、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占用する土地又は水面に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた水面若しくは土地に立ち入る場合には、あらかじめその旨を所有者、占有者又は占用者に通知しなければならない。但し、これらの者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 海上保安庁の職員が、第一項の規定により土地又は水面に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(障害物の除去)

第十三条 海上保安庁の職員は、水路測量を実施するためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第十四条 海上保安庁の職員は、離島又はこれに類する場所で水路測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前条の規定にかかわらず承諾を得ないで、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(損失の補償)

第十五条 前三条の規定による立入又は伐除により損失を生じたときは、国は、その所有者、占有者又は占有者に対して、相当の価格により、その損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、海上保安庁長官が決定する。

3 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(水路測量標及び測量船の保全)

第十六条 何人も、正当な理由がないのに、水路測量標を毀損し、移転し、その他水路測量標の効用を害する虞のある行為をしてはならない。

第十七条 海上保安庁又は第六条の規定により許可を受けた者の船舶は、水路測量又は海象観測を行う場合には、国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

第十八条 船長は、船舶を、正当な理由がないのに前条の標識を掲げる船舶に著しく接近させて航行させてはならない。

(水路関係事項の通報)

第十九条 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条若しくは第二十二條の規定に基づき、定置漁業若しくは国土交通大臣の指定する共同漁業につき免許をしたとき、又は同法第六十五条第一項若しくは第二項の規定に基づく都道府県規則により、国土交通大臣の指定する漁業の許可をしたときは、次の事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。同法第三十七条から第四十条までの規定に基づき漁業権を取り消し又は変更したときその他通報した事項を変更したときは、これらの事項についても、また同様とする。

一 定置漁業にあつては、定置漁具の位置及び定置の期間

二 共同漁業又は許可をした漁業にあつては、漁場の区域、敷設漁具の位置及び漁具敷設の期間のうち国土交通大臣の指定するもの

第二十条 船長は、水中に沈没物その他航海の障害となる虞のある物件があることを発見し、又は海上保安庁の刊行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第三章 水路測量及び海象観測の成果

(成果の公表)

第二十一条 海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を実施して成果を得たときは、これを公表しなければならない。

(成果の提出)

第二十二条 第六条の規定により許可を受けた者が、水路測量を実施して成果を得たときは、遅滞なく、その写を海上保安庁長官に提出しなければならない。

第二十三条 海上保安庁以外の者は、その実施する海象観測により、海上保安庁の発行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(水路図誌及び航空図誌の保護)

第二十四条 海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行した水路図誌若しくは航空図誌を航海若しくは航空の用に供するために複製し、又は当該水路図誌若しくは航空図誌を使用して航海若しくは航空の用に供する刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない。

第二十五条 海上保安庁の刊行した海図、航空図、水路誌又は灯台表に類似の刊行物を発行しようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項の刊行物が海上の安全の確保に支障を及ぼすものでない限り、これを許可しなければならない。

第四章 水路に関する業務の受託

(水路に関する業務の受託)

第二十六条 海上保安庁は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の作製、編修又は印刷を行うことができる。

第五章 削除

第二十七条 削除

第六章 罰則

第二十八条 第十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- 二 第十八条の規定に違反した者

三 第二十四条又は第二十五条第一項の規定により承認又は許可を受けなければならない事項を承認又は許可を受けなかった者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則（平成一九年六月六日法律第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

		<p>度)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷役する危険物の種類が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。 ・ 危険物の専用船であること(一般船舶であるときは、荷役量が少ないこと。) ・ 船内の消火設備及び火気管理が十分であること。 ・ 荷役場所は、危険物専用岸壁であること、もしくは、荷役量が少なく場所が一定であり、専用岸壁に準じて安全対策の措置が講じられた場所であること。 ・ 荷役船舶及びバースの双方において適正な荷役安全管理が行なわれていること。 <p>(2) 引火性危険物の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 夜間に荷役が開始される場合には、バースの照明設備、安全設備、荷役安全管理体制及び災害発生時の防災体制並びにバース付近の環境等の状況から、荷役の安全性が確保されること。 ② 他船越え荷役、いわゆる山越し荷役でないこと。 	
法第29条	私設信号の許可	<p>(1) 全種類共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際信号書による信号の意味を変えたものでないこと。 ・ 国際信号書による信号を用いれば足りるようなものでないこと。 <p>(2) 係留施設の使用に関する信号の場合 統一を図るための指導に沿って作成されたものであること。</p>	2～10日
法第31条 第1項	工事・作業の許可	<p>当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 以下のとおり、船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 海上における工事・作業の場合は、当該海域を航行する船舶が通常の操船方法により容易に通航できるものであること。 ② 空域における工事・作業の場合は、当該海域を通航する船舶のうち最大マスト高以上の空域において実施されるものであって、資器材の落下のおそれがないこと。 	1ヶ月以内

		<p>③ 海底における工事・作業の場合は、当該海域を通航する船舶のうち最大のものが余裕水深を保つことができ、かつ、通常船舶が投じようすることのない水域において実施されること。</p> <p>(2) 許可に付された条件に従って行なわれることにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。</p> <p>(3) 災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行なわれるものと認められること。</p>	
法第32条	行事の許可	<p>(1) 船舶交通の安全上支障を生じるおそれのない計画であること。</p> <p>(2) 現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法等が確立されていること。</p> <p>(3) 秩序ある行動がとれる体制にあること。</p> <p>(4) 行事参加者の危険防止措置及び他船に対する警戒措置が適当であること。</p> <p>(5) 事故発生時の対策が適当であること。</p> <p>(6) 関係者の集合及び解散の場所、行事要領等が適当であること。</p>	1ヶ月以内
則第21条第1項	入出港届の省略許可 けい留施設使用届の省略許可	<p>(入出港届の省略許可)</p> <p>(1) 同一船舶を同一の場所に係留すること。</p> <p>(2) 月平均10回程度以上入港すること。</p> <p>(けい留施設使用届の省略許可)</p> <p>(1) 同一船舶を同一の場所に係留すること。</p> <p>(2) 月平均10回程度以上離着岸すること。</p>	1日～2日程度
則第21条第2項	えい航の制限の免除の許可(則第9条第1項)	<p>(1) 船舶交通のふくそうする時間帯でないこと。</p> <p>(2) えい航経路が一般船舶の航行等に支障がないこと。</p> <p>(3) えい船の能力が十分であり、警戒船が配備されていること。</p>	10分～1時間程度

審査基準及び標準処理期間

○航路標識法(昭和24年法律第99号)

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
法第2条 ただし書	設置・管理の 許可	別添「航路標識の許可申請要領、審査基準及び標準処理期間」中Ⅲ審査基準による。	電波標識又は海上交通安全法適用海域に設置される航路標識の場合20日以内 上記以外の場合 10日以内
法第5条 第1項	現状変更の 許可	同上	同上
法第13条 第1項 第3号	損失補償額の 決定	補償額は以下により算出されたものであること。 (1) 第4条第1項の場合 当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用 (2) 第4条第2項の場合 航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額 (3) 第10条第3項の場合 植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によって算出された当該植物についての損出額	過去に処分の先例がないことから、現段階では標準処理期間の設定はできない。

審査基準及び標準処理期間

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

(昭和45年法律第136号)

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
法第4条 第4項	船舶からの排出の承認	<ul style="list-style-type: none"> (1) 油の排出について、水産資源及び漁業操業に対して影響のないよう配慮されたものであること。 (2) 海洋汚染の防止に関する試験、研究又は調査(以下「試験等」という。)が海洋の汚染の低減又は抑制に真に寄与するものであること。 (3) 試験等の目的を達するために必要最小限の排出であること。 (4) 試験等の効果に比して、汚染の程度が著しく甚大ではないこと。 (5) 大量の油の排出を行なった場合の回収計画が適切であること。 (6) 試験等の目的が水槽実験により十分達成されるものではないこと。 	過去に処分の先例がないことから、現段階では標準処理期間の設定はできない。
法第9条の2 第4項	有害液体物質の事前処理の確認	事前処理の方法が令別表第1の7第1号の下欄に掲げる基準に適合していること。	申請書の内容の審査に20分程度 事前処理の実施当日において半日程度
法第10条 第3項	廃棄物の排出計画の確認	<ul style="list-style-type: none"> (1) 排出計画における排出海域及び排出方法が令別表第3第1号及び第2号の基準に適合していること。 (2) (1)の規定による排出海域及び排出方法に関する基準を異にする2以上の廃棄物が混合している場合においては、当該2以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る(1)の規定による基準に適合していること。 (3) 排出に当たって、当該廃棄物ができる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積するような必要な措置を講じ、また、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めること。 	過去に処分の先例がないことから、現段階では標準処理期間の設定はできない。

法第11条	廃棄物排出船の登録	(1) 登録を受けようとする船舶の設備及び構造が則第12条の5の技術上の基準に適合していること。 (2) 船舶法又は船舶安全法の適用がある船舶については、当該船舶が、船舶国籍証書、船舶検査証書、船舶検査手帳等により適法なものとして認められること。	3週間程度
則第12条の5第2項	廃棄物排出船の設備及び構造の承認	承認を受けようとする設備及び構造が、則第12条の5第1項第1号又は第2号の技術上の基準と同等の廃棄物の適正な排出を確保するための性能を有すること。	3週間程度
法第18条第4項	航空機からの油の排出の承認	法第4条第4項の審査の基準に同じ。	過去に処分の先例がないことから、現段階では標準処理期間の設定はできない。
法第19条の2第3項	油等の焼却計画の確認	(1) 焼却計画における焼却海域及び焼却方法が令別表第4の基準に適合していること。 (2) (1)の規定による焼却海域又は焼却方法に関する基準を異にする2以上の油等が混合している場合においては、当該2以上のそれぞれの油等につき、これに係る(1)の規定による基準に適合していること。 (3) 焼却海域につき、次に掲げる場所を避けるよう努めること。 ① 沿岸の陸域における生活環境に支障を及ぼすおそれがある場所 ② 水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所 ③ 輸送活動、漁ろう活動、レクリエーション活動その他の海洋における活動に係る環境の保全に支障を及ぼすおそれがある場所	5週間程度
法第43条第2項	船舶等の廃棄計画の確認	(1) 廃棄海域が、水深1500メートル以上の海域であること又は水深1500メートル未満の海域のうち海洋を汚染するおそれがないと認めて国土交通大臣が指定する海域であること。 (2) 当該船舶等から残油その他の当該船舶	3週間程度

		等の内部にある物が流出せず、かつ、当該船舶等の全部又は一部が浮上し、又は移動しないような方法で沈めること。	
--	--	---	--

処分基準

○港則法(昭和23年法律第174号)

条項	処分内容	処分基準
法第5条 第3項	同条第2項に規定する特定港以外の特定港におけるびょう地の指定	気象・海象の状況、港内のふくそう状況、工事・作業の実施等により一時に多数の船舶が出入りして混雑する状況等から、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんのため、特に必要があると認められる場合
法第5条 第6項	係留施設の使用の制限又は禁止	当該船舶の係留が船舶交通を阻害する場合、当該船舶に対する係留施設的能力が十分でない場合又は当該船舶が係留する岸壁付近において当該船舶の回頭水域が十分でない場合等、船舶交通の安全のため必要があると認められる場合
法第8条 第3項	修繕中又ははい船中の船舶に対する必要な員数の船員の乗船命令	台風、異常気象等により、現に乗船している人員のみでは保船を継続することが困難であり、危険を防止するため必要があると認められる場合
法第24条 第3項	同条第1項及び第2項違反者に対する除去命令	投棄物等による港内又はその付近の水深の減少、推進器等の損傷をもたらすおそれのある障害物の浮遊等、船舶交通を阻害するおそれがあると認められる場合
法第26条	漂流物、沈没物等の除去命令	漂流物、沈没物等による港内又はその付近の水深の減少、推進器等の損傷をもたらすおそれのある障害物の浮遊等、船舶交通を阻害するおそれがあると認められる場合
法第36条 第2項	強力な灯火の制限	強力な灯火により、船舶をげん惑させ、又は航路標識等の識別を妨げる等、船舶交通の妨げとなるおそれがあると認められる場合
則第4条 第2項	同条第1項に規定する船舶以外の船舶に対するびょう地の指定	気象・海象の状況、港内のふくそう状況、工事・作業の実施等により一時に多数の船舶が出入りして混雑する状況等から、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんのため、特に必要があると認められる場合

処分基準

○海上交通安全法(昭和47年法律第115号)

条項	処分内容	処分基準
法第31条 第2項	工事・作業等の届出がなされた場合の措置等	<p>(1) 届出がなされた工事・作業等が船舶交通に危険を及ぼすおそれのある場合の基準</p> <p>① 灯火及び標識の設置、警戒船の配備等の措置により、船舶交通の危険を防止できると認められる場合は、当該措置をとるべきことを命ずる。</p> <p>② 工事・作業等の着工の時期、時間帯、海域等の制限により、船舶交通の危険を防止できると認められる場合は、当該制限を命ずる。</p> <p>③ 上記①及び②によっても船舶交通の危険を防止できないと認められる場合は、工事・作業等の禁止を命ずる。</p> <p>(2) 届出がなされた工事・作業等が係留施設を設置するものである場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれのある場合の基準</p> <p>① 灯火及び標識の設置等の措置により、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に及ぼす危険を防止できると認められる場合は、当該措置をとるべきことを命ずる。</p> <p>② 係留施設の構造の変更等の設置行為の制限により、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に及ぼす危険を防止できると認められる場合は、当該制限を命ずる。</p> <p>③ 上記①及び②によっても、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に及ぼす危険を防止できないと認められる場合は、工事・作業等の禁止を命ずる。</p>
法第32条	違反者に対する措置命令	<p>法第31条第1項違反者についての基準</p> <p>法第31条第1項の規定に違反した場合は、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、工事若しくは作業の中止又は工作物の除去を命ずる。</p> <p>また、当該中止又は除去に際し、船舶交通の危険を防止するために必要と認められる場合は、警戒船の配備等の措置をとるべきことを命ずる。</p>
法第33条 第3項	海難発生時の措置命令	<p>船長が法第33条第1項の規定による措置をとらなかったとき又は同項の規定により船長がとった措置によっては船舶交通の危険を防止することが困難であると認められるときは、当該船舶の所有者等に対して当該船舶若しくは物件の除去又は則第28条各号の措置をとるべきことを命ずる。</p> <p>また、船舶等を移動させることができない場合、則第28条に規定する灯浮標のみでは船舶交通の危険を防止することが困難であると認められる場合等にあつては、当該船舶等を除去するまでの間、警戒船の配備等の措置をとるべきことを命ずる。</p>

処分基準

○ 航路標識法(昭和24年法律第99号)

条項	処分内容	処分基準
法第3条 第2項	所有者又は 管理者の責 に帰すべき 事由等に基づ く障害除去 命令	管理体制の不備等に起因する異常が発生し、船舶交通の安全が阻害されていると認められること
法第4条 第1項	法第3条第2 項以外の障 害除去命令	港湾情勢の変化等に適合しておらず、船舶交通の安全が阻害されていると認められること
法第8条 第2項	灯火等の誤 認防止の措 置命令	航路標識と誤認される状況が発生しており、船舶交通の安全が阻害されていると認められること
法第9条 第2項	航路標識の 機能障害防 止措置命令	灯火若しくは施設の視認又は音波若しくは電波の到達が妨げられており、船舶交通の安全が阻害されていると認められること
法第10条 第2項 第3項	植物の除去 命令	灯火若しくは施設の視認が妨げられており、船舶交通の安全が阻害されていると認められること

処分基準

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

(昭和45年法律第136号)

条項	処分内容	処分基準
法第15条	廃棄物排出 船の登録の 取消し	法第11条の登録を受けた船舶の設備及び構造が則第12条の5の技術上の基準に適合しなくなったと認められ、かつ、是正措置が直ちに講じられないとき。

港湾コード(日本)(抜粋)

コード	港名(和名)	港名(英名)	都道府県名
JPANA	阿南	ANAN	徳島県
JPIMI	伊万里	IMARI - SAGA	佐賀県
JPKNU	衣浦	KINUURA - AICHI	愛知県
JPINS	因島	INNOSHIMA-HIROSHIMA	広島県
JPUJI	宇品	UJINA-HIROSHIMA	広島
JPUBJ	宇部	UBE - YAMAGUCHI	山口県
JPUNO	宇野	UNO - OKAYAMA	岡山県
JPNOB	延岡	NOBEOKA	宮崎県
JPYOK	横浜[京浜(横浜)]	YOKOHAMA - KANAGAWA	神奈川県
JPOKP	岡山	OKAYAMA - OKAYAMA	岡山県
JPOKJ	岡山空港	OKAYAMA APT - OKAYAMA	岡山県
JPSHS	下関[関門(下関)]	SHIMONOSEKI - YAMAGUCHI	山口県
JPKUD	下松[徳山下松]	KUDAMATSU - YAMAGUCHI	山口県
JPSMT	下津[和歌山下津]	SHIMOTSU - WAKAYAMA	和歌山県
JPIES	家島	IESHIMA - HYOGO	兵庫県
JPKAI	海南	KAINAN-WAKAYAMA	和歌山
JPKZA	貝塚[阪南]	KAIZUKA	大阪府
JPKIS	釜石	KAMAISHI - IWATE	岩手県
JPKND	苅田	KANDA - FUKUOKA	福岡県
JPKIX	関西国際空港	KANSAI INT APT - OSAKA	大阪府
JPMAR	丸亀	MARUGAME - KAGAWA	香川県
JPIWK	岩国	IWAKUNI - YAMAGUCHI	山口県
JPTBN	橋	TACHIBANA - TOKUSHIMA	徳島県
JPTAM	玉野[宇野]	TAMANO-OKAYAMA	岡山県
JPKMT	君津	KIMITSU	千葉県
JPTBT	戸畑	TOBATA - FUKUOKA	福岡県
JPKRE	呉	KURE - HIROSHIMA	広島県
JPHKR	光[徳山下松]	HIKARI - YAMAGUCHI	山口県
JPMUK	向島[尾道系崎]	MUKAISHIMA	広島県
JPTAP	高松	TAKAMATSU - KAGAWA	香川県
JPKCZ	高知	KOCHI - KOCHI	高知県
JPIMB	今治	IMABARI - EHIME	愛媛県
JPHAN	阪南	HANNAN - OSAKA	大阪府
JPSBK	堺泉北[阪神(堺泉北)]	SAKAISENBOKU-OSAKA	大阪府
JPIYM	三島川之江	IYOMISHIMA-EHIME	愛媛県
JPYKK	四日市	YOKKAICHI - MIE	三重県
JPICH	市原	ICHIHARA-CHIBA	千葉
JPKSM	鹿島	KASHIMA - IBARAKI	茨城県
JPKOK	小倉[関門(門司)]	KOKURA-FUKUOKA	福岡県
JPOND	小野田	ONODA - YAMAGUCHI	山口県
JPIHA	新居浜	NIIHAMA - EHIME	愛媛県
JPUKB	神戸[阪神(神戸)]	KOBE - HYOGO	兵庫県
JPMIZ	水島	MIZUSHIMA - OKAYAMA	岡山県
JPAKO	赤穂	AKO - HYOGO	兵庫県
JPSDJ	仙台塩釜[仙台]	SENDAI APT - MIYAGI	宮城県
JPCHB	千葉	CHIBA - CHIBA	千葉県
JPKWS	川崎[京浜(川崎)]	KAWASAKI - KANAGAWA	神奈川県
JPKWN	川之江[三島川之江]	KAWANOE	愛媛県
JPOGS	扇島[京浜]	OHGISHIMA	神奈川県
JPFNB	船橋	FUNABASHI	千葉県
JPAIO	相生	AIOI - HYOGO	兵庫県
JPOSA	大阪[阪神(大阪)]	OSAKA - OSAKA	大阪府
JPOIP	大分	OITA - OITA	大分県
JPCTA	知多	CHITA	愛知県
JPTYO	東京[京浜(東京)]	TOKYO - TOKYO	東京都
JPHHR	東播磨	HIGASHIHARIMA - HYOGO	兵庫県
JPTOU	東予	TOUYO - EHIME	愛媛県
JPTKY	徳山[徳山下松]	TOKUYAMA - YAMAGUCHI	山口県
JPTKX	徳島小松島	TOKUSHIMA-KOMATSUSHIMA - TOKUSHIMA	徳島県
JPAMX	尼崎西宮芦屋[阪神(尼崎西宮芦屋)]	AMAGASAKI-NISHINOMIYA-ASHIYA-HYOG	兵庫県
JPHKT	博多	HAKATA - FUKUOKA	福岡県

港湾コード(日本)(抜粋)

コード	港名(和名)	港名(英名)	都道府県名
JPYWT	八幡／北九州[関門(若松)]	YAWATA/KITAKYUSHU-FUKUOKA	福岡県
JPONO	尾道[尾道系崎]	ONOMICHI	広島県
JPHIM	姫路	HIMEJI - HYOGO	兵庫県
JPFKY	福山	FUKUYAMA - HIROSHIMA	広島県
JPNGO	名古屋	NAGOYA - AICHI	愛知県
JPAKA	明石	AKASHI	兵庫県
JPMOJ	門司[関門(門司)]	MOJI - FUKUOKA	福岡県
JPYRA	由良	YURAHYOGO	兵庫県
JPWAK	和歌山	WAKAYAMA - WAKAYAMA	和歌山県
JPZZZ		UNKNOWN	

※ 姫路港でよく使用される港湾コードのみ、抜粋しています。

その他の港については、輸出入・港湾関係情報処理センター(株)のホームページ <https://www.fusho-portal.com/>でご確認できます。

岸壁コード一覧表

港コード	港名	施設コード	施設名(和名)	施設名(英名)	岸壁区分
JPHIM	姫路[姫路]	AA06C	大津茂川護岸、吉美岸壁NO. 1	KIBI 1	A
JPHIM	姫路[姫路]	AA07C	吉美物揚場		A
JPHIM	姫路[姫路]	AH01C	飾磨4号物揚場	SHIKAMA NO.4 MONOAGEBA	A
JPHIM	姫路[姫路]	AH02C	飾磨4号物揚場	SHIKAMA NO.4 MONOAGEBA	A
JPHIM	姫路[姫路]	AH05C	大津茂川護岸、吉美岸壁NO. 2	KIBI 2	A
JPHIM	姫路[姫路]	AH06C	大津茂川護岸、吉美岸壁NO. 3	KIBI 3	A
JPHIM	姫路[姫路]	AN01C	野田川沿い東岸		A
JPHIM	姫路[姫路]	AN02C	野田川沿い西岸		A
JPHIM	姫路[姫路]	AN03C	山陽特殊製鋼燃料棧橋		A
JPHIM	姫路[姫路]	AN04C	姫路港中島地区中島物揚場	NAKASHIMA-3.5	A
JPHIM	姫路[姫路]	AS01C	飾磨1号物揚場		A
JPHIM	姫路[姫路]	AS02C	飾磨2号物揚場		A
JPHIM	姫路[姫路]	AS03C	小豆島急行フェリー岸壁		A
JPHIM	姫路[姫路]	AS04C	飾磨浦保船だまり		A
JPHIM	姫路[姫路]	AS05C	網干川護岸		A
JPHIM	姫路[姫路]	AS11C	飾磨1号岸壁	SHIKAMA 1	A
JPHIM	姫路[姫路]	AS12C	飾磨2号岸壁	SHIKAMA 2	A
JPHIM	姫路[姫路]	AS13C	飾磨3号岸壁	SHIKAMA 3	A
JPHIM	姫路[姫路]	AS14C	飾磨港旅客船浮桟橋南部	SHIKAMA RYOKAKU 1	A
JPHIM	姫路[姫路]	AS15C	飾磨港旅客船浮桟橋北部	SHIKAMA RYOKAKU 2	A
JPHIM	姫路[姫路]	BA01C	(株)神戸鉄所専用物揚場		B
JPHIM	姫路[姫路]	BA02C	(株)ダイセル新岸壁	DAISERU SHIN GANPEKI	B
JPHIM	姫路[姫路]	BA03C	網干物揚場		B
JPHIM	姫路[姫路]	BA04C	(株)ダイセル海岸門岸壁	DAISERU GANPEKI	B
JPHIM	姫路[姫路]	BA10C	網干川公共岸壁		B
JPHIM	姫路[姫路]	BH01C	広畑1号岸壁	HIROHATA-PUBLIC 1	B
JPHIM	姫路[姫路]	BH03C	広畑3号岸壁		B
JPHIM	姫路[姫路]	BH08C	新日本製鉄、広畑製鉄所5号	SHINNITETSU 5	B
JPHIM	姫路[姫路]	BH09C	新日本製鉄、広畑製鉄所6号	SHINNITETSU 6	B
JPHIM	姫路[姫路]	BH10C	新日本製鉄、広畑製鉄所7号		B
JPHIM	姫路[姫路]	BH11C	新日本製鉄、広畑製鉄所8号	SHINNITETSU 8	B
JPHIM	姫路[姫路]	BH12C	新日本製鉄、広畑製鉄所9号	SHINNITETSU 9	B
JPHIM	姫路[姫路]	BH13C	新日本製鉄、広畑製鉄所10号		B
JPHIM	姫路[姫路]	BH14C	新日本製鉄、広畑製鉄所11号		B
JPHIM	姫路[姫路]	BH15C	新日本製鉄、広畑製鉄所A-1号	SHINNITETSU A-1	B
JPHIM	姫路[姫路]	BH16C	新日本製鉄、広畑製鉄所A-2号	SHINNITETSU A-2	B
JPHIM	姫路[姫路]	BH17C	新日本製鉄、広畑製鉄所U-1号		B
JPHIM	姫路[姫路]	BH18C	新日本製鉄、広畑製鉄所2号	SHINNITETSU 2	B
JPHIM	姫路[姫路]	BH21C	新日本製鉄、広畑製鉄所18号	SHINNITETSU 18	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS01C	山陽特殊製鋼岸壁	SANYOTOKUSYUSEIKO	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS02C	合同製鉄岸壁	GODOSEITETSU	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS03C	関西電力姫路第一発電所岸壁		B
JPHIM	姫路[姫路]	BS04C	中島公共岸壁		B
JPHIM	姫路[姫路]	BS06C	船場川物揚場		B
JPHIM	姫路[姫路]	BS07C	エヌケーケー条鋼(株)姫路製造所専用岸壁		B
JPHIM	姫路[姫路]	BS08C	片倉チッカリン岸壁		B
JPHIM	姫路[姫路]	BS09C	エヌケーケー条鋼(株)姫路製造所1号岸壁		B
JPHIM	姫路[姫路]	BS14C	飾磨4号岸壁	SHIKAMA 4	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS15C	飾磨5号岸壁	SHIKAMA 5	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS16C	飾磨6号岸壁	SHIKAMA 6	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS17C	飾磨7号岸壁	SHIKAMA 7	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS18C	飾磨8号岸壁	SHIKAMA 8	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS19C	飾磨9号岸壁	SHIKAMA 9	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS31C	船場川1号岸壁	SENBAGAWA 1	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS32C	船場川2号岸壁	SENBAGAWA 2	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS33C	船場川3号岸壁	SENBAGAWA 3	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS34C	船場川4号岸壁	SENBAGAWA 4	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS35C	船場川5号岸壁	SENBAGAWA 5	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS36C	船場川6号岸壁	SENBAGAWA 6	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS37C	船場川7号岸壁	SENBAGAWA 7	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS38C	船場川8号岸壁	SENBAGAWA 8	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS39C	船場川9号岸壁	SENBAGAWA 9	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS40C	船場川10号岸壁	SENBAGAWA 10	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS41C	船場川11号岸壁	SENBAGAWA 11	B
JPHIM	姫路[姫路]	BS42C	船場川12号岸壁	SENBAGAWA 12	B
JPHIM	姫路[姫路]	CA13C	(株)ダイセル第3ドルフィン	DAISERU 3	C1
JPHIM	姫路[姫路]	CA14C	(株)ダイセル地先バース	DAISERU BERTH	C1
JPHIM	姫路[姫路]	CH02C	西部岸壁北		C1
JPHIM	姫路[姫路]	CN04C	西部岸壁南		C1

岸壁コード一覧表

港コード	港名	施設コード	施設名(和名)	施設名(英名)	岸壁区分
JPHIM	姫路[姫路]	CN15C	貯木場物揚場		C1
JPHIM	姫路[姫路]	CS03C	今在家(入船)物揚場 No. 1		C1
JPHIM	姫路[姫路]	CS04C	今在家(入船)岸壁		C1
JPHIM	姫路[姫路]	CS05C	今在家(入船)物揚場 No. 2		C1
JPHIM	姫路[姫路]	CS08C	新日鉄(株)広畑製鉄所夢前川岸壁		C1
JPHIM	姫路[姫路]	CS11C	中島1号岸壁	NAKAJIMA 1	C1
JPHIM	姫路[姫路]	CS12C	中島2号岸壁	NAKAJIMA 2	C1
JPHIM	姫路[姫路]	CS13C	中島3号岸壁	NAKAJIMA 3	C1
JPHIM	姫路[姫路]	CS14C	中島4号岸壁	NAKAJIMA 4	C1
JPHIM	姫路[姫路]	CS16C	宇部興産ドルフィン棧橋		C1
JPHIM	姫路[姫路]	CS20C	東西オイルターミナル(株)棧橋		C1
JPHIM	姫路[姫路]	CT11C	関西電力(株)第二発電所岸壁		D
JPHIM	姫路[姫路]	CT12C	関電第二物揚岸壁		C1
JPHIM	姫路[姫路]	DA29C	シェルジャパン(株)姫路ケミカルターミナル棧橋	SHELL JAPAN	D
JPHIM	姫路[姫路]	DA32C	(株)ダイセル第1ドルフィン	DAISERU 1	D
JPHIM	姫路[姫路]	DA33C	(株)日本触媒姫路製造所1号棧橋	NIPPONSYOKUBAI 1	D
JPHIM	姫路[姫路]	DA34C	(株)日本触媒姫路製造所2号棧橋	NIPPONSYOKUBAI 2	D
JPHIM	姫路[姫路]	DA35C	(株)日本触媒姫路製造所3号棧橋	NIPPONSYOKUBAI 3	D
JPHIM	姫路[姫路]	DA36C	(株)日本触媒姫路製造所4号棧橋	NIPPONSYOKUBAI 4	D
JPHIM	姫路[姫路]	DA37C	網干産業(株)		D
JPHIM	姫路[姫路]	DA38C	(株)ダイセル第2ドルフィン	DAISERU 2	D
JPHIM	姫路[姫路]	DA40C	西浜化学岸壁2号棧橋		D
JPHIM	姫路[姫路]	DH27C	新日本製鐵(株)広畑製鐵所危険物専用東岸壁	SHINNITETSU 3	D
JPHIM	姫路[姫路]	DH28C	新日本製鐵(株)広畑製鐵所危険物専用西岸壁	SHINNITETSU 4	D
JPHIM	姫路[姫路]	DH39C	新日本製鐵広畑製鐵所18号		D
JPHIM	姫路[姫路]	DS15C	浅田化学工業(株)A棧橋		D
JPHIM	姫路[姫路]	DS16C	浅田化学工業(株)B棧橋		D
JPHIM	姫路[姫路]	DS18C	横田石油(株)危険物専用第1, 第2棧橋		D
JPHIM	姫路[姫路]	DS19C	東西オイルターミナル(株)姫路油槽所第1棧橋		D
JPHIM	姫路[姫路]	DS23C	住友精化(株)姫路工場南大型棧橋	SUMITOMOSEIKA	D
JPHIM	姫路[姫路]	DS24C	住友精化(株)姫路工場北小型棧橋		D
JPHIM	姫路[姫路]	DT13C	大阪ガス(株)姫路製造所LNG棧橋	OSAKAGASU	D
JPHIM	姫路[姫路]	DT14C	大阪ガス(株)姫路製造所副棧橋		D
JPHIM	姫路[姫路]	HA01A	A-1びょう地	A1 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HA02A	A-2びょう地	A2 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HA03A	A-3びょう地	A3 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HA04A	A-4びょう地	A4 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HA05A	A-5びょう地	A5 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HA06A	A-6びょう地	A6 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HA07A	A-7びょう地	A7 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HA08A	A-8びょう地	A8 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HA09A	A-9びょう地	A9 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HA21A	網干区第1区その他の水域		F
JPHIM	姫路[姫路]	HA22A	網干区第2区その他の水域	ABOSHIKU 2 OTHER	F
JPHIM	姫路[姫路]	HG01A	東航路		
JPHIM	姫路[姫路]	HH01A	H-1びょう地	H1 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HH02A	H-2びょう地	H2 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HH03A	H-3びょう地	H3 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HH04A	H-4びょう地	H4 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HH05A	H-5びょう地	H5 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HH06A	H-6びょう地	H6 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HH07A	H-7びょう地	H7 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HH08A	H-8びょう地	H8 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HH09A	H-9びょう地	H9 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HH10A	H-10びょう地	H10 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HH21A	広畑区第1区その他の水域		F
JPHIM	姫路[姫路]	HH22A	広畑区第2区その他の水域	HIROHATAKU 2 OTHER	F
JPHIM	姫路[姫路]	HN01A	N-1びょう地		F
JPHIM	姫路[姫路]	HN02A	N-2びょう地		F
JPHIM	姫路[姫路]	HN21A	西区第1区その他の水域		F
JPHIM	姫路[姫路]	HN22A	西区第2区その他の水域		F
JPHIM	姫路[姫路]	HR01A	広畑航路	HIROHATAKORO	
JPHIM	姫路[姫路]	HS01A	S-1びょう地	S1 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HS02A	S-2びょう地	S2 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HS03A	S-3びょう地	S3 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HS04A	S-4びょう地	S4 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HS05A	S-5びょう地	S5 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HS06A	S-6びょう地	S6 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HS07A	西部泊地 No. 2		F

岸壁コード 一覧表

港コード	港名	施設コード	施設名(和名)	施設名(英名)	岸壁区分
JPHIM	姫路[姫路]	HS21A	飾磨区第1区その他の水域		F
JPHIM	姫路[姫路]	HS22A	飾磨区第2区その他の水域	SHIKAMAKU 2 OTHER	F
JPHIM	姫路[姫路]	HT01A	T-1びょう地	T1 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HT02A	T-2びょう地		F
JPHIM	姫路[姫路]	HT03A	T-3びょう地		F
JPHIM	姫路[姫路]	HT04A	T-4びょう地	T4 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HT05A	T-5びょう地		F
JPHIM	姫路[姫路]	HT06A	T-6びょう地		F
JPHIM	姫路[姫路]	HT07A	T-7びょう地	T7 BYOUCHI	F
JPHIM	姫路[姫路]	HT21A	東区第1区その他の水域		F
JPHIM	姫路[姫路]	HT22A	東区第2区その他の水域		F
JPHIM	姫路[姫路]	HT23A	東区第3区その他の水域	HIGASHIKU 3 OTHER	F
JPHIM	姫路[姫路]	SB01C	シーバース	SEA BERTH	
JPHIM	姫路[姫路]	SK01A	飾磨航路		
JPAIO	相生[相生]	IH01C	石川島播磨重工(株)第1岸壁	IHI AMTEC 1	
JPAIO	相生[相生]	IH02C	石川島播磨重工(株)第2, 3岸壁	IHI AMTEC 2,3	
JPAIO	相生[相生]	IH03C	石川島播磨重工(株)第4岸壁	IHI AMTEC 4	
JPAIO	相生[相生]	IH04C	石川島播磨重工(株)第7, 8岸壁	IHI AMTEC 7,8	
JPAIO	相生[相生]	IH05C	石川島播磨重工(株)第9, 10岸壁	IHI AMTEC 9,10	
JPAIO	相生[相生]	IH06C	石川島播磨重工(株)第11岸壁	IHI AMTEC 11	
JPAIO	相生[相生]	IH07C	石川島播磨重工(株)第12岸壁	IHI AMTEC 12	
JPAIO	相生[相生]	IH08C	石川島播磨重工(株)A地区棧橋(1)		
JPAIO	相生[相生]	IH09C	石川島播磨重工(株)B地区岸壁(4)		
JPAIO	相生[相生]	IH10C	石川島播磨重工(株)南門岸壁	IHI NANMON	
JPAIO	相生[相生]	KD01C	関西電力(株)揚油棧橋	KANDEN AIOI YOYU	
JPAIO	相生[相生]	KD02C	関西電力(株)物揚岸壁	KANDEN AIOI MONOAGE	
JPAIO	相生[相生]	KK01A	大型船泊地	OOGATASEN HAKUTI	
JPAIO	相生[相生]	MG01C	南側岸壁		
JPAIO	相生[相生]	NG01C	西側岸壁(1)		
JPAIO	相生[相生]	NG02C	西側岸壁(2)		
JPAIO	相生[相生]	NS01C	野瀬(-5.5m)岸壁	NOSE KOKYO FUTO	
JPAIO	相生[相生]	NS02C	野瀬(-4.0m)物揚場		
JPAIO	相生[相生]	OS01A	大型船航路		
JPAIO	相生[相生]	TY01C	豊産業(株)岸壁		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AH01A	中広泊地		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AH02A	赤穂泊地		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AH03A	神鋼泊地		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AH04A	御崎泊地		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AH05A	西部泊地		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AH06A	千鳥ヶ浜泊地		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AH07A	住友泊地		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK01A	赤穂港航路		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK01C	赤穂(-4.0M)物揚場		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK02A	赤穂航路		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK02C	千鳥(-5.5M)岸壁		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK03A	住友航路		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK03C	加里屋けい船岸		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK04C	天和けい船岸		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK05C	御崎(-2.0M)物揚場		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK06C	赤穂(-2.5M)物揚場		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK10C	赤穂海水化学施設		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK11C	塩野義製薬施設		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK12C	ハリマセラミック施設		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK13C	住友大阪セメント施設		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK14C	三菱電機施設		
JPAKO	赤穂[赤穂]	AK15C	関西赤穂施設		
JPIES	家島	IE01C	西物揚場		
JPIES	家島	IE02C	東物揚場		
JPIES	家島	IE03C	家島けい船岸		
JPIES	家島	IE04C	餅ヶ石岸壁		
JPIES	家島	IH01A	家島港泊地		
JPIES	家島	IH02A	真浦小型船舶泊地		
JPADE	網手	AD01C	網手港公共物揚場		
JPADE	網手	AD02C	網手(-2.0M)棧橋		
JPMRS	室津	MH01A	小型船泊地(1)		
JPMRS	室津	MH02A	小型船泊地(2)		
JPMRS	室津	MH03A	泊地(-3.0M)		
JPMRS	室津	MR01C	物揚突堤		
JPMRS	室津	MR02C	(-3.0M)物揚場		

岸壁コード一覧表

港コード	港名	施設コード	施設名(和名)	施設名(英名)	岸壁区分
JPMRS	室津	MR03C	(-2.0M)物揚場		
JPSKO	坂越	SH01A	大泊泊地		
JPSKO	坂越	SH02A	坂越泊地		
JPSKO	坂越	SK01C	大黒公共物揚場		
JPSKO	坂越	SK02C	壺江公共物揚場		
JPSKO	坂越	SK03C	坂越公共物揚場		
JPSKO	坂越	SK10C	アース製菓施設		
JPSKO	坂越	SK11C	ユニチカ施設		

※ 姫路港・相生港・赤穂港・家島港・網手港・室津港・坂越港の岸壁コードです。

その他の港については、輸出入・港湾関係情報処理センター(株)のホームページ <https://www.fusho-portal.com/> でご確認できます。

港則法に定める危険物

※ 危険物の指定・除外の見直しが行なわれている場合がありますので、製造者が発行するデータシートなどで、港則法に定める危険物に該当することをご確認ください。

添付資料 1

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年運輸省告示第547号)による危険物一覧表

種類	類別	危険物コード	品名
爆発物	火薬類	第3級1.1 2.1 5 第4級1.3 1.4 1.6	危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「危規則」という。)第2条第1号イに掲げるもの
	酸化性物質類	有機過酸化物	
その他の危険物	高圧ガス	引火性高圧ガス	UN3101 有機過酸化物B(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3102 有機過酸化物B(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3111 有機過酸化物B(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3112 有機過酸化物B(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			MS7299 その他の溶解ガス(引火性のもの)
			UN1001 アセチレン(溶解)
			UN1010 フタジエン(安定剤入りのものに限る。)(又はフタジエンと炭化水素の混合物(安定剤入りのものであって、フタジエンの濃度が40%を超えるものに限る。))
			UN1011 ブタン
			UN1012 プロパン
			UN1027 シクロプロパン
			UN1030 1,1-トリフルオロエタン(フッ化エチレン)(フッ化エチリデン)(二フッ化エチリデン)(冷媒用ガスR152a)
			UN1032 ジメチルアミン(無水物)
			UN1033 ジメチルエーテル(メチルエーテル)
			UN1035 エタン
			UN1036 エチルアミン(無水物又は濃度が70質量%を超える水溶液に限る。)(アミノエタン)(モノエチルアミン)
			UN1037 塩化エチル(クロロエタン)
			UN1038 エチレン(深冷液化されているもの)
			UN1039 エチルメチルエーテル(メトキシエタン)
			UN1041 酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が5質量%を超え87質量%以下のものに限る。)
			UN1046 水素(圧縮されているもの)
			UN1055 イソブタン
			UN1057 標準用ガスライター又は詰め替え用容器(液化石油ガス(詰め替え用容器にあっては、85g以下の液化石油ガス)を充填しているもの)
			UN1060 メチルアセチレンとプロパジエンの混合物(安定剤入りのもの)
			UN1061 メチルアミン(無水物)(アミノメタン)(モノメチルアミン)
			UN1063 塩化メチル(クロロメタン)(冷媒用ガスR40)
			UN1075 その他の液化石油ガス
			UN1077 プロピレン(プロペン)
			UN1081 四フッ化エチレン(安定剤入りのもの)
			UN1083 トリメチルアミン(無水物)
			UN1085 塩化ビニル(安定剤入りのもの)
			UN1086 塩化ビニル(安定剤入りのもの)
			UN1087 メチルビニルエーテル(安定剤入りのもの)
			UN1890 フッ化ビニル(安定剤入りのもの)
			UN1912 塩化メチルと塩化メチレンの混合物(引火性のもの)
			UN1950 エアール(容量が1Lを超え、再充填ができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1950 エアール(容量が1L以下で、再充填ができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1954 その他の溶解ガス(引火性のもの)
			UN1957 重水素(圧縮されているもの)(ジューテリウム)
			UN1959 1,1-トリフルオロエタン(フッ化ビニリデン)(冷媒用ガスR113a)
			UN1961 エタン(深冷液化されているもの)
			UN1962 エチレン
			UN1964 炭化水素ガス混合物(圧縮されているもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1965 炭化水素ガス混合物(深冷液化されているもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1966 水素(深冷液化されているもの)
			UN1969 イソブタン
			UN1971 メタン又は天然ガス(圧縮されているもの)(重濃度のメタンを含有するもの)
			UN1972 メタン又は天然ガス(深冷液化されているもの)(重濃度のメタンを含有するもの)
			UN1978 プロパン
			UN2034 水素とメタンの混合物
			UN2035 1,1-トリフルオロエタン(冷媒用ガスR143a)
UN2037 小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充填ができないものに限る。ただし、備考の欄の規定により食糧物に該当しないものを除く。)			
UN2044 2,2-ジメチルプロパン(ネオペンタン)			
UN2200 プロパジエン(安定剤入りのもの)			
UN2203 シラン(ケイ化水素又は四水素化ケイ素)			
UN2419 プロモトリフルオロエチレン			
UN2452 エチルアセチレン(安定剤入りのもの)(1-ブチン)			
UN2453 フルオロエタン(フッ化エチル)(冷媒用ガスR161)			
UN2454 フッ化メチル(フルオロメタン)(冷媒用ガスR41)			
UN2517 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(ジフルオロモノクロロエタン)(冷媒用ガスR142b)			
UN2801 シクロブタン(シクロメチレン)			
UN3138 エチレン、アセチレン及びプロピレンの混合物(深冷液化されているものに限る。)(エチレンの含有率が71.5質量%以上で、アセチレンが22.5質量%以下、プロピレンが6質量%以下のものに限る。)			
UN3150 小型装置(炭化水素ガスで作動するもの)又は小型装置用炭化水素充填物			
UN3153 トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル[パーフルオロメチルビニルエーテル][トリフルオロメチルトリフルオロエチレン]			
UN3154 ペンタフルオロエチルトリフルオロビニルエーテル[パーフルオロエチルビニルエーテル][ペンタフルオロエトキシトリフルオロエチレン]			
UN3161 その他の溶解ガス(引火性のもの)			
UN3167 ガスボンベ(引火性)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)			
UN3252 ジフルオロメタン(冷媒用ガスR32)			
UN3312 その他の溶解ガス(引火性のもの)(深冷液化されているもの)			
UN3354 酸塩ガス類(引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3374 アセチレン(溶解を含むもの)			
UN3468 水素吸蔵合金又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水素が貯蔵されているものに限る。)			
UN3478 燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(引火性の液化されたガスが充填されているものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3479 燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水素化金属を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3501 その他の加圧された化学薬品(引火性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3504 その他の加圧された化学薬品(引火性かつ毒性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3505 その他の加圧された化学薬品(引火性かつ腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	高圧ガス	非引火性非毒性 高圧ガス	MS7399 その他の蒸餾ガス(非引火性かつ非毒性のもの)
			UN1002 空気(圧縮されているもの)(酸素の濃度が23.5%以下の空気に限る。)
			UN1003 窒素(深冷液化されているもの)
			UN1006 アルゴン(圧縮されているもの)
			UN1009 プロモトリフルオロメタン[冷媒用ガスR13B1]
			UN1013 炭酸ガス(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)(二酸化炭素)(無水炭酸)
			UN1018 クロロジフルオロメタン(モノクロロジフルオロメタン)[冷媒用ガスR22]
			UN1020 クロロペンタフルオロエタン(モノクロロペンタフルオロエタン)[冷媒用ガスR115]
			UN1021 1-クロロ-1,2,2-テトラフルオロエタン(モノクロロテトラフルオロエタン)[冷媒用ガスR124]
			UN1022 クロロトリフルオロメタン(モノクロロトリフルオロメタン)[冷媒用ガスR13]
			UN1028 ジクロロジフルオロメタン[冷媒用ガスR12]
			UN1029 ジクロロフルオロメタン(ジクロロモノフルオロメタン)[冷媒用ガスR21]
			UN1043 液体肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カルシウム、尿素及びこれらの混合物の水溶液)(遊離アンモニアの含有率が35質量%を超えるものに限る。)
			UN1046 ヘリウム(圧縮されているもの)
			UN1056 クリプトン(圧縮されているもの)
			UN1058 非引火性蒸化ガス(窒素、炭酸ガス又は空気と共に圧入されているもの)
			UN1065 ネオン(圧縮されているもの)
			UN1068 窒素(圧縮されているもの)
			UN1070 亜酸化窒素(一酸化二窒素)
			UN1072 酸素(圧縮されているもの)
			UN1073 酸素(深冷液化されているもの)
			UN1078 冷凍用ガス類(非引火性かつ非毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1080 六フッ化硫黄
			UN1858 ヘキサフルオロプロピレン[冷媒用ガスR1216]
			UN1913 ネオン(深冷液化されているもの)
			UN1950 エアール(容積が1Lを超え、再充てんができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1950 エアール(容積が1L以下で、再充てんができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1951 アルゴン(深冷液化されているもの)
			UN1952 酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が9質量%以下のものに限る。)
			UN1956 その他の圧縮ガス(他の危険性を有しないもの)
			UN1958 1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン[1,1,2,2-テトラフルオロ-1,2-ジクロロエタン][冷媒用ガスR114]
			UN1963 ヘリウム(深冷液化されているもの)
			UN1968 炭化ガス類(非引火性かつ非毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1970 クリプトン(深冷液化されているもの)
			UN1973 クロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合物(クロロジフルオロメタンを約49質量%含有し、一定の沸点を有するもの)[モノクロロジフルオロメタンとモノクロロペンタフルオロエタンの混合物、冷媒用ガスR502]
			UN1974 クロロジフルオロプロモメタン(モノクロロジフルオロプロモメタン)[冷媒用ガスR12B1]
			UN1976 オクタフルオロシクロブタン[冷媒用ガスR318]
			UN1977 窒素(深冷液化されているもの)
			UN1982 テトラフルオロメタン[冷媒用ガスR14]
			UN1983 1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン[冷媒用ガスR133a]
			UN1984 トリフルオロメタン[冷媒用ガスR23]
			UN2038 キセノン
			UN2037 小型ガスボンベ(ガスを抽出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
			UN2073 液体アンモニア(15℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が35質量%を超え50質量%以下の水溶液)
			UN2187 炭酸ガス(深冷液化されているもの)(二酸化炭素又は無水炭酸)
			UN2193 ヘキサフルオロエタン[冷媒用ガスR118]
			UN2201 亜酸化窒素(深冷液化されているもの)(一酸化二窒素)
			UN2422 オクタフルオロ-2-フテン/パーフルオロ-2-フテン又は冷媒用ガスR1318]
			UN2424 オクタフルオロプロパン/パーフルオロプロパン又は冷媒用ガスR218]
			UN2451 三フッ化窒素
			UN2591 キセノン(深冷液化されているもの)
			UN2599 クロロトリフルオロメタンとトリフルオロメタンの共沸混合物(クロロトリフルオロメタンの含有率が約90質量%のものに限る。)[冷媒用ガスR503]
			UN2602 ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物(ジクロロジフルオロメタンの含有率が約74質量%のものに限る。)[冷媒用ガスR500]
			UN3070 酸化エチレンとジクロロジフルオロメタンの混合物(酸化エチレンの含有率が12.5質量%以下のものに限る。)
			UN3136 トリフルオロメタン(深冷液化されているもの)
			UN3156 その他の圧縮ガス(酸化物のもの)
			UN3157 その他の液化ガス(酸化物のもの)
			UN3158 その他の液化ガス(他の危険性を有しないもの)(深冷液化されているもの)
			UN3159 1,1,2-テトラフルオロエタン[冷媒用ガスR134a]
			UN3163 その他の液化ガス(他の危険性を有しないもの)
			UN3164 物品(加圧されたもの)(空気圧又は水圧により加圧された非引火性かつ非毒性のガスを含有するものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)
			UN3220 ペンタフルオロエタン[冷媒用ガスR125]
			UN3296 ヘプタフルオロプロパン[冷媒用ガスR227]
			UN3297 酸化エチレンとクロロテトラフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が8.8質量%以下のものに限る。)
			UN3298 酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が7.9質量%以下のものに限る。)
			UN3299 酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が5.6質量%以下のものに限る。)
			UN3311 その他の液化ガス(酸化物のもの)(深冷液化されているもの)
			UN3337 冷媒用ガスR404A(ペンタフルオロエタン(約44%)、1,1,1-トリフルオロエタン(約52%)及び1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物)
			UN3338 冷媒用ガスR407A(ジフルオロメタン(約20%)、ペンタフルオロエタン(約40%)及び1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物)
			UN3339 冷媒用ガスR407B(ジフルオロメタン(約10%)、ペンタフルオロエタン(約70%)及び1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物)
			UN3340 冷媒用ガスR407C(ジフルオロメタン(約23%)、ペンタフルオロエタン(約25%)及び1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物)
			UN3500 その他の加圧された化学薬品(他の危険性を有しないもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3502 その他の加圧された化学薬品(毒性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3503 その他の加圧された化学薬品(腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			MS7499 その他の蒸餾ガス(非引火性かつ毒性のもの)
			UN1005 液体アンモニア
			UN1008 三フッ化ホウ素
			UN1016 一酸化窒素(圧縮されているもの)

種類	類別	危険物 コード	品名	
その他の危険物	高圧ガス	毒性高圧ガス	UN1017 塩素	
			UN1023 石炭ガス(圧縮されているもの)	
			UN1026 ジシアン[シアン][シアノゲン][ジシアノゲン]	
			UN1040 酸化エチレン又は酸化エチレンと窒素の混合物(50℃における全圧が1MPa以下のもの)[オキシラン若しくは1,2-エポキシエタン又はオキシランと窒素の混合物若しくは1,2-エポキシエタンと窒素の混合物]	
			UN1045 フッ素(圧縮されているもの)	
			UN1048 臭化水素(薬水物)	
			UN1050 塩化水素(薬水物)	
			UN1053 硫化水素	
			UN1062 臭化メチル(クロロピクリン2%を超えないもの)[ブロモタン]	
			UN1064 メチルメルカプタン[メタンチオール]	
			UN1067 二酸化窒素(四酸化二窒素又は過酸化窒素)	
			UN1069 塩化ニトロシル	
			UN1071 オイルガス(圧縮されているもの)	
			UN1076 ホスゲン[強化カルボニル]	
			UN1079 二酸化硫黄(亜硫酸ガス又は亜水亜硫酸)	
			UN1082 クロロトリフルオロエチレン(安定剤入りのもの)[トリフルオロモノクロロエチレン]	
			UN1581 クロロピクリンと臭化メチルの混合物(クロロピクリンの濃度が2質量%を超えるもの)	
			UN1582 クロロピクリンと臭化メチルの混合物	
			UN1589 塩化シアン(安定剤入りのもの)[クロロシアン][シアン化塩素]	
			UN1612 四リン酸ヘキサエチルと圧縮ガスの混合物	
			UN1690 一酸化窒素(圧縮されているもの)	
			UN1741 三酸化ホウ素	
			UN1749 ミフツ化塩素	
			UN1855 テトラフルオロモノシラン[四フッ化ケイ素]	
			UN1911 ジボラン	
			UN1953 その他の圧縮ガス(毒性かつ引火性のもの)	
			UN1955 その他の圧縮ガス(毒性のもの)	
			UN1967 鉛ガス類(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN1975 一酸化窒素と二酸化窒素の混合物(一酸化窒素と四酸化二窒素の混合物)	
			UN2037 小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。)	
			UN2188 アルシ[水素化ヒ素又はヒ化水素]	
			UN2189 ジクロロシラン	
			UN2190 ニフツ化酸素(圧縮されているもの)[フツ化酸素又は一酸化フツ素]	
			UN2191 プラズマシラン[オキシフツ化酸素]	
			UN2192 ゲルマン[水素化ゲルマニウム]	
UN2194 六フッ化セレン				
UN2195 六フッ化テルル				
UN2196 六フッ化タンブステン				
UN2197 ヨウ化水素(薬水物)				
UN2198 五フッ化リン				
UN2199 ホスフィン[リン化水素]				
UN2202 水素化セレン(薬水物)[セレン化水素又は薬水セレン酸]				
UN2204 酸化カルボニル[オキシ酸化塩素]				
UN2417 フッ化カルボニル[オキシフッ化酸素又はフッ化フルオロホルミル]				
UN2418 四フッ化硫黄				
UN2420 ヘキサフルオロアセトン[六フッ化-2-プロパノン]				
UN2421 三酸化二窒素[ナイトロジェンセスキオキサイド]				
UN2534 メチルクロロシラン				
UN2548 五フッ化塩素				
UN2676 スチピン(水素化アンチモン、三水素化アンチモン又はアンチモン化水素)				
UN2901 塩化砒素[砒化塩素]				
UN3057 トリフルオロアセチルクロライド[一フルオロアセチルクロライド]				
UN3083 パークロリルフルオライド				
UN3180 その他の液化ガス(毒性かつ引火性のもの)				
UN3182 その他の液化ガス(毒性のもの)				
UN3188 ガス昇木(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)				
UN3189 ガス昇木(毒性)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)				
UN3300 酸化エチレンと窒素ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が97質量%を超えるものに限る。)				
UN3303 その他の圧縮ガス(毒性かつ酸化性のもの)				
UN3304 その他の圧縮ガス(毒性かつ腐食性のもの)				
UN3305 その他の圧縮ガス(毒性、引火性かつ腐食性のもの)				
UN3306 その他の圧縮ガス(毒性、酸化性かつ腐食性のもの)				
UN3307 その他の液化ガス(毒性かつ酸化性のもの)				
UN3308 その他の液化ガス(毒性かつ腐食性のもの)				
UN3309 その他の液化ガス(毒性、引火性かつ腐食性のもの)				
UN3310 その他の液化ガス(毒性、酸化性かつ腐食性のもの)				
UN3318 アンモニア水溶液(15℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が90質量%を超える水溶液)				
UN3355 鉛ガス類(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
引火性液体物	第3等級Ⅰ	第3等級Ⅱ	危険物第2巻第1号ハに掲げるもの	
			危険物第2巻第1号ハに掲げるもの	
			MS8107 ジクロロプロパン及びクロロプロパンの混合物	
			MS8110 コールタール	
			MS8111 1,1-ジクロロプロパン	
			MS8003 1,3-ペンタジエン	
			MS8113 メタクリル樹脂[1,2-ジクロロエタン溶液]	
			MS8114 アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。)(芳香族溶解剤)	
			MS8115 ターシャリーベンチルメチルエーテル	
			MS8116 エチルターシャリーベンチルエーテル	
			MS8117 N-エチルメチルアリルアミン	
			MS8118 メチルブチノール(2-メチル-2-セドロキシ-3-ブチンを除く。)	
	MS8119 1,3-ペンタジエン(濃度が90質量%を超えるものに限る。)、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物			
	MS8120 ナトリウムメトキシド(濃度が21質量%以上30質量%以下のメチルアルコール溶液に限る。)			
	第3等級Ⅲ	第3等級Ⅲ	第3等級Ⅲ	危険物第2巻第1号ハに掲げるもの
				MS8206 エチリデンジニルニルネン
				MS8207 N-エチルシクロヘキシルアミン
				MS8208 クロロヒドリン(懸濁のものに限る。)
				MS8211 ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロプロパンの濃度が90質量%のものに限る。)
				MS8212 メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸イソシルの混合物(引火点が摄氏六十度以下のもの)
				MS8213 エチレンジアリコールモノアルキルエーテル
				MS8214 コールタール

種類	類別	危険物 コード	品名		
その他の危険物	引火性液体類 第3等級第Ⅱ	MSB215	シクロヘキサノン及びシクロヘキサノールの混合物		
		MSB216	3,4-ジクロロローブレン		
		MSB217	ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロプロパンの濃度が80質量%のものに限る。)		
		MSB218	2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブタン		
		MSB219	イソアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。) 及びシクロアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。) 並びにその混合物		
		MSB220	アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。) の芳香族溶液		
		MSB221	ドデカン		
		MSB222	3-メトキシ-1-ブタノール		
		MSB223	メチルブタノール		
		MSB224	2-メチル-2-ブチルケトン		
		MSB225	メルセン		
		MSB226	アルキル(アルキル基の炭素数が12から14までのものに限る。) アミン塩酸エステル		
		MSB227	ポリシロキサン		
		MSB228	プロピレングリコールメチルエーテルアセテート		
		MSB229	プロピレングリコールモノアルキルエーテル		
		MSB230	スルホン化ポリアクリレート		
		MSB231	オクタメチルシクロオクタシロキサン		
		可燃性物質類	可燃性物質	UN1347	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(引火性を有する液体を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
				MSB303	コールタールビッチ(膏状のものに限る。)
				MSB304	メチルナフタレン(膏状のもの)
				UN1309	アルミニウム粉末(検査が覆われているもの)
				UN1310	ピクリン酸アンモニウム(10質量%以上の水で湿性としたもの)
				UN1320	ジニトロフェノール(15質量%以上の水で湿性としたもの)
UN1321	ジニトロフェネート類(15質量%以上の水で湿性としたもの)〔ジニトロフェネート類〕				
UN1322	ジニトロレソルシノール(15質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1323	フェロセリウム(鉄の含有率が10質量%以上のもので安定化したものを除く。)				
UN1325	その他の可燃性物質(有機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)				
UN1326	ハフニウム粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)				
UN1333	ミッシュメタル(塊状、インゴット状又は棒状のもの)				
UN1336	ニトロクアエジン(20質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1337	硝酸でん粉(20質量%以上の水で湿性としたもの)〔ニトロスターチ〕				
UN1339	七酸化リン(黄リンを含有しないもの)				
UN1341	三酸化四リン(黄リンを含有しないもの)〔セスキ三酸化リン〕				
UN1343	三酸化リン(黄リンを含有しないもの)				
UN1344	ピクリン酸(30質量%以上の水で湿性としたもの)〔トリニトロフェノール〕				
UN1345	ゴムくず(粉状又は粒状のもの)(粒度が840ミクロン以下のもので、ゴムの含有率が45質量%を超えるもの)(十分に加減された性質のものを除く。)				
UN1347	ピクリン酸(30質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1348	ジニトロオルトクレンゾールナトリウム塩(15質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1349	ピクリン酸ナトリウム(20質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1352	チタン粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)				
UN1354	トリニトロベンゼン(30質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1355	トリニトロ安息香酸(30質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1356	トリニトロトルエン(30質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1357	硝酸尿素(20質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1358	ジルコニウム粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)				
UN1437	水酸化ジルコニウム				
UN1517	ピクリン酸ジルコニウム(20質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1571	アジ化ナトリウム(50質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1868	チカホラン				
UN1871	水酸化チタン				
UN2304	ナフタレン(膏状のもの)				
UN2448	硫黄(膏状のもの)				
UN2555	ニトロセルロース(25質量%以上の水で湿性としたもの)〔硝酸セルロース、硝化綿、又はコロジオン綿〕				
UN2556	ニトロセルロース(窒素量が12.6質量%以下であつて、アルコールの含有率が25質量%以上のものに限る。) 〔硝酸セルロース、硝化綿又はコロジオン綿〕				
UN2557	ニトロセルロース(窒素量が12.6質量%以下のもの)(可塑剤及び顔料との混合物を含む。) 〔硝酸セルロース、硝化綿又はコロジオン綿〕				
UN2852	酸化ジピクリル(10質量%以上の水で湿性としたもの)〔酸化ヘキサニトロジフェニル〕				
UN2907	二硝酸イソソルビド混合物(ラウロース、マンノース、スターチ又はリン酸水素カルシウムの含有率が40質量%以上のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)				
UN2925	その他の可燃性物質(有機物)(固体)(腐食性のもの)				
UN2926	その他の可燃性物質(有機物)(固体)(毒性のもの)				
UN2989	ホスホン酸水素塩(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。) 〔第二級リン酸塩〕				
UN3089	窒素粉末(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
UN3097	その他の可燃性物質(固体)(酸化性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)				
UN3175	固体(引火性を有する液体を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
UN3176	その他の可燃性物質(有機物)(膏状のもの)				
UN3178	その他の可燃性物質(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)				
UN3179	その他の可燃性物質(無機物)(固体)(毒性のもの)				
UN3180	その他の可燃性物質(無機物)(固体)(腐食性のもの)				
UN3181	有機化合物の窒素塩類(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
UN3182	水酸化金(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
UN3221	自己反応性物質B(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3222	自己反応性物質B(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3223	自己反応性物質C(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3224	自己反応性物質C(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3225	自己反応性物質D(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3226	自己反応性物質D(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3227	自己反応性物質E(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3228	自己反応性物質E(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3229	自己反応性物質F(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3230	自己反応性物質F(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3231	自己反応性物質B(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3232	自己反応性物質B(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3233	自己反応性物質C(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				

種類	類別	危険物 コード	品名		
その他の危険物	可燃性物質類	可燃性物質	UN3234 自己反応性物質C(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3235 自己反応性物質D(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3236 自己反応性物質D(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3237 自己反応性物質E(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3238 自己反応性物質E(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3239 自己反応性物質F(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3240 自己反応性物質F(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3242 アブジカーボンナトリウム(自己反応性物質及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)		
			UN3270 ニトロセルロース製メンブランフィルター(ニトロセルロースの窒素量が12.5質量%を超えないものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
			UN3317 2-アミノ4-ジニトロフェノール(20質量%以上の水で湿性としたもの)(ピクアミック酸(湿性のもの))		
			UN3319 ニトログリセリン混合物(硝化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)		
			UN3344 四硝酸ペンタエリスリット混合物(硝化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、四硝酸ペンタエリスリットの含有率が10質量%を超え20質量%以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)		
			UN3364 トリニトロフェノール(10質量%以上の水で湿性としたもの)(ピクリン酸)		
			UN3365 トリニトロクロロベンゼン(10質量%以上の水で湿性としたもの)(ピクリルクロライド)		
			UN3366 トリニトロトルエン(10質量%以上の水で湿性としたもの)(TNT)		
			UN3367 トリニトロベンゼン(10質量%以上の水で湿性としたもの)		
			UN3368 トリニトロベンゼン酸(10質量%以上の水で湿性としたもの)		
			UN3369 ナトリウムジニトロオルトクレゾラート(10質量%以上の水で湿性としたもの)		
			UN3370 硝酸深薬(10質量%以上の水で湿性としたもの)		
			UN3376 4-ニトロフェニルヒドロラジン(30質量%以上の水で湿性としたもの)		
			UN3380 硝化性爆発物質(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)		
			UN3474 1-セドロキシベンゾトリアゾール(一水合物)(20質量%以上の水で湿性としたもの)		
			MS409 1,3,5-トリオキサン		
			自然発火性物質	自然発火性物質	UN1361 炭素(動物又は植物から製造された粉状又は粒状の不溶性炭素であって、自己発熱性を有するものに限る。)
					UN1369 パラニトロソジメチルアニリン(50質量%を超える水で湿性としたものを除く。)(パラジメチルニトロソアニリン)
					UN1374 魚粉(安定化されていないもの)(脂肪の含有率が12質量%(1kg当たり100mg)以上の抗酸化剤を含むもの)にあっては15質量%を超えるものに限る。)
					UN1378 空襲触媒(湿性のもの)(過剰水が目視されるもの)
					UN1380 ペンタボラン
					UN1381 黄リン又は白リン(乾性のもの、水中保存のもの又は溶液中のもの。)
					UN1382 酸化ナトリウム(無水物又は結晶水の含有率が30質量%未満のものに限る。)
					UN1383 自然発火性金属又は自然発火性合金(他に品名が明示されているものを除く。)(アルミニウム粉末)[バリウム粉末][セシウム粉末][セリウム粉末][鉄粉末][ストロンチウム粉末][亜鉛粉末(自然発火性を有するもの)]
					UN1384 亜ジチオン酸ナトリウム[ナトリウムハイドロサルファイト]
					UN1385 酸化ナトリウム(無水物又は結晶水の含有率が30質量%未満のものに限る。)
					UN1431 ナトリウムメチレート[ナトリウムメトキサイド]
UN1854 リリウム合金(自然発火性のもの)					
UN1855 カルシウム又はカルシウム合金(自然発火性のもの)					
UN1923 亜ジチオン酸カルシウム[カルシウムハイドロサルファイト]					
UN1929 亜ジチオン酸カリウム[カリウムハイドロサルファイト]					
UN2004 マグネシウムジアミド					
UN2008 ジルコニウム粉末(乾性のもの)					
UN2318 酸化水素ナトリウム(結晶水の含有率が25質量%未満のものに限る。)					
UN2441 三塩化チタン又は三塩化チタン混合物(自然発火性のもの)					
UN2447 黄リン又は白リン(潮解したもの)					
UN2545 ハフニウム粉末(乾性のもの)					
UN2546 チタン粉末(乾性のもの)					
UN2845 その他の自然発火性物質(有機物)(液体)					
UN2846 その他の自然発火性物質(有機物)(固体)					
UN2870 水素化ホウ素アルミニウム					
UN2873 水素化ホウ素アルミニウム(容器内に収められているもの)					
UN2881 空襲触媒(乾性のもの)					
UN2940 9-ホスファビシクロノナン(シクロオクタジエンホスフィン)					
UN3088 自己発熱性物質(有機物)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3126 自己発熱性物質(有機物)(固体)(腐食性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)					
UN3127 自己発熱性物質(有機物)(固体)(酸化性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)					
UN3128 自己発熱性物質(有機物)(固体)(毒性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)					
UN3183 自己発熱性物質(有機物)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3184 自己発熱性物質(有機物)(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3185 自己発熱性物質(有機物)(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3186 自己発熱性物質(有機物)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3187 自己発熱性物質(有機物)(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3188 自己発熱性物質(有機物)(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3189 自己発熱性金属粉末(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3190 自己発熱性物質(有機物)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3191 自己発熱性物質(有機物)(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3192 自己発熱性物質(有機物)(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3194 その他の自然発火性物質(有機物)(液体)					
UN3200 その他の自然発火性物質(有機物)(固体)					
UN3205 アルカリ土類金属アルコール(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3206 アルカリ金属アルコール(自己発熱性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3254 トリフェニルホスフィン					
UN3255 次亜塩素酸ターシャリーブチル(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)					
UN3313 有機酸類(自己発熱性のもの)					
UN3341 二酸化チオ炭素(ホルムアミジンスルホン酸)					
UN3342 キサントゲン酸塩					
UN3391 有機金属化合物(固体)(自然発火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3392 有機金属化合物(液体)(自然発火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3393 有機金属化合物(固体)(自然発火性かつ水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3394 有機金属化合物(液体)(自然発火性かつ水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3497 オキアミ粉					

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	可燃性物質 水反応可燃性物質	UN3400	有機金属化合物(固体)(自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1183	エチルジクロロシラン
		UN1242	メチルジクロロシラン
		UN1295	トリクロロシラン
		UN1340	五硫化リン(黄リンを含有しないもの)
		UN1390	リン化カルシウム
		UN1389	アルカリ金属アマルガム(液体)
		UN1390	アルカリ金属アミド
		UN1391	アルカリ金属燐化物又はアルカリ土類金属燐化物
		UN1392	アルカリ土類金属アマルガム(液体)
		UN1393	アルカリ土類金属合金(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1394	アルミニウムカーバイド
		UN1395	アルミニウムフェロシリコン粉末
		UN1396	アルミニウム粉末(自然発火性を有しないものであって、表面を被覆していないもの)
		UN1397	リン化アルミニウム(水反応可燃性物質に該当しないものを除く。)
		UN1400	バリウム(自然発火性を有しないもの)
		UN1401	カルシウム(自然発火性を有しないもの)
		UN1402	カーバイドカルシウムカーバイド
		UN1404	水素化カルシウム
		UN1405	ケイ化カルシウム(カルシウムシリコン)
		UN1407	セシウム
		UN1409	水素化金属(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1410	水素化リチウムアルミニウム
		UN1411	水素化リチウムアルミニウム(エーテル溶液)
		UN1413	水素化ホウ素リチウム
		UN1414	水素化リチウム(溶解固化したものを除く。)
		UN1415	リチウム(自然発火性を有しないもの)
		UN1417	リチウムシリコン
		UN1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末(マグネシウムの含有率が50質量%を超えるものであって、自然発火性を有しないもの)
		UN1419	リン化マグネシウムアルミニウム
		UN1420	カリウム合金(液体)
		UN1421	アルカリ金属合金(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1422	カリウムナトリウム合金(液体)
		UN1423	ルビジウム
		UN1426	水素化ホウ素ナトリウム
		UN1427	水素化ナトリウム
		UN1428	ナトリウム
		UN1432	リン化ナトリウム
		UN1433	リン化スズ
		UN1436	亜鉛粉末(自然発火性を有しないもの)
		UN1714	リン化亜鉛
		UN1870	水素化ホウ素カリウム
		UN1928	メチルマグネシウムプロマイド(エチルエーテルに保存のもの)(グリニア反応液)
		UN2010	水素化マグネシウム
		UN2011	リン化マグネシウム
		UN2012	リン化カリウム
		UN2013	リン化ストロンチウム
		UN2257	カリウム
UN2483	水素化アルミニウム		
UN2624	ケイ化マグネシウム		
UN2805	水素化リチウム(溶解固化したもの)		
UN2806	窒化リチウム		
UN2813	その他の水反応可燃性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)		
UN2830	リチウムフェロシリコン		
UN2835	水素化ナトリウムアルミニウム		
UN2985	三フッ化ホウ素とジメチルエーテルの結合物		
UN2988	クロロシラン類(水反応可燃性物質に該当し、引火性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3078	セリウム(削りくず又は粉状のもの)		
UN3129	その物の水反応可燃性物質(液体)(腐食性のもの)(船積地を管理する地方運輸局長が認めるものに限る。)		
UN3130	その物の水反応可燃性物質(液体)(毒性のもの)(船積地を管理する地方運輸局長が認めるものに限る。)		
UN3131	その物の水反応可燃性物質(固体)(腐食性のもの)(船積地を管理する地方運輸局長が認めるものに限る。)		
UN3132	その物の水反応可燃性物質(固体)(可燃性のもの)(船積地を管理する地方運輸局長が承認したものに限る。)		
UN3133	その物の水反応可燃性物質(固体)(酸化性のもの)(船積地を管理する地方運輸局長が認めるものに限る。)		
UN3134	その物の水反応可燃性物質(固体)(毒性のもの)		
UN3135	その物の水反応可燃性物質(固体)(自己発熱性のもの)(船積地を管理する地方運輸局長が認めるものに限る。)		
UN3148	その物の水反応可燃性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)		
UN3170	アルミニウム粉塵又はアルミニウム再溶解工機から生じた副生成物		
UN3208	金属性物質(水反応性)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3209	金属性物質(自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3292	電池(ナトリウムを内蔵する乾電池又は単電池であって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3395	有機金属化合物(固体)(水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3396	有機金属化合物(固体)(水反応性かつ可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3397	有機金属化合物(固体)(水反応性かつ自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3398	有機金属化合物(液体)(水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3399	有機金属化合物(液体)(水反応性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3401	アルカリ金属アマルガム(固体)		
UN3402	アルカリ土類金属アマルガム(固体)		
UN3403	カリウム合金(固体)		
UN3404	カリウムナトリウム合金(固体)		
UN3476	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水反応可燃性物質を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3482	アルカリ金属燐化物又はアルカリ土類金属燐化物(引火性のもの)		

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	酸化性物質類	酸化性物質	MS1507 硝酸アンモニウム(水溶液)(濃度が93質量%以下のものに限る。)
			UN1438 硝酸アルミニウム
			UN1439 重クロム酸アンモニウム
			UN1442 過塩素酸アンモニウム(備考の欄の規定により高純食物に該当するものに限る。)
			UN1444 過硫酸アンモニウム(パーオキシ二硫酸アンモニウム)
			UN1445 塩素酸/リウム(固体)
			UN1446 硝酸/リウム
			UN1447 過塩素酸/リウム(固体)
			UN1448 過マンガン酸/リウム
			UN1449 過酸化/リウム
			UN1450 亜塩素酸塩類(固体)(塩素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1451 硝酸セシウム
			UN1452 塩素酸カルシウム(固体)
			UN1453 亜塩素酸カルシウム
			UN1454 硝酸カルシウム(備考の欄の規定により食物に該当しないものを除く。)
			UN1455 過塩素酸カルシウム
			UN1456 過マンガン酸カルシウム
			UN1457 過酸化カルシウム
			UN1458 塩素酸塩と過酸化塩の混合物
			UN1459 塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物(固体)
			UN1461 亜塩素酸塩類(固体)(塩素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1462 亜塩素酸塩類(塩素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1463 三酸化クロム(無水物)(無水クロム酸又はクロム酸(固体))
			UN1465 硝酸ジウム
			UN1466 硝酸第二鉄
			UN1467 硝酸グアニジン
			UN1469 硝酸鉛
			UN1470 過塩素酸鉛(固体)
			UN1471 次亜塩素酸リチウム(乾性のもの)又は次亜塩素酸リチウム混合物
			UN1472 過酸化リチウム
			UN1473 塩素酸マグネシウム
			UN1474 硝酸マグネシウム
			UN1475 過塩素酸マグネシウム
			UN1476 過酸化マグネシウム
			UN1477 亜塩素酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1479 その他の酸化性物質(固体)(他の危険性を有しないもの)
			UN1481 亜塩素酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1482 亜塩素酸マンガン(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1483 亜塩素酸化物類(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1484 塩素酸カリウム
			UN1485 塩素酸カリウム(固体)
			UN1486 硝酸カリウム
			UN1487 硝酸カリウムと亜硝酸ナトリウムの混合物
			UN1488 亜硝酸カリウム
			UN1489 過塩素酸カリウム
			UN1490 過マンガン酸カリウム
			UN1491 過酸化カリウム
UN1492 過硫酸カリウム(パーオキシ二硫酸カリウム)			
UN1493 硝酸鉛			
UN1494 塩素酸ナトリウム			
UN1495 塩素酸ナトリウム(固体)			
UN1496 亜塩素酸ナトリウム(固体)			
UN1498 硝酸ナトリウム(干り硝石)			
UN1499 硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物			
UN1500 亜硝酸ナトリウム			
UN1502 過塩素酸ナトリウム			
UN1503 過マンガン酸ナトリウム			
UN1504 過酸化ナトリウム			
UN1505 過硫酸ナトリウム(パーオキシ二硫酸ナトリウム)			
UN1506 塩素酸ストロンチウム			
UN1507 硝酸ストロンチウム			
UN1508 過塩素酸ストロンチウム			
UN1509 過酸化ストロンチウム			
UN1511 過酸化水素(過酸化水素)			
UN1513 塩素酸亜鉛			
UN1514 硝酸亜鉛			
UN1515 過マンガン酸亜鉛			
UN1516 過酸化亜鉛			
UN1745 五フッ化臭素			
UN1746 三フッ化臭素			
UN1748 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの)(有効塩素の含有率が8.8質量%のものに限る。)			
UN1748 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの)(有効塩素の含有率が8.8質量%のものに限る。)(注)であって、かつ、備考の欄の規定により高純食物に該当するものに限る。)			
UN1872 二酸化鉛(過酸化鉛)			
UN1873 過塩素酸(濃度が90質量%を超え72質量%以下のものに限る。)			
UN1942 硝酸アンモニウム(自己発熱性を有しないものとして船積地を管轄する地方運輸局長が適合と認めるものに限る。)(可燃物(炭素として計算される有機物を含む。))の含有率が0.2質量%以下のもの(注)であって、他の添加物多含まないもの)			
UN2014 過酸化水素(水溶液)(必要に応じて安定剤を加えたもので、濃度が20質量%以上80質量%以下のものに限る。)			
UN2015 過酸化水素(水溶液)(安定剤入りのもので、濃度が60質量%を超えるものに限る。)			
UN2067 硝酸アンモニウム(肥料)(備考の欄の規定により高純食物に該当するものに限る。)			
UN2208 次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。)(普通乾燥物)			
UN2426 硝酸アンモニウム(硝酸アンモニウムの濃度が93質量%以下の水溶液で、可燃性の物質(炭素として計算される有機物を含む。))の含有率が0.2質量%以下で、他の添加物多含まないもの(注)であって、かつ、水分含有率が7質量%以上で塩素イオンの濃度が0.02質量%以下のものに限る。ただし、硝酸アンモニウムの濃度が90質量%以下の水溶液であって、可燃性の物質の含有率が0.2質量%以下で、硝酸アンモニウムが析出しないものを除く。)			

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	酸化性物質類	酸化性物質	UN2427 塩素酸カリウム(水溶液)
			UN2428 塩素酸ナトリウム(水溶液)
			UN2429 塩素酸カルシウム(水溶液)
			UN2484 硝酸ペリウム
			UN2485 ジクロロイソシアヌル酸(乾性のもの)又はジクロロイソシアヌル酸塩類(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(二水和物)を除く。)[ジクロロ-S-トリアジン-2,4,6-トリオン]
			UN2486 硝酸化カリウム
			UN2488 トリクロロイソシアヌル酸(乾性のもの)[1,3,5-トリクロロ-S-トリアジン-2,4,6-トリオン]
			UN2489 臭素酸亜鉛
			UN2495 五フッ化ヨウ素
			UN2547 硝酸化ナトリウム
			UN2573 塩素酸タリウム
			UN2626 塩素酸(水溶液)(濃度が10質量%以下のものに限る。)
			UN2627 亜機亜硝酸塩類(固体)(他に品名が明示されているもの、亜硝酸アンモニウム及び亜機亜硝酸塩類とアンモニウム化合物の混合物を除く。)
			UN2719 臭素酸バリウム
			UN2720 硝酸クロム
			UN2721 塩素酸銅
			UN2722 硝酸リチウム
			UN2723 塩素酸マグネシウム
			UN2724 硝酸マンガン
			UN2725 硝酸ニッケル
UN2726 亜硝酸ニッケル			
UN2728 硝酸ジルコニウム			
UN2741 次亜塩素酸バリウム(有効塩素の含有率が22質量%を超えるもの)			
UN2880 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)			
UN2880 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。)			
UN2984 過酸化水素(水溶液)(濃度が8質量%以上20質量%未満のものであって、必要に応じて安定剤を含むものに限る。)			
UN3085 その他の酸化性物質(固体)(腐食性のもの)			
UN3087 その他の酸化性物質(固体)(毒性のもの)			
UN3098 その他の酸化性物質(液体)(腐食性のもの)			
UN3099 その他の酸化性物質(液体)(毒性のもの)			
UN3100 その他の酸化性物質(固体)(自己発熱性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)			
UN3121 その他の酸化性物質(固体)(水反応可燃性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)			
UN3137 その他の酸化性物質(固体)(可燃性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)			
UN3139 その他の酸化性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)			
UN3149 過酸化水素と過酸の混合物(安定剤入りのもの)(酸、水及び5質量%以下の過酸を含有するものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3210 亜機塩素酸塩類(水溶液)(塩素酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3211 亜機過塩素酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3212 亜機次亜塩素酸塩類(アンモニウム化合物、他に品名が明示されているもの及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)			
UN3213 亜機臭素酸塩類(水溶液)(臭素酸アンモニウム及び他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3214 亜機過マンガン酸塩類(水溶液)(過マンガン酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3215 亜機過硫酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3216 亜機過硫酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3218 亜機硝酸塩類(水溶液)(備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3219 亜機亜硝酸塩類(水溶液)(アンモニウム化合物を含有するものを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3247 過水素酸ナトリウム(無水物)			
UN3356 酸素発生剤(化学反応によるもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3375 硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル(爆発中間体)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)			
UN3377 過水素酸ナトリウム(水合物)			
UN3378 過炭酸ナトリウム(パーオキシオキシ酸ナトリウム)			
UN3405 塩素酸バリウム(水溶液)			
UN3406 過塩素酸バリウム(水溶液)			
UN3407 塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物(溶液)			
UN3408 過塩素酸鉛(溶液)			
UN3485 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの(有効塩素の含有率が8.5質量%のものに限る。))			
UN3486 次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。)			
UN3487 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)			
有機過酸化物(爆発物を除く。)			UN3103 有機過酸化物C(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3104 有機過酸化物C(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3105 有機過酸化物D(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3106 有機過酸化物D(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3107 有機過酸化物E(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3108 有機過酸化物E(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3109 有機過酸化物F(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3110 有機過酸化物F(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3113 有機過酸化物G(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3114 有機過酸化物C(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3115 有機過酸化物D(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3116 有機過酸化物D(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3117 有機過酸化物E(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3118 有機過酸化物E(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
UN3119 有機過酸化物F(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
UN3120 有機過酸化物F(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	MS7609 重クロム酸ナトリウム(水溶液)(濃度が70質量%以下のものに限る。)
			MS7610 1,1,2-トリクロロエタン
			MS7611 ベータプロピオラクトン
			MS7612 クレゾールナトリウム塩(水溶液)
			MS7613 クレゾール(フェノールを含まないものに限る。)
			MS7614 ラクトニトリル(水溶液)(濃度が80質量%以下のものに限る。)
			MS7615 メチルシクロペンタジエニルマンガンジカルボニル
			MS7616 エトキシヒドロキノン(濃度が95 質量%を超えるものに限る。)
			MS7617 ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物(ジシクロペンタジエンの濃度が81質量%から89質量%までのものに限る。)
			MS7618 1-フェニルエタノール及びアセトフェンの混合物(アセトフェンの濃度が15質量%以下のものに限る。)
			MS7619 2-メチルグルタロニトリル及び2-エチルプタンジニトリルの混合物(2-エチルプタンジニトリルの濃度が12質量%以下のものに限る。)
			MS7620 アルキルトルエンスルホニル(アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物に限る。)
			UN1051 シアン化水素(安定剤入りのもの)(水分の含有率が3質量%未満のものに限る。)(膏体)
			UN1092 アクロレイン(安定剤入りのもの)[アクリルアルデヒド][プロペナール]
			UN1098 アリルアルコール[プロピニルアルコール]
			UN1135 エチレンジクロロヒドリン(2-クロロエタノール)
			UN1143 クロトンアルデヒド又はクロトンアルデヒド(安定剤入りのもの)(備考欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)[2-ブチオール][3-メチルアクロレイン]
			UN1163 ジメチルヒドラジン(非対称型のもの)[1,1-ジメチルヒドラジン]
			UN1181 クロロ酢酸エチル
			UN1182 クロロ酢酸メチル(クロロ酢酸エチル)
			UN1185 エチレンジイミン(安定剤入りのもの)[アジリジン][ジメチレンジイミン]
			UN1199 フルアルアルドヒド
			UN1238 クロロ酢酸メチル(クロロ酢酸エチル)
			UN1239 メチルクロロメチルエーテル
			UN1244 メチルヒドラジン
			UN1251 メチルビニルケトン(安定剤入りのもの)[3-ブチン-2-オン]
			UN1259 ニッケルカルボニル(テトラカルボニルニッケル)
			UN1510 テトラニトロメタン
			UN1541 アセトシアンヒドリン(安定剤入りのもの)
			UN1544 アルカロイド鹽又はアルカロイド塩類(固体)(他に品名が明示されているもの及び射出殺菌剤を除く。)
			UN1545 イソチオシアン酸アリル(安定剤入りのもの)[アリルマスタードオイル]
			UN1547 アニリン(アミノベンゼン)[アニリン油][フェニルアミン]
			UN1553 硝酸(液体)
			UN1556 亜塩化水素(液体)(他に品名が明示されているもの及び射出殺菌剤を除く。)
			UN1557 亜塩化水素(固体)(他に品名が明示されているもの及び射出殺菌剤を除く。)
			UN1560 三塩化と素(塩化と素)
			UN1564 バリウム化合物(他に品名が明示されているもの及び硫酸バリウムを除く。)
			UN1565 シアン化バリウム
			UN1569 臭化アセトン
			UN1570 ブルシン(野生殺菌剤を除く。)[ジメキシストリキニーネ]
			UN1575 シアン化カルシウム
			UN1577 クロロジニトロベンゼン(液体)
			UN1580 クロロピクリン(ニトロトリクロロメタン)
			UN1583 クロロピクリン混合物(射出殺菌剤を除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1588 亜塩化シアン(固体)(他に品名が明示されているもの並びにフェリシアン化物及びフェロシアン化物を除く。)
			UN1590 ジクロロアニリン(液体)
			UN1594 硫酸ジエチル(硫酸エチル)
			UN1595 硫酸ジメチル(硫酸メチル)
			UN1596 ジニトロアニリン
			UN1597 ジニトロベンゼン(液体)
			UN1599 ジニトロフェノール(液体)
			UN1600 ジニトロトルエン(高融性のもの)[メチルジニトロベンゼン]
			UN1601 消毒剤(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1602 染料又は染料中間物(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1603 プロピル酢酸エチル
			UN1605 1,2-ジプロモエタン(二臭化エチレン)
			UN1611 四リン酸ヘキサエチル(四リン酸エチル)
			UN1613 シアン化水素(水溶液)(濃度が20質量%以下のものに限る。)(膏体)
			UN1614 シアン化水素(安定剤入りのもの)であって、多孔性の不活性物質に吸収させてあるもの(水分の含有率が3質量%未満のものに限る。)(膏体)
			UN1625 硝酸第二水素
			UN1626 シアン化第二水素カリウム(シアン化水素カリウム)
			UN1627 硝酸第一水素
			UN1640 オレイン酸第二水素(固体を除く。)
			UN1642 オキシシアン化第二水素(劇毒剤入りのもの)
			UN1647 臭化メチルと1,2-ジプロモエタンの混合物(液体)
			UN1648 自動車燃料用アンチノック剤[四エチル鉛][四メチル鉛]
			UN1654 ニコチン
			UN1655 ニコチン化合物又はニコチン製剤(固体)(他に品名が明示されているもの及び射出殺菌剤を除く。)
			UN1656 ニコチン塩酸塩(液体又は溶液)(射出殺菌剤を除く。)(塩酸ニコチン)
			UN1658 ニコチン硫酸塩(水溶液)(硫酸ニコチン)
			UN1662 ニトロベンゼン
			UN1664 ニトロトルエン(液体)
			UN1665 ニトロキシレン(液体)[2-ニトロ-3-キシレン][3-ニトロ-2-キシレン][4-ニトロ-3-キシレン]
			UN1669 ベンタクロロエタン(ベンタリン)
			UN1670 トリクロロメタンスルフェニルクロライド[パークロロメチルメルカプタン][チオカルボニルテトラクロライド][トリクロロメチルスルホクロライド][トリクロロメタンスルフルクロライド]
			UN1672 塩化フェニルカルボラミン(フェニルイミノホスゲン又はフェニルイソシアノジクロライド)
			UN1680 シアン化カリウム(固体)
			UN1686 亜硫酸ナトリウム(水溶液)(野生殺菌剤を除く。)
			UN1687 アジ化ナトリウム
			UN1689 シアン化ナトリウム(固体)
			UN1692 ストリキニーネ又はストリキニーネ塩類(野生殺菌剤を除く。)
			UN1693 揮発性ガス(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1694 オルトシアン化プロモベンジル(液体)
			UN1695 クロロアセトン(安定剤入りのもの)[モノクロロアセトン]
			UN1698 ジフェニルアミンクロロアルシン(塩化フェナルセジン)
			UN1699 ジフェニルクロロアルシン(液体)
			UN1700 揮発性ガス(炎を発生しないもの)(揮発性ガスで膏体)
			UN1701 臭化キシリル
			UN1702 テトラクロロエタン(1,1,2,2-テトラクロロエタン)[四塩化アセチレン]
			UN1704 ジチオヒドリン酸テトラエチル(野生殺菌剤を除く。)

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	UN1708 トルイジン(液体)
			UN1711 キシリジン(液体)[2,4-アミノジメチルベンゼン][2,4-ジメチルアニリン]
			UN1713 シアン化亜鉛
			UN1722 クロロ酢酸アシル(アシルクロロカーボネート)
			UN1737 臭化ベンジル(アルファブロモトルエン)
			UN1738 臭化ベンジル
			UN1750 クロロ酢酸(水溶液)
			UN1752 クロロアセチルクロライド
			UN1809 三塩化リン(塩化リン)
			UN1810 臭化ホスホリル(オキシ塩化リン)
			UN1834 臭化スルフル(臭化スルホニル)
			UN1838 四塩化チタン(臭化チタン)
			UN1848 四塩化炭素(ゼラチンのカプセルに入れたものをガラス容器に収納し、木箱で外装したものを除く。)(テトラクロロメタン)
			UN1851 医薬品(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1886 臭化ベンジリジン(臭化ベンザル)(二塩化ベンジル)
			UN1889 シアン化毒薬(臭化シアメタン)[プロモシアン]
			UN1891 臭化エチル(ブロモエタン)
			UN1892 エチルジクロロアルシシ
			UN1916 2,2-ジクロロジエチルエーテル(ジ(2-クロロエチル)エーテル)
			UN1935 シアン化物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1994 鉄カルボニル(ペンタカルボニル鉄)
			UN2016 毒ガス類(有毒な物質を含有し非爆発性のものであって、さく毒、発射毒及び蒸気がついていないもの)
			UN2017 毒薬類(揮発性物質を含有し非爆発性のものであって、さく毒、発射毒及び蒸気がついていないもの)
			UN2019 クロロアニリン(液体)[オルトクロロアニリン(2-クロロアニリン)又はメタクロロアニリン(3-クロロアニリン)]
			UN2022 クレゾール類
			UN2023 エピクロヒドリン(1-クロロ-2,3-エポキシプロパン)
			UN2024 水銀化合物(液体)(他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類、塩化第一水銀及び炭砂を除く。)
			UN2025 水銀化合物(固体)(他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類、塩化第一水銀及び炭砂を除く。)
			UN2026 フェニル第二水銀化合物(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN2038 ジニトロトルエン(液体)[メチルジニトロベンゼン]
			UN2075 クロラール(毒水物)(安定剤入りのもの)[トリクロロアセトアルデヒド]
			UN2078 クレゾール(液体)
			UN2078 トルエンジイソシアネート(トリレンジイソシアネート)
			UN2206 イソシアネート類又はその混合物(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2224 ベンゾニトリル(シアン化フェニル)
			UN2232 2-クロロエタナール(クロロアセトアルデヒド)
			UN2236 3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート(液体)
			UN2249 ジクロロメチルエーテル(船舶検査を要する地方運輸局長が許可したものに限る。)
			UN2253 N,N-ジメチルアニリン
			UN2267 臭化ジメチルチオホスホリル
			UN2281 ヘキサメチレンジイソシアネート
			UN2285 トリフルオロメチルフェニルイソシアネート(トリシアナトペンソトリフルオライド)
			UN2295 クロロ酢酸メチル
			UN2306 トリフルオロメチルニトロベンゼン(液体)[ニトロペンソトリフルオライド]
			UN2307 2-クロロ-5-トリフルオロメチルニトロベンゼン(5-ニトロ-4-クロロペンソトリフルオライド)
			UN2312 フェノール(凝縮状のもの)(石炭酸)
			UN2318 シアン化銅ナトリウム(固体)(テトラシアノ第一銅ナトリウム)
			UN2317 シアン化銅ナトリウム(水溶液)[テトラシアノ第一銅ナトリウム]
			UN2322 トリクロロブチン(トリクロロブチレン)
			UN2334 アリルアミン(2-プロピルアミン又は3-アミノプロペン)
			UN2337 フェニルメルカプタン(チオフェノール又はベンゼンチオール)
			UN2382 1,2-ジメチルエタナール
			UN2407 クロロ酢酸イソプロピル(クロロメタン酸イソプロピル又はクロロ酢酸イソプロピル)
			UN2438 トリメチルアセチルクロライド[ビパロイルクロライド]
			UN2471 四酸化オスミウム
			UN2474 チオホスゲン(臭化チオカルボニル)
			UN2477 イソチオシアン酸メチル
			UN2480 イソシアン酸メチル又はその混合物(メチルイソニトリル)
			UN2481 イソシアン酸エチル
			UN2482 イソシアン酸ノルマルプロピル
			UN2483 イソシアン酸イソプロピル
			UN2484 イソシアン酸ターシャリープロピル
			UN2485 イソシアン酸ノルマルブチル
			UN2486 イソシアン酸イソブチル
			UN2487 フェニルイソシアネート(フェニルカルビド)[カルバニル]
			UN2488 イソシアン酸シクロヘキシル
			UN2490 ジ(クロロイソプロピル)エーテル
			UN2501 トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド(水溶液)(殺虫殺菌剤類を除く。)(トリエチレンホスホルアミド)
			UN2521 ジケテン(安定剤入りのもの)[アセチルケテン]
			UN2522 2-ジメチルアミノエチルメタクリレート
			UN2542 トリブチルアミン
			UN2552 ヘキサフルオロアセトン(液体)
			UN2558 エピクロヒドリン(1-プロモ-2,3-エポキシプロパン)
			UN2570 カドミウム化合物(酸化カドミウムを除く。)
			UN2570 臭化カドミウム
			UN2572 フェニルヒドラジン(ヒドラジノベンゼン)(結晶を除く。)
			UN2574 リン酸トリトリル(3質量%を超えるオルト異性体を含有するもの)[リン酸トリクレシル]
			UN2588 その他の殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2589 クロロ酢酸ビニル
			UN2605 2-キニメチルイソシアネート
			UN2606 オルトケイ酸メチル(テトラオキシシラン)
			UN2611 プロピレンクロロヒドリン(1-クロロ-2-プロパノール)
			UN2626 フルオロ酢酸カリウム
			UN2629 フルオロ酢酸ナトリウム
			UN2630 セレン酸塩又は亜セレン酸塩
			UN2642 フルオロ酢酸
			UN2643 プロモ酢酸メチル
			UN2644 ヨウ化メチル[ヨードメタン]
			UN2646 ヘキサクロロシクロペンタジエン(1,4-クロロシクロペンタジエン)
			UN2648 1,2-ジプロモエタン
			UN2650 1,1-ジクロロ-1-ニトロエタン

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	UN2653 ヨウ化ベンジル[アルファヨウ化トルエン](固体を除く。)
			UN2668 クロロアセチルニトリル[クロロアセタンニトリル][シアン化クロロメチル]
			UN2669 クロロクレゾール(液体)[クロロメチルフェノール]
			UN2690 N-ホルマルブチルイミダゾール[N-ホルマルブチルイミナゾール]
			UN2727 硝酸タリウム
			UN2738 N-ホルマルブチルアニリン
			UN2740 クロロギ酸ホルマルプロピル
			UN2742 クロロギ酸エステル類(毒性、腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[クロロカーボネート類]
			UN2743 クロロギ酸ホルマルブチル
			UN2744 クロロギ酸シクロブチル
			UN2745 クロロギ酸クロロメチル
			UN2746 クロロギ酸フェニル
			UN2748 クロロギ酸-2-エチルヘキシル
			UN2750 1,3-ジクロロ-2-プロパノール[ジクロロイソプロピルアルコール][アルファジクロロヒドリン][アルファプロペニルジクロロヒドリン]
			UN2754 N-エチルトルイジン
			UN2757 カーバメート系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2759 ヒ素系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2761 有機塩素系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2763 トリアジン系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2771 チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2775 銅殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2777 水銀殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2779 窒素ニトロフェノール殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2781 ピリジリウム系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2783 有機リン系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2786 有機スズ系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2788 有機スズ化合物(液体)(殺虫殺菌剤類及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2810 その他の毒物(有機物)(液体)(他の危険性を有しないもの)
			UN2811 その他の毒物(有機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
			UN2821 フェノール(有害)(石炭酸)
			UN2822 2-クロロピリジン
			UN2839 アルドール[アセトアルドール, 3-ヒドロキシブタナール又は3-ヒドロキシブチルアルデヒド]
			UN2872 ジブromクロロプロパン[1,2-ジブrom-3-クロロプロパン等]
			UN2902 その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2903 その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2927 その他の毒物(有機物)(液体)(腐食性のもの)
			UN2928 その他の毒物(有機物)(固体)(腐食性のもの)
			UN2929 その他の毒物(有機物)(液体)(引火性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN2930 その他の毒物(有機物)(固体)(可燃性のもの)
			UN2936 2-メルカプトプロピオン酸(チオ乳酸)
UN2948 3-トリフルオロメチルアニリン[3-アミノペンゾトリフルオライド]			
UN2966 2-メルカプトエタノール[チオグリコール]			
UN2991 カーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN2992 カーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN2993 ヒ素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN2994 ヒ素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN2995 有機塩素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN2996 有機塩素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN2997 トリアジン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN2998 トリアジン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3005 チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3006 チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3009 銅殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3010 水銀殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3011 水銀殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)			
UN3012 水銀殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3013 窒素ニトロフェノール殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3014 窒素ニトロフェノール殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3015 ピリジリウム系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3016 ピリジリウム系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3017 有機リン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3018 有機リン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3019 有機スズ系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3020 有機スズ系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3023 2-メルカプトエタノール			
UN3025 クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3028 クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3027 クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3048 リン化アルミニウム系殺虫殺菌剤(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3071 メルカプタン酸又はメルカプタン混合物(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3073 ビニルピリジン(安定剤入りのもの)			
UN3079 メタクリロニトリル(安定剤入りのもの)			
UN3080 イソシアネート酸又はその誘導体(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3086 その他の毒物(固体)(酸化性のもの)			

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	UN3122 その他の毒物(液体)(酸化性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに属する。)
			UN3123 その他の毒物(液体)(水反応可燃性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに属する。)
			UN3124 その他の毒物(固体)(自己発熱性のもの)
			UN3125 その他の毒物(固体)(水反応可燃性のもの)
			UN3140 アルカロイド類又はアルカロイド塩類(液体)(致死投毒剤を除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3142 消毒剤(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3143 染料又は染料中間物(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3144 ニコチン化合物又はニコチン製剤(液体)(他に品名が明示されているもの及び致死投毒剤を除く。)
			UN3146 有機燐化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び致死投毒剤を除く。)
			UN3172 トキシソル(液体)(生体から抽出されたものに属する。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3246 メタンシルホニルクロライド(塩化メシル)
			UN3250 クロロ酢酸(液状のもの)[モノクロロ酢酸]
			UN3275 ニトリル類(毒性かつ引火性のもの)[有機シアン化物類](他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに属する。)
			UN3276 ニトリル類(毒性のもの)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに属する。)[有機シアン化物類]
			UN3277 クロロ酢酸エステル類(毒性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[クロロカーボネート類]
			UN3278 有機リン化合物(液体)(他に品名が明示されているもの及び致死投毒剤を除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに属する。)
			UN3279 有機リン化合物(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているもの及び致死投毒剤を除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに属する。)
			UN3280 有機ヒ素化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに属する。)
			UN3281 金属カルボニル類(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに属する。)
			UN3282 有機金属化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3283 セレン化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3284 テルル化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3285 パナジウム化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3287 その他の毒物(毒植物)(液体)(他の危険性を有しないもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに属する。)
			UN3288 その他の毒物(毒植物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
			UN3289 その他の毒物(毒植物)(液体)(腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに属する。)
			UN3290 その他の毒物(毒植物)(固体)(腐食性のもの)
			UN3294 シアン化水素(アルコール溶液)(濃度が45質量%以下のものに属する。)
			UN3302 2-ジメチルアミノエチルアクリレート[2-プロピオン酸-ジメチルアミノエチルエステル]
			UN3315 化学兵器実体(毒物)(化学兵器製造工程関連のものに属する。)
			UN3345 フェニキシ酢酸誘導体致死投毒剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3347 フェニキシ酢酸誘導体致死投毒剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3348 フェニキシ酢酸誘導体致死投毒剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3349 ビレスロイド系致死投毒剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3351 ビレスロイド系致死投毒剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3352 ビレスロイド系致死投毒剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3361 クロロシラン(毒性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されていないものを除く。)
			UN3362 クロロシラン(毒性かつ腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されていないものを除く。)
			UN3381 吸入毒性液体(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに属する。)
			UN3382 吸入毒性液体(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに属する。)
			UN3383 吸入毒性液体(引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに属する。)
			UN3384 吸入毒性液体(引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに属する。)
			UN3385 吸入毒性液体(水反応性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに属する。)
			UN3386 吸入毒性液体(水反応性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに属する。)
			UN3387 吸入毒性液体(酸化性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに属する。)
			UN3388 吸入毒性液体(酸化性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに属する。)
			UN3389 吸入毒性液体(腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに属する。)
UN3390 吸入毒性液体(腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに属する。)			
UN3409 クロロニトロベンゼン(液体)			
UN3411 ベータナフチルアミン(液体)			
UN3413 シアン化カリウム(水溶液)			
UN3414 シアン化ナトリウム(水溶液)			
UN3416 クロロアセトフェン(液体)[フェニルクロロメチルケトン]			
UN3424 ジニトロオニトリノールアンモニウム塩(液体)			
UN3430 キシレノール(液体)[ジメチルフェノール][ヒドロキシジメチルベンゼン]			
UN3439 ニトリル類(毒性のもの)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)[有機シアン化物類]			
UN3440 セレン化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3448 窒素ガス物質(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3449 メタシアン化プロモベンジル(固体)			

種類	類別	危険物コード	品名			
その他の危険物	毒物類	毒物	UN3450 ジフェニルクロロアルシン(固体)			
			UN3462 トキシシタン(固体)(生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)			
			UN3464 有機リン化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び輸送用包装容器を除く。)			
			UN3465 有機ヒ素化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
			UN3466 金属カルボニル(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
			UN3467 有機金属化合物(毒物)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
			UN3483 自動車燃料用アンチノック剤(引火性のもの)(四エチル鉛)(四メチル鉛)			
			UN3488 吸入毒性液体(引火性かつ腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)			
			UN3489 吸入毒性液体(引火性かつ腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)			
			UN3490 吸入毒性液体(水反応性かつ引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)			
			UN3491 吸入毒性液体(水反応性かつ引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)			
			放射性物質等	第1種	核分裂性物質(核分裂性核燃料に係わるもの)	
					核燃料集合体	
					使用済核燃料	
					二酸化ウラン	
					六フッ化ウラン	
					その他	
				第2種	核分裂性核燃料を除くB型輸送物、BU型輸送物、A型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物に係わるもの並びに輸送物の適用を免除されるもの(表面汚染物に限る。)	
					医療用放射線源(Co-60など)	
非破壊検査用線源(Ir-192など)						
表面汚染物						
その他						
核分裂性核燃料を除くL型輸送物に係わるもの及び輸送物の適用を免除されるもの(低比放射性物質に限る。)						
第3種	PCB測定用線源(Ni-63など)					
	空の容器					
	ウラン鉱石					
	トリウム鉱石					
	その他					
	核分裂性核燃料を除くL型輸送物に係わるもの及び輸送物の適用を免除されるもの(低比放射性物質に限る。)					
腐食性物質			MS7501 2,2-ジクロロプロピオン酸			
			MS7502 水素化ほう素ナトリウム及び水素化ナトリウムの混合物(水溶液)(水素化ほう素ナトリウムの濃度が15質量%以下のものに限る。)			
			MS7504 酸化アンモニウム及び酸化水素ナトリウムの混合物(水溶液)			
			MS7506 次亜塩素酸カルシウム(水溶液)(濃度が15質量%を超えるものに限る。)			
			MS7507 硝酸及び硝酸第二塩の混合物(水溶液)			
			MS7508 酸化ナトリウム(水溶液)(濃度が15質量%以下のものに限る。)			
			MS7509 イソプロピルアミン(水溶液)(濃度が70質量%以下のものに限る。)			
			MS7510 アルキルジメチルアミン(アルキル基の炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)			
			MS7511 N,N-ジメチルドデシルアミン			
			MS7512 グリコール酸(水溶液)(濃度が70質量%以下のものに限る。)			
			MS7513 ノルマルヘプタン酸			
			MS7514 パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物			
			MS7515 百草酸			
			MS7516 百草酸及び2-メチル酸の混合物(百草酸の濃度が64質量%のものに限る。)			
			MS7517 アルキルトルエンルスルホン酸カルシウム塩			
			MS7518 アルキルプロポキシアミンエトキシレート(アルキル基の炭素数が12から16のもの及びその混合物に限る。)			
			MS7519 酸化アルミニウム及び塩酸の混合溶液			
			UN1052 フッ化水素(無水物)			
			UN1604 エチレンジアミン(1,2-ジアミノエタン)			
			UN1715 無水酢酸(酸化アセチル)			
			UN1716 臭化アセチル			
			UN1719 カリウムアルカリ(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
			UN1724 アリルトリクロロシラン(安定剤入りもの)			
			UN1728 ベンチルトリクロロシラン(アミトリクロロシラン)			
			UN1729 臭化アニソール			
			UN1730 五塩化アンチモン(液体)			
			UN1731 五塩化アンチモン(水溶液)			
			UN1732 五フッ化アンチモン			
			UN1733 三塩化アンチモン(固体を除く。)			
			UN1736 臭化ベンゾイル			
			UN1739 クロロベンゼン(ベンジルクロロカーボネート)			
			UN1742 三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物(液体)			
			UN1743 三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物(液体)			
			UN1744 毒薬又はその溶液			
			UN1747 ブチルトリクロロシラン			
			UN1753 クロロフェニルトリクロロシラン			
			UN1754 クロロスルホン酸(三酸化硫黄を含有するものを含む。)			
			UN1755 クロム酸(水溶液)			
			UN1757 フッ化クロム(水溶液)			
			UN1758 臭化クロム(オキシ塩化クロム)			
			UN1759 その他の腐食性物質(固体)(他の腐食性を有しないもの)			
			UN1760 その他の腐食性物質(液体)(他の腐食性を有しないもの)			
			UN1761 臭化エチレンジアミン(水溶液)			
			UN1762 シクロヘキセニルトリクロロシラン			
			UN1763 シクロヘキシルトリクロロシラン			
			UN1764 ジクロロ酢酸			
			UN1765 ジクロロアセチルクロライド			
			UN1766 ジクロロフェニルトリクロロシラン			
			UN1767 ジエチルジクロロシラン			

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	腐食性物質	UN1766	二フッ化リン酸(無水物)
		UN1769	ジフェニルジクロロシラン
		UN1771	ドデシルトリクロロシラン
		UN1774	消火液(腐食性のもの)
		UN1775	テトラフルオロホウ酸(フッ化ホウ酸又はホウフッ酸)
		UN1776	フルオリン酸(無水物)(フッ化リン酸)
		UN1777	フルオロスルホン酸(フッ化スルホン酸)
		UN1778	ヘキサフルオロケイ酸(フッ化ケイ酸)(ケイフッ化水素酸)(ケイフッ酸)
		UN1779	水酸(濃度が85質量%を超えるものに限る。)
		UN1780	塩化フマリル
		UN1781	ヘキサデシルトリクロロシラン
		UN1782	ヘキサフルオロリン酸(六フッ化リン酸)
		UN1783	ヘキサメチレンジアミン(水溶液)(1,6-ヘキサレンジアミン又は1,6-ジアミノヘキサン)
		UN1784	ヘキシルトリクロロシラン
		UN1786	フッ化水素酸と硫酸の混合物(フッ化水素及び硫酸の混合物を70質量%から80質量%まで含有し、かつ、フッ化水素の含有率が25質量%以上のものに限る。)
		UN1787	ヨウ化水素酸(ヨウ酸)
		UN1788	臭化水素酸(臭酸)
		UN1789	塩酸
		UN1790	フッ化水素酸(フッ化水素の濃度が60質量%を超えるものに限る。)(フッ酸)
		UN1790	フッ化水素酸(フッ化水素の濃度が60質量%以下のものに限る。)(フッ酸)
		UN1791	次亜塩素酸塩(水溶液)(次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム等)
		UN1794	硝酸鉛(硝酸鉛の含有率が8質量%を超えるものに限る。)(鉛Pb)(固体を除く。)
		UN1796	硝酸(硝酸と硫酸の混合物であって、硝酸の含有率が50質量%を超えるものに限る。)
		UN1796	硝酸(硝酸と硫酸の混合物であって、硝酸の含有率が50質量%以下のものに限る。)
		UN1798	王水
		UN1799	ノニルトリクロロシラン
		UN1800	オクタデシルトリクロロシラン
		UN1801	オクチルトリクロロシラン
		UN1802	過塩素酸(濃度が50質量%以下のものに限る。)
		UN1803	フェノールスルホン酸(液体)
		UN1804	フェニルトリクロロシラン
		UN1808	三臭化リン
		UN1814	水酸化カリウム(水溶液)(苛性カリ)
		UN1816	プロピルトリクロロシラン
		UN1817	塩化ビロースルフル(塩化ビスルフル)
		UN1818	四塩化ケイ素
		UN1819	アルミン酸ナトリウム(水溶液)
		UN1824	水酸化ナトリウム(水溶液)(苛性ソーダ)
		UN1826	高硝酸(硝酸の含有率が50質量%を超えるものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)
		UN1826	高硝酸(硝酸の含有率が50質量%以下のものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)
		UN1827	塩化亜ニクス(無水物)
		UN1828	塩化硫黄酸(一塩化硫黄)(二塩化硫黄)
		UN1829	三塩化硫黄(安定剤入りのもの又は安定化されたもの)(無水硫黄)
		UN1830	硫酸(濃度が51質量%を超えるもの)
		UN1831	臭化硫酸(二硫酸)
		UN1832	亜硫酸(化学的に安定なもの)
		UN1833	亜硫酸
		UN1835	水酸化テトラメチルアンモニウム(水溶液)
		UN1836	塩化チオニル(オキシ塩化硫黄又は塩化スルフィニル)
		UN1837	塩化チオホスホリル(チオ塩化リン)
		UN1898	ヨウ化アセチル
		UN1903	消毒剤(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1905	セレン酸
		UN1906	高酸(石油精製等に副生する高硫酸)
		UN1908	亜塩素酸塩(水溶液)
		UN1938	プロモ酢酸(水溶液)
		UN1940	メルカプト酢酸(チオグリコール酸)
		UN2028	腐蝕性(腐食性液体を含有し火薬類を含有しないもの)(点火装置付きでないもの)
		UN2029	ヒドラジン(無水物)
		UN2030	ヒドラジン(水溶液)(濃度が37質量%以上のものに限る。)
		UN2031	硝酸(濃度が70質量%を超えるものに限る。)(発煙硝酸を除く。)
		UN2031	硝酸(濃度が65質量%以上70質量%以下のものに限る。)
		UN2031	硝酸(濃度が65質量%未満のものに限る。)
		UN2032	臭化硝酸
		UN2051	2-ジメチルアミノエタノール(N,N-ジメチルエタノールアミン)
		UN2054	モルホリン(テトラヒドロ-1,4-オキサジン)
		UN2079	ジエチレントリアミン
		UN2214	無水フタル酸(無水マレイン酸の含有率が0.05質量%を超えるものに限る。)(溶融状態のもの)
		UN2215	無水マレイン酸(溶融状態のもの)
		UN2218	アクリル酸(安定剤入りのもの)(プロペン酸)
		UN2226	三塩化ベンジリジン(ベンジドリクロライド)
		UN2240	クロム硫酸
		UN2248	ジ(ノルマルブチル)アミン
		UN2258	プロピレンジアミン
		UN2259	トリエチレントリアミン
		UN2282	N,N-ジメチルカルバモイルクロライド
		UN2284	N,N-ジメチルシクロヘキシルアミン
		UN2289	ヘキサメチレンジアミン(溶融状態のもの)(1,6-ヘキサレンジアミン又は1,6-ジアミノヘキサン)
		UN2308	硫酸水素二トリスル(液体)
		UN2357	シクロヘキシルアミン(アミノシクロヘキサン)
		UN2401	ジベリジン(ヘキササビドピリジン)
		UN2430	アルキルフェノール類(固体)(アルキル基の炭素数が2から12までのもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(ブチルフェノール等)
		UN2434	ジベンジルジクロロシラン
		UN2435	エチルフェニルジクロロシラン
		UN2437	メチルフェニルジクロロシラン
		UN2442	トリクロロアセチルクロライド
		UN2443	三塩化パナジル(オキシ三塩化パナジウム)

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	腐食性物質	UN2444	四塩化バナジウム
		UN2502	ノルマルヘリリルクロライド
		UN2513	プロモアセチルプロマイド
		UN2531	メタクリル酸(安定剤入りのもの)
		UN2564	トリクロロ酢酸(水溶液)
		UN2571	硫酸水素アルキル
		UN2576	オキシ氯化リン(凝縮状のもの)
		UN2577	フェニルアセチルクロライド
		UN2584	アルキルスルホン酸又はアールスルホン酸(液体)(遊離硫酸の含有率が5質量%を超えるもの)
		UN2604	三フッ化ホウ素とジエチルエーテルの錯化合物
		UN2619	N,N-ジメチルベンジルアミン(ベンジルジメチルアミン)
		UN2670	シアヌル酸クロライド[2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン]
		UN2677	水酸化ビジウム(水溶液)
		UN2678	水酸化リチウム(水溶液)
		UN2680	水酸化リチウム(固体を除く。)
		UN2681	水酸化セシウム(水溶液)
		UN2683	酸化アンモニウム(水溶液)
		UN2685	N,N-ジエチルエチレンジアミン
		UN2686	2-ジエチルアミノエタノール[ジエチルアミノエタノール][N,N-ジエチルエタノールアミン]
		UN2692	三塩化ホウ素(トリプロモラン)
		UN2699	トリフルオロ酢酸
		UN2705	1-ペンタール[3-メチル-2-ペンタエン-1-イノール]
		UN2734	アミン酸又はホリアミン酸(液体)(腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2735	アミン酸又はホリアミン酸(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2751	塩化ジエチルチオホスホリル
		UN2789	酢酸(水溶液又は濃度が80質量%を超える水溶液)
		UN2790	酢酸(水溶液)(濃度が50質量%以上80質量%以下のものに限る。)
		UN2796	硝酸(濃度が61質量%以下のものに限る。又は重濃硝酸(酸性のもの)
		UN2797	電液液(アルカリ性のもの)
		UN2798	フェニルホスホラスジクロライド[フェニルジクロロホスフィン]
		UN2799	フェニルホスホラスチオジクロライド[フェニルジクロロホスフィンサルファイド]
		UN2801	染料又は染料中間物(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2817	二フッ化水素アンモニウム(水溶液)[フッ化水素アンモニウム]
		UN2818	ポリ酸化アンモニウム(水溶液)
		UN2826	クロロチオチンエチル
		UN2837	硫酸水素塩物(水溶液)
		UN2851	三フッ化ホウ素(二水和物)
		UN2879	塩化セレン(ニル)オキシ塩化セレン]
		UN2920	その他の腐食性物質(液体)(引火性のもの)
		UN2921	その他の腐食性物質(固体)(可燃性のもの)
		UN2922	その他の腐食性物質(液体)(毒性のもの)
		UN2923	その他の腐食性物質(固体)(毒性のもの)
		UN2949	酸化水素ナトリウム(結晶水の含有率が25質量%以上のものに限る。)
		UN2986	クロロシラン酸(腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2987	クロロシラン酸(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3066	塗料又は塗料関連物質(ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)
		UN3084	その他の腐食性物質(固体)(酸化性のもの)
		UN3093	その他の腐食性物質(液体)(酸化性のもの)
		UN3094	その他の腐食性物質(液体)(水反応可燃性のもの)
		UN3095	その他の腐食性物質(固体)(自己発熱性のもの)
		UN3096	その他の腐食性物質(固体)(水反応可燃性のもの)
		UN3145	アルキルフェノール酸(液体)(アルキル基の炭素数が2から12までのもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[フェニルフェノール]
		UN3147	染料又は染料中間物(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3259	アミン酸又はホリアミン酸(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3290	その他の腐食性物質(有機物)(固体)(酸性のもの)
		UN3261	その他の腐食性物質(有機物)(固体)(酸性のもの)
UN3262	その他の腐食性物質(有機物)(固体)(アルカリ性のもの)		
UN3263	その他の腐食性物質(有機物)(固体)(アルカリ性のもの)		
UN3264	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(酸性のもの)		
UN3265	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(酸性のもの)		
UN3266	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(アルカリ性のもの)		
UN3267	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(アルカリ性のもの)		
UN3301	その他の腐食性物質(液体)(自己発熱性のもの)		
UN3320	水素化ホウ素ナトリウムと水酸化ナトリウムの混合物(水素化ホウ素ナトリウムの濃度が12質量%以下のもの)であって、水酸化ナトリウムの濃度が40質量%以下のものに限る。)		
UN3412	硝酸(濃度が10質量%以上であって85質量%以下のものに限る。)		
UN3421	フッ化水素カリウム(溶液)		
UN3483	プロピオン酸(濃度が90質量%以上のものに限る。)		
UN3470	塗料又は塗料関連物質(腐食性かつ引火性のもの)(ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)		
UN3471	フッ化水素化合物(腐食性かつ毒性のもの)(他の品名が明示されているものを除く。)		
UN3477	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(腐食性物質を含むものであつて、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3484	ヒドラジン(水溶液)(引火性かつ毒性のもの)(濃度が37質量%以上のものに限る。)		
UN3498	一塩化ヨウ素(液体)		
MS9001	化学薬液 赤塚製薬工業第一号の二口に属するもの		

姫路港の各港区ごとに停泊すべき船舶(港則法施行規則第3条別表第1 抜粋)

姫路区	第一区	東区西防波堤、同防波堤西端から西外防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から東区東防波堤突端まで引いた線、同防波堤、灘浜大橋及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	各種船舶及び けい留施設にけい留する場合における危険物を積載した船舶
	第二区	東区第一区境界線、東区東防波堤突端から九十度に港界線まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶
	第三区	西外防波堤西端から百八十度に港界線まで引いた線、港界線、東区第二区境界線及び東区第一区境界線により囲まれた海面(航路を除く。)	各種船舶及び 危険物を積載した船舶
飾磨区	第一区	東区西防波堤、東区第一区境界線、西外防波堤西端から中島地区埋立地南護岸南東端まで引いた線、飾磨東防波堤、同防波堤西端から飾磨西防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤開口部を結んだ線、同防波堤北端(以下A地点という。)から零度に新日本製鉄広畑東地区埋立地南側護岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに夢前川最下流床止えん堤、水尾川西浜橋、船場川最下流旧鉄道橋、野田川向島橋及び市川潮止堰各下流の河川水面(航路を除く。)	各種船舶及び 係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
	第二区	A地点から百八十度に港界線まで引いた線、飾磨区第一区境界線、東区第三区境界線、港界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	各種船舶及び 危険物を積載した船舶
広畑区	第一区	新日本製鉄広畑西地区埋立地西側護岸南端(北緯三十四度四十六分五秒東経百三十四度三十六分四十一秒)(以下B地点という。)から広畑東防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	各種船舶及び けい留施設にけい留する場合における危険物を積載した船舶
	第二区	B地点から百八十度に港界線まで引いた線、港界線、飾磨区第二区境界線、広畑区第一区境界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	各種船舶及び 危険物を積載した船舶
網干区	第一区	網干西灯台(北緯三十四度四十五分四十三秒東経百三十四度三十五分十三秒)から二百五十度に引いた線、同灯台からB地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに汐入川水門、西汐入川水門、大津茂川大吉橋、網干川東雲橋及び揖保	各種船舶及び けい留施設にけい留する場合における危険物を

		川本町橋各下流の河川水面	積載した船舶
	第二区	網干西灯台から百八十度に港界線まで引いた線、港界線、広畑区第二区境界線及び網干区第一区境界線により囲まれた海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
西区	第一区	西区西防波堤、同防波堤突端から西区東防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに中川中川橋及び元川元川橋各下流の河川水面	各種船舶及びけい留施設にけい留する場合における危険物を積載した船舶
	第二区	東区、飾磨区、広畑区、網干区、西区第一区及び航路を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶

工事・作業許可申請(岸壁修復工事)の記入例

港内工事・作業許可申請書

平成〇〇年〇月〇日

姫路港長 殿

申請者住所 姫路市飾磨区須加294-1

氏名 〇〇建設株式会社姫路営業所印

所長 須加 太郎 印

1 目的及び種類

老朽した〇〇岸壁を修復するため、コンクリートケーソン等の現施設を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、ケーソン据付け及び上部工等の付帯工事を実施するものです。

[発注者 兵庫県中播磨県民局 姫路港管理事務所]

2 期間及び時間

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日(予備日〇月〇日～〇月〇日)

毎日 日出～日没、ただし陸上から施工する上部工は0600～2200の間実施

3 区域又は場所

姫路港〇〇区第1区、〇〇岸壁前面海域(P-〇、作業区域図のとおり)

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

イ 姫路港〇〇防波堤灯台から〇〇〇度〇〇分〇〇秒、〇〇〇メートルの地点

ロ イ点から〇〇〇度〇〇分〇〇秒、〇〇〇メートルの地点

ハ ロ点から〇〇〇度〇〇分〇〇秒、〇〇〇メートルの地点

ニ ハ点から〇〇〇度〇〇分〇〇秒、〇〇〇メートルの地点

4 方法

P-〇～P-〇のとおり

5 その他

事故防止措置など、P-〇～P-〇のとおり

工事・作業許可申請書を編集する順序として

1 作業区域図

工事・作業船の配置に基づき、最大の範囲となる状況で決定すること。

2 施工区域図

今回の申請で、実際に着手する範囲を記載する。

3 施工平面図・施工断面図

発注者から指示を受けて着手をする、出来形を示す図面とし、複雑な構造となる場合は色分けし、文書と関連させて添付すること。

その際には、現状と完成した際の状況を明らかにしておくこと。

4 工程表

施工する工種順に期間を示し、陸上部分の工事・作業を含む場合は、海上部分の工事・作業と色分けすること。

※ 作業区域図からページ数を記載しておくこと。

4 方法

(1) 工事・作業の概要

老朽した〇〇岸壁(前面水深DL-〇〇m、延長〇〇m、天端高DL+〇m)を新設するため、ケーソンなどを撤去後に新たに基礎部の地盤を改良し、基礎を構築した後、ケーソンを設置して上部を築造するもので、SCP船・クレーン台船・ガット船などを使用して、下部工及び上部工を施工するものです。

(2) 工事・作業方法

① 深浅測量工

(作業日数:約〇日、使用船舶:測量船1隻/日、作業船1隻/日、警戒船1隻/日)

測量船1隻を陸上の作業員の誘導により東～西方向に間隔〇〇m、速力約〇〇ノットで航走させ、音響測深機により現状水深を測量します。

なお、岸壁から〇m以内の側傍は、作業船を使用して作業員がレッドにより測量します。

(P-〇の作業状況図 参照)

→各状況図は、平面・断面図により記載してください。(以下、同じ。)

② 撤去工

(作業日数:約〇日、使用船舶:クレーン台船1隻/日、土運船1隻/日、曳船1隻/日、押船1隻/日、警戒船1隻/日)

陸上からクレーン車にて係船柱、防舷材、上部ブロックを撤去し、背後に仮置きした後、バックホーで土砂、コンクリート殻(小割り)を撤去し、背後に野積みします。

なお、アスファルトは分別して陸上処分地へ運搬処理します。

クレーン台船を作業状況図のとおり配置し、岸壁背後の裏込土及びケーソン中詰土砂を撤去し、底開式土運船(押航式、全長〇〇m)により〇〇埋立地まで運搬して埋立用材として投入します。

(P-○の作業状況図、土砂運搬経路図 参照)

③ ケーソン撤去工

(作業日数:約○日、使用船舶:クレーン台船1隻/日、曳船1隻/日、潜水士船1隻/日、警戒船1隻/日)

クレーン台船を撤去状況図のとおり配置し、ケーソン○○函を吊上げ撤去し、○○埋立地のケーソン仮置場へ吊り運搬し仮置きします。

吊上げ時はフーカー式潜水士○名により玉掛け等の作業を行います。

なお、運搬全長は○○mとし、別途警戒船○○隻を配備するほか、航路などで大型船と競合しないよう関係団体などと運航調整を行います。

(P-○のケーソン撤去状況・運搬図、ケーソン仮置作業図 参照)

④ 捨石撤去工

(作業日数:約○日、使用船舶:ガット船1隻/日、警戒船1隻/日)

ガット船を作業状況図のとおり配置し、ケーソン下部の捨石(約○○m³)を撤去し、○○埋立地に運搬し、基礎石に流用するため投入します。

(P-○の捨石撤去状況図 参照)

⑤ 地盤改良工

(作業日数:約○日、使用船舶:SCP船1隻/日、曳船1隻/日、ガット船1隻/日、ガットバージ1隻/日、測量船1隻/日、ボーリング台船1隻/日、警戒船1隻/日)

サンドコンパクション船(SCP船)○隻を作業状況図のとおり配置し、北側から南側へ海底下○○mまで砂杭○○本を打設します。

砂は家島方面からガット船により搬入し、ガットバージに瀨取り後、SCP船に供給します。

なお、地盤改良の終了後○箇所において、地盤改良状況を確認するため、ボーリング台船を使用してボーリング調査を行います。

全ての作業終了後に測量船1隻で音響測深機により測深測量を行います。

(P-○のSCP工作業状況図、ボーリング調査状況図、測量作業状況図 参照)

⑥ 盛上土撤去工

(作業日数:約○日、使用船舶:グラブ式浚渫船1隻/日、曳船1隻/日、土運船1隻/日、警戒船1隻/日)

SCP工施工後にグラブ式浚渫船1隻を入域させ、盛上土撤去作業状況図のとおり配置し、DL-○○mまで盛上土を撤去します。

撤去土は底開式土運船(曳航式、全長○○m)により○○埋立地へ運搬し、埋立用材として投入します。

なお、P-○のとおり土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しております。

(P-○の盛上土撤去作業状況図、運搬経路図 参照)

⑦ 捨石投入工

(作業日数:約○日、使用船舶:ガット船1隻/日、潜水士船1隻/日、警戒船1隻/日)

家島方面からガット船により捨石を運搬して投入し、潜水士(フーカー式)によりDL-〇〇mに均して基礎を築造します。

(P-〇の均し作業状況図、運搬経路図 参照)

⑧ ケーソン据付工

(作業日数:約〇日、使用船舶:クレーン台船1隻/日、曳船1隻/日、潜水士船1隻/日、警戒船1隻/日)

〇〇埋立地に仮置中のケーソン〇〇函をクレーン台船により吊運搬して、据付図の要領により所定の位置に据付けます。

運搬時の曳航全長は〇〇〇mとし、別途警戒船〇隻を配備して延べ〇〇日行います。

据付時はアクアラング式潜水士〇名により位置を確認しながら行います。

(P-〇のケーソン運搬図、ケーソン据置図参照)

⑨ 上部工

(作業日数:約〇日、使用船舶:クレーン台船1隻/日、コンクリートミキサー船1隻/日、台船1隻/日、ガット船1隻/日、曳船1隻/日、測量船1隻/日、警戒船1隻/日)

陸上で製作した型枠をクレーン台船によりケーソン上部に設置し、作業員により鉄筋工を施した後、コンクリートミキサー船により上部コンクリートを打設します。

〇日養生した後、台船を係留したうえで型枠を撤去し、ガット船により背後に山土(約〇〇m³)を投入します。

クレーン付台船により、防舷材・車止めなどを取付けた後、測量船1隻により作業海域の音響測深を行い、水深DL-〇〇mが確保されていることを確認します。

(P-〇の上部工作業状況図、コンクリート打設状況図、型枠設置・撤去状況図、測量作業状況図、付属工実施状況図 参照)

5 その他

事故防止措置

(1) 本工事の作業責任者を〇〇〇〇と定め、作業全般の安全管理に対して監督させます。

連絡先 昼間 〇〇〇-〇〇〇〇(〇〇建設(株)姫路作業所)

夜間 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇(〇〇携帯)

(2) 施工にあたっては、毎週〇曜日に隣接施工者と工程、土砂投入手順、工事・作業船の運航経路などを調整します。

また、工事・作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼において、本事故防止措置を徹底するとともに、工事・作業船には本事故防止措置の写、作業マニュアル・工事・作業船運航管理規程・社内の指示事項などを手渡して事故防止を徹底します。

(3) 工事・作業の施工及び工事・作業船の運航にあたっては、港則法・海上衝突予防法などの関連法令及び「工事・作業船運航管理規程」に従って運航管理を行います。

(4) 作業中は、「警戒船管理運用要領」に基づき警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶などに対して赤旗、拡声器などにより注意を喚起します。

なお、ケーソン吊運搬作業時には別途警戒船〇隻を配備します。

警戒業務管理者氏名・専従警戒要員氏名・警戒船船名などは、P-〇に一覧表として添付します。

- (5) 潜水土船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げ、岸壁から入水を行う場合は、岸壁上にA旗を表す信号板と「潜水作業中」の横断幕を掲げ、潜水土とは水中電話で連絡体制を確保します。

なお、すべての作業船には当社の社旗を掲揚します。

- (6) 作業船のアンカーワイヤーの水深-〇mの位置に、アンカーブイ(黄色、俵型)を設置し、水深〇m以上の可航幅を〇〇〇m以上確保しますが、アンカーワイヤーが一般船舶の航行に支障をきたすおそれがある場合は、アンカーワイヤーを緩めるか作業を一旦中止し作業船を退避させます。

- (7) 隣接する〇〇岸壁は大型船舶が入港しますので、毎日午後〇時に〇〇海運(株)担当者と作業内容及び入出港船舶の調整を行います。

なお、調整に係る作業船退避要領及び連絡責任者などは、P-〇に添付します。

- (8) 気象の変化に留意し、気象警報が発令された場合又は次のいずれかの基準に達した場合は工事・作業を中止し、工事・作業船を〇〇海域へ避難させます。

作業中止基準

一般作業の場合	潜水作業の場合
風速 10m/s以上	風速 8m/s以上
波高 1m以上	波高 0.5m以上
視程 2km以下	視程 2km以下
	潮流 1ノット以上

以上のほか、津波注意報が発表されたとき、海上風警報が発表されたとき、姫路港長の指示があったときにも、工事・作業は中止とします。

- (9) 事故などの緊急事態が発生した場合は、P-〇の緊急連絡系統図により姫路港長に通報するとともに、工事・作業を中断して応急措置を施します。

- (10) 作業船が作業区域に夜間停泊する際は、停泊灯を点灯するほか、他船の航行に支障を与えないよう、照明で甲板などを間接照射するとともに、保船要員を乗船させます。

また、アンカーワイヤーの水深-〇mの位置には灯浮標(型式〇-〇型、単閃黄光毎4秒に1閃光、光達距離〇km、灯高〇〇m)を設置し、所有者・連絡先を明記のうえ流出させないよう維持管理しますが、流出させた場合は姫路港長に連絡し速やかに回収します。

- (11) ケーソンの据付け時及び仮置き時は、ケーソンの上部に〇〇m間隔で標識灯(型式〇-2型、単閃黄光毎4秒に1閃光、光達距離〇km、水面高〇m)を設置します。

なお、標識灯の維持管理はP-〇の「標識管理要領」に基づき実施します。

- (12) 撤去土砂の埋立地への投入に当たっては、発注者と協議し、埋立地施工管理者である〇〇(株)と調整のうえ、P-〇の「土砂投入要領」に基づき土運船を運航して投入します。

- (13) 工事・作業の内容、ケーソン曳航計画などについては、船舶運航者・代理店などの海事関係者へ周知します。
- (14) 本工事・作業の着手前に、磁気探査工を行い、危険物は発見されていません。
なお、磁気探査資料をP-〇に添付します。
- (15) 姫路港長からの指示があれば、その内容に従います。
- (16) 工事・作業に伴って発生する廃棄物及び油類などが、海面に落下・流出しないように瀬取り中などは脱落防止シートを展張するボーリング作業中は、檣上にブルーシートで養生のうえ回収缶を備え置き、作業に伴って発生する汚泥・油・廃棄物などはすべて回収し、陸上で適正に処理する、ほか、〇〇岸壁の当社事務所にオイルフェンス〇〇m・油吸着材〇〇kg・油処理剤〇〇ℓなどを備え置きしています。
- (17) 〇〇埋立地の埋立用材に流用する土砂については、P-〇のとおり土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。
- (18) 海洋施設設置届は、平成〇〇年〇〇月〇〇日の届出済みです。
- (19) ボーリング檣の頂部には、昼間は赤旗、夜間は標識灯(モールス符号、白光、毎8秒にU(・・ー)、光度〇カンデラ、光達距離〇km)を設置します。
- (20) 台風接近時・海上の荒天が予測される場合は、余裕を持ってボーリング檣を撤去し、〇〇岸壁へ陸揚げします。
- (21) 潜水作業と重複して重量物吊上げ・据付けなどの作業を行う場合は、事前に作業手順・連絡要領・潜水土の退避確認要領の打合せを徹底し、作業責任者が作業現場において監督のうえ作業します。
- (22) 工事・作業の内容を周知するため、別添のとおりリーフレットを作成し、海事関係者・代理店関係者などへ配布します。
(P-〇の周知先一覧表 参照)
- (23) 本工事・作業の施工に関し、海域利用者に工事・作業内容を説明し、了解を得ています。
- (24) 工事・作業許可書は、現場に携行します。
- (25) 許可内容に変更が生じる場合は、事前に港内工事・作業内容変更許可申請を行い、工事・作業が完了した場合は、速やかに完了届を提出します。

※ 以下、使用船舶一覧表・標識管理要領などの各種要領、警戒業務管理者・専従警戒要員などの一覧表、緊急連絡系統図・土砂の溶出及び底質検査結果、契約書又は発注証明の順で編集しておく。

作業許可申請書(ボーリング作業)の記入例

港内作業許可申請書

平成 年 月 日

姫路港長 殿

申請者住所 姫路市飾磨区須加294-1
氏 名 ○○建設株式会社姫路営業所
所長 須加 太郎 印

1 目的及び種類

○○岸壁築造工事の事前調査を目的とした、海上ボーリング作業です。
〔発注者 兵庫県中播磨県民局 姫路港管理事務所〕

2 期間及び時間

平成○年○月○日～平成○年○月○日
日出から日没までの間

3 区域又は場所

姫路港○○区第○区、○○護岸前面海域
○○灯台から○○度○○mのボーリング地点を中心とした半径10mの円内海域
(P-○、作業区域図のとおり)

4 方法

(作業日数:約○日、使用船舶:起重機船1隻/日、警戒船1隻/日)

- (1) 陸上部で組み立てたボーリング櫓を○○岸壁から、起重機船により現場海域まで吊り運搬します。
- (2) 陸上の基点から、ボーリング位置を測量し起重機船により設置します。
- (3) ボーリング櫓上から海底下○○mまで掘削し、土質サンプルを採取します。
- (4) ボーリング櫓は、作業完了後に起重機船で撤去し、搬出した岸壁へ陸揚げします。

5 その他

事故防止措置

- (1) 本作業の作業責任者を○○○○と定め、作業全般の安全管理に対して監督させます。
連絡先 昼間 ○○○-○○○○(○○建設(株)姫路作業所)
夜間 090-○○○○-○○○○(○○携帯)

(2) 施工にあたっては、毎週○曜日に隣接施工者と工程、作業船の運航経路などを調整します。

また、作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼において、本事故防止措置を徹底するとともに、作業船には本事故防止措置の写、作業マニュアル・作業船運航管理規程・社内の指示事項などを手渡して事故防止を徹底します。

(3) 作業の施工及び作業船の運航にあたっては、港則法・海上衝突予防法などの関連法令及び「作業船運航管理規程」に従って運航管理を行います。

(4) 作業中は、「警戒船管理運用要領」に基づき警戒船○隻を配備し、作業区域に接近する船舶などに対して赤旗、拡声器などにより注意を喚起します。

なお、ケーソン吊運搬作業時には別途警戒船○隻を配備します。

警戒業務管理者氏名・専従警戒要員氏名・警戒船船名などは、P-○に一覧表として添付します。

(5) 作業船のアンカーワイヤーの水深-○mの位置に、アンカーブイ(黄色、俵型)を設置し水深○m以上の可航幅を○○○m以上確保しますが、アンカーワイヤーが一般船舶の航行に支障をきたすおそれがある場合は、アンカーワイヤーを緩めるか作業を一旦中止し作業船を退避させます。

(6) 隣接する○○岸壁は大型船舶が入港しますので、毎日午後○時に○○海運(株)担当者と作業内容及び入出港船舶の調整を行うほか、本作業の施工に関し、海域利用者に作業内容を説明し、了解を得ています。

なお、調整に係る作業船退避要領及び連絡責任者等はP-○に添付します。

(7) 気象の変化に留意し、気象警報が発令された場合又は次のいずれかの基準に達した場合は作業を中止し、作業船を○○海域へ避難させます。

作業中止基準

風速10m/s以上、波高1m以上、視程2km以下

以上のほか、津波注意報が発表されたとき、海上風警報が発表されたとき、姫路港長の指示があったときにも、作業は中止とします。

(8) 事故などの緊急事態が発生した場合は、P-○の緊急連絡系統図により姫路港長に通報するとともに、作業を中断して応急措置を施します。

(9) 作業の着手前に、磁気探査工を行い、危険物は発見されていません。

なお、磁気探査資料をP-○に添付します。

(10) 姫路港長からの指示があれば、その内容に従います。

(11) ボーリング作業中は、檣上にブルーシートで養生のうえ回収缶を備え置き、作業に伴って発生する汚泥・油・廃棄物などはすべて回収し、陸上で適正に処理する、ほか、○○岸壁の当社事務所にオイルフェンス○○m・油吸着材○○kg・油処理剤○○ℓなどを備え置きしています。

(12) 海洋施設設置届は、平成○○年○○月○○日の届出済みです。

(13) ボーリング檣の頂部には、昼間は赤旗、夜間は標識灯(モールス符号、白光、毎8秒

にU(・・ー)、光度○カンデラ、光達距離○km)を設置します。

- (14) 台風接近時・海上の荒天が予測される場合は、余裕を持ってボーリング櫓を撤去し、○○岸壁へ陸揚げします。
- (15) 港内作業許可書は、現場に携行します。
- (16) 許可内容に変更が生じる場合は、事前に港内作業内容変更許可申請を行い、作業が完了した場合は、速やかに完了届を提出します。

※ 以下、使用船舶一覧表・警戒業務管理者・専従警戒要員などの一覧表・緊急連絡系統図・契約書又は発注証明の順で編集しておく。

作業許可申請書(深淺測量・潜水調査)の記入例

港内作業許可申請書

平成 年 月 日

姫路港長 殿

申請者住所 姫路市飾磨区須加294-1
氏 名 ○○建設株式会社姫路営業所
所長 須加 太郎 印

1 目的及び種類

○○岸壁築造工事の事前調査を目的とした、深淺測量・潜水調査です。
〔発注者 兵庫県中播磨県民局 姫路港管理事務所〕

2 期間及び時間

平成○年○月○日～平成○年○月○日
日出から日没までの間

3 区域又は場所

姫路港○○第○区、○○護岸前面海域(P-○、作業区域図のとおり)

4 方法

(1) 深淺測量

(作業日数:約○日、使用船舶:測量船1隻/日、警戒船1隻/日)

測量区域のうち護岸法線から○○m以内の区域は、測量船上からレッドで測量し、○○mより沖側の区域は測量船音響測探機により測量します。

測量船は、護岸上から六分儀で測量点へ誘導し、20m間隔で護岸法線に対して直角方向に沖側から5m毎の水深を測量します。

(P-○の作業状況図 参照)

(2) 潜水調査

(作業日数:約○日、使用船舶:潜水土船1隻/日、警戒船1隻/日)

護岸から○○m以内の調査区域を赤旗で明示し、潜水土船(フーカー式潜水土、1名)を使用して、護岸の水面下の状態・海底堆積物の状況などを目視調査し、工事施工上の障害物などがあれば適宜写真撮影します。

(P-○の作業状況図 参照)

5 その他

事故防止措置

- (1) 本作業の作業責任者を〇〇〇〇と定め、作業全般の安全管理に対して監督させます。
連絡先 昼間 〇〇〇-〇〇〇〇(〇〇建設(株)姫路作業所)
夜間 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇(〇〇携帯)
- (2) 施工にあたっては、毎週〇曜日に隣接施工者と工程、作業船の運航経路などを調整します。
また、作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼において、本事故防止措置を徹底するとともに、作業船には本事故防止措置の写、作業マニュアル・作業船運航管理規程・社内の指示事項などを手渡して事故防止を徹底します。
- (3) 作業の施工及び作業船の運航にあたっては、港則法・海上衝突予防法などの関連法令及び「作業船運航管理規程」に従って運航管理を行います。
- (4) 作業中は、「警戒船管理運用要領」に基づき警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶などに対して赤旗、拡声器などにより注意を喚起します。
警戒業務管理者氏名・専従警戒要員氏名・警戒船船名などは、P-〇に一覧表として添付します。
- (5) 潜水土船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げ、岸壁から入水を行う場合は、岸壁上にA旗を表す信号板と「潜水作業中」の横断幕を掲げ、潜水土とは水中電話で連絡体制を確保します。
なお、すべての作業船には当社の社旗を掲揚します。
- (6) 作業船のアンカーワイヤーの水深-〇mの位置に、アンカーブイ(黄色、俵型)を設置し水深〇m以上の可航幅を〇〇〇m以上確保しますが、アンカーワイヤーが一般船舶の航行に支障をきたすおそれがある場合は、アンカーワイヤーを緩めるか作業を一旦中止し作業船を退避させます。
- (7) 隣接する〇〇岸壁は大型船舶が入港しますので、毎日午後〇時に〇〇海運(株)担当者と作業内容及び入出港船舶の調整を行うほか、本作業の施工に関し、海域利用者に作業内容を説明し、了解を得ています。
なお、調整に係る作業船退避要領及び連絡責任者等はP-〇に添付します。
- (8) 気象の変化に留意し、気象警報が発令された場合又は次のいずれかの基準に達した場合は作業を中止し、作業船を〇〇海域へ避難させます。

作業中止基準

一般作業の場合	潜水作業の場合
風速 10m/s以上	風速 8m/s以上
波高 1m以上	波高 0.5m以上
視程 2km以下	視程 2km以下
	潮流 1ノット以上

以上のほか、津波注意報が発表されたとき、海上風警報が発表されたとき、姫路港長の

指示があったときにも、作業は中止とします。

- (9) 事故などの緊急事態が発生した場合は、P-〇の緊急連絡系統図により姫路港長に通報するとともに、作業を中断して応急措置を施します。
- (10) 作業区域を明示する旗は、作業開始前に投入し毎日作業終了時には撤去して、夜間・休工日に放置しないように管理します。
- (11) 姫路港長からの指示があれば、その内容に従います。
- (12) 港内作業許可書は、現場に携行します。
- (13) 許可内容に変更が生じる場合は、事前に港内作業内容変更許可申請を行い、作業が完了した場合は、速やかに完了届を提出します。

※ 以下、使用船舶一覧表・警戒業務管理者・専従警戒要員などの一覧表・緊急連絡系統図・契約書又は発注証明の順で編集しておく。

行事許可申請書(ヨットレース)の記入例

港内行事許可申請書

平成 年 月 日

姫路港長 殿

申請者住所 姫路市飾磨区須加294-1

氏 名 飾磨ヨットクラブ

会長 姫路 太郎

印

印

1 目的及び種類

帆走操船技術の向上及び会員相互の親睦を目的としたクルーザー型ヨットによるヨットレース

(参加予定隻数:約〇〇隻)

2 期間及び時間

平成〇年〇月〇日

午前〇時から午後〇時までの間

3 区域又は場所

姫路港〇〇区第〇区、〇〇沖合い

〇 〇灯台から〇〇〇度〇〇〇mの地点を中心とする半径〇〇〇mの円内海域
(P-〇、行事实施区域図のとおり)

4 方 法

(使用船舶:作業船1隻/日、警戒船1隻/日)

- (1) レースに先立ち、作業船を使用してスタート地点と風上側の回頭地点にマークブイ各1基を〇kgアンカーにより設置します。
(P-〇のマークブイ設置位置図、マークブイ構造図 参照)
- (2) 参加艇はレース開始の30分前までにスタート地点海域に集結します。
- (3) 参加艇は本部艇のスタート旗と汽笛による合図により、本部艇とスタート地点のマークブイを見通したスタートラインから同時にスタートし、回頭地点とスタート地点のマークブイの外側を反時計回りに2往復半帆走して、全参加艇がゴールライン(スタートラインと同じ)を通過した時点で終了とします。
- (4) レース終了後、マークブイは作業船により引揚げ撤去し、各艇はそれぞれの定係地へ帰港します。

5 その他

(1) 行事实施海域の本部艇には行事責任者〇〇〇〇を配置し、事故防止等の指揮監督にあたります。

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇〇(〇〇マリーナ、事務所)

090-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇(行事責任者、携帯電話)

(2) 行事实施中、P-〇の警戒船をレース海域周辺に配備し、接近船舶があれば赤旗、拡声器などにより注意喚起するとともに、海中転落者及び航行不能艇などの救助にあたります。

(3) 行事の実施にあたっては、港則法・海上衝突予防法などの関連法令を遵守し、本部艇と警戒船は、トランシーバーにより常時連絡設定しておきます。

(4) 気象・海象に注意し、次の基準に達した場合又は警戒船が航行出来ない場合は行事を中止します。

風速〇〇m/s 以上、波高〇m以上、視程〇km以下

このほか、津波注意報が発表されたとき、海上風警報が発表されたとき、姫路港長の指示があったときにも、行事は中止とします。

(5) 参加者全員に救命胴衣を着用させます。

(6) 事故発生など緊急時は、直ちに応急措置を講ずるとともに、P-〇の緊急連絡系統図により、姫路港長へ速やかに連絡します。

(7) レースの中止、終了時は速やか姫路港長へ電話で報告します。

(8) 同日、隣接海域でヨットレースを実施する〇〇ヨットクラブと協議し、行事海域が重複しないよう調整済です。

(9) 本行事の実施については、海域利用者に行事内容を説明し、了解を得ています。

(10) 行事实施海域の航行船舶に支障がある場合は、行事を一旦中止し安全な海域へ退避し、行事責任者が安全を確認した後に行事を再開します。

(11) 設置するマークブイには、所有者名及び連絡先を明記のうえ流出させないように維持管理しますが、流出させた場合は姫路港長に連絡し速やかに回収します。

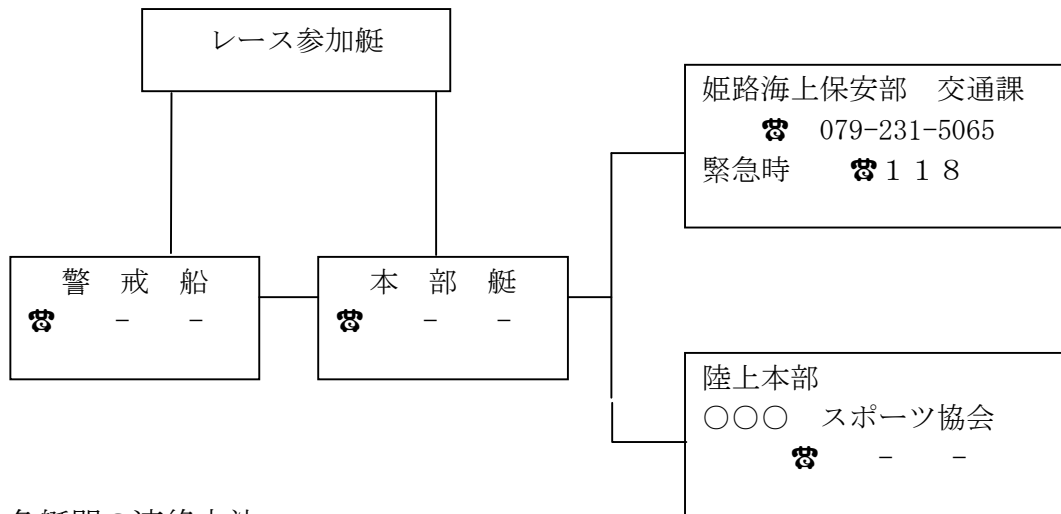
(12) レース参加艇には、次のクラブ旗、レース旗を掲揚します。

使用船舶一覧表

使用目的	船名	総トン数	馬力	乗組員	専従警戒要員	船舶検査済票番号	連絡手段
本部艇		トン	PS	名			
警戒船		トン	PS	名			
警戒船		トン	PS	名			
警戒船		トン	PS	名			

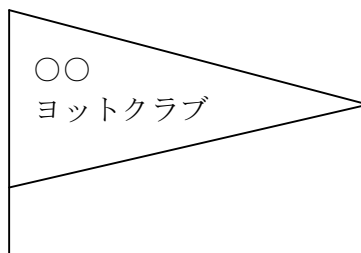
参加艇の隻数及び参加人員は、確定次第送付します。

緊急時の連絡体制



各艇間の連絡方法

視覚信号、口頭、トランシーバー
 業務無線（27MHz）
 アマチュア無線（29・50MHz）
 クラブ旗、レース旗



添付書類

位置図、マークブイの図

〇〇〇〇工事警戒船管理運用要領

1 目的

この要領は、〇〇株式会社が施工する「姫路港〇〇岸壁築造工事」の実施に際し、当社が配備する警戒船の業務を的確に実施し、もって工事施工海域及びその周辺海域における船舶交通の安全と工事の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期することを目的とする。

2 警戒船の配備

(1) 本工事の実施期間中は、〇隻の警戒船を配備する。

(2) 配備する警戒船は、次のとおりとする。

(使用する警戒船が多い場合は、「P-〇の一覧表のとおり」とする。)

船名	総トン数	速力	長さ	幅	定員	検査済票 番号	連絡手段
	トン	ノット	m	m	人		
	トン	ノット	m	m	人		
	トン	ノット	m	m	人		

(3) 配備期間及び配備時間は、次のとおりとする。

配備期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

配備時間 〇〇時～〇〇時

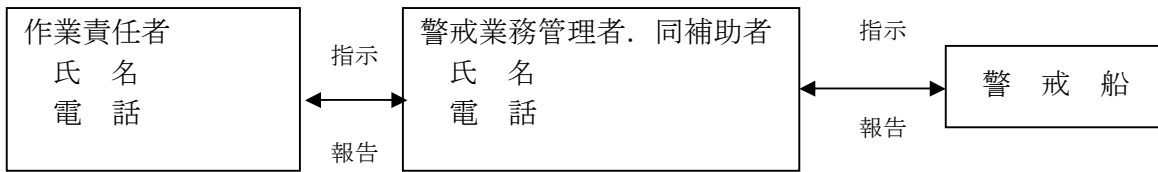
3 警戒船の指揮及び通信連絡体制

(1) 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者

① 警戒業務を的確に実施するため、次のとおり警戒業務管理者及び同補助者〇名を置く。

職名	氏名	年齢	警戒業務経験	管理講習受講証
警戒業務管理者		才	年	(受講場所)第〇〇〇号 (受講年月日)
警戒業務管理 補助者		才	年	(受講場所)第〇〇〇号 (受講年月日)
警戒業務管理 補助者		才	年	(受講場所)第〇〇〇号 (受講年月日)
警戒業務管理 補助者		才	年	(受講場所)第〇〇〇号 (受講年月日)

② 警戒船の連絡指揮系統は次のとおりとする。



(2) 警戒船の船長

(使用する警戒船が多い場合は、「P-〇の一覧表のとおり」とする。)

船名	氏名	船長経験年数	海技免状の種類
		年	
		年	

(3) 専従警戒要員

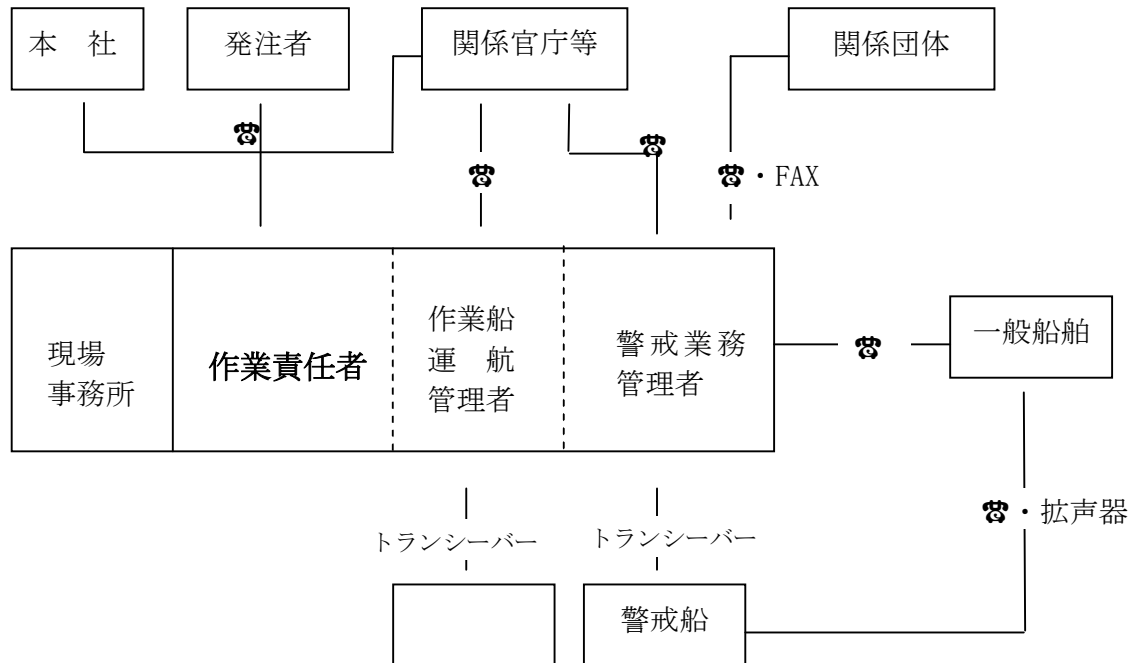
警戒船には、次のとおり警戒業務に従事する要員(以下「専従警戒要員」という。)を乗船させ、警戒業務管理者の指揮のもと、本要領に定めるところにより警戒業務の実施にあたらせる。

(従事する専従警戒要員が多い場合は、「P-〇の一覧表のとおり」とする。)

氏名	警戒業務経験	業務講習受講証
	年	(受講場所)第〇〇〇号 (受講年月日)
	年	(受講場所)第〇〇〇号 (受講年月日)

(4) 通信連絡体制

警戒業務に関する通信連絡系統は次のとおりとする。



4 警戒区域

警戒船が警戒する海域及び警戒船の配置位置は、工事作業区域周辺海域とする。

(P-〇 参照)

5 警戒船の性能及び装備

警戒船は、速力〇〇ノット以上とし、「警戒船」と表示した旗を掲げるとともに、次の機器などを装備する。

- ・ 連絡設備－電話、トランシーバー
- ・ 監視機材－双眼鏡
- ・ 注意喚起機材－赤旗(1m×1m)、汽笛(サイレン)、拡声器、探照灯
- ・ その他－海図、警戒船管理要領、緊急連絡系統図、海事法令集

6 警戒業務実施要領

(1) 警戒船は、工事・作業の現場海域付近において、次の業務を行わなければならない。

- ① 工事作業や航行制限の内容に関する情報を通行船舶へ提供すること。
- ② 工事作業に従事する船舶の交通を整理すること。
- ③ 工事作業区域に異常接近しようとする船舶に対して、注意を喚起すること。

- ④ 区域内の関連施設、工事作業従事船などに異常接近しようとする船舶の監視及び関係者へ通報すること。
 - ⑤ 工事作業区域の標識、工事・作業船、関連施設の異常の有無を監視するとともに関係者へ通報すること。
 - ⑥ 警戒区域付近で発生した海難事故に対し、人命救助・被害の拡大防止に必要な措置を行うこと。
- (2) 船長及び専従警戒要員は協力して、次の事項を実施しなければならない。
- ① 警戒業務が的確に実施できるよう、船体・機関・機器などの保全に努め、警戒業務に必要な知識の充て込み及び各種訓練を実施すること。
 - ② 部署配置表・緊急連絡系統図・作業予定表などを見えやすい場所に備え付けておくこと。
 - ③ 警戒業務記録簿を備え付け、警戒業務管理者から指示事項、入手した情報などを記録すること。
 - ④ 警戒業務管理者から、毎日、工事作業の状況・作業船運航計画・気象情報などを入手すること。
- (3) 警戒業務の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。
- ① 一般船舶に対しては、情報を伝達するなど安全航行に協力するものであり、他船に対する指示・航法上の優先権を有するものでないこと。
 - ② 警戒船は、港則法・海上衝突予防法などの関係法令を遵守して、航行の安全を確保しなければならない。
 - ③ 警戒船は、周囲の見張りを厳重にし、レーダー・双眼鏡などを活用して、工事・作業区域に異常接近するおそれのある船舶を早期に把握しなければならない。
 - ④ 緊急の場合のほかは、警戒区域を離れたり、錨泊してはならない。
- (4) 警戒の方法
- ① 警戒船は、警戒区域を適宜巡回して付近航行船舶・作業船などの運航状況を把握するとともに、標識などの関連施設の監視、気象・海象の把握を行い、毎3時間ごとに警戒業務管理者へその状況を報告しなければならない。
 - ② 工事・作業船が一般船舶の航行を妨害するおそれがある場合は、警戒業務管理者へ通報するとともに工事・作業船の交通整理を行わなければならない。
 - ③ 一般船舶が工事作業区域に異常接近するおそれがあると認められた場合は、直ちに当該船舶に近づき、赤旗を振り、拡声器・汽笛・探照灯などの適切な手段により注意を喚起しなければならない。
 - ④ 探照灯を照射する場合は、相手船を眩惑させないように使用し、危険箇所を照射するなどして、早期に相手船に危険の所在を知らせよう努めなければならない。
 - ⑤ 異常が発生した場合は、直ちに警戒業務管理者へ通報するとともに、被害の拡大防止のため必要な措置を行わなければならない。
 - ⑥ 侵入船舶があった場合は、工事・作業区域外への退避を求め、誘導するなどの措置を講ずるとともに、警戒業務管理者へ通報し必要な事項を記録しなければならない。

- ⑦ 工事・作業区域に設置された標識・工作物などの関連施設を監視し、異常を発見した場合は、その状況を警戒業務管理者に通報しなければならない。
- ⑧ 付近海域で海難が発生した場合は、直ちに現場に急行するとともに、警戒業務管理者に通報し必要な救助措置を講じなければならない。

7 警戒業務管理体制

- (1) 警戒業務管理者は、主として次の業務を行わなければならない。
 - ① 警戒業務の総括及び実施に関すること。
 - ② 警戒船の運用計画警戒業務に必要な情報を専従警戒要員に伝達すること。
 - ③ 警戒船・作業責任者・海上保安官署などとの連絡に関すること。
 - ④ 工事作業の内容を専従警戒要員に周知すること。
 - ⑤ 専従警戒要員・警戒船船長など、乗組員に対する教育・訓練に関すること。
- (2) 警戒業務管理者は、次の事項に留意し的確な業務を実施しなければならない。
 - ① 警戒業務管理者が事務所を離れる場合は、警戒業務管理補助者の中から職務代行者を指名すること。
 - ② 警戒業務管理者は、警戒船の運用を計画し、警戒船船長に指示すること。
 - ③ 警戒業務管理者は、作業責任者との連携を図り、必要な情報は相互に提供して円滑な警戒業務の実施に努めること。
なお、警戒船から通報があった事項についても、迅速・的確に処理すること。
 - ④ 工事・作業船の海難・他船の侵入・標識の流失や消灯など、海上交通の安全を阻害する事態などが発生した場合は、直ちに関係官庁へ報告すること。
 - ⑤ 警戒業務を開始するにあたっては、専従警戒要員への初任教育を行うとともに、毎月 1 回、研修・訓練を計画のうえ実施すること。
 - ⑥ 作業中の海難・他船の侵入などの事故については、後日調査・研究を行い、再発防止に努めること。
 - ⑦ 警戒業務管理者は、自ら関係法令などの知識の習得に努めなければならない。
- (3) 警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者を補佐するとともに、不在時はその職務を代行しなければならない。

第5章 港内の台風・津波対策、海難防止活動など、船舶の安全航行に関する 資料集

～ 播磨灘の安全をみんなで守りましょう！ ～

姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会規約

姫路港・相生港・赤穂港台風・津波災害防止措置実施要綱

姫路港・相生港・赤穂港台風対策実施要領

姫路港・相生港・赤穂港津波対策実施要領

(平成 26 年 3 月改正版)

姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会規約

平成26年3月7日改正

(名称)

第1条 この会は、姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 この委員会は、姫路港、相生港及び赤穂港における台風、津波等の異常気象（以下「台風等」という。）による船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 この委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、必要な措置を決定する。

台風等の来襲が予測される場合の入出港船舶及び在泊船舶の対応策の策定に関すること。

その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(委員会)

第4条 この委員会は、委員長、副委員長、委員及び海事・港湾関係者をもって構成する。

2 委員長はこの委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長は、海上保安協会姫路支部の役員のうちから支部長が指名する。

5 委員は海事・港湾関係者の中から委員長が指名する。

6 委員長は必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 この委員会は、委員長が必要と認めるとき又は姫路港長及び姫路海上保安部長（以下「港長等」という。）から要請があったときに招集する。

- 2 委員長は、台風の影響等により緊急に対策を検討する必要性があると認めるときは、常任委員会を召集し、第3条に掲げる事項について検討することができる。

(常任委員会)

第7条 常任委員会は、委員のうちから委員長が指名した委員及びオブザーバー等若干名をもって構成する。

- 2 常任委員会は、委員長が必要と認めたとき又は港長等から要請があったときに開催する。
- 3 常任委員会の決定事項は、委員会の決定事項とみなし、速やかに各委員に通知する。

(対策の実施等)

第8条 この委員会は、決定した事項を港長等に申し入れるものとする。

- 2 この委員会は、港長等が前項の申し入れに基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通報し、その実施を推進する。

(実施要綱の制定等)

第9条 この規約を実施するため、姫路港・相生港・赤穂港台風・津波災害防止措置実施要綱を定める。

- 2 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が港長等、姫路港、相生港、赤穂港各港湾管理者と協議して定める。

(規約の改正)

第10条 この規約の改正は、委員の3分の2以上の賛成により実施する。

姫路港・相生港・赤穂港台風・津波災害防止措置実施要綱

平成26年3月7日改正

(目的)

第1条 この実施要綱は、姫路港安全対策部会台風・津波対策委員会規約第9条第1項の規定に基づき、姫路港、相生港、赤穂港(以下、「姫路港等」という。)における台風・津波災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(態勢)

第2条 姫路港等における台風・津波災害防止措置の具体的な内容について、台風に関する事項は「姫路港・相生港・赤穂港台風対策実施要領」、津波に関する事項は、「姫路港・相生港・赤穂港津波対策実施要領」により規定し、港内在泊船が迅速に避難活動等に取り組める態勢等を整備するものとする。

(連絡組織)

第3条 各構成員への連絡系統は、別表1～4に定める「台風・津波対策通報連絡系統」(以下、「連絡系統」という。)のとおりとする。

2 連絡を受けた各組織の通報担当者は、速やかに連絡系統に従い次の組織に連絡するものとする。

3 連絡系統に変更があった場合には、速やかに変更内容を各系統の関係者に通報するものとする。

(異常気象に対する措置)

第4条 台風、津波以外の「異常に発達した低気圧に関する情報」等にかかる措置については、「姫路港・相生港・赤穂港台風対策実施要領」に準じて措置することができるものとする。

姫路港・相生港・赤穂港台風対策実施要領

平成26年3月7日改正

1 目的

この要領は、台風又は発達した低気圧(以下、「台風等」という。)が姫路港、相生港、赤穂港(以下、「姫路港等」という。)に影響を及ぼすおそれがある場合における船舶の対応措置区分及び船舶に対する避難勧告等の伝達方法等について定めることを目的とする。

2 対応措置区分及び措置内容

区分	発令基準	措置内容
警戒態勢	台風等が播磨灘に接近するおそれがあり、姫路港等が強風域に入ることが予想されるとき。	各船舶は台風等の動向に留意し、必要に応じて乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。 関係先との連絡手段を確保すること。
大型船等避難態勢	姫路港等が台風の暴風域に入るおそれがあるとき。 (台風の勢力、進路速力により変動するが、台風最接近の概ね24時間以上前)	総トン数1万トン以上の船舶は、原則として港外へ避難すること。 総トン数1万トン未満の船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないように避難準備を開始すること。 総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせること。 修繕中の船舶等は、係留の強化、保船要員の確保等保船に万全に措置をとること。 工事作業船等は、作業を中止し安全な場所へ避難すること。
全船舶避難態勢	姫路港等が台風の暴風域に入るおそれが高いとき。 発達した低気圧により姫路港等に在泊する船舶に重大な影響が及ぶおそれがあるとき。	すべての船舶は、安全な場所へ避難し、保船等万全の措置をとること。
解除	姫路港等が台風等の影響圏外になったと判断されるとき。	避難した船舶は、気象の状況、港内の状況等に留意し避難態勢を解除できる。

注1：委員会における対応処置区分の検討は、別紙の「台風対応処置区分の検討手順」によるものとする。

注2：港長等は、姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会における「警戒態勢」、「大型船舶避難態勢」又は「全船舶避難態勢」の決定を受けて、港則法の規定に基づく「警戒勧告」、「大型船舶避難勧告」又は「全船舶避難勧告」(以下、「勧告」という。)について検討し発出することとなる。

注3：船舶が避難勧告に応じない場合で、港長等が当該船舶の港内在泊が港内の安全確保に著しく支障があると認めたときは、港則法第37条第3項及び第37条の5の規定に基づき港長等から移動若しくは退去命令が出されることがある。

3 台風情報の早期入手及び事前の関係者との調整

船舶及び船舶運航者・岸壁管理者・荷役責任者などは、台風接近のおそれがある場合は、テレビ、ラジオ、インターネット及び次表の情報入手手段等により情報を収集し、台風避難にかかる必要な措置について事前に関係者間で調整を図っておくこと。

種 類	周 波 数 等	
海上保安庁の 無線放送 和英併用で放送	無線電話	呼出名称 こうべほあん おおさかマーチス 使用電波 16 / 12 c h
M I C S ホームページ	姫路海上保安部M I C S (沿岸域情報提供システム)に 掲載	

4 勧告等の情報伝達方法

(1) 情報伝達手段

イ 姫路港・相生港・赤穂港台風・津波災害防止措置実施要綱別表1～4「台風・津波対策通報連絡系統」により電話、FAX又はメールにより伝達する。

ロ 各組織の通報担当者は、関係船舶及び船舶運航者等に勧告内容について周知徹底する

ハ 上記のほか、次表のとおり情報伝達される。

伝達手段	伝 達 方 法
M I C S ホームページ	姫路海上保安部M I C S (沿岸域情報提供システム)に 掲載される。
無線電話	こうべポータルラジオ(国際VHF神戸海岸局)から、問 合せのあった船舶に伝達される。
巡視船艇	姫路海上保安部の船艇より拡声器等により周知される。

(2) 情報伝達の内容

勧告等の情報は、別添「情報伝達例文(台風)」の内容で伝達する。

5 避難場所

避難船舶の整頓を図るため、下記の避難場所を推奨する。

- イ 総トン数 1,000 トン以上の船舶 各港の沖合
- ロ 総トン数 1,000 トン未満の船舶 各港の沖合及び防波堤内水域

6 通信手段の確保

避泊した船舶は、無線の常時聴取或いは船舶電話等通信手段を確保する。

台風対応処置区分の検討手順

(1) 委員会・常任委員会開催準備

事務局（姫路海上保安部）は、姫路における台風の予想最接近時刻に注意を払い、予想最接近時刻の概ね 30 時間前から 3 回分（30 時間前、27 時間前、24 時間前）の台風情報を入手する。

この台風情報入手のタイミングが夜間、休日となりそうな場合は、事前に委員長と相談して前後に調整する。

(2) 委員会・常任委員会開催

上記台風情報の 2 回目の入手後に委員会又は常任委員会を開催する。

下記基本原則をベースに、台風の大きさ、予想される風向などを勘案して取るべき態勢の検討を行い、決定した対応処置区分を港長に申し入れる。

・ 姫路が予報円中央部に位置する場合		
	暴風圏内に入る可能性が高い	全船舶避難態勢
・ 姫路が予報円外縁部及び暴風警戒域に位置する場合		
	暴風圏内に入る可能性がある	大型船等避難態勢
・ 姫路が台風の強風域に位置する場合		警戒態勢
	（強風域の外縁部に位置する場合、申し入れなしとすることも検討）	

2 回分の情報では判断が定まらない場合、3 回目の台風情報によって判定する判定基準を設定し、3 回目の情報で判断を確定する。

判定基準の例

- (例 1) 3 回目の情報で、これまでの予想進路より北に振れた場合は全船舶避難態勢、これまでの予想進路と同じ或いは南に振れた場合は大型船避難態勢とする。
- (例 2) 3 回目の情報で、これまでの予報よりも勢力が発達するとの予報が出た場合は大型船等避難態勢、これまでの予報と同じ或いは弱まるとの予報が出た場合は警戒態勢とする。

F A X 送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話 0 7 9 - 2 3 1 - 5 0 6 5						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達 願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

警 戒 勧 告

TYPHOON/LOW PRESSURE ALERT RECOMMENDATION BY LAW

姫 路 港 長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

台風____号(発達した低気圧)の接近に伴い、港則法第37条第4項及び同法第37条の5の規定に基づき、姫路港・相生港・赤穂港在泊船舶に対し下記の措置をとるよう勧告します。

勧告日時: _____年(Y) _____月(M) _____日(D) _____: _____ JST

記

- 1 船舶は台風等の動向に留意し、必要に応じて乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。
- 2 関係先との連絡手段を確保すること。

Typhoon No. _____ (developed low pressure) is approaching.

1. All ships are requested to monitor the movement of the typhoon and take appropriate actions for immediate evacuation such as having the crew and engine ready.
2. All ships are requested to maintain contact with their agents.

F A X送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話079-231-5065						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達 願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

大型船等避難勧告

EVACUATION RECOMMENDATION BY LAW FOR LARAGE VESSELS

姫路港長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

台風____号の接近に伴い、港則法第37条第4項及び同法第37条の5の規定に基づき、
姫路港・相生港・赤穂港在泊船舶に対し台風接近までに下記の措置をとるよう勧告します。

勧告日時: _____年(Y) _____月(M) _____日(D) _____: _____ JST

記

- 1 総トン数1万トン以上の船舶は、原則として港外へ避難すること。
- 2 総トン数1万トン未満の船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないよう避難準備を開始すること。
- 3 総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせること。
- 4 修繕中の船舶等は、係留の強化、保船要員の確保等保船に万全の措置をとること。
- 5 工事作業船等は、作業を中止し安全な場所へ避難すること。

Typhoon No. _____ is approaching.

1. Vessels 10,000 G/T or more are requested to move out of the port limit.
2. Vessels less than 10,000 G/T are requested to be ready for evacuation.
3. Vessels more than 1,000 G/T are requested not to enter the port.
4. Vessels under repair are requested to take appropriate actions such as increasing mooring lines.
5. Work boats are requested to stop their work and evacuate to a safe place.

F A X 送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話 0 7 9 - 2 3 1 - 5 0 6 5						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

全 船 舶 避 難 勧 告

EVACUATION RECOMMENDATION BY LAW FOR ALL VESSELS

姫 路 港 長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

台風____号の接近に伴い、港則法第37条第4項及び同法第37条の5の規定に基づき、姫路港・相生港・赤穂港在泊船舶に対し台風接近までに下記の措置をとるよう勧告します。

勧告日時: _____年(Y) _____月(M) _____日(D) _____: _____ JST

記

すべての船舶は、安全な場所に避難し、保船等万全の措置をとること。

Typhoon No. _____ is approaching.

All vessels are requested to evacuate to a safe place and take appropriate actions against the typhoon.

F A X送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話079-231-5065						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

警戒勧告解除

CANCELLATION OF TYPHOON/LOW PRESSURE ALERT RECOMMENDATION BY LAW

姫路港長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

姫路港・相生港・赤穂港が台風____号(発達した低気圧)の影響圏外となったので、下記時刻をもって警戒勧告を解除します。

Typhoon No.____ has passed. (The low pressure has passed.)

Typhoon/Low Pressure Alert Recommendation was cancelled in Himeji port, Aioi port, Ako port at the following time.

記

解除日時: _____年(Y) _____月(M) _____日(D) _____: _____ JST

F A X 送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話 0 7 9 - 2 3 1 - 5 0 6 5						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達 願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

避難勧告解除

CANCELLATION OF EVACUATION RECOMMENDATION BY LAW

姫路港長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

姫路港・相生港・赤穂港が台風____号の影響圏外となったので、下記時刻
をもって避難勧告を解除します。

Typhoon No.____ has passed.

Evacuation Recommendation was cancelled in Himeji port, Aioi port, Ako port
at the following time.

記

解除日時: _____年(Y) _____月(M) _____日(D) _____: _____ JST

姫路港・相生港・赤穂港津波対策実施要領

平成26年3月7日改正

1 目的

この要領は、津波発生時において、姫路港、相生港、赤穂港（以下、「姫路港等」という。）在港船舶等が、姫路港長及び姫路海上保安部長（以下、「港長等」という。）から発せられる勧告（以下、「勧告」という。）区分に対応した船舶の措置内容及び勧告の伝達方法等について定めることを目的とする。

2 勧告区分及び措置内容

港長等は、次表のとおり気象庁から発表される注意報、警報の種類に応じて勧告を発出することになっている。

船舶及び船舶運航者等は、地震発生情報を入手したときは速やかにテレビ、ラジオ、携帯電話、メール、ワンセグ放送、ウェザーサ-ビス等あらゆる手段を用いて気象庁発表の津波情報を収集し、港長等からの勧告が伝達されない場合においても勧告に対応した措置を講じるものとする。

気象庁が発表する警報・注意報の種類	港長等が発出する勧告区分	措置内容
津波注意報 (予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。)	津波警戒勧告	1 一般船舶 津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。 2 危険物船 津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策を講じること。更に、必要のある場合は荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。
津波警報 大津波警報 (津波警報：予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。 大津波警報：予想される津波の高さが3	津波避難勧告	在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し次のとおり対応すること。 1 一般船舶 (1) 速やかに荷役・作業を中止し、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域へ避難すること。 (2) 修繕中の船舶等は、係留の強化を行うなど保船に万全の措置をとること。 (3) 小型船舶は、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域への避難又は乗組員等の陸上避難に余裕のある範囲で係留強化等流出防止措置を講じること。

大津波警報：予想される津波の高さが3mを超える場合。）		に余裕のある範囲で係留強化等流出防止措置を講じること。 2 危険物船 直ちに荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。
津波注意報、津波警報、大津波警報解除	港長等が港内の安全を確認した後、津波警戒勧告、津波避難勧告を解除する。	入港する船舶は、港内の航行規制等の状況を把握し、安全に留意すること。

注1：上記勧告解除後においても、港長等は、状況に応じて、「航行自粛勧告」「航行制限」「航泊禁止」の措置を講じることがあるので留意すること。

注2：措置内容における「一般船舶」とは、危険物船以外の船舶をいい、「危険物船」とは港則法に基づく危険物積載船舶をいう。

3 勧告等の情報伝達方法

(1) 情報伝達手段

イ 姫路港・相生港・赤穂港台風・津波災害防止措置実施要綱別表1～4「台風・津波対策通報連絡系統」により電話、FAX又はメールにより伝達する。(通信連絡系統の被害がなく使用可能な場合に限る。)

ロ 各組織の通報担当者は、関係船舶及び船舶運航者等に勧告内容について周知徹底する。

ハ 上記のほか、次表のとおり情報提供される。

伝達手段	伝達方法
無線電話等	イ 第五管区海上保安本部から ・国際VHF(使用電波16/12ch)にて放送される。 ・委員会構成員に対し一斉にFAX送信される。 (いずれも南海トラフを震源域とする地震津波に伴う「津波避難勧告」に限る。) ロ こうべポートラジオから国際VHF(使用電波16/11ch)により、問合せのあった船舶に伝達される。
MICSホームページ	姫路海上保安部MICS(沿岸域情報提供システム)に掲載される。
巡視艇等	姫路海上保安部の船艇より拡声器等により周知される。

注：大規模地震・津波の襲来により、停電又は通信手段の確保が困難となることも想定し、日頃から、荷役作業開始前に船陸間において津波発生時における情報入手及び避難措置等について確認に努めること。

(2) 情報伝達の内容

勧告等の情報は、別添「情報伝達例文(津波)」の内容で伝達する。

4 避難場所

(1) 船舶の大きさ、運航状態等により対応が異なることから、在泊船舶は津波の高さ、津波到達予想時刻等を勘案のうえ、乗組員の生命の安全を第一に考慮し避難場所を選定すること。

(2) 港外に避難する船舶は、播磨灘航路や明石海峡航路など船舶交通が輻輳する海域などを除いた場所において、津波到達予想時刻、緊急離岸に要する時間、速力等を勘案し、十分な水深が確保された安全な海域を海図などから事前に確認しておくこと。

5 本要領の船陸関係者各個マニュアル等への反映、訓練の実施等

本委員会関係者は、本要領に基づく所要の措置について、関係船舶及び関係事業所等の津波対応マニュアル等に反映するとともに、津波防災訓練の実施等により、船陸関係者の津波被害を最小限に食い止めるための態勢を確立するよう努めるものとする。

F A X 送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話079-231-5065						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

津波警戒勧告

TSUNAMI ALERT RECOMMENDATION BY LAW

姫路港長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

気象庁から兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたので、港則法第37条第4項及び同法第37条の5の規定に基づき、姫路港・相生港・赤穂港在泊船舶に対し下記のとおり勧告します。

勧告日時: _____年(Y) _____月(M) _____日(D) _____: _____ JST

記

各船舶は、津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。

危険物積載船については、必要がある場合は荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域に避難すること。

Tsunami Advisory for ports in Hyogo Prefecture has been issued. All vessels are requested to obtain information about the tsunami, and take appropriate actions such as increasing mooring lines and having the engine ready for immediate maneuver. All vessels with dangerous cargo are requested to stop their cargo work and evacuate to a safe place outside the port limit.

F A X 送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話079-231-5065						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達 願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

津波避難勧告

TSUNAMI EVACUATION RECOMMENDATION BY LAW

姫路港長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

気象庁から兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報(大津波警報)が発表されたので、港則法第37条第4項及び同法第37条の5の規定に基づき、姫路港・相生港・赤穂港在泊船舶に対し下記のとおり勧告します。

勧告日時: _____年(Y) _____月(M) _____日(D) _____: _____JST

記

- 1 在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し対応すること。
- 2 一般船舶は、速やかに荷役・作業を中止し、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域へ避難すること。
- 3 修繕中の船舶等は、係留の強化を行うなど保船に万全の措置をとること。
- 4 小型船舶は、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域への避難又は乗組員等の陸上避難に余裕のある範囲で係留強化等流出防止措置を講じること。

Tsunami Warning for ports in Hyogo Prefecture has been issued. All vessels are requested to take appropriate actions to ensure the safety of the crew, and to evacuate to a safe place if it is advisable.

F A X 送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話 0 7 9 - 2 3 1 - 5 0 6 5						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

航行自粛勧告

NO NAVIGATION RECOMMENDATION BY LAW

姫路港長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

地震津波の到来に伴い船舶交通の危険を防止するため、港則法第37条第4項及び同法第37条の5の規定に基づき、下記時刻をもって姫路港・相生港・赤穂港に発出している津波避難勧告を航行自粛勧告に切り替えます。

Evacuation Recommendation was changed to No Navigation Recommendation in Himeji port, Aioi port, Ako port at the following time.

記

切換日時：_____年(Y)_____月(M)_____日(D) _____:_____ JST

F A X 送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話079-231-5065						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

津波警戒勧告解除

CANCELLATION OF TSUNAMI ALERT RECOMMENDATION BY LAW

姫路港長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

下記時刻をもって姫路港・相生港・赤穂港の津波警戒勧告を解除します。
Tsunami Alert Recommendation was cancelled in Himeji port, Aioi port, Ako port at the following time.

記

解除日時: _____年(Y) _____月(M) _____日(D) _____: _____ JST

F A X 送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話079-231-5065						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

津波避難勧告解除 CANCELLATION OF TSUNAMI EVACUATION RECOMMENDATION BY LAW

姫路港長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

下記時刻をもって姫路港・相生港・赤穂港の津波避難勧告を解除します。
Tsunami Evacuation Recommendation was cancelled in Himeji port, Aioi port, Ako port at the following time.

記

解除日時： _____年(Y) _____月(M) _____日(D) _____: _____ JST

F A X 送信表		平成	年	月	日	時	分
宛先	姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会 関係各位 報道機関 各位						
発信者	姫路海上保安部交通課 電話079-231-5065						
台風・津波対策委員会各位におかれましては、連絡系統により関係船舶に伝達願います。報道機関におかれましては、周知にご協力をお願いします。							

航行自粛勧告解除

CANCELLATION OF NO NAVIGATION RECOMMENDATION BY LAW

姫路港長
Captain of the Port, Himeji
姫路海上保安部長
Chief, Himeji Coast Guard Office

下記時刻をもって姫路港・相生港・赤穂港の航行自粛勧告を解除します。
No Navigation Recommendation was cancelled in Himeji port, Aioi port,
Ako port at the following time.

記

解除日時： _____年(Y) _____月(M) _____日(D) _____ : _____ JST